

令和7年度財務省政策評価書

令和8年6月

財務省

目 次

○ 令和7年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み	7
2. 財務省の政策評価のスケジュール	8
3. 「令和7年度実績評価書」の概要	8
参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（令和7年度版）	11
参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表	12
参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表	14
参考4 「政策の目標」と関連する行政事業レビュー対象事業一覧表	15
参考5 東日本大震災対応（概要）－令和7年度における主な取組状況－	17
参考6 デジタル化への取組－令和7年度における主な取組状況－	19

II 「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標 6目標）

総合目標1（財政）	25
総合目標2（税制）	35
総合目標3（財務管理）	39
総合目標4（通貨・金融システム）	48
総合目標5（世界経済）	55
総合目標6（財政・経済運営）	73

（政策目標 24目標）

政策目標1（健全な財政の確保）

政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	78
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	93
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	97
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	105
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）	110
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）	113

政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標2－1（賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）	118

政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	128
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）	149

政策目標 3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）	167
政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	194
<u>政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）</u>	
政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）	202
政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）	215
<u>政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）</u>	
政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）	223
政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進）	230
政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）	241
<u>政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）</u>	
政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）	268
政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）	296
政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）	323
<u>（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）</u>	
政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）	329
政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）	342
政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）	350
政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）	358
政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）	365
Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）	375
○ 規制の政策評価	379
○ 租税特別措置等に係る政策評価	421
○ 参考資料	
令和 7 年度において実施したアンケート調査の概要	433
用語集	435

○ 令和 7 年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和5年3月28日一部変更）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（令和7年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年3月に、翌年度に行う政策についての実施計画（事前分析表も含みます。）を策定・公表（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行性を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

3. 「令和7年度実績評価書」の概要

(1) 目標

令和7年度は、「令和7年度政策評価実施計画」（令和7年3月策定）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）－定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1－1－1－A－1」：施策1－1－1（政策目標1－1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

（注3）各目標の「担当部局名」欄の第一番目に記載した課等が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当です。

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内

容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

ロ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和7年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標1－1～1－6の6目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標2－1

（注） 政策目標2－2～2－4の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和8年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標3－1～3－4の4目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標4－1及び4－2の2目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標5－1～5－3の3目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）

政策目標6－1～6－3の3目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標7－1～11－1の5目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和7年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」、評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合には「×」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

（注）上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和7年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政（総合目標 1）

我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリ・バランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリ・バランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることが目指すとの財政健全化目標について、その達成に向けた、経済再生を図りながら、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標 2）

コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現することの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標 3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標 4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標 5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標 6）

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指すし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保（政策目標 1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標 2）

- 2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標 3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクリージャーの推進及び機関に対するチェック機能の実施
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標 4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標 5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標 6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

各政策分野の目標（政策目標）

政策の基本目標（総合目標）

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	1	2	○	○	○	○
	2	コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	2	—	—	○	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	5	—	—	○	○
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指す、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	2	○	○	○	○
小 計			11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	—	—	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—	—
	2-1	賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	2	2	4	○	○	○	○

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	8	10	18	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	—
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	○	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	2	0	2	2	—	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	9	3	12	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	5	6	6	12	—	—	○	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	7	8	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	○	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	4	4	○	—	○	○
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—	
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—	
小 計			67	45	80	125				
合 計			78	46	95	141				

※ 施政方針演説(所信表明演説含む)：第221回国会（令和8年2月20日高市総理大臣）、第219回国会（令和7年10月24日高市総理大臣）
第217回国会（令和7年1月24日石破総理大臣）、第216回国会（令和6年11月29日石破総理大臣）
第214回国会（令和6年10月4日石破総理大臣）

財政演説：第221回国会（令和8年2月20日片山財務大臣）、第219回国会（令和7年10月24日片山財務大臣）
第217回国会（令和7年1月24日加藤財務大臣）、第216回国会（令和6年12月9日加藤財務大臣）

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

「政策の目標」の評定結果一覧表

参考3

【総合目標】

		評定
1	財政	A
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	A

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B
1-2	必要な歳入の確保	A
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

「政策の目標」と関連する行政事業レビュー対象事業一覧表

「政策の目標」		行政事業レビュー事業名（予算事業ID）
総 1	我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	
総 2	コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。	
総 3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	
総 4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	
総 5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	
総 6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	
政1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	・ 財政制度等に関する調査（001419） ・ 旅費等実態調査（001420）
政1-2	必要な歳入の確保	
政1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	
政1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	
政1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	
政1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	
政2-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	・ 諸外国の税制に関する調査（001358）
政3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	
政3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	

「政策の目標」		行政事業レビュー事業名（予算事業ID）
政3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査（001369） ・ 公務員宿舍の建設等及び維持管理に必要な経費（001370） ・ 普通財産管理処分経費（001372） ・ 特定国有財産の整備（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）（001374） ・ 特定国有財産の整備（一般会計）（001407）
政3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	
政4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	・ 通貨に関する調査・研究（001376） ・ 貨幣の製造に必要な経費（001377）
政4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	
政5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	
政5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	・ 世界税関機構（WCO）アジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）に係る拠出（005636） ・ 国際刑事警察機構（ICPO）に係る拠出（021467）
政5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	・ 取締機器等調査研究経費（001379） ・ 税関監視艇整備運航経費（001380） ・ X線検査装置整備等経費（001381） ・ 大型X線検査装置整備等経費（001382） ・ 埠頭監視カメラ整備等経費（001383） ・ 麻薬探知犬整備等経費（001384）
政6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	
政6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	・ アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出（001385） ・ アジア開発銀行日本奨学金制度（JSP）への拠出（001386） ・ 世界銀行開発政策・人材育成基金（PHRD）への拠出（001387） ・ 国際金融公社包括的日本信託基金（CJTF）への拠出（001389） ・ 多数国間投資保証機関（MIGA）基金への拠出（001390） ・ 米州開発銀行日本特別基金（JSF）への拠出（001391） ・ アフリカ開発銀行開発政策・人材育成基金（PHRDG）への拠出（001392） ・ アフリカ開発銀行（AfDB）マルチドナー基金への拠出（001393） ・ 欧州復興開発銀行日本・EBRD協力基金（JECF）への拠出（001394） ・ 国際通貨基金日本管理勘定 技術支援への拠出（001395） ・ 国際通貨基金日本管理勘定 奨学金制度への拠出（001396） ・ 東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局拠出金（001397） ・ 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（AMRO）拠出金（001398） ・ 経済協力開発機構任意拠出金（金融・環境・開発分野）（001399） ・ アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）への拠出（001400） ・ 経済協力開発機構（OECD）租税政策・税務行政センター等の行う税務関連事業に対する拠出（001401） ・ アジア開発銀行国内資金動員信託基金への拠出（001402） ・ 関税協力理事会関税協力基金（CCF）への拠出（001403） ・ 関税協力理事会関税協力基金（CCF）模倣品・海賊版拡散防止への拠出（001404） ・ 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資（001406） ・ アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（001408） ・ 米州投資公社出資金（005638） ・ 国際刑事警察機構（ICPO）技術支援への拠出（021600）
政6-3	日本企業の海外展開支援の推進	
政7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（001409） ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（001410） ・ 国民一般向け業務（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金）（001413）
政8-1	地震再保険事業の健全な運営	・ 地震再保険事業（001411）
政9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	・ 国家公務員共済組合連合会等助成費（001412）
政10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	
政11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	

（注）本表記載の事業以外に、「政策の目標」のいずれにも関連しない行政事業レビュー対象事業があります。

東日本大震災等への対応（概要） ー令和 7 年度における主な取組状況ー

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和 7 年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

復興財源については、令和 8 年度以降も引き続き、復興を推進していくため、復興財源確保法を改正し、財源確保の対象期間や復興債の発行期間等を延長しました。

また、令和 8 年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第 3 期復興・創生期間の初年度において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上しました【政策目標 1－1（施策1-1-1）】。

被災自治体等の事務負担軽減を推進し、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました【政策目標 1－3（施策1-3-2）】。

2. 国有財産

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5 件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました【政策目標 3－3（施策3-3-3）】。

3. 政策金融

東日本大震災や令和 6 年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を以下のとおり確保しました。

- ①東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成 23 年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施。
- ②令和 6 年能登半島地震については、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の 100%を保証する「セーフティネット保証 4 号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化。

上記の施策を講じた結果、令和 7 年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が 1 億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が 710 億円になるとともに、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」の実績が 36 億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証 4 号」等に係る保険引受額が 336 億円になりました【政策目標 7－1（施策7-1-1）】。

4. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和8年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和7年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など253件のソリューション提供が行われました【政策目標4－2（施策4-2-2）】。

(2) たばこ・塩事業

令和6年能登半島地震によって被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。【政策目標11－1（施策11-1-2）】。

デジタル化への取組

ー令和 7 年度における主な取組ー

財務省は、行政のデジタル化の推進への対応として、令和 7 年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、大学等において多数の説明会（オンライン形式も含む）を実施し、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標 1－1（施策 1-1-2）】。

国の財務書類の作成・公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説した資料（国の財務書類のポイント及び「国の財務書類」からみる財政）を作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました【政策目標 1－6（施策 1-6-1）】。

2. 税制

令和 7 年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和 6 年度税制改正に続いて解説動画も作成し、財務省公式 YouTube チャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS などを通じた情報提供を積極的行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました【政策目標 2－1（施策 2-1-1）】。

将来世代の担い手である若年層の税制への関心を高め、税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「みんなの暮らしを守る！「税金」と「防災」の関係について調べよう」のコンテンツを作成しました。

国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和 7 年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式 YouTube チャンネルで公開しました。

税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。

なお、各種の広報の取組については、財務省の公式 X でも積極的に発信しました【政策目標 2－1（施策 2-1-2）】。

3. 国債

海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様なニーズを持つ投資家が国債市場に参加することは、国債の売買がいずれか一方に偏ることを防ぎ、市場を安定させる効果があること、また、海外投資家の中には中央銀行、年金積立金の運用機関、生命保険会社等、国債の安定的な保有を見込むことができる投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外 I Rを実施しました。具体的には、継続的な投資や長期安定的な保有が見込める投資家を重視する観点から、オンライン形式も併用しつつ、基本的には対面での個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握、及び情報提供を行いました【政策目標 3－1（施策 3-1-3）】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる 5 G 基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5 G 基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者による BOX 型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました【政策目標 3－3（施策 3-3-1）】。

公共随契による売却等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標 3－3（施策 3-3-3）】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、C B D C について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「C B D C に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、令和 6 年の中間整理に続き、第 2 次中間整理を行いました。その後、連絡会議の下に設置している「幹事会」において幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行い、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました【総合目標 4（テーマ 4-2）】。

6. 貿易

「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P A に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に関しては、日タイ E P A についても令和 7 年 6 月（日本からの輸出は令和 7 年 11 月）から運用を実施しております。また、A S E A N については、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標 5－2（施策 5-2-1）】。

途上国の税関行政近代化への取組については、令和 7 年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85 件の研修及びセミナーを実施しました【政策目標 5－2（施策 5-2-2）】。

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をA Iで解析し、業務支援として活用しました【政策目標5－3（施策5-3-1）】。

税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。また、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5－3（施策5-3-3）】。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標5－3（施策5-3-5）】。

8. 国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関当局に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました【政策目標6－2（施策6-2-4）】。

9. 地震再保険

財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、国民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました【政策目標8－1（施策8-1-2）】。

10. 共済手続き

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用する方針のもと、当初予定をしていた共済手続の標準化等の取組のほか、

- ・申請届出に係るシステムの導入の検討が進んでいない共済組合に対して当該サービスの翌年度からの導入のための関係各所との調整等を行ったこと
- ・20 共済組合を集めた共済手続のデジタル完結に関する意見交換会を開催してデジタル完結のボトルネックとなる点の抽出を図り解決策・処理案を提示したこと
- ・上記意見交換会の実施に伴い、共済事務方に係る関係者間でパイプをつなぎデジタル完結に向けた意思疎通を行いやすくしたこと

など、共済手続のデジタル完結へ向けた様々な取組を行いました【政策目標9－1（施策9-1-2）】。

Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書

- 総合目標 1：我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和 7 年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、1,289.9 兆円（対 GDP 比 192.8%）に達すると見込まれます。

特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとともに、2025年度から2027年度までの 3 年間、「骨太の方針2024」の「経済・財政新生計画」で示された歳出改革努力を継続することとされています。その際、EBPMによるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底することとされています。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総1-1：2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 8 年 2 月 20 日）
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和 8 年 2 月 20 日）

	○「令和 7 年度予算編成の基本方針」(令和 6 年 12 月 6 日閣議決定) ○「令和 8 年度予算編成の基本方針」(令和 7 年 12 月 9 日閣議決定) ○「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和 7 年 1 月 24 日閣議決定) ○「令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和 8 年 1 月 23 日閣議決定) ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 7 年 8 月 7 日経済財政諮問会議提出) ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 8 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)

総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評価

A 相当程度進展あり

評価の理由

令和 7 年度においては、総合経済対策に係る歳出の追加等があり、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和 8 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出)(以下「中長期試算(令和 8 年 1 月)」といいます。)によれば、令和 7 年度の国・地方のプライマリーバランス(対 GDP 比)は▲1.0% となることを見込まれています。

令和 8 年度予算については、「令和 8 年度予算編成の基本方針」に基づき、「骨太の方針 2025」等における重要政策課題に加え、高市内閣が掲げる「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進しており、社会保障関係費について、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとともに社会保障関係費以外についても経済・物価動向等を適切に反映しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保するよう努めました。このような中、令和 8 年度予算では、国の一般会計において、経済状況の改善が見込まれること等を反映し、税収を 83.7 兆円と見込んでおり、令和 7 年度当初予算額と比較して税収が 5.9 兆円増加したほか、予算全体のメリハリ付け等を通じて、新規国債発行額を 2 年連続で 30 兆円未満に抑え、公債依存度も低下させたほか、28 年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するなど、財政の持続可能性にも十分配慮した経済財政運営を行ってきました。

また、「経済・財政新生計画」や「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」等に基づき全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組み、持続可能な社会保障制度の確立を進めました。

中長期試算(令和 8 年 1 月)においては、債務残高対 GDP 比は、2025 年度から 2026 年度、更にはその後の期間においても着実に低下する姿となり、国・地方のプライマリーバランス(SNA ベース)についても改善が続き、2026 年度には、プライマリーバランス目標を掲げた 2001 年度以降で最も改善した形となり、歳入と歳出が概ねバランスした姿を実現するとともに、2027 年度

	以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示されました。 以上を踏まえたテーマ 1-1 の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、本総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。 ただし、上述の中長期試算における国・地方のプライマリーバランスの見通しは、2026年 1 月時点のデータを基に試算されたものであり、近年、大規模な補正予算が常態化する中で、経済状況の変化や追加的な対応が生じた場合の影響等によって変化する可能性があることに留意が必要です。債務残高対 GDP 比は依然として高い水準にある中、引き続き、「責任ある積極財政」の考え方にに基づき経済財政運営を行い、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく必要があります。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑えていくことが重要です。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 我が国は、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱えており、財政の長期的な持続可能性を維持し、我が国の財政に対する信認を維持していくためには、歳出構造の更なる平時化を進めるとともに、歳出・歳入両面の改革を着実に推進し、「強い経済」の実現を図りながら歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む必要があると考えています。

テーマ	総1-1：2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定量的な測定指標		
[主要] 総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す
	実績値	
(目標値の設定の根拠) 「骨太の方針2025」において、「骨太の方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、引き続き経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされているためです。		

(参考)			
国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2026(令和8)年度(見込み)	▲0.1%(▲0.8兆円)	2026(令和8)年度(見込み)	186.6%
2025(令和7)年度	▲1.0%(▲7.0兆円)	2025(令和7)年度	192.8%
2024(令和6)年度	▲1.8%(▲11.3兆円)	2024(令和6)年度	193.5%
2023(令和5)年度	▲2.1%(▲13.2兆円)	2023(令和5)年度	197.3%
2022(令和4)年度	▲3.5%(▲20.5兆円)	2022(令和4)年度	202.8%
2021(令和3)年度	▲5.8%(▲33.5兆円)	2021(令和3)年度	202.7%
2020(令和2)年度	▲9.1%(▲50.5兆円)	2020(令和2)年度	202.8%
2019(令和元)年度	▲2.6%(▲14.8兆円)	2019(令和元)年度	186.6%
2018(平成30)年度	▲1.9%(▲10.9兆円)	2018(平成30)年度	184.8%
2017(平成29)年度	▲2.2%(▲12.2兆円)	2017(平成29)年度	182.2%
2016(平成28)年度	▲2.8%(▲15.6兆円)	2016(平成28)年度	181.9%
2015(平成27)年度	▲2.8%(▲15.6兆円)	2015(平成27)年度	179.2%
(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)			

目標の達成度		□
目標の達成度の判定理由	上記総合目標の「評定の理由」に記載のとおり、我が国の財政状況は着実に改善する姿が示されていることから、達成度は「□」としました。ただし、上述の中長期試算における国・地方のプライマリーバランスの見通しは、2026年1月時点のデータを基に試算されたものであり、近年、大規模な補正予算が常態化する中で、経済状況の変化や追加的な対応が生じた場合の影響等によって変化する可能性があることに留意が必要です。債務残高対GDP比は依然として高い水準にある中、引き続き「責任ある積極財政」の考え方にに基づき経済財政運営を行い、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、マーケットからの信認を確保していく必要があります。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要です。	

定性的な測定指標	
[主要] 総1-1-B-1: 社会保障・税一体改革の継続的な実施と持続可能な社会保障制度の確立	
(目標の内容)	
社会保障・税一体改革(用語集参照)を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下「骨太の方針2018」といいます。)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化の両立に取り組みます。具体的な改革項目と	

しては、「経済・財政新生計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。

（目標の設定の根拠）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化を両立させることが重要です。このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進めることが必要です。さらに、「骨太の方針2025」では、「骨太の方針2024」で定められた「経済・財政新生計画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、全世代型社会保障の実現に向けた取組を進めることとされています。これらを踏まえ、令和8年度予算における社会保障関係費につきましては、現役世代の保険料負担を含む国民負担を軽減する観点から、市場価格を反映した薬価改定や高額療養費制度の見直しなど、様々な制度改革・効率化努力を積み重ねることにより、実質的な伸びを高齢化による増加分に抑えた上で、診療報酬改定における今後の物価・賃上げ対応や、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定における現場で働く方々の処遇改善など、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとともに、「経済・財政新生計画」や「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組み、持続可能な社会保障制度の確立を進めました。

このように、社会保障・税一体改革の着実な実施と持続可能な社会保障制度の確立に取り組んだことから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価

a 相当程度進展あり

評価の理由

以上のとおり、目標に向けた取組を実施し、測定指標はいずれも「□」であることから、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。なお、債務残高対GDP比は依然として高い水準にあるため、引き続き「責任ある積極財政」の考え方にに基づき経済財政運営を行い、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、マーケットからの信認を確保していく必要があります。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を

高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要です。

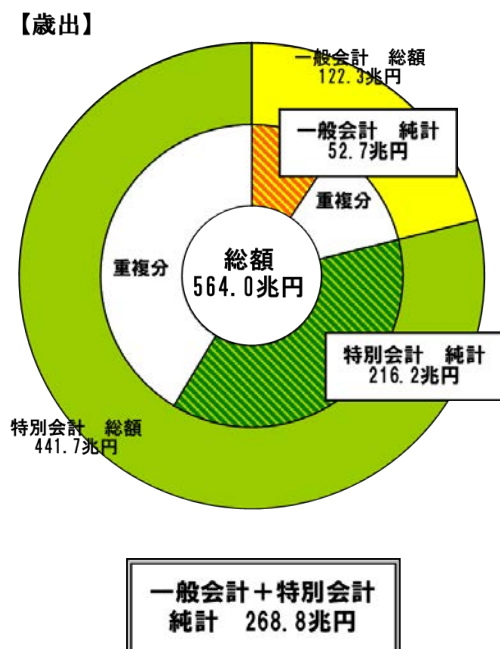
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」 ○参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和 8 年度）」 ○参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」 ○参考指標 4 「公債残高の累増」 ○参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」 ○参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」 ○参考指標 7 「国及び地方の公債等残高対 GDP 比の推移」 ○参考指標 8 「国及び地方の財政収支の推移」 ○参考指標 9 「国民負担率の状況」 ○参考指標 10 「令和 7 年度補正予算（第 1 号）の概要」

総 1－1 に係る参考情報

参考指標 1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/04.pdf)

参考指標 2：一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和 8 年度）



(出所) 主計局総務課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

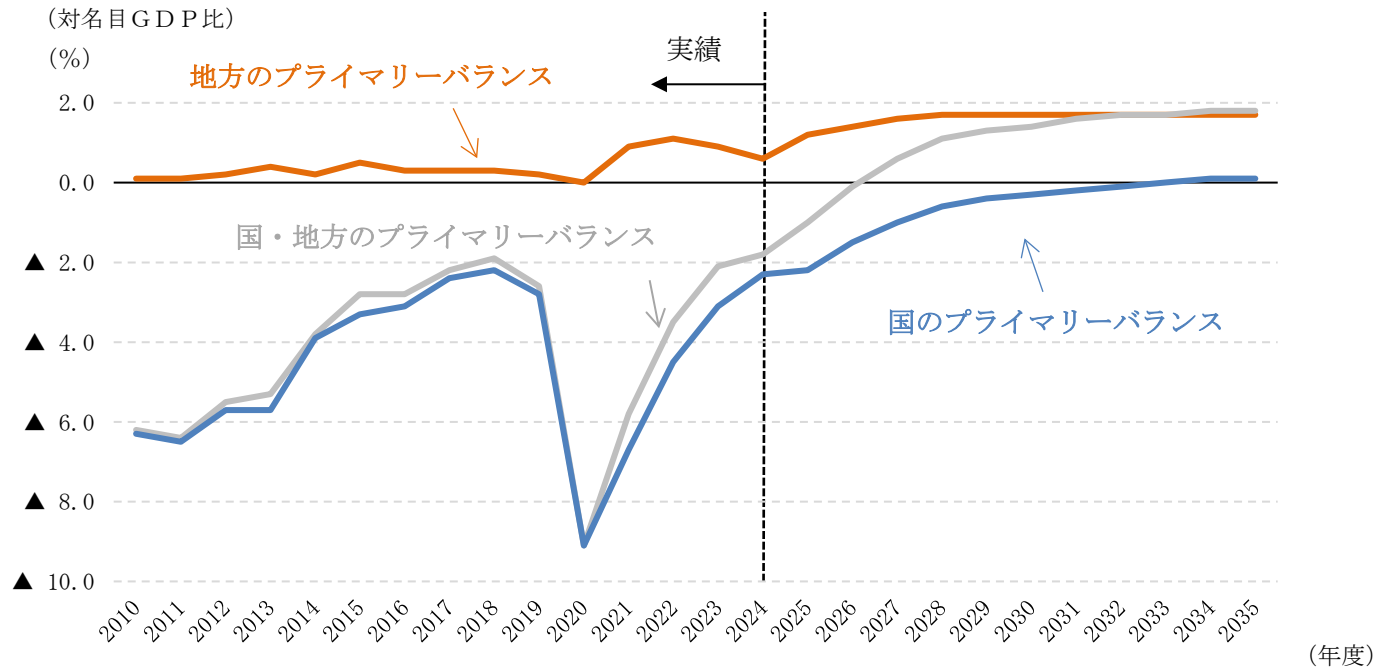
参考指標 3：公債発行額、公債依存度の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/04.pdf)

参考指標 4：公債残高の累増

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/04.pdf)

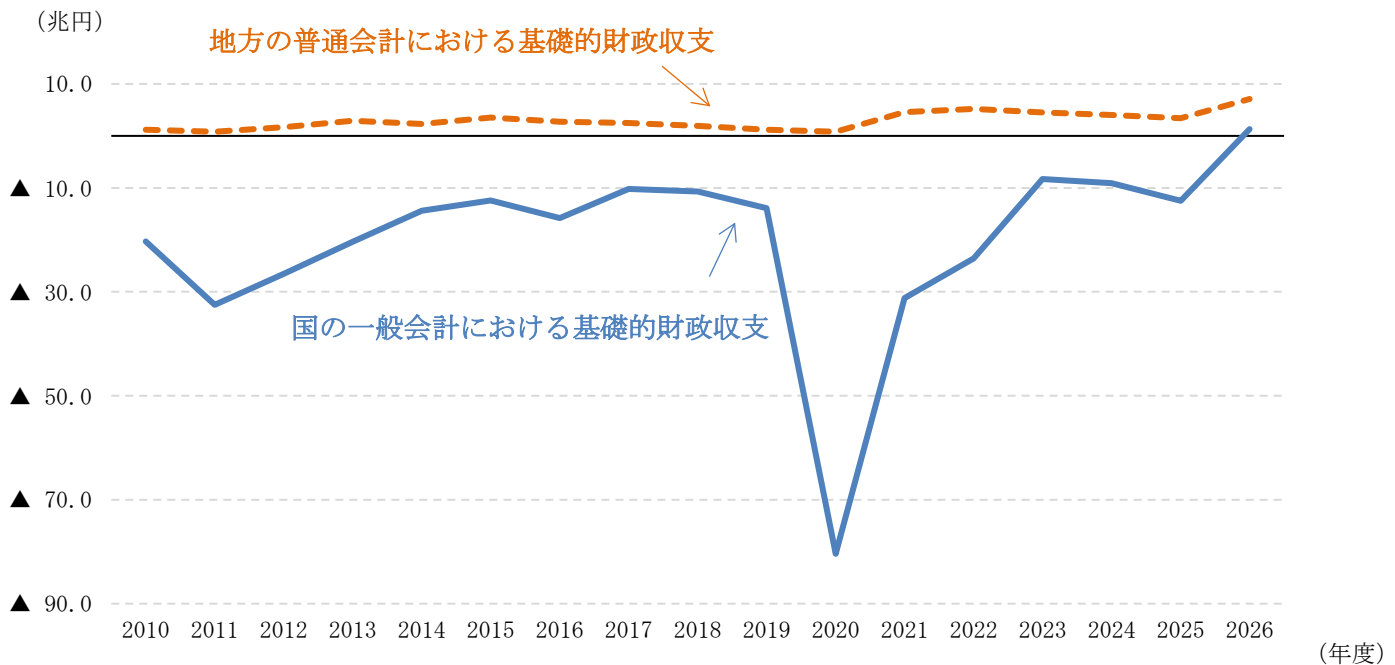
参考指標 5：国及び地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 8 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出)(成長移行ケース)より
財務省主計局調査課作成

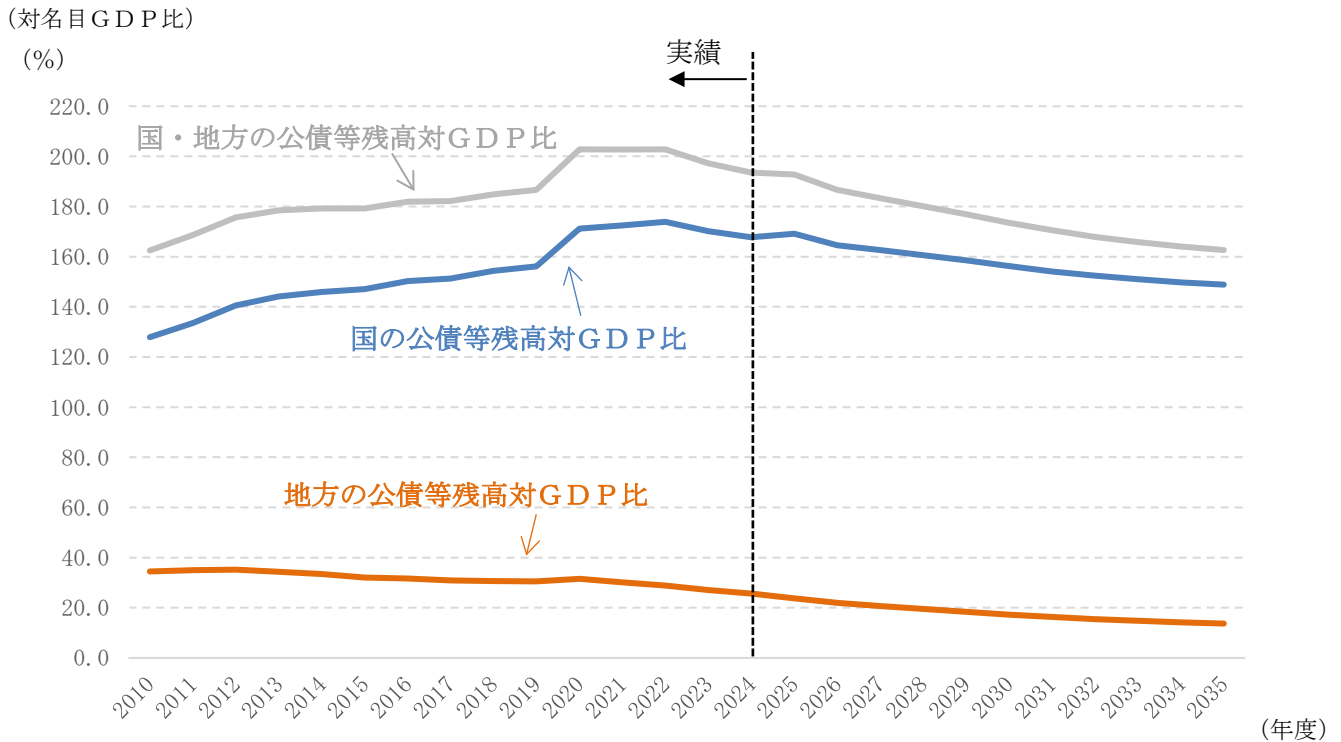
(注) 上記の数値は、国民経済計算に基づき、また、復旧・復興対策、GX 対策及び AI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベース

参考指標 6：一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 8 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出)より
財務省主計局調査課作成

参考指標 7 : 国及び地方の公債等残高対 GDP 比の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 8 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出)(成長移行ケース)より
財務省主計局調査課作成

(注) 上記の数値は、復旧・復興対策、GX 対策及び A I・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベース

参考指標 8 : 国及び地方の財政収支の推移

(<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/shisan/2601hontai.pdf>)

参考指標 9 : 国民負担率(対国民所得比)の状況

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202603a.pdf>)

参考指標 10 : 令和 7 年度補正予算(第 1 号)の概要

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/hosei251128c.pdf)

評価結果の反映

中長期試算(令和 8 年 1 月)においては、債務残高対 GDP 比は、2025 年度から 2026 年度、更にはその後の期間においても着実に低下する姿となり、国・地方のプライマリーバランスについても改善が続き、2026 年度には、プライマリーバランス目標を掲げた 2001 年度以降で最も改善した形となり、歳入と歳出が概ねバランスした姿を実現するとともに、2027 年度以降も一定の黒字幅となることが見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示されました。一方で、債務残高対 GDP 比は依然として高い水準にあることのほか、上記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。

我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高

	対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑え、その達成に向け、「強い経済」の実現を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	○ プライマリーバランスについても債務残高対GDP比についても、インフレによる影響を受けていることは否めず、一旦改善したからと言って、手綱を緩めてはいけないと思う。 ○ 「今後の変化に留意が必要である」という旨がまさに一番のポイントであると思うので、財政健全化を引き続き着実に進めていただきたい。 ○ マーケットの様々なデータを通じて、財政規律についても議論すべきではないかと思う。
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifua_n2026/04.pdf 等
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	令和8年度予算については、「令和8年度予算編成の基本方針」に基づき、「骨太の方針2025」等における重要政策課題に加え、高市内閣が掲げる「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進しており、社会保障関係費について、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとともに、社会保障関係費以外についても経済・物価動向等を適切に反映しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保するよう努めました。このような中、令和8年度予算では、国の一般会計において、経済状況の改善が見込まれること等を反映し、税収を83.7兆円と見込んでおり、令和7年度当初予算額と比較して税収が5.9兆円増加したほか、予算全体のメリハリ付け等を通じて、新規国債発行額を2年連続で30兆円未満に抑え、公債依存度も低下させたほか、28年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するなど、財政の持続可能性にも十分配慮した経済財政運営を行ってきました。 また、「経済・財政新生計画」や「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組み、持続可能な社会保障制度の確立を進めました。

総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、 主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

- 総合目標 2 : コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、
(税制) 経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すこととされています。 税制については、「骨太の方針2025」等を踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「骨太の方針2025」においては、物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、EBPMの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針	○ 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和8年2月20日） ○ 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和8年2月20日） ○ 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」（令和7年10月24日） ○ 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和7年1月24日） ○ 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和7年1月24日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定） ○ 「諮問」（令和6年1月25日税制調査会） ○ 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定） ○ 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定） ○ 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）

総合目標 2 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げることとしました。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設することとしたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行うこととしました。このほか、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行うこととしました。 これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。 令和 7 年度は上述のような対応を行い、テーマ 2-1 の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 令和 8 年度税制改正は、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を、税制改正プロセスにおける各府省等との議論において活用すること等により、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。

テーマ 総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

取組内容 上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標

〔主要〕 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討

(目標の内容)

経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。

(目標の設定の根拠)

税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。

目標の達成度

□

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 8 年度税制改正では、上記総合目標の「評価の理由」に記載のとおり税制改正を行うこととし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。

また、税制調査会においては、令和 7 年 11 月の総会における内閣総理大臣の発言も踏まえ、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視

	点からの議論が行われるとともに、3つの専門家会合（E B P M、長寿税制、納税環境整備）の下で、租税特別措置（研究開発税制等）の検証や、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策、経済社会のデジタル化と税務執行上の課題への対応に向けた議論が行われました。 更に、国際課税については、OECD/G20「B E P S 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、国際的な議論に積極的に貢献しました。 今後も引き続き、「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	令和8年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。 また、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。 更に、OECD/G20の「B E P S 包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「税収比率の推移」 ○参考指標2「一般会計税収の推移」 ○参考指標3「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】

総 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：税収比率の推移

年度	平成11	12	13	14	15	16	17
%	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4
年度	18	19	20	21	22	23	24
%	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	45.2
年度	25	26	27	28	29	30	令和元
%	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9	61.0	57.7
年度	2	3	4	5	6	7（補）	8（予）
%	41.2	46.3	53.7	56.5	61.2	60.4	68.5

（出所）予算書・決算書を基に主税局総務課で作成

（注）令和6年度以前は決算額、令和7年度は補正後予算額、令和8年度は予算額による。

参考指標 2：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標 3 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲 (総 1 - 1 : 参考指標 1)】

評価結果の反映	「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和 8 年度税制改正の着実な実施、令和 9 年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」 等				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 7 年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和 8 年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に国会で成立しました。 更に、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。				
総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）		政策評価実施時期	令和 8 年 6 月	

- 総合目標 3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和 7 年度には1,289.9兆円（対GDP比192.8%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。 このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。 また、財政投融资（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進していきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

- | |
|---------------------|
| 総3-1：適切な国債管理政策を実施する |
| 総3-2：財政投融资を適切に活用する |
| 総3-3：国有財産の有効活用を推進する |
| 総3-4：国庫金の適正な管理を行う |

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和 8 年 2 月 20 日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済・財政新生計画改革実行プログラム2025」（令和 7 年 12 月 25 日経済財政諮問会議決定）

	○「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」(令和 6 年12月26日経済財政諮問会議決定) ○「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025(改訂版)」(令和 7 年12月25日経済財政諮問会議決定) ○「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」(令和 5 年12月21日経済財政諮問会議決定) ○「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年11月21日閣議決定) ○「第 1 次国土強靱化実施中期計画」(令和 7 年 6 月 6 日閣議決定) ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年11月22 日閣議決定) ○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年11月19日閣議決定) ○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年12月11日閣議決定)

総合目標 3 についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	テーマ 3-1 から 3-4 までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。 すべてのテーマについて評定が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。 特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫(用語集参照)内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画(用語集参照)を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標 3 の目標達成に有効であると考えています。

テーマ	総3-1：適切な国債管理政策を実施する

取組内容	国債管理政策においては、確実かつ円滑な国債発行により、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保することを目的としています。こうした観点を踏まえつつ、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しによる国債の安定的な発行の確保、国債市場の流動性の維持・向上、個人や海外投資家を含めた投資家層の多様化による国債の保有構造の安定化等の課題に取り組みます。

定性的な測定指標	
[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営	
(目標の内容) 市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。	
(目標の設定の根拠) 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。	

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 国債発行計画は、市場に対し、今後 1 年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。 令和 7 年度においては、令和 7 年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。国債市場においては、令和 7 年 4 月以降、超長期債について他の年限に比して大きく金利上昇する動きが見られ、その背景として当時の金融環境における投資家の動向や我が国の財政を取り巻く状況の反映など、様々な要因が指摘されました。そうした状況の下、市場との対話を踏まえ、令和 7 年 6 月 23 日に令和 7 年度国債発行計画を変更し、超長期債の発行額等を減らす一方、減額分については、2 年債や短期国債の増額及び個人向け販売分の上振れ実績の反映を行うなど機動的に対応しました。また、令和 7 年度補正予算編成に伴い、令和 7 年 11 月 28 日に令和 7 年度国債発行計画を変更しました。新規国債（建設国債及び特例国債）は増加（対当初比 11.7 兆円増）した一方で、借換債等が減額したことにより、国債発行総額は 189.6 兆円（対当初比 12.7 兆円増）となりました。また、消化方式別発行額については、市場環境等を踏まえ、カレンダーベース市中発行額のうち短期国債を 6.3 兆円増額するとともに、令和 8 年度の償還に充てるために、令和 7 年度中に前倒して発行することになっていた借換債の減額等により 6.4 兆円増額することにより対応しました。 令和 8 年度国債発行計画については、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。 引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

テーマ	総3-2：財政投融資を適切に活用する
取組内容	財政投融資については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査を行ったうえで、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。また、政策コスト分析や実地監査等を実施することで、ディスクロージャーの推進や、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。さらに、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）による財務の健全性の確保に努めます。

定性的な測定指標	
	【主要】 総3-2-B-1：各年度の財政投融資計画の編成
	（目標の内容） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、財政投融資計画（用語集参照）を編成します。
	（目標の設定の根拠） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 8 年度財政投融資計画の策定にあたっては、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしました。その結果、令和 8 年度財政投融資計画の規模は、190,180 億円（7 年度計画比 56.1% 増）となりました。 また、令和 7 年度財政投融資計画補正においては、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）を踏まえ、44,777 億円の追加を行いました。 そのほか、同年度の財政融資資金運用計画において、医療需要の変化等に加え、物価高騰の影響も受けて厳しい状況に直面している医療・福祉事業者からの資金需要に対応するため、独立行政法人福祉医療機構に対する財政融資資金を 973 億円、令和 7 年度補正予算（第 1 号）の成立等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、地方公共団体に対する財政融資資金を 11,006 億円増額手当て（弾力追加）しました。 上記のとおり、令和 8 年度財政投融資計画の策定及び令和 7 年度財政投融資計画補正を

	行うとともに、令和 7 年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融資を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。

テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	令和 8 年度財政投融資計画については、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしました。また、令和 7 年度財政投融資計画補正においては、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）を踏まえ、44,777 億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、973 億円、11,006 億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

総 3－2 に係る参考情報

財政投融資計画及び計画残高の推移

(単位: 億円)

区 分		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
財政融資						
	当初計画	164,488	127,099	102,868	97,511	127,162
	改定計画	186,143	145,380	125,157	132,817	
	実 績	129,275	80,586	86,640		
	年度末残高	1,183,781	1,153,114	1,128,095		
産業投資						
	当初計画	3,262	4,298	4,747	4,799	5,003
	改定計画	3,262	5,028	5,052	7,499	
	実 績	2,559	3,276	4,415		
	年度末残高	67,264	70,189	72,597		
政府保証						
	当初計画	21,105	31,290	25,761	19,507	58,015
	改定計画	17,305	31,390	26,018	38,257	
	実 績	10,396	24,459	20,065		
	年度末残高	249,143	243,293	228,713		
財政投融資合計						
	当初計画	188,855	162,687	133,376	121,817	190,180
	改定計画	206,710	181,798	156,227	178,573	
	実 績	142,230	108,321	111,120		
	年度末残高	1,500,188	1,466,596	1,429,404		

(出所) 理財局財政投融資総括課調

(注 1) 令和 5 年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、令和 6 年度政策評価書の計数と異なっている。

(注 2) 令和 6 年度の実績の計数は、6 年度の決算時の見込値である。

(注 3) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(参考) 財政投融资計画残高において、政府保証債は額面金額（政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額）で計上している。

テーマ	総3-3：国有財産の有効活用を推進する
取組内容	国有財産は国民の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進します。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 総3-3-B-1：国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況
	（目標の内容） 国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、地域のニーズを踏まえた国と地方公共団体の庁舎の整備など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な国有地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。
	（目標の設定の根拠） 最適な形で国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	国公有財産の最適利用を推進するための地方公共団体との保有施設の状況等に関する情報共有のほか、有用性が高く、希少な土地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で活用を図るとともに、介護・保育分野における地方公共団体等の要望に応じた売却、定期借地権の活用による貸付けなど、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形で有効活用に取り組みました。また、既存ストックの有効活用による国有財産の適正な管理運営に取り組みました。 引き続き、社会経済や国有財産を巡る環境変化を踏まえつつ、最適な形で国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	地方公共団体と連携しながら国公有財産の最適利用を推進しているほか、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形で有効活用のための施策に取り組んでいます。 また、管理処分手続きに関する公文書を適切に管理するなど、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。 以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	○参考指標 1 「社会福祉分野等における国有財産の活用実績」 ○参考指標 2 「留保財産の取組状況」

総 3－3 に係る参考情報

参考指標 1：社会福祉分野等における国有財産の活用実績 (単位：件)

	売却件数	定期借地貸付件数
保育関係	98	72
介護関係	55	73
障害者関係	46	8
医療関係	16	1

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 売却件数は令和 7 年度末までの合計を記載し、定期借地貸付件数は令和 7 年度末時点で貸付中の件数を記載している。

参考指標 2：留保財産の取組状況 (単位：件)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
選定件数	60	61	63	63	57

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注 1) 各年度の件数は、国有財産地方審議会へ諮問し、適当である旨の答申がなされた日を基準として算出している。

(注 2) 令和 7 年度末の選定件数が減少したのは、留保財産の選定後の事情変更等を踏まえた再精査を実施したことによる。

テーマ	総3-4：国庫金の適正な管理を行う
取組内容	国庫金の管理においては、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行うこと等により、国庫金の管理を効率的に行います。また、国庫金の取扱事務を担う日本銀行を適正に監督することにより、出納の正確性を確保します。これらの取組により、国庫金の適正な管理を行います。

定性的な測定指標

〔主要〕 総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理

(目標の内容)

国庫金の管理を効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

(目標の設定の根拠)

国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。 出納の正確性については、国庫原簿（用語集参照）と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。 引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達

成度は「□」としました。	
テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (国債管理政策) 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。 (財政投融资) 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 (国有財産の有効活用) 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。 (国庫金の管理) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (国債管理政策) 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。 (財政投融资) 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。 (国有財産の有効活用) 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。 (国庫金の管理) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。

総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

- 総合目標 4 : 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理(通貨・金融システム)を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。

財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。

人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタルイゼーションを背景に、国内外で金融規制改革や金融技術革新が急速に進展しています。

こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。

加えて、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDC(中央銀行デジタル通貨：用語集参照)を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度(用語集参照)の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総4-1：金融システムの安定を確保する

総4-2：通貨に対する信頼を維持する

関連する内閣の基本方針

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)

総合目標 4 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 令和 7 年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。

テーマ	総4-1：金融システムの安定を確保する
取組内容	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、国内外での金融規制改革や金融技術革新の進展を踏まえながら、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行うとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。

定性的な測定指標	
[主要] 総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組	
(目標の内容)	
金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。	
(目標の設定の根拠)	
金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。	

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国内金融機関の自己資本比率」 ○参考指標 2 「国内金融機関の不良債権比率・残高」

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：国内金融機関の自己資本比率

(単位：%)

	令和 4 年 3 月期	5 年 3 月期	6 年 3 月期	7 年 3 月期	8 年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 15.72 (国内基準行) 11.56	(国際統一基準行) 14.92 (国内基準行) 11.34	(国際統一基準行) 16.50 (国内基準行) 11.42	(国際統一基準行) 17.07 (国内基準行) 11.46	(国際統一基準行) 16.44 (国内基準行) 11.42
地域銀行	(国際統一基準行) 13.41 (国内基準行) 9.71	(国際統一基準行) 13.94 (国内基準行) 9.98	(国際統一基準行) 15.39 (国内基準行) 10.07	(国際統一基準行) 13.45 (国内基準行) 10.23	(国際統一基準行) 13.90 (国内基準行) 10.16

(出所)「主要行等の令和 8 年 3 月期決算の概要」(令和 8 年 6 月金融庁)

(https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260610-2/20260610.html)

「地域銀行の令和 8 年 3 月期決算の概要」(令和 8 年 6 月金融庁) (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260610-3/20260610.html>)

(注 1) 小数点第 2 位の数は、四捨五入による。

(注 2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラストグループ、りそなホールディングス、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注 3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラストグループを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行及び名古屋銀行を指す。(ただし、令和 4 年 3 月期までは、北國銀行は国際統一基準行)。

参考指標 2 : 国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位 : 兆円、%)

		令和 4 年 3 月期	5 年 3 月期	6 年 3 月期	7 年 3 月期	8 年 3 月期
主要行等	不良債権残高	3.4	3.2	3.9	2.9	3.0
	不良債権比率	0.9	0.8	0.9	0.7	0.6
地域銀行	不良債権残高	5.5	5.6	5.7	5.5	5.4
	不良債権比率	1.8	1.8	1.7	1.6	1.5
全国銀行	不良債権残高	8.9	8.8	9.6	8.4	8.0 (注2)
	不良債権比率	1.3	1.2	1.3	1.1	1.0 (注2)

(出所) 「主要行等の令和 8 年 3 月期決算の概要」(令和 8 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260610-2/20260610.html>)

「地域銀行の令和 8 年 3 月期決算の概要」(令和 8 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260610-3/20260610.html>)

「令和 7 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)」(令和 8 年 2 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20260227.html>)

(注 1) 不良債権残高は金融再生法開示債権 (用語集参照) 残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注 2) 令和 7 年 9 月期の数値を記載。

(注 3) 小数点第 1 位の数は、四捨五入による。

(注 4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ	総4-2 : 通貨に対する信頼を維持する
取組内容	通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDCを含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

定性的な測定指標

[主要] 総4-2-B-1 : 通貨に対する信頼を維持するための取組

(目標の内容)

通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

(目標の設定の根拠)

通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

目標の達成度

□

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 7 年度においては、日本銀行と連携して、日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中に製造計画を改定しました。

その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。

また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。こうした取組を進める中で、国内において偽造 1 万円銀貨が発見されたことを受け、当該偽造貨の特徴について金融機関等に対して情報提供を行い、注意喚起を実施しました。併せて報道発表を通じて国民に対しても広く注意喚起を行いました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。

このほか、通貨制度を所管する一環として、CBDC について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDC に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、令和 6 年の中間整理に続き、第 2 次中間整理を行いました。その後、連絡会議の下に設置している「幹事会」において幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行い、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました。

(注) 財務省ウェブサイト

「令和 7 年度日本銀行券製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2025ginnkoukennkeikaku.html>

「令和 7 年度貨幣製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2025kaheikeikaku.html>

「令和 7 年度貨幣製造計画＜改定＞」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2025kaheikeikaku-kaitei-2.html>

上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施により連携強化を図りました。さらに、国内において偽造 1 万円銀貨が発見されたことを受け、報道発表を通じた国民への注意喚起等を行いました。これらの取組により通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めつつ、C B D Cを含め、通貨の在り方についても検討しました。こうした取組は引き続き行う必要があります。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (金融システムの安定を確保するための取組) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢： 「主要行等の令和 8 年 3 月期決算の概要」(金融庁) 「地域銀行の令和 8 年 3 月期決算の概要」(金融庁) 「令和 7 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)」(金融庁)

前年度の政策評価結果の 政策への反映状況	(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。

総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

- 総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、(世界経済) 世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング (マネロン)、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際協調において主導的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」	
	総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針	○ 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「総合的な T P P 等関連政策大綱」 (令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定) ○ 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定) ○ 「インフラシステム海外展開戦略2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定) ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」 (令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)

総合目標 5 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	G 7（用語集参照）、G 20（用語集参照）プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、国際貿易の秩序ある発展等を図るための取組を推進しました。特に、国際情勢が変容する中で、米国との関税協議に関する合意の一環として日米政府の戦略的投資イニシアティブへの対応を行った他、重要鉱物等のサプライチェーン強靱化の観点を含め日本企業の海外展開支援や、対内直接投資審査制度の高度化に取り組むなど、経済安全保障上重要な取組を通じて我が国経済の健全な発展に貢献しました。その上で、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G 7、G 20等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。また、ASEAN+3（用語集参照）等の地域金融協力を推進することは、我が国を含めた域内の経済・金融の安定を促し、地域全体の強靱性の強化に貢献するものです。 開発途上国の経済社会の発展に向けては、国際協力機構（JICA）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（JBIC）の出融資等といったツールを活用していきます。質の高いインフラ投資、債務問題、国際保健や防災といった我が国が重点政策と位置づけるグローバルな課題では、G 20各国や国際金融機関等の多様な主体と連携していきます。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。）を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。 WTO（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。 経済安全保障の確保に向けた様々な取組が求められる中、JBICを通じて日米政府の戦略的投資イニシアティブへの対応等を行っております。また、重要鉱物等を含むサプライチェーンの強靱化についても、国際的な連携や官民の協働を通じて、様々な政策措置の検討を加速化し、我が国経済の安定的な発展に資する取組を進めています。加えて、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、対内直接投資審査制度を高度化するものです。

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	外国為替市場の安定、また、その前提となる国際金融システムの安定を確保し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するためには、世界経済に大きな影響を与える米国、中国、欧州の政治経済の動向や、ロシアのウクライナ侵略、中東、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、開発途上国における貧困、パンデミック、気候変動を始めとする地球環境問題、マネロンやテロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題の解決を図るべく、国際社会が連携することが必要です。また、国際情勢が変化する中、ルールに基づく国際秩序と多国間主義という、国際連携の基盤となる基本的価値を堅持する取組に参画し、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に対しては国際社会の責任ある一員として毅然と対応することが不可欠です。こうした観点から、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への支援を強力に推進するとともに、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化します。 このため、引き続きG 7（用語集参照）やG 20（用語集参照）における議論に貢献し主導的役割を果たすとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係を更に深化・拡大させていきます。その際、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。 また、ODA等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、令和元年6月に日本議長下のG 20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG 20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるように国際的な議論に引き続き積極的に参画し、インフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。 さらに、「インフラシステム海外展開戦略2030」で掲げられた、令和12年に約45兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標を踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。 併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。

定性的な測定指標	
	【主要】総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画 （目標の内容） 世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	□
実績及び 目標の達成度の 判定理由	国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。 【G 7・G20等】 G 7では、カナダ議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るために協調して行動し、ロシアへの圧力強化に係る共同声明の発出等、G 7で連携を図りました。また、世界経済・金融市場の動向、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、国際課税、金融犯罪等の幅広い議題について、活発な議論を行い、G 7で協働し取組を進めました。令和 8 年 1 月以降は、フランス議長下において、グローバルインバランス等の世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画したほか、緊迫する中東情勢に対応して、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、G 7が緊密な連携を続けていくとのメッセージを迅速に発信しました。 G20では、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中で、南アフリカ議長が優先テーマとした世界経済・金融市場の動向やアフリカの成長促進、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やMDBs（国際開発金融機関：用語集参照）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、途上国の債務問題について、「共通枠組」の実施強化や債務透明性の向上など今後の更なる行動への決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」など、G20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、令和 7 年 12 月以降の米議長下の G20では「成長の阻害要因への対処」「グローバルインバランスの是正」等の議論に積極的に貢献しています。 令和 8 年 1 月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組を G 7や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和 8 年 3 月には「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」を策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。 【IMF】 IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を担う国際機関です。 本年度も、令和 7 年 6 月及び令和 8 年 3 月の IMF 専務理事訪日や IMF 幹部との政策対話等の機会を通じて、現下の日本の経済政策及び世界経済、IMF 政策等について率直な意見交換を行いました。令和 8 年 3 月開催の財務省主催国際シンポジウムでは、IMF 専務理事から「変容する世界経済の下での IMF の役割と日本への期待」について講演する場を設け、IMF と日本が一層連携を強化して世界経済、国際金融に係る諸課題の解決に貢献していく旨のメッセージを発信いただきました。 また、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題の解決に一層効果的

に対応できるよう、長期的視点に立ち、IMFのガバナンス及び役割に係る議論に貢献しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、将来のクォータ・ガバナンス改革に係る議論を導くための原則の令和8年春会合までの策定に向けた議論に、積極的かつ建設的に貢献しました。加えて、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金基盤強化に対して日本は自発的貢献を表明するなど、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和7年10月に韓国・仁川にて開催されたAPEC財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢のほか、イノベーション、デジタル金融、財政・金融政策サステナブル・ファイナンス、金融のデジタル化及び災害リスクファイナンス等の議論に参画するとともに、今後5年間のロードマップである「仁川プラン」の策定に貢献しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発政策において重点政策と位置づけるテーマをMDBsの政策に反映させることにより、主要出資国としてMDBsの業務運営に積極的に参画しました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- ・ 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本－EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- ・ アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。
- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバーエコノミー、農業を優先分野として、令和8年3月に米州開発銀行（IDB）の

日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000万ドルの貢献を行いました。

【ウクライナ支援】

ウクライナ支援では、令和5年4月のIMF及び国際復興開発銀行 (IBRD) への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行の基金に令和8年3月までに125億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資 (ERAローン)」について、令和7年6月、JICAとウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に2,784.5億円を供与済 (令和8年3月末時点) であり、着実に支援を実施しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第1号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関 (MIGA) のウクライナ復興・経済支援 (SURE) 信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に1,000万ドルを追加拠出しました。加えて、令和5年12月に合意された、EBRDのウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第2位の出資国として参画し、令和7年9月には第2回目の払込みを行いました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

(目標の内容)

ASEAN+3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN+3 (用語集参照) 等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。

【ASEAN+3】

令和7年度のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、令和8年1月からの共同議長国としての各種取組を含め、地域金融協力の推進に向けた議論を主導しました。

- ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、令和7年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」のオペレーション開始に向けた契約書改訂に合意したほか、その資金構造の強化に向けた議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。また、共同議長国としては、CMIMの実効性の更なる向上に向けた議論を推進しています。
- ・ AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、地域の経済・金融の安定に向け、サーベイランス等、更なる機能強化に向けた議論に積極的に参画したほか、メンバー国向けの技術支援の強化にも取り組みました。共同議長国としては、IMFを含む他の国際機関との連携を一層促進し、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進しています。
- ・ ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、現行の中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。共同議長国としては、取組の対象を金融市場にまで拡大した新たなロードマップ策定の議論を主導しています。
- ・ 災害リスクファイナンス（DRF）については、令和7年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、共同議長国として議論を主導しました。加えて、ASEAN+3におけるDRFイニシアティブの事務局について、これまで暫定的にSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）が担っていたところ、これをアジア開発銀行（ADB）に移管するとともに、恒久的な事務局とすることにより、実施体制を強化しました。また、令和7年5～8月にかけて発生したラオス国内の洪水・豪雨被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。
- ・ 共同議長国下において、クロスボーダー決済に関する取組を新たに優先議題として取り上げ、AMROとの連携を通じて、各国への政策提言を見据えたレポートの作成を主導しました。

【二国間財務・金融協力】

- ・ ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和7年12月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を更新しました。
- ・ 韓国との間では、令和8年3月に10回目となる「日韓財務対話」を開催し、世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。
- ・ インドとの間では、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

- ・ 豪州との間では、レアアース供給の安定化等の共通の課題について当局との意見交換を行いました。また令和 7 年 11 月に第 19 回目となる「日豪経済対話」を開催し、対内直接投資審査制度や太平洋島嶼国支援等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

【太平洋島嶼国支援】

- ・ 太平洋島嶼国との間では、令和 7 年 5 月に「第 2 回日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行い、本会議の定例化に合意したほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。併せて、世銀コルレス銀行関係のプロジェクトにおける集中決済機関の検討にあたって、日本主導で米国、豪州及び NZ と議論を行いました。

上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】総 5-1-B-3：ODA 等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進

(目標の内容)

ODA や OOF 等を通じ、G20 大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。

(目標の設定の根拠)

ODA や OOF 等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICA や JBIC 等を通じた支援を行っています。

【JICA を通じた支援】

JICA を通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました(参考指標 5 参照)。

- ・ 令和 7 年度において、計 4 件、約 3,433 億円(交換公文ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計 27 件、約 2,025 億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。

- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）を令和7年4月に改正し、民間資金動員を促進するべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債権取得および債務保証を可能にするなど、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことを発表しました。EPSA6では以下の取組を通じてさらなる機能拡充や改善を行うこととなっております。

- ① 政府向け支援としてAfDBとJICAが行う協調融資（ACFA: Accelerated Co-financing Facility for Africa）
- ② JICAからAfDBへの円借款を通じてAfDBのノンソブリン事業を支援するファシリティ（NSL: Non-Sovereign Loans）
- ③ JICAアフリカインパクト投資イニシアティブ（IDEA: Impact Investing for Development of Emerging Africa。海外投融資を触媒とした、官民総額15億ドルの社会課題解決型の投資）

【JBICを通じた支援】

JBICについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標6参照）。

- ・ 具体的には、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和7年10月末までに、計382件、約60,411億円の出融資等を承諾しました（経過措置案件含む）。令和7年9月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和8年3月までに81件、約18,498億円の出融資等を承諾しました。なお、令和8年2月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における3つのプロジェクトを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。
- ・ また、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。

上記実績のとおり、JICAやJBICについては、機能の改善や強化等も活用して、ODA等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資の促進にも貢献しており、これらは今後も引き続き取り組

んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-4： 国際金融システムの濫用防止

(目標の内容)

資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組み等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました（参考指標 3 参照）。

また、令和 7 年 9 月には、国連安保理決議に基づきイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施するとともに、イランの核活動等に関連する活動及び大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われる資金移転を防止する措置を実施しました。

これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和 7 年度も引き続き、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体やロシア・ベラルーシ以外の第三国の個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施しました。特に、G 7 を始めとする主要国と協調し、プライス・キャップ制度の下、ロシア産原油に係る上限価格の引下げを、令和 7 年 9 月に実施しました。

【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。

- ・ F A T F における次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）において共同議長を務め（令和 6 年 9 月～）、令和 7 年 8 月には A P G の年次総会を東京で開催（40 以上の国・地域や国際機関から約 450 名が参加）するなど、F A T F 型地域体の活動を支援しました。
- ・ 国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

	政策会議」等の枠組を活用し、F A T F が公表した拡散金融に関する報告書や安保理決議によるイラン制裁の再適用などを受け、我が国の拡散金融のリスクを評価した「拡散金融リスク評価書」を更新するなど、関係省庁連携による各種対策の強化に取り組みました。 【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】 外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計294の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計117件実施しました。 上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外為法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

テーマについての評価	
	a 相当程度進展あり
評価の理由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G 7 や G 20 等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、A S E A N + 3 や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 J I C A や J B I C の機能の改善や強化等も活用して、O D A 等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。 加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外為法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評価を「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標 2 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標 3 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標 4 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 5 「円借款実施状況」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」

総 5－1に係る参考情報

参考指標 1：最近の世界経済動向

	2025					2026					2027				
	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差
日本	1.1	1.1	1.2	0.1	0.1	0.6	0.7	0.7	0.1	0.0	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0
米国	2.0	2.1	2.1	0.1	0.0	2.1	2.4	2.3	0.2	▲ 0.1	2.1	2.0	2.1	0.0	0.1
カナダ	1.2	1.6	1.7	0.5	0.1	1.5	1.6	1.5	0.0	▲ 0.1	1.9	1.9	1.9	0.0	0.0
ユーロ圏	1.2	1.4	1.4	0.2	0.0	1.1	1.3	1.1	0.0	▲ 0.2	1.4	1.4	1.2	▲ 0.2	▲ 0.2
ドイツ	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.9	1.1	0.8	▲ 0.1	▲ 0.3	1.5	1.5	1.2	▲ 0.3	▲ 0.3
フランス	0.7	0.8	0.9	0.2	0.1	0.9	1.0	0.9	0.0	▲ 0.1	1.2	1.2	0.9	▲ 0.3	▲ 0.3
英国	1.3	1.4	1.3	0.0	▲ 0.1	1.3	1.3	0.8	▲ 0.5	▲ 0.5	1.5	1.5	1.3	▲ 0.2	▲ 0.2
先進国計	1.6	1.7	1.9	0.3	0.2	1.6	1.8	1.8	0.2	0.0	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.5	0.3	0.1	4.7	5.0	4.9	0.2	▲ 0.1	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0
中国	4.8	5.0	5.0	0.2	0.0	4.2	4.5	4.4	0.2	▲ 0.1	4.2	4.0	4.0	▲ 0.2	0.0
インド	6.6	7.3	7.6	1.0	0.3	6.2	6.4	6.5	0.3	0.1	6.4	6.4	6.5	0.1	0.1
フィリピン	5.4	5.1	4.4	▲ 1.0	▲ 0.7	5.7	5.6	4.1	▲ 1.6	▲ 1.5	6.0	5.8	5.8	▲ 0.2	0.0
中東・中央 アジア	3.5	3.7	3.6	0.1	▲ 0.1	3.8	3.9	1.9	▲ 1.9	▲ 2.0	3.8	4.0	4.6	0.8	0.6
ロシア	0.6	0.6	1.0	0.4	0.4	1.0	0.8	1.1	0.1	0.3	1.1	1.0	1.1	0.0	0.1
メキシコ	1.0	0.6	0.6	▲ 0.4	0.0	1.5	1.5	1.6	0.1	0.1	2.0	2.1	2.2	0.2	0.1
新興国・途 上国計	4.2	4.4	4.4	0.2	0.0	4.0	4.2	3.9	▲ 0.1	▲ 0.3	4.2	4.1	4.2	0.0	0.1
世界計	3.2	3.3	3.4	0.2	0.1	3.1	3.3	3.1	0.0	▲ 0.2	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2026.4)

(World Economic Outlook, April 2026: Global Economy in the Shadow of War (imf.org)

<https://www.imf.org/en/publications/weo/issues/2026/04/14/world-economic-outlook-april-2026>

参考指標 2：途上国の貧困削減状況

1日3ドル未満で生活している人口 (%)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
東アジア・大洋州	2.7	2.6	2.4	2.2	2.0
欧州・中央アジア	0.81	0.8	0.7	0.6	0.5
中南米	5.6	6.3	5.0	4.6	4.5
中東・北アフリカ	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	9.4	7.9	6.1	4.7	3.8
サブサハラ・アフリカ	46.4	46.6	46.4	46.5	46.0

(出所) 世界銀行 Poverty headcount ratio at \$3.00 a day (2021 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)

<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map>

(注 1) 世界銀行の国際貧困ラインは3.00ドル/日とされている。

(注 2) 2024年にICP発表の購買力平価 (PPP) が発表されたことを受け、世界銀行の公表統計における貧困ラインは、2025年 6月に3.00ドル/日へと変更。(変更前は2.15ドル/日。) 過年度との比較を有効に行うため、参考指標における記載も 令和 2 年まで遡って貧困ライン3.00ドル/日に統一した。

(注 3) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～令和 3 年度	828個人・団体	312個人・団体
4 年度	1個人	0個人・団体
5 年度	29個人・団体	2個人・団体
6 年度	0個人・団体	3個人・団体
7 年度	4個人	5個人・団体
小 計	862個人・団体	322個人・団体
累 計	540個人・団体	

(出所) 国際局調査課対外取引管理室調

(注) 令和 5 年 1 月 27 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した 1 団体については、同委員会のプレスリリースから 24 時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

令和 6 年 8 月 23 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象から削除した 1 個人については、同委員会の決議に基づき、外務省告示を発出しているが、当該個人について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置を継続していることを踏まえ、本項においては「削除」として取り扱わない。

参考指標 4 : 我が国への対内直接投資残高

(単位 : 10 億円)

	令和 3 年末	4 年末	5 年末	6 年末	7 年末
金 額	40,692	46,233	51,014	53,479	58,562

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5 : 円借款実施状況

(単位 : 億円、件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件 数	28	46	43	38	27
金 額	11,580	23,239	21,258	14,584	16,891

(出所) 国際協力機構調

(注) 借款契約ベース (計上基準を変更したため、令和 5 年度政策評価書と一部数値が異なる箇所がある)。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位 : 億円)

	令和 3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	195	19,411	131	21,966	127	17,203	115	13,802	144	25,030
輸出金融	3	608	15	429	10	553	4	108	-	-
輸入金融	1	2,390	2	2,300	3	2,108	1	700	1	2,648
投資金融	185	15,934	104	18,474	102	13,622	98	11,102	134	20,845
事業開発等金融等	6	478	10	762	12	919	12	1,892	9	1,536
保 証	9	891	12	952	25	2,303	11	1,223	14	2,256
出 資	5	352	3	233	3	872	3	35	8	234
合 計	209	20,655	146	23,152	155	20,379	129	15,061	166	27,520

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アジア	1,857	6,007	4,750	1,725	2,961
(東南アジア)	(1,530)	(1,027)	(2,198)	(1,068)	(1,289)
大洋州	662	70	1,549	3,459	618
ヨーロッパ	5,674	4,299	4,845	2,709	2,033
中 東	2,804	1,918	358	1,289	5,093
アフリカ	-	796	22	90	22
北 米	7,958	4,613	1,484	2,492	13,137
中南米	643	2,116	4,159	1,831	1,218
国際機関等	-	-	75	217	-
その他	163	2,379	828	21	179
合 計	19,764	22,200	18,075	13,837	25,264

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アジア	6	375	927	120	750
(東南アジア)	(6)	(203)	(11)	(6)	(9)
大洋州	-	67		-	-
ヨーロッパ	262	265	930	827	162
中 東	377	127	239	-	-
アフリカ	-	-	22	-	500
北 米	244	117	112	140	374
中南米	-	-	-	135	468
国際機関等	-	-	71	-	-
合 計	891	952	2,303	1,223	2,256

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、対外経済連携の促進に向けた取組についても、政府全体として積極的に推進しています。 WTOについては、令和6年11月のG20リオデジャネイロサミットにおいても、各国首脳間で、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されており、我が国はWTO改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しています。国際社会が複合的な危機に直面する中、WTOの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。 経済連携協定については、平成30年12月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）、令和3年1月に日英EPA（用語集参照）、令和4年1月に地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きがある中で、我が国が率先して自由で公正な貿易を推進する範を世界に示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。 世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、CPTPPやRCEP協定の着実な実施や円滑な運用、履行の確保に取り組む等、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。 また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	【主要】 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組 （目標の内容） WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。 （目標の設定の根拠） 世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、令和8年3月に開催された第14

	回WTO閣僚会議では、電子商取引に関する協定について、本協定のWTO協定への組込が実現するまでの間、有志国の間で暫定的に実施する措置に合意しました。 経済連携の推進に関して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）においては、エコノミーの新規加入について、令和7年11月にウルグアイの加入作業部会の設置が決定され、適切であれば令和8年にUAE、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされました。また、令和6年3月には日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和8年2月に署名に至りました。そのほかに、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、令和6年11月、日UAE・EPAの交渉を開始し、令和8年3月に交渉妥結に至りました。こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。 さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）等の締結に向けた取組等を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。 上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。 ODA に関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民の O D A に対する見方も踏まえつつ、バイ・マルチを通じた効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 サプライチェーン強靱化の観点を含め日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進していきます。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	I M F による世界経済見通しの推移（令和 8 年 4 月）
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。 ODA に関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民の O D A に対する見方も踏まえつつ、バイ・マルチを通じた効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進しました。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F 基準に基づくマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を着

	実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。

総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

- 総合目標 6 : 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

日本経済につきましては、高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が実現するなど明るい兆しが見られています。一方で、我が国の財政状況は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、令和 7 年度には 1,289.9 兆円（対 GDP 比 192.8%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）において、「経済財政運営と改革の基本方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」の枠組みの下、財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とし、引き続き、経済あつての財政との考え方の下、経済再生と財政健全化の両立に取り組むこととされました。具体的には、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を迅速かつ適切に実行しつつ、「骨太の方針2025」に基づき、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指していきます。その際、EBPM によるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底します。

また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成 25 年 1 月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現しつつ、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す

関連する内閣の基本方針	○「第214回国会 総理大臣所信表明演説」(令和6年10月4日) ○「第216回国会 総理大臣所信表明演説」(令和6年11月29日) ○「第216回国会 財務大臣財政演説」(令和6年12月9日) ○「第217回国会 総理大臣施政方針演説」(令和7年1月24日) ○「第217回国会 財務大臣財政演説」(令和7年1月24日) ○「第219回国会 総理大臣所信表明演説」(令和7年10月24日) ○「第219回国会 財務大臣財政演説」(令和7年12月8日) ○「第221回国会 総理大臣施政方針演説」(令和8年2月20日) ○「第221回国会 財務大臣財政演説」(令和8年2月20日) ○「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定) ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定) ○「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定) ○「令和7年度予算編成の基本方針」(令和6年12月6日閣議決定) ○「令和8年度予算編成の基本方針」(令和7年12月9日閣議決定) ○「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定) ○「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和8年1月23日閣議決定) ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年8月7日経済財政諮問会議提出) ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)

総合目標6についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	財務省として、関係府省と連携しながら、「強い経済」の実現と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、新たな「成長型経済」に移行する段階まで来ている中、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)を策定し、これを踏まえて、令和7年度補正予算(令和7年12月16日成立)を編成し、迅速かつ適切に執行するとともに、令和8年度予算(令和8年4月10日成立)を編成しました。あわせて、「強い経済」を実現する総合経済対策を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り

	組みました。 また、令和 8 年度予算については、「令和 8 年度予算編成の基本方針」に基づき、「骨太の方針2025」等における重要政策課題に加え、高市内閣が掲げる「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進しており、社会保障関係費について、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとともに社会保障関係費以外についても経済・物価動向等を適切に反映しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保するよう努めました。このような中、令和 8 年度予算では、国の一般会計において、経済状況の改善が見込まれること等を反映し、税収を83.7兆円と見込んでおり、令和 7 年度当初予算額と比較して税収が5.9兆円増加したほか、予算全体のメリハリ付け等を通じて、新規国債発行額を 2 年連続で30兆円未満に抑え、公債依存度も低下させたほか、28年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するなど、財政の持続可能性にも十分配慮した経済財政運営を行ってきました。 中長期試算（令和 8 年 1 月）においては、債務残高対 GDP 比は、2025年度から2026年度、更にはその後の期間においても着実に低下する姿となり、国・地方のプライマリーバランス（SNA ベース）についても改善が続き、2026年度には、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も改善した形となり、歳入と歳出が概ねバランスした姿を実現するとともに、2027年度以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示されました。以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。ただし、上述の中長期試算における国・地方のプライマリーバランスの見通しは、2026年 1 月時点のデータを基に試算されたものであり、近年、大規模な補正予算が常態化する中で、経済状況の変化や追加的な対応が生じた場合の影響等によって変化する可能性があることに留意が必要です。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 「骨太の方針」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、「強い経済」の実現と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。

テーマ	総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現しつつ、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す。
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標	
	[主要] 総6-1-B-1：「骨太の方針2025」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
	(目標の内容) 「骨太の方針2025」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。

	(目標の設定の根拠) 「骨太の方針2025」を踏まえ、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	「強い経済」の実現に向けた取組と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。「強い経済」の実現については、「強い経済」を実現する総合経済対策」等示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、上記総合目標の「評定の理由」に記載のとおり、我が国の財政状況は着実に改善する姿が示されております。一方で、債務残高対GDP比は依然として高い水準にある中、引き続き、「責任ある積極財政」の考え方に基づき経済財政運営を行い、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組 (目標の内容) 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。 (目標の設定の根拠) 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	「強い経済」を実現する総合経済対策」等を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。 引き続き、自然災害からの復興に全力で取り組む必要があるため、達成度を「□」としました。

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	以上のとおり、すべての測定指標が「□」であり、我が国の財政状況は着実に改善する姿が示されていることから、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。一方で、債務残高対GDP比は依然として高い水準にある中、引き続き「責任ある積極財政」の考え方に基づき経済財政運営を行い、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、マーケットからの信認を確保していく必要があります。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要です。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」 (出所) 令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）

総 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai/mitoshi/r080123mitoshi.pdf>)

(出所) 令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係府省と連携しながら「強い経済」の実現と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。 また、令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	関係府省と連携しながら、「強い経済」の実現と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。 また、令和 6 年度の補正予算及び令和 7 年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みました。

総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2 : 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」 (令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」 (令和 8 年 2 月 20 日)
- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」 (令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」 (令和 7 年 1 月 24 日)
- 「令和 8 年度予算編成の基本方針」 (令和 7 年 12 月 9 日閣議決定)
- 「令和 7 年度予算編成の基本方針」 (令和 6 年 12 月 6 日閣議決定)
- 「令和 8 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」 (令和 8 年 1 月 23 日閣議決定)
- 「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」 (令和 7 年 1 月 24 日閣議決定)
- 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」 (令和 3 年 3 月 9 日閣議決定)
- 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」 (令和 6 年 3 月 19 日閣議決定)
- 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」 (令和 7 年 6 月 20 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年 6 月 15 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」 (令和元年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」 (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」 (平成29年12月 8 日閣議決定)

政策目標 1 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

B 進展が大きくない

評定の理由

(重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組)

令和 8 年度予算は、令和 7 年度補正予算に続き、「強い経済」を実現する予算であり、複数年度の取組や歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算での増額を実現しています。

具体的には、診療報酬改定・介護報酬改定をはじめ、予算全体について、経済・物価動向等を適切に反映したほか、防衛力強化、こども・子育て支援、GX、AI・半導体といった従来から財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策を引き続き推進しております。また、新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じて、いわゆる「教育無償化」をはじめとする重要施策について、予算を増額しています。

あわせて、令和 7 年 11 月に内閣官房に新設された「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を踏まえ、既存の補助金等について見直しを行い、直ちに見直し可能な項目については、令和 8 年度予算に的確に反映しています。

これらの結果、令和 8 年度予算は、国の一般会計において、新規国債発行額を 2 年連続で 30 兆円未満に抑え、公債依存度も低下させたほか、28 年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するなど、財政の持続可能性にも十分配慮したものとなっています。

このように、予算全体のメリハリ付けを行い、重要施策に予算を重点化しつつ、歳出歳入両面の改革を推進しました。

ただし、「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を踏まえた補助金等の見直しについては、令和 9 年度予算編成プロセス等において、夏の要求要望段階から一貫した対応ができるよう、今後もしっかり取り組んでいくこととしています。また、近年、大規模な補正予算が常態化する中、強い経済を実現するため、危機管理投資・成長投資を強化するとともに、民間事業者や地方自治体の取組を後押しするために、政府の予算の予見可能性を確保することが重要であり、補正予算は緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については、原則、当初予算で措置するなど、予算編成改革に取り組むこととしています。このように、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進する必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。

(広報活動)

予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。

また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 7 年 9 月 25 日及び同年 10 月 17 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。

そのため、広報活動については、「目標達成」と考えられます。

以上のとおり、施策 1 - 1 - 2 の評定は「s 目標達成」であるものの、施策 1 - 1 - 1 の評定が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和 8 年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、「強い経済」の実現と財政健全化の両立の実現を目指していく上で、重要な意義のある取組です。 令和 8 年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的かつ有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) - 財政制度等に関する調査（予算事業 I D：001419） 「調査に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効率的、効果的な調査を行うよう努める。また、事業の効果を具体的に把握・評価できるようなアウトカムの設定を引き続き検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、調査に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効果的な調査研究及び周知広報が実現できるように内容の精査に努めました。 - 旅費等実態調査（予算事業 I D：001420） 「調査に当たっては、引き続き、入札における競争性を確保するとともに、諸外国との事情の違いや民間企業との相違点など、調査結果を有効に活用することにより、現行の旅費制度及びその運用の検証・見直しを図り、合理的な制度設計に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札（最低価格落札方式）を原則として委託先を決定することで競争性を引き続き確保するとともに、国家公務員等の旅費制度及びその運用の検証・見直しに当たっては、調査結果等を有効に活用することにより合理的な制度設計に努めました。

施策	政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組
取組内容	一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。 引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされています。この方針を踏まえ、引き続き、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組を進めてまいります。

上記に加えて、復興事業については、「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-1-1-B-1： 予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

(目標の内容)

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「骨太の方針2025」においては、「骨太の方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされています。この方針を踏まえ、引き続き、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組を進めてまいります。

(目標の設定の根拠)

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

目標の達成度

△

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 8 年度予算は、令和 7 年度補正予算に続き、「強い経済」を実現する予算であり、複数年度の取組や歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算での増額を実現しています。

具体的には、診療報酬改定・介護報酬改定をはじめ、予算全体について、経済・物価動向等を適切に反映したほか、防衛力強化、こども・子育て支援、GX、AI・半導体といった従来から財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策を引き続き推進しています。また、新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じて、いわゆる「教育無償化」をはじめとする重要施策について、予算を増額しています。

あわせて、令和 7 年11月に内閣官房に新設された「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を踏まえ、既存の補助金等について見直しを行い、直ちに見直し可能な項目については、令和 8 年度予算に的確に反映しています。

その結果、令和 8 年度予算は、国の一般会計において、新規国債発行額を 2 年連続で 30 兆円未満に抑え、公債依存度も低下させたほか、28年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するなど、財政の持続可能性にも十分配慮したものとなっています。

このように、予算全体のメリハリ付けを行い、重要施策に予算を重点化しつつ、歳出歳入両面の改革を推進しました。

ただし、「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を踏まえた補助金等の見直しについては、令和 9 年度予算編成プロセス等において、夏の要求要望段階から一貫した対応ができるよう、今後もしっかり取り組んでいくこととしています。また、近年、大規模な補

	正予算が常態化する中、強い経済を実現するため、危機管理投資・成長投資を強化するとともに、民間事業者や地方自治体の取組を後押しするために、政府の予算の予見可能性を確保することが重要であり、補正予算は緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については、原則、当初予算で措置するなど、予算編成改革に取り組むこととしています。このように、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進する必要があることから、達成度は「△」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/01.pdf)

定性的な測定指標

政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

(目標の内容)

予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。

(目標の設定の根拠)

財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 8 年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本的見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行いました。 また、行政事業レビューにおいては、行政改革推進会議の下で進める秋の年次公開検証（秋のレビュー）等の指摘を予算編成において適切に反映し、予算の質を向上させています。例えば、鉄道駅総合改善事業について、人口減少を踏まえつつ、地方公共団体の財政力や鉄道事業者の収益性に着目すべきとの指摘を受け、地方公共団体の財政力や事業者の収益性、利用者数に応じて補助率に差を設けるなどの見直しを行いました。 上記に加え、政策評価、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、予算編成等へ適切に活用・反映しており、さらに、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を踏まえ、歳出改革の徹底・予算のメリハリ付けの観点から、地域未来交付金や地域脱炭素推進交付金等について必要な見直しを行いました。 上記取組によって個々の事業の必要性・効率性の検証を行うとともに、その結果を予算編成等へ適切に活用・反映していることから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/29.pdf) (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/23.pdf) (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/01.pdf)

定性的な測定指標	
政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応	
(目標の内容) 復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。	
(目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	復興財源については、令和8年度以降も引き続き、復興を推進していくため、復興財源確保法を改正し、財源確保の対象期間や復興債の発行期間等を延長しました。 また、令和8年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第3期復興・創生期間の初年度において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	b 進展が大きくない
評価の理由	予算全体のメリハリ付けを行い、重要施策に予算を重点化しつつ、歳出歳入両面の改革を推進しましたが、「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を更に推進するほか、補正予算は緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については、原則、当初予算で措置するなど、予算編成改革に取り組む必要があることから、主要な測定指標である政1-1-1-B-1の達成度を「△」としております。測定指標政1-1-1-B-2、政1-1-1-B-3の達成度は「○」であるものの、主要な測定指標政1-1-1-B-1の達成度が「△」であり、今後とも歳出改革を徹底し、その取組を進める必要があることから、当該施策の評価は「b 進展が大きくない」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標2）】 ○参考指標2「一般会計歳出の構成」 ○参考指標3「一般会計歳出概算所管別内訳」 ○参考指標4「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」 ○参考指標5「各予算のポイント」 ○参考指標6「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」 ○参考指標7「補助金等の整理合理化状況」 ○参考指標8「令和7年度補正予算（第1号）の概要」

政 1 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総 1 - 1 : 参考指標 2）】

参考指標 2 「一般会計歳出の構成」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/01.pdf)

参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/03.pdf)

参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202504_kanryaku.pdf)

参考指標 5 「各予算のポイント」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/index.html)

社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和 7 年度	8 年度	増△減
年金給付費	136,916	139,012	(1.5%) 2,095
医療給付費	123,368	126,895	(2.9%) 3,527
介護給付費	37,274	37,806	(1.4%) 532
少子化対策費	35,213	35,335	(0.3%) 122
生活扶助等社会福祉費	45,275	47,277	(4.4%) 2,002
保健衛生対策費	4,434	3,778	(△14.8%) △656
雇用労災対策費	458	456	(△0.3%) △1
社会保障関係費 合計	382,938	390,559	(2.0%) 7,621

(出所) 「令和 8 年度社会保障関係予算のポイント」(令和 7 年 12 月 主計局厚生労働・子ども家庭係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/13.pdf)

(注 1) 計数はそれぞれ四捨五入している。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和 7 年度	8 年度	増△減
文教及び科学振興費	56,560	60,406	(6.8%) 3,846
(内訳)			
義務教育費国庫負担金	16,210	17,118	(5.6%) 909
科学技術振興費	14,221	14,378	(1.1%) 156
文教施設費	736	712	(△3.2%) △23
教育振興助成費	24,227	26,983	(11.4%) 2,756

育英事業費	1,167	1,215	(4.1%) 48

(出所)「令和 8 年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和 8 年 2 月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/20260220.html)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

区 分	令和 7 年度	8 年度	増△減
公共事業関係費	60,858	61,078	(0.4%) 220

(出所)「令和 8 年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(令和 7 年 12 月 主計局国土交通・公共事業総括係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/17.pdf)

(注) 予算額は当初予算額である。

防衛関係予算の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和 4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		8 年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
防 衛 力 整 備 計 画 対 象 経 費	51,788	1.1	66,001	27.4	77,249	17.0	84,748	9.7	88,093	3.9
人件・糧食費	21,740	△0.8	21,969	1.1	22,290	1.5	23,508	5.5	23,897	1.7
歳出化経費	19,651	1.4	25,182	28.1	37,928	50.6	43,119	13.7	45,398	5.3
一般物件費	10,397	4.6	18,850	81.3	17,032	△9.6	18,121	6.4	18,798	3.7
S A C O ・ 米 軍 再 編 関 係 経 費	2,217	1.4	2,217	0.0	2,247	1.3	2,257	0.4	2,260	0.1
政府専用機関関係費	0	△75.0	-	△100.0	-	-	-	-	-	-
防 衛 関 係 予 算	54,005	1.1	68,219	26.3	79,496	16.5	87,005	9.4	90,353	3.8

(出所)「令和 8 年度防衛関係予算のポイント」(令和 7 年 12 月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/19.pdf)

「防衛力抜本強化の進捗と予算-令和 8 年度予算の概要」(令和 7 年 12 月 防衛省作成資料)

(https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/fy2026/yosan_20251226.pdf)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

(注 3) 「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

「S A C O ・ 米 軍 再 編 関 係 経 費」とは、在日米軍が所在する地元の負担軽減や在日米軍の再編事業に要する経費である。

(注 4) 令和 4 年度は 318 億円、令和 5 年度は 339 億円、令和 6 年度は 324 億円、令和 7 年度は 314 億円、令和 8 年度は 510 億円のデジタル庁計上分含む。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
予 算 額	1,713	1,704	1,693	1,695	1,700
伸 率	△1.9	△0.5	△0.6	0.1	0.3

(出所)「令和 8 年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察関係予算」(令和 7 年 12 月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/07.pdf)

(注) 予算額は当初予算額である。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	令和 6 年度	7 年度	8 年度	
			増△減	
農 林 水 産 関 係 予 算	22,686	(0.1) 22,706	22,956	(1.1) 250
公 共 事 業	6,986	(△0.3) 6,966	<30.6> 7,026	(0.9) 60
非 公 共 事 業	15,700	(0.3) 15,741	<69.4> 15,931	(1.2) 190
農 業 関 係 予 算	17,050	17,063	17,252	189
林 業 関 係 予 算	3,003	3,068	3,112	44
水 産 業 関 係 予 算	1,863	1,813	1,829	17
農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金	770	762	762	-

(出所)「令和 8 年度農林水産関係予算のポイント」(令和 7 年 12 月 主計局農林水産係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/15.pdf)

(注 1) 予算額上段の () 書きは対前年度増△減率、< > 書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
予 算 額	8,756	8,540	8,329	8,111	8,001
伸 率	△1.5	△2.5	△2.5	△2.6	△1.4

(出所)「令和 8 年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和 8 年 2 月 財務省主計局、理財局)

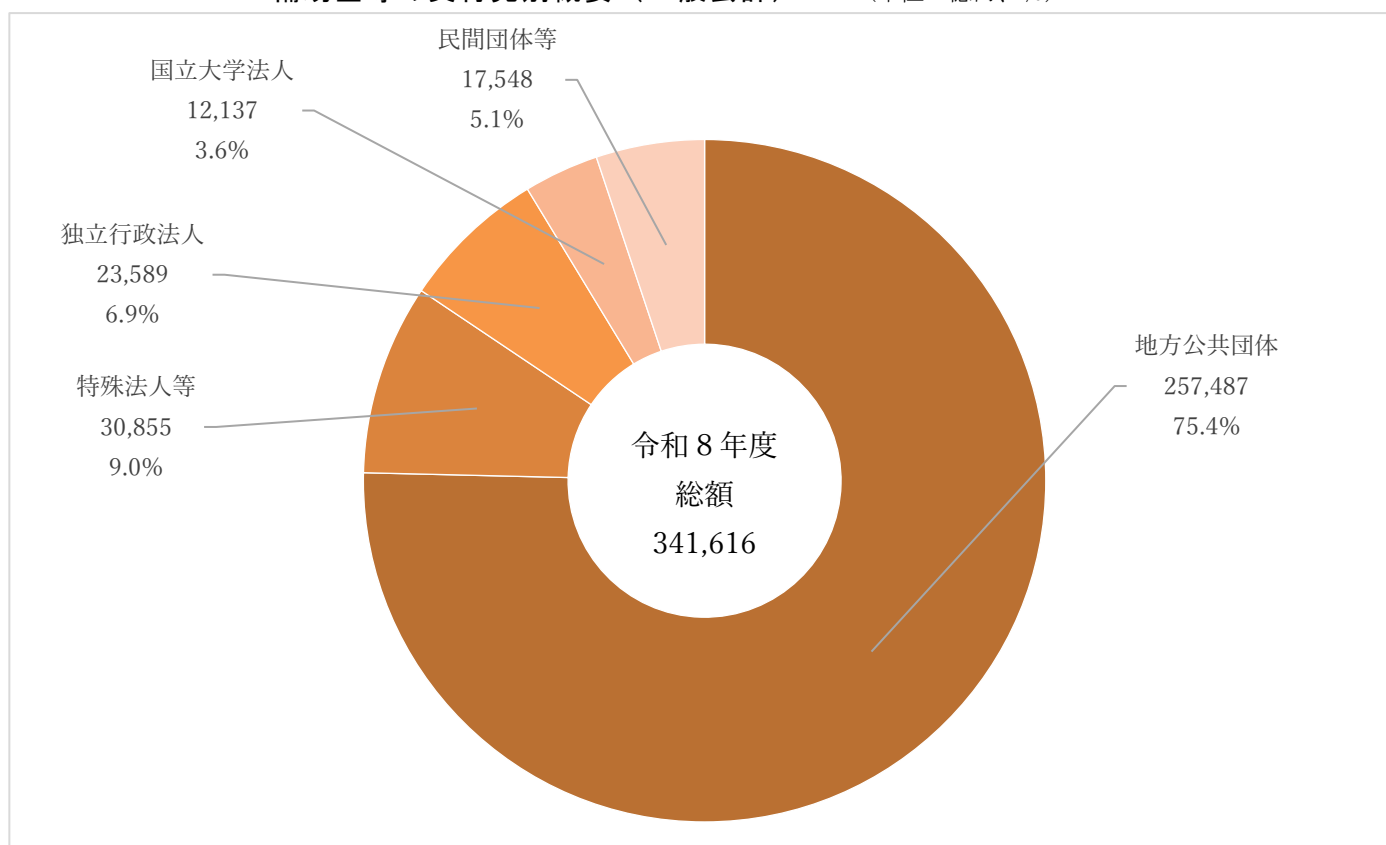
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/20260220.html)

(注) 予算額は当初予算額である。

参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」

補助金等の交付先別概要（一般会計）

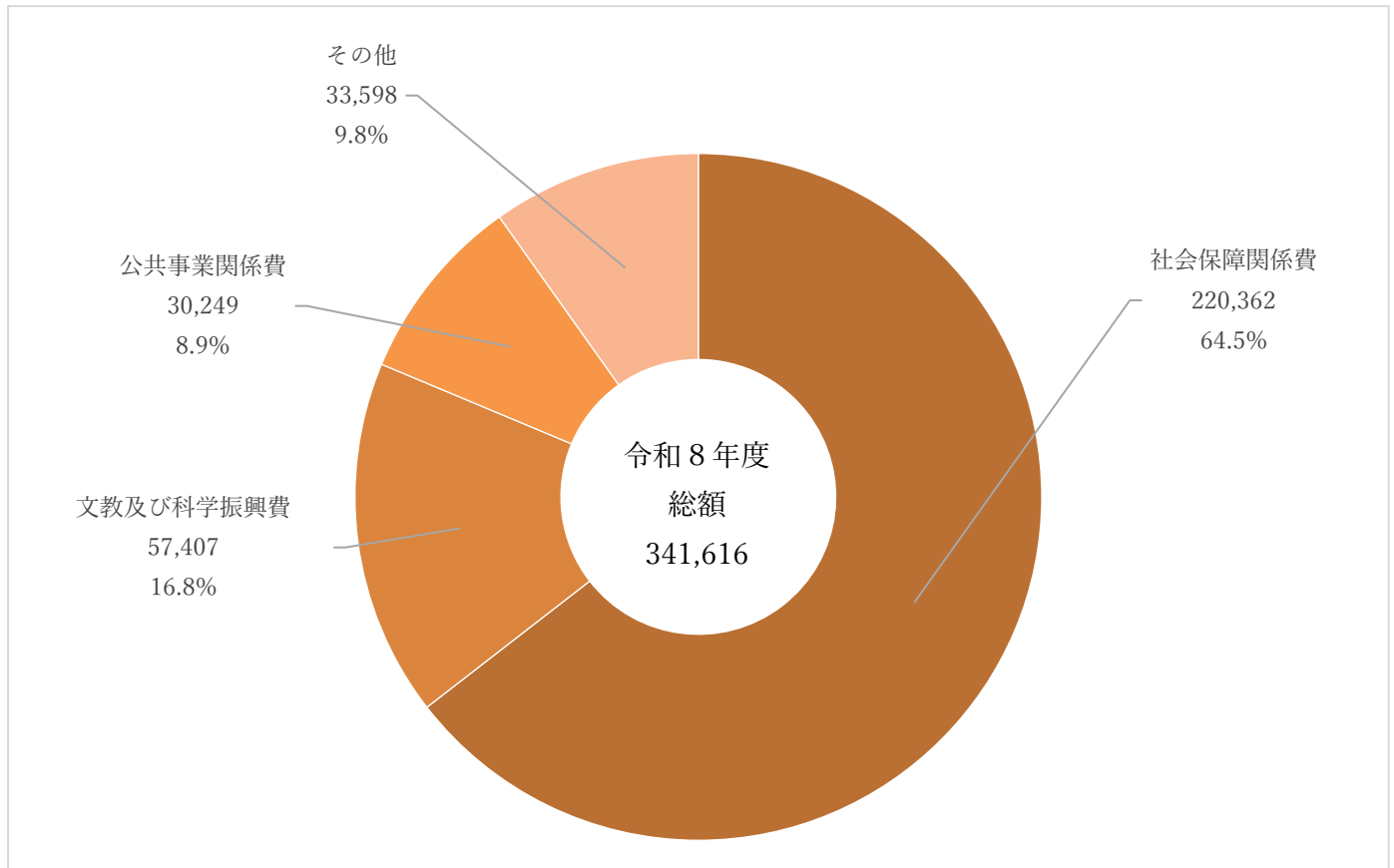
（単位：億円、％）



交付先	令和 4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		8 年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	238,390	1.0	240,635	0.9	244,723	1.7	249,455	1.9	257,487	3.2
特殊法人等	29,104	0.6	29,396	1.0	28,340	△3.6	30,752	8.5	30,855	0.3
独立行政法人	23,625	0.4	23,832	0.9	23,938	0.4	23,013	△3.9	23,589	2.5
国立大学法人	11,780	0.5	11,760	△0.2	11,759	△0.0	11,888	1.1	12,137	2.1
民間団体等	18,498	3.9	18,075	△2.3	18,148	0.4	17,685	△2.6	17,548	△0.8
合計	321,397	1.0	323,698	0.7	326,909	1.0	332,793	1.8	341,616	2.7

補助金等の主要経費別内訳 (一般会計)

(単位: 億円、%)



事項	令和 4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		8 年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	206,451	1.9	209,506	1.5	212,547	1.5	215,097	1.2	220,362	2.5
文教及び科学振興費	51,189	0.1	51,415	0.4	51,956	1.1	53,612	3.2	57,407	7.1
公共事業関係費	30,568	0.2	30,479	△0.3	30,601	△0.3	30,364	△0.8	30,249	△0.4
その他	33,190	△2.0	32,299	△2.7	31,805	△1.5	33,721	6.0	33,598	△0.4
合計	321,397	1.0	323,698	0.7	326,909	1.0	332,793	1.8	341,616	2.7

(出所) 主計局調整係調

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

(注 3) 各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」 (一般会計)

(単位: 件、億円)

区分 年度	新規		合理化廃止 ア		合理化減額 イ		補助率 引下げ 件数ウ	統合・メニュー化件数			終 期 設 定 件数オ	定 員 削 減 カ		その他 件 数 キ	合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		統合前エ	統合後	差 引		件 数	金 額		件 数 ア～キ	金 額 ア+イ+カ
令2	312	11,804	112	1,104	717	10,067	2	0	0	0	269	6	1	32	1,138	11,173
3	223	1,995	78	2,315	723	11,001	0	1	1	0	294	7	2	42	1,145	13,317
4	254	2,424	108	659	785	3,630	1	0	0	0	351	8	3	40	1,293	4,291
5	251	15,954	134	588	798	5,083	1	9	5	4	320	5	1	29	1,296	5,673
6	142	549	116	254	702	5,308	0	14	6	8	149	4	1	32	1,017	5,562
7	209	5,311	125	1,641	725	4,794	2	0	0	0	186	3	1	28	1,069	6,437
8	210	3,423	134	1,386	708	4,709	2	0	0	0	178	4	1	34	1,060	6,096

(出所) 主計局調整係調

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

(注 3) 令和 2 年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注 4) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

参考指標 8 「令和 7 年度補正予算（第 1 号）の概要」【再掲（総 1 - 1：参考指標 9）】

施策	政1-1-2：財政に関する広報活動
取組内容	財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動に積極的に取り組みます。 加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用した取組を推進し、産官学の関係者と連携の上、セミナー・ワークショップ等の開催等に取り組みます。 また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。 A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトからそれぞれ 9 月末日、10 月 20 日前後までに一元的に閲覧できるようにします。 B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。

定量的な測定指標							
政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	概算要求書等	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日
		政策評価調書	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後	10月20日前後
	実績値	概算要求書等	9月29日	9月27日	9月27日	9月26日	9月25日
		政策評価調書	10月19日	10月20日	10月17日	10月18日	10月17日
(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。							

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 7 年 9 月 25 日及び同年 10 月 17 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況
	（目標の内容） 積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組等の広報活動を実施します。
	（目標の設定の根拠） 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政に関するパンフレットの作成・配布・電子書籍化や説明会等（オンライン形式も含む）の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 7 年 9 月 25 日及び同年 10 月 17 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。 また、財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、大学等において多数の説明会（オンライン形式も含む）を実施し、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」（用語集参照）等について現状と課題を知っていただくことに努めました。 加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用したワークショップの開催や、普及促進に向けたポータルサイト「はじめてのフューチャー・デザイン」のコンテンツ拡充等の取組を実施しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」 ○参考指標 2 「ウェブサイト『はじめてのフューチャー・デザイン』へのアクセス件数」

政 1 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数 (単位：件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数	101, 856	122, 957	103, 317	96, 560	147, 999

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注 1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html>) へのアクセス件数。

参考指標 2 : ウェブサイト「はじめてのフューチャー・デザイン」へのアクセス件数

(単位 : 件)

	令和 7 年度
「はじめてのフューチャー・デザイン」 ウェブサイトのアクセス件数	45,827

(出所) 主計局調査課調

(注 1) 「はじめてのフューチャー・デザイン」 (<https://www.futuredesign.go.jp/>) へのアクセス件数。

(注 2) 令和 6 年度途中に開設されたホームページであるため、通年で比較可能な令和 7 年度のアクセス件数を掲載。

(注 3) 財務省及び業務委託先等の IP アドレスを除く件数。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。

重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決、加えて、これらを踏まえた内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組等について、予算への反映・適切な活用に努めます。

広報活動については、財政の現状や政府の取組について、図表等を用いた分かりやすい資料等も活用し、ウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行うとともに、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組を推進します。

また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

- 租税特別措置の見直しや補助金の見直しは、データでしっかりエビデンスベースの議論を積み重ねていくことが大切である。
- 現在の動きとして好ましいと思っているのは、補正予算を緊要性の高いものに限定するという方向になっている点で、この方向に向けてしっかり努力することが大切である。
- 財政規律という、予算の方に目が向きがちであるが、予算と決算を両方見た上で補正予算をより効率的に合理的に使う術がないかと見ることにより、正に P D C A を回すことができるのではないかな。

政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
他の情報

我が国の財政状況：予算書、「令和 8 年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料（令和 8 年 4 月）」（財務省）等

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

令和 8 年度予算編成に当たっては、「令和 8 年度予算編成の基本方針」に基づき、「骨太の方針2025」等における重要政策課題に加え、高市内閣が掲げる「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進し、財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。

広報活動については、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、大学等において多数の説明会（オンライン形式も含む）を実施し、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、電子書籍等の多様な媒体により積極的に行いました。

また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	427,798千円	425,590千円	433,935千円	443,400千円	
	（項）財政健全化推進費	427,798千円	425,590千円	433,935千円	443,400千円	
	（事項）財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	427,798千円 （注 1）	425,590千円 （注 1）	433,935千円 （注 1）	443,400千円 （注 1）	
	内 財政に関する説明資料の拡充	7,073千円	5,277千円	3,306千円	3,340千円	行政事業レビューの対象外
	内 財政制度等に関する調査（注 2）	4,592千円	24,413千円	23,358千円	23,484千円	001419
	内 旅費等実態調査	13,358千円	13,279千円	10,652千円	10,336千円	001420
	補正予算	△1,302千円	—	△1,150千円		
	繰越等	4,462,965千円	3,504,792千円	N. A.		
合 計		4,889,461千円	3,930,382千円	N. A.		
執行額		4,761,531千円	3,723,055千円	N. A.		

（概要）

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

（注 1）政府情報システム関連予算（予算編成支援システム（予算事業ID:020151））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注 2）「フューチャー・デザインの考え方を活用した取組」に係る予算額は、「財政制度等に関する調査」に含まれる。

（注 3）令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官（調整担当））	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 1 - 2 : 必要な歳入の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税收等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。

税收については、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものであり、毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税收の確保に努めます。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済社会の構造変化や国際的動向等を踏まえつつ、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税收基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。また、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。

税收及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

公債の発行については、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本方針を踏まえ、推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-2-1：必要な歳入の確保等

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和8年2月20日）
- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和8年2月20日）
- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和7年1月24日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和7年1月24日）
- 「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）
- 「令和7年度予算編成の基本方針」（令和6年12月6日閣議決定）

政策目標 1 - 2 についての評価結果

政策目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由	令和 8 年度予算において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を83.7兆円と見込み、国会に提出しました。令和 8 年度税制改正において、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置や防衛力強化に係る財源確保のための所得税に関する税制措置等を講じ、これらの措置全体として、0.5兆円の減収を見込みました。 また、できる限りの税外収入の確保にも努め、令和 8 年度の税外収入の見込みは9.0兆円となりました。このうち、2.1兆円は防衛力強化のための財源として確保したものです。さらに、税収の見積り等に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。 これらの結果、物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、国の一般会計において、令和 7 年度当初予算額と比較し税収が5.9兆円増加すること等から政策的経費を税収及び税外収入が上回り、28年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するとともに、中長期試算（令和 8 年 1 月）においては、2026年度には、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も改善した形となり、2027年度以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示され、また、施策の推進に当たって必要となる財源確保に向けた具体的な制度改正等の取組を行うことができたことから、必要な歳入の確保について進展が認められます。 施策 1 - 2 - 1 の評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 「令和 8 年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していく上で、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。 税収及び税外収入について適切な見積りを行うことを通して、公債の発行額を適切な水準とすることは、健全な財政を確保していく上で、有効な取組です。 また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。

施策	政1-2-1：必要な歳入の確保等
取組内容	税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。 また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。 なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上

(目標の内容)

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な歳入の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な歳入基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。

また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見直しを行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

(目標の設定の根拠)

安定的な歳入基盤を構築し、適正・公平な課税を実現して、必要な歳入の確保に努めるほか、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見直しを行うためです。

また、歳入に関する情報について、国民への説明責任の向上に努めるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 8 年度予算において、歳入については、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計歳入を 83.7 兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見直しの大要及び各税の見直し方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」としてとりまとめ、国会に提出しました。

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置や防衛力強化に係る財源確保のための所得税に関する税制措置等を講じ、これらの措置全体として、0.5 兆円の減収を見込みました。

また、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保に努め、令和 8 年度の税外収入の見込みは 9.0 兆円となりました。このうち、2.1 兆円は防衛力強化のための財源として確保したものです。

さらに、上記のような歳入に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等し、国民への説明責任の向上に努めました。

国の一般会計において、令和 7 年度当初予算額と比較し歳入が 5.9 兆円増加すること等から政策的経費を歳入及び税外収入が上回り、28 年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するとともに、中長期試算（令和 8 年 1 月）においては、2026 年度には、プライマリーバランス目標を掲げた 2001 年度以降で最も改善した形となり、2027 年度以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示され、また、施策の推進に当たって必要となる財源確保に向けた具体的な制度改正等の取組を行うことができたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価

a 相当程度進展あり

評価の理由

以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、物価上昇の影響等を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「一般会計税収の推移」 ○参考指標 2 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総 1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「歳入（一般会計）構成の推移」

政 1 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

参考指標 2：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1 - 1：参考指標 1）】

参考指標 3：歳入（一般会計）構成の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202504/sy202504b.pdf)

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後も、物価上昇の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の財政状況：「令和 7 年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	物価高騰の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めました。

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 1 - 3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めに則り、かつ、経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。 また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C（＝チェック）及びA（＝アクション）の機能を強化する必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政1-3-1：予算執行に関する的確な情報開示の実施
	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保
	政1-3-3：予算執行調査の実施
	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

関連する内閣の基本方針	○「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」（平成25年6月28日閣議決定）

政策目標 1 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	（予算執行に関する情報開示の充実） 府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。 （円滑かつ効率的な予算執行の確保） 予算の執行に当たっては、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。また、令和6年能登半島地震等からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました。 （予算執行調査の実施） 令和7年度予算執行調査においては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。

	(各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等) 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和 6 年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。 全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。 予算執行調査の実施については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、その調査結果を令和 8 年度予算に的確に反映しています。 また、繰越事務手続については、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、令和 6 年能登半島地震等からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じることなどにより、事務手続の効率化や予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。

施策	政1-3-1：予算執行に関する的確な情報開示の実施
取組内容	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的の開示されている予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力の下、財務省ウェブサイトから閲覧できるようにします。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm)

定性的な測定指標	
	【主要】政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認 (目標の内容) 各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。 (目標の設定の根拠) 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年 6 月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的の開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「各府省の予算執行情報ポータルサイト」

政 1 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 各府省の予算執行情報ポータルサイト

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm>)

施策	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保
取組内容	国の予算は、国会の議決に基づき各省各庁の長に配賦され、その執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられています。その執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めます。 また、予算の執行において、財務大臣の承認を要するものが法令で定められていますが、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めています。 特に、繰越手続については、平成21年度より、繰越要件の明確化や手続の簡素化等を図っており、繰越制度が一層活用されるよう努めます。 今後とも、法令や予算との整合性等に留意するとともに、会計検査院や関係省庁との連携を図ることなどにより、円滑かつ効率的な予算執行が確保されるよう努めます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組
	(目標の内容) 法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。
	(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	予算の執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めるとともに、法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めました。

	また、被災自治体等の事務負担軽減を推進し、令和 6 年能登半島地震等からの復旧・復興を着実に進める観点から、上記政策目標の「評価の理由」等に記載のとおり、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました。 以上のことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算の執行に当たっては、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化等を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政1-3-3：予算執行調査の実施
取組内容	予算執行調査は、財務省主計局の予算担当者及び財務局の職員が、次年度以降の予算編成に向けた問題意識等から選定した事業について、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から調査を行うものです。予算執行調査の実施に当たっては、予算の効率化が図られるよう、 1 調査対象につき、特別会計の事業を含め、予算の執行状況全般を選定の対象とするほか、日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局の視点等も活用しつつ、案件を選定します。 2 専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上等を図ります。 3 調査結果を適切な時期に公表し、予算の執行や予算編成に反映するとともに、その反映状況を予算の決定後速やかに公表します。

定性的な測定指標	
	【主要】 政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施 (目標の内容) 予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。 (目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 7 年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上を図りつつ、30 件の予算執行調査を実施しました（参考指標 1 参照）。

	また、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2025/hanei/index.html)

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「予算執行調査の実施件数及び反映額」 ○参考指標 2 「調査結果（令和 7 年 6 月）」 ○参考指標 3 「調査結果（令和 7 年 10 月）」 ○参考指標 4 「反映状況（令和 8 年 1 月）」

政 1 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 予算執行調査の実施件数及び反映額 (単位：件、億円)

調査年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
調査件数	39	39	30	31	30
翌年度予算への	90	189	9	42	7
反映額	—	—	—	—	—

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

参考指標 2 調査結果（令和 7 年 6 月）

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2025/sy0706/index.html)

参考指標 3 調査結果（令和 7 年 10 月）

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2025/sy0710/index.html)

参考指標 4 反映状況（令和 8 年 1 月）

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2025/hanei/index.html)

施策	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
取組内容	予算の適正かつ効率的な執行を確保するために、各省各庁に対し文書による要請を行うとともに、担当職員の資質の向上及び会計事務に携わる心構え等が重要であることから、各省各庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修（注）を実施します。 また、随意契約の適正化のため、契約の透明性を高める観点から、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。 （注）実施予定の会議・研修

	1. 会議 財務省と会計検査院との事務連絡会、各省各庁等予算執行・決算担当国会議、財務局等繰越決算事務担当国会議、補助金等適正化中央連絡会議幹事会、各府省等内部監査担当者連絡会 2. 研修 会計事務職員研修、政府関係法人会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算担当職員初任者研修、会計監査事務職員研修

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施 (目標の内容) 文書による要請及び会議・研修を実施します。 また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。 (目標の設定の根拠) 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当国会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました（参考指標 2 参照）。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が令和 6 年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20260331_tokei.pdf)

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和 6 年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「会計検査院決算検査報告に掲記された不当事項等の推移」 ○参考指標 2 「会計事務職員研修等の実績」

政 1 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A. 不当事項	157	265	285	294	271
B. 意見表示又は処置要求事項	15	19	20	22	17
C. 会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項（処置済事項）	20	22	28	22	19

(出所) 主計局司計課調

参考指標 2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研 修 名 (対象職員)	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	88	75	76	90	76
	99	111	100	122	116
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	124	122	122	189	179
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	98	118	122	147	141
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	159	156	187	204	226
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	111	131	36	31	61

(出所) 会計センター研修部調

(注) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。

予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に努めます。

また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、専門家の知見の活用や実地調査の実施など、より深度のある調査を実施しました。 令和 8 年度の予算については、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	586,546千円	589,272千円	654,165千円	649,004千円	
	(項) 財政健全化推進費	410,707千円	412,164千円	473,148千円	486,913千円	
	(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	43,207千円	43,052千円	40,943千円	40,602千円	行政事業レビューの対象外
	(事項) 会計センターに必要な経費	367,500千円 (注 1)	369,112千円 (注 1)	432,205千円 (注 1)	446,311千円 (注 1)	行政事業レビューの対象外
	(項) 財務局業務費	175,839千円	177,108千円	181,017千円	162,091千円	
	(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	175,839千円	177,108千円	181,017千円	162,091千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	△35千円	—		
	繰越等	3,993,173千円	4,114,618千円	N. A.		
	合 計	4,579,719千円	4,703,855千円	N. A.		
執行額		4,384,230千円	4,577,180千円	N. A.		

(概要)

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための会計事務処理等に係る経費等

(注 1) 政府情報システム関連予算(官庁会計システム(予算事業 ID:020140)、歳入金電子納付システム、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(予算事業 ID:021328))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、法規課)、会計センター	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 1 - 4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	国の決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すものであり、一会計年度における収入・支出の実績を計算、整理、記録したものです。したがって、決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。 このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 政1-4-2：令和6年度歳入歳出決算の国会への早期提出

関連する内閣の基本方針	該当なし

政策目標 1 - 4 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	(予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告) 予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、令和6年度決算概要は、令和7年7月31日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。 (令和6年度歳入歳出決算の国会への早期提出) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、令和6年度歳入歳出決算については、令和7年9月2日に会計検査院へ送付し、同年11月18日に国会に提出しました。 全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。 令和 6 年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和 8 年度予算等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。 なお、令和 6 年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。

施策	政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告
取組内容	年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算概要について、これまでに引き続き、官報や財務省ウェブサイトを活用するなどして、国民や国会に対し適時適切な報告を行います。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html)

定量的な測定指標							
[主要] 政1-4-1-A-1：予算 使用の状況、国庫 歳入歳出状況及び 決算概要の定期的 な公表状況	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	予算使用 の状況	5回	5回	5回	5回	5回
		国庫歳入 歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回
		決算概要	1回	1回	1回	1回	1回
	実績値		全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	全て達成
(出所) 主計局司計課調							
(目標値の設定の根拠)							
国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。							
※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。							

目標の達成度	・ 予算使用の状況 ○ ・ 国庫歳入歳出状況 ○ ・ 決算概要 ○
目標の達成度の判定理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「令和 7 年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち令和 5 年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46_report/fy2025.html)
- (2) 「予算使用の状況（財務省調査）」（財政法第46条第 2 項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget_use/index.htm)
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue_and_expenditure/index.html)
- (4) 「令和 6 年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2024/index.html)
- (5) 「令和 6 年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2024/index.html)
- (6) 「令和 6 年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2024/ke0711.html)
- (7) 「令和 6 年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載
(<https://www.bb.mof.go.jp/archive/reiwa6.html>)
- (8) 「令和 6 年度決算の説明」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2024/ke_setsumeio6.html)

（注）国の決算は、年度末である 3 月 31 日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなっており、翌年度の 7 月 31 日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

施策	政1-4-2：令和 6 年度歳入歳出決算の国会への早期提出
取組内容	決算の早期提出については、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、令和 6 年度歳入歳出決算については、令和 5 年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後に国会提出が可能となるよう努めます。

定量的な測定指標						
政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日	年度	令和3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 (5年度決算)	7年度 (6年度決算)
	目標値	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	6.9月初旬	7.9月初旬
	実績値	3.9.3	4.9.2	5.9.1	6.9.3	7.9.2
(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和6年度歳入歳出決算については、令和7年9月2日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
[主要] 政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日	年度	令和3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 (5年度決算)	7年度 (6年度決算)
	目標値	3.11.20 前後	4.11.20 前後	5.11.20 前後	6.11.20 前後	7.11.20 前後
	実績値	3.12.6	4.11.18	5.11.20	6.11.29	7.11.18
(注1) 令和2年度歳入歳出決算の国会提出が令和3年12月6日となったのは、令和3年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。 (注2) 令和5年度歳入歳出決算の国会提出が令和6年11月29日となったのは、令和6年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。 (出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和6年度歳入歳出決算については、令和7年11月18日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えました。そのため達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成

評価の理由	令和 6 年度歳入歳出決算については、令和 7 年 11 月 18 日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の 11 月 20 日前後）の要請に応えました。 また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、各主要経費における事項別の 3 箇年間の執行状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和 7 年度歳入歳出決算については、令和 6 年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和 8 年 11 月 20 日前後には国会提出が可能となるよう努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。 令和 6 年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、令和 7 年 11 月 18 日に国会へ提出しました。 また、今後、決算の説明に誤りが生じないよう、「令和 5 年度決算の説明」における誤りの原因を分析し、各省各庁の意見も踏まえ、作業チェックマニュアルの整備や研修の実施に加え、システム改修の検討など、再発防止に取り組みました。

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 1－5：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

令和 7 年度の地方の財政状況については、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じず、臨時財政対策債の発行も平成13年度の制度創設以来初となるゼロとなりましたが、引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）も踏まえ、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、その実現のため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「令和 7 年度予算編成の基本方針」（令和 6 年 12 月 6 日閣議決定）
- 「令和 8 年度予算編成の基本方針」（令和 7 年 12 月 9 日閣議決定）

政策目標 1－5 についての評価結果

政策目標についての評価

A 相当程度進展あり

評価の理由

「令和 8 年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準としつつ、臨時財政対策債の発行額を令和 7 年度に引き続きゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するほか、臨時財政対策債償還基金を措置するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）等に沿って適切に事務を遂行しています。

一方で、物価上昇への対応等の財政への影響を注視する必要があります。

施策 1－5－1 の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2024」をはじめとする政府の方針に沿った「令和 8 年度地方財政計画」の策定等にあって、必要な取組です。 国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記のとおり効率的に取り組んでいます。

施策	政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革
取組内容	国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革
	(目標の内容) 国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。
	(目標の設定の根拠) 「経済財政運営と改革の基本方針2024」に、2025年度から2027年度までの 3 年間について、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」と定められているためです。また、「骨太の方針2025」において、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す。」「その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。」としているほか、「2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続」すると定められているためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	上記政策目標の「評定の理由」に記載のとおり、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	「令和 8 年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。

	以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、物価上昇への対応等の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地方財政計画」 ○参考指標 2 「地方向け補助金等の全体像」 ○参考指標 3 「地方の一般財源総額について」

政 1 - 5 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 令和 8 年度地方財政計画 (通常収支分)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/001056960.pdf 26P)

参考指標 2 : 地方向け補助金等の全体像

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/28.pdf)

参考指標 3 : 地方の一般財源総額について

(https://www.soumu.go.jp/main_content/001056960.pdf 2P)

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の地方財政状況：「令和 8 年度地方財政計画」(総務省)、「地方向け補助金等の全体像」(財務省)

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局 (主計官 (総務、地方財政、財務係担当)、主計企画官 (調整担当))、主税局 (総務課)、理財局 (計画官 (厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当))	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 1 - 6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。

また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。

国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 1 - 6 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和 6 年度決算分を令和 8 年 1 月 30 日に財務省ウェブサイトで公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。

特別会計財務書類については、令和 6 年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和 8 年 1 月 23 日）。

また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類についても、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットを作成し、令和 8 年 3 月 27 日に財務省ウェブサイトで公表を行いました。

さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報的的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が 1 月、事業別フルコスト情報が 3 月に公表されました。事業別フルコスト情報については、本取組になじむ事業の選定を各府省と協力しながら進めていく方針の下、補助金・給付金事業型のうち開示の必要性が低いと判断される事業の見直しを行い、事業の入れ替えを行う等、より内容の充実を図りました。

施策 1 - 6 - 1 の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。 発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック(資産・負債)やフロー(業務費用・財源)といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。 財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和7年度内に公表しています(令和8年1月)。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策	政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等
取組内容	国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、各府省が作成している省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体の財務状況を開示する国の財務書類を平成15年度決算分から作成・公表しているところです。公表に当たっては、財務省ウェブサイトも活用して、広く国民に対する情報開示を行います。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/) また、財務省は、各府省の作成する省庁別財務書類について、財務情報の的確な開示が行われるよう必要な助言等を行うほか、令和8年度予算の審議に活用するために、令和6年度決算分の国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和8年1月下旬に公表します。

定量的な測定指標						
[主要] 政1-6-1-A-1: 国の財務書類(一般会計・特別会計)の公表日	年度	令和3年度 (2年度分)	4年度 (3年度分)	5年度 (4年度分)	6年度 (5年度分)	7年度 (6年度分)
	目標値	4年1月下旬	5年1月下旬	6年1月下旬	7年1月下旬	8年1月下旬
	実績値	4. 1. 25	5. 1. 27	6. 1. 26	7. 1. 24	8. 1. 30
(出所) 主計局法規課調 (目標値の設定の根拠) 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 8 年 1 月下旬とした目標値のとおり、令和 8 年 1 月 30 日に公表したことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表	
(目標の内容)	国の財務書類のポイント（パンフレット）やガイドブック等において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。
(目標の設定の根拠)	「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年 4 月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国の財務書類のポイント（パンフレット）等の図表をより見やすくなるよう工夫するなど内容を充実させ、国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から 1 月下旬の公表を目標とし、令和 6 年度決算分を令和 8 年 1 月30日に財務省ウェブサイトにて公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説した資料（国の財務書類のポイント及び「国の財務書類」からみる財政）を作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。 特別会計財務書類については、令和 5 年度決算分に引き続き、令和 6 年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和 8 年 1 月30日）。 また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類についても、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットを作成し、令和 8 年 3 月27日に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が 1 月、事業別フルコスト情報が 3 月に公表されたところです。事業別フルコスト情報については、本取組になじむ事業の選定を各府省と協力しながら進めていく方針の下、補助金・給付金事業型のうち開示の必要性が低いと判断される事業の見直しを行い、事業の入れ替えを行う等、より内容の充実を図りました。

	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和 6 年度分）」

政 1－6－1 に係る参考情報

参考指標 1：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和 6 年度分）

日付	種 類	備 考
令和 8 年 1 月 30 日	国の財務書類（令和 6 年度分）	説明資料もあわせて作成・公表
	令和 6 年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第 19 条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出のうえ、公表
	令和 6 年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

(出所) 主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 令和 7 年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和 9 年 1 月に公表します。さらに省庁別財務書類等についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。 また、令和 9 年度の予算については、令和 8 年度決算分の国の財務書類の令和 10 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

国の財務書類については、令和 5 年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。

また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。

令和 8 年度の予算については、令和 7 年度決算分の国の財務書類の令和 9 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	11,229千円	11,974千円	13,113千円	14,079千円	
	(項) 財政健全化推進費	11,229千円	11,974千円	13,113千円	14,079千円	
	(事項) 財務書類の作成・公表に必要な経費	11,229千円	11,974千円	13,113千円	14,079千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	11,229千円	11,974千円	N. A.		
執行額		10,208千円	10,692千円	N. A.		
(概要) 国の財務書類の作成・公表等 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

- 政策目標 2 - 1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び目標設定の考え方	賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現等に向けて、令和 7 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。 併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政2-1-1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討 政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針	○ 「第 221 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 8 年 2 月 20 日) ○ 「第 221 回国会 財務大臣財政演説」(令和 8 年 2 月 20 日) ○ 「第 219 回国会 総理大臣所信表明演説」(令和 7 年 10 月 24 日) ○ 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日) ○ 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) ○ 「諮問」(令和 6 年 1 月 25 日税制調査会) ○ 「令和 8 年度税制改正の大綱」(令和 7 年 12 月 26 日閣議決定) ○ 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定) ○ 「強い経済」を実現する総合経済対策(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)

政策目標 2 - 1 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	令和 7 年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。 令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げることとしました。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設す

	ることとしたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行うこととしました。このほか、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。 施策 2 - 1 - 1、2 - 1 - 2 の評価は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 令和 8 年度税制改正は、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を、税制改正プロセスにおける各府省等との議論において活用すること等により、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) ・ 諸外国の税制に関する調査 今後の税制の制度設計に資することを目的として諸外国の税制に関する委託調査を行っており、本委託調査の実施に当たっては、「総合評価基準や調達日程の適正な確保に引き続き努める。」との令和 7 年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き適切な総合評価基準の設定に取り組むとともに、競争性を確保する観点から委託先となりうる業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化に努めるなど、調査の効率的な執行に取り組みました。 また、成果物を今後の税制改正の検討に有効に活用できるよう、調査分野の選定段階においては、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ関係部局とも密に協議し、調査分野の決定後は、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化による調査の質の向上等に取り組みました。(予算事業 I D001358)

施策	政2-1-1: 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討
取組内容	「令和 7 年度税制改正の大綱」において、令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び i D e C o）の拠出限度額等を引き上げます。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたします。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、衆議院における法案修正を経て成立しました。修正を経て成立した内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、E B P Mの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。令和7年度税制改正に引き続き、税制調査会（用語集参照）の議論などを踏まえながら、個人所得税については例えば働き方によって有利・不利が生じない等、公平な税制の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。

なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。

定性的な測定指標

〔主要〕 政2-1-1-B-1：令和7年度税制改正の着実な実施と令和8年度税制改正の検討

（目標の内容）

令和7年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和8年度税制改正の内容を検討していきます。

（目標の設定の根拠）

「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和7年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和6年度税制改正に続いて解説動画も作成し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。

	令和 8 年度税制改正では、上記政策目標の「評定の理由」に記載のとおり税制改正を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。 租税特別措置については、内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」の方針の下、直ちに見直し可能なものから見直しを行い、税制調査会「税制の E B P M に関する専門家会合」における税務データに基づく適用状況にかかる分析等を踏まえつつ、的を絞り、メリハリ付けとインセンティブ強化の観点から、研究開発税制の控除率カーブを見直しました。また、税制調査会においては、令和 7 年 11 月の総会における内閣総理大臣の発言も踏まえ、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視点からの議論が行われるとともに、3 つの専門家会合（E B P M、長寿税制、納税環境整備）の下で、租税特別措置（研究開発税制等）の検証や、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策、経済社会のデジタル化と税務執行上の課題への対応に向けた議論が行われました。 更に、国際課税については、O E C D / G 20「B E P S 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、国際的な議論に積極的に貢献しました。 以上を踏まえ、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	令和 7 年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和 8 年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。 また、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。 更に、O E C D / G 20の「B E P S 包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。 以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子 2 人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「諸外国における法人実効税率の比較」 ○参考指標 8 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」 ○参考指標 9 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 10 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）」

	○参考指標11「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】 ○参考指標12「税収比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】 ○参考指標13「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】

政 2 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a05)

参考指標 2：諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

参考指標 3：令和 8 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_09.htm)

参考指標 4：個人所得課税の税率等の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

参考指標 5：主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦 2 人（片働き）の給与所得者）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a06)

参考指標 6：法人税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

参考指標 7：諸外国における法人実効税率の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

参考指標 8：諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02)

参考指標 9：相続税の主な改正の内容

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a03)

参考指標 10：主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標 11：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1 - 1：参考指標 1）】

参考指標 12：税収比率の推移【再掲（総 2 - 1：参考指標 1）】

参考指標 13：一般会計税収の推移【再掲（総 2 - 1：参考指標 2）】

施策	政2-1-2：税制についての広報の充実
取組内容	税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用

した情報提供や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした、学習コンテンツの提供等を通じた働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布等の広報活動も行います。

その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	増加	増加	増加	増加	増加	増加
実績値	32,737	33,135	33,585	34,029	34,397	

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(目標値の設定の根拠)

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

実績値のとおり、税制メールマガジン登録者数が増加したことから、達成度は「○」としました。なお、近年の情報収集・発信手段の変化等を踏まえ、今後はメールマガジンに代わる新たな発信手段を活用してより効果的な情報発信を行うことを予定しており、税制メールマガジンは令和8年度中に終了を予定していることから、同指標を令和8年度から廃止いたします。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ） (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	80	85	85	85	85	85
実績値	91.3	91.1	88.5	87.5	88.3	

	(注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の 5 段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。 (出所) 主税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	直近の実績値を踏まえ、令和 7 年度においては目標値を「85」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。具体的には、財務省ウェブサイトのピックアップ情報に、税制についての広報活動を積極的に掲載するなどしました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況
	(目標の内容) パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS 等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。
	(目標の設定の根拠) 国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	具体的な取組として、将来世代の担い手である若年層の税制への関心を高め、税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。 また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「みんなの暮らしを守る！「税金」と「防災」の関係について調べよう」のコンテンツを作成しました。 令和 3 年度及び令和 5 年度に発行した、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリル（小学生向けの冊子）について、引き続き希望者への無償配布を行いました。税金ドリルは、学校の教員や税務署の職員などが小学校などで行う租税教育でも活用されています（令和 7 年度の配布実績：約 11 万 2 千冊）。

	国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和 7 年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式 YouTube チャンネルで公開しました（令和 7 年度末時点での視聴回数：約 2 万回）。 また、オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。 税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。 なお、各種の広報の取組については、財務省の公式 X でも積極的に発信しました。 上記実績のとおり、国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS を通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。 以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政 2 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計（単位：件）

	令和 7 年度
財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計	83,074

（出所）大臣官房文書課広報室調

（注）上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ（https://www.mof.go.jp/tax_policy）へのアクセス件数。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。 また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。 なお、令和 9 年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○ 租税の広報については、児童、生徒に租税の役割等を理解してもらう上で非常に重要である。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「諸外国における国民負担率の内訳の比較」等
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	(我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討) 令和 8 年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に国会で成立しました。 租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。 更に、税制調査会においては、税制に関する E B P M の視点、経済社会の構造変化に伴うデジタル化や長寿社会における税制のあり方などについて、専門家会合で議論を行いました。 (税制についての広報の充実) 税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS を通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者世代を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。 なお、令和 8 年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	158,378千円	158,687千円	150,147千円	157,373千円	
	(項) 税制企画立案費	158,378千円	158,687千円	150,147千円	157,373千円	
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	158,378千円	158,687千円	150,147千円	157,373千円	
	内 諸外国の税制に関する調査	25,410千円	25,410千円	24,631千円	27,154千円	001358
	補正予算	△1,191千円	△1,646千円	△2,346千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	157,187千円	157,041千円	N. A.		
執行額		113,560千円	136,751千円	N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 3 - 1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。第217回国会財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、金融市場の状況に変化が見られる中で、引き続き市場との対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上

政3-1-3 : 保有者層の多様化

政3-1-4 : 市場との対話等

政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

○「第221回国会 財務大臣財政演説」(令和8年2月20日)

○「第217回国会 財務大臣財政演説」(令和7年1月24日)

政策目標 3 - 1 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定・変更を行い、確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、市場との対話を丁寧に行いました。

全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、極めて厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。

令和7年度は、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施しました。また、令和8年度国債発行計画の策定等にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場との対話を丁寧に行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。

施策	政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

取組内容	国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことが重要です。令和 6 年 12 月 27 日には、こうした市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、令和 7 年度国債発行計画を策定・公表しました。 今年度は、上記の令和 7 年度国債発行計画に沿って、国債発行を行っていきます。 令和 7 年度の国債発行総額（予定額）は 176.9 兆円（対前年度当初比 5.1 兆円減）であり、依然として極めて高い水準になっています。 こうした中、カレンダーベース市中発行額（用語集参照）は、前年度当初から 1.3 兆円増の 172.3 兆円となっております。具体的な年限構成については、市場環境等を踏まえ、需給が極めて逼迫している短期国債や、銀行等による需要が期待される 5 年債を増額した上で、40 年債・30 年債について、主要投資家である生命保険会社からの需要減退を踏まえ減額しております。 その他、令和 6 年 2 月に初回発行を実施した「クライメート・トランジション利付国債」（G X 経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて、個別銘柄として発行するもの）についても、今後、市場参加者との意見交換を踏まえながら発行していきます。発行後は、調達資金による投資の内容等について市場からの評価が得られるように、政府としてレポーティングを実施することとしております。 翌年度の国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。 買入消却（用語集参照）についても、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に実施します。 加えて、令和 7 年度国債発行計画の策定にあわせ、国債の保有促進に向けた取組を公表しました。銀行等の投資需要を踏まえ、短期金利に連動した変動利付国債について、今後の発行に向けて具体的に準備することとしています。また、安定保有者層の拡大に向け、個人向け国債の販売対象に非営利法人や非上場法人等を含めることを検討していくこととしています。 （参考）クライメート・トランジション利付国債による調達資金の使途に係る選定・評価・レポーティング等はそのフレームワークに沿って以下のように行われる。 ① 充当事業の選定・評価プロセス 調達資金が充当される事業は、フレームワークにて定める適格事業に適合していることを各事業所管省庁内、局長級で構成される「G X 経済移行債発行に関する関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」といいます。）において確認し、必要に応じて G X 実行会議に報告。 ② レポーティング レポーティングについても、関係府省連絡会議にて議論し、充当状況を確認・評価。 ③ 外部評価機関によるレビュー

調達資金の充当状況及び環境改善効果に関する評価のレビューを、独立した外部評価機関より（調達された資金の充当が完了するまで）年次で取得する予定。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-1-B-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行

（目標の内容）

令和7年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。
また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。

さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。

（目標の設定の根拠）

大量の国債発行が続く中で、国債の確実に円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要であるためです。

また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実に低コストで調達する上で重要であるためです。

さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和7年度当初計画においては、国債発行総額が176.9兆円（対前年度当初比5.1兆円減）となる中、カレンダーベース市中発行額を172.3兆円（対前年度当初比1.3兆円増）としました。さらに、市場環境等を踏まえ、短期国債・中期国債の発行額を増額した上で超長期国債の発行額を減額しました。なお、令和7年3月5日に衆議院における令和7年度予算の修正議決（令和7年3月4日）を踏まえ、国債発行計画を変更しました。

当該計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。

国債市場においては、令和7年4月以降、超長期債について他の年限に比して大きく金利上昇する動きが見られ、その背景として当時の金融環境における投資家の動向や我が国の財政を取り巻く状況の反映など、様々な要因が指摘されました。そうした状況の下、市場との対話を踏まえ、令和7年6月23日に令和7年度国債発行計画を変更し、超長期債の発行額等を減らす一方、減額分については、2年債や短期国債の増額及び個人向け販売分の上振れ実績の反映を行うなど機動的に対応しました。

令和7年11月28日には、令和7年度補正予算編成に伴い、令和7年度国債発行計画を変更しました。新規国債（建設国債及び特例国債）の増加（対当初比11.7兆円増）や、借換債等の減額により、国債発行総額は189.6兆円（対当初比12.7兆円増）となりました。また、消化方式別発行額については、市場環境等を踏まえ、カレンダーベース市中発行額のうち短期国債を6.3兆円増額するとともに、令和8年度の償還に充てるために、令和7年度中に前倒して発行することになっていた借換債の減額等により6.4兆円増額することにより対応しました。

「クライメート・トランジション利付国債」については、令和 8 年 1 月に令和 6 年度発行分に係る資金充当レポート及び令和 5 年度発行分に係るインパクトレポートを公表しました。また、令和 7 年度は 10 年クライメート・トランジション利付国債を合計約 6,000 億円、5 年クライメート・トランジション利付国債を約 6,000 億円、合計約 1.2 兆円発行しました。

国債、政府短期証券及び借入金の入札実施日・発行額等については、事前に周知するとともに、入札結果の発表 (<https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm>) を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。

令和 8 年度国債発行計画については、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、令和 7 年 12 月 26 日に公表しました。年限構成については、市場のニーズ・動向等を踏まえています。

具体的には、国債発行総額が 180.7 兆円（対前年度当初比 3.8 兆円増）となる中、カレンダーベース市中発行額を 168.5 兆円（対前年度当初比 3.8 兆円減）としました。令和 7 年度補正後の国債発行計画から、超長期債の発行額を 1,000 億円/回ずつ減額する一方、中長期債の発行額を維持することとしました。

加えて、令和 8 年度国債発行計画の策定にあわせ、国債の保有促進に向けた取組を公表しました。短期金利に連動した変動利付国債については、令和 9 年 1 月以降の発行開始に向けて市場関係者と調整を進めることとしています。また、個人向け国債については、安定的な保有が期待される非営利法人等（学校法人やマンション管理組合等）に令和 9 年 1 月発行分から販売対象を拡大することとしました。

また、令和 8 年度より、市場環境の変化への柔軟性を高めることを目的に、6 月頃を目途として、進行年度中の発行計画について市場関係者に「年央ヒアリング」を行うことで、定期点検の機会を導入することとしました。

令和 8 年度国債発行計画（令和 7 年 12 月 26 日公表）

https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2026/index.html

上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政 3-1-1-B-2：適切な債務管理

（目標の内容）

借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。

また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。

（目標の設定の根拠）

国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要であるためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、令和 8 年度国債発行計画を策定する際の参考としました。 買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額 2,406 億円実施しました。 上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 7 年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。 また、令和 8 年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場との対話を丁寧に行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「10 年新発債利回りの推移」 ○参考指標 2 「国債のイールドカーブ」 ○参考指標 3 「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標 4 「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標 5 「買入消却実施実績」

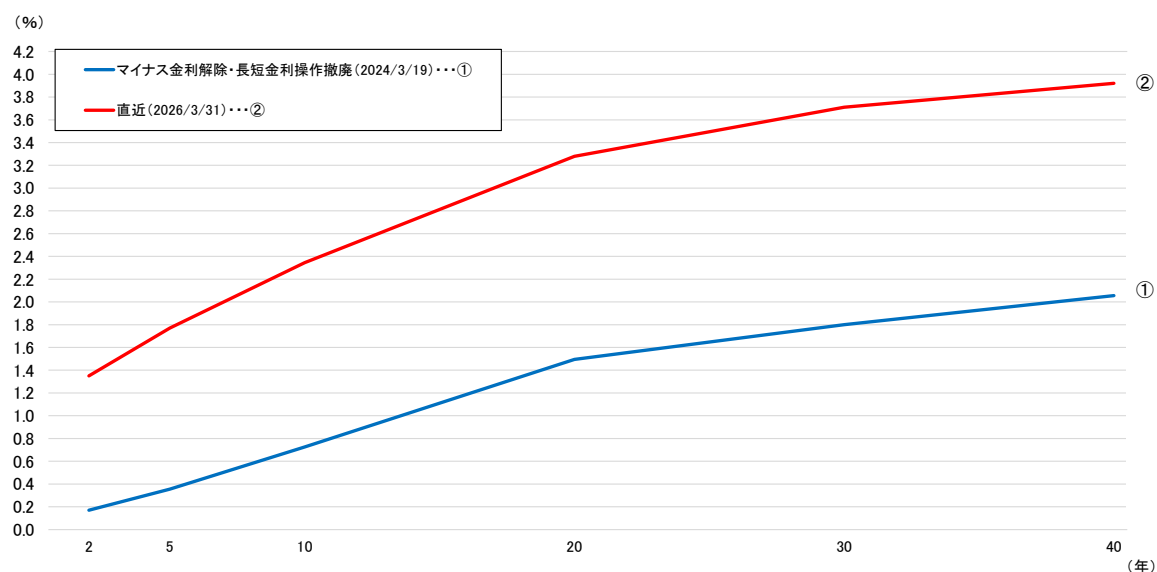
総 3 - 2 に係る参考情報 政 3 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 10 年新発債利回りの推移



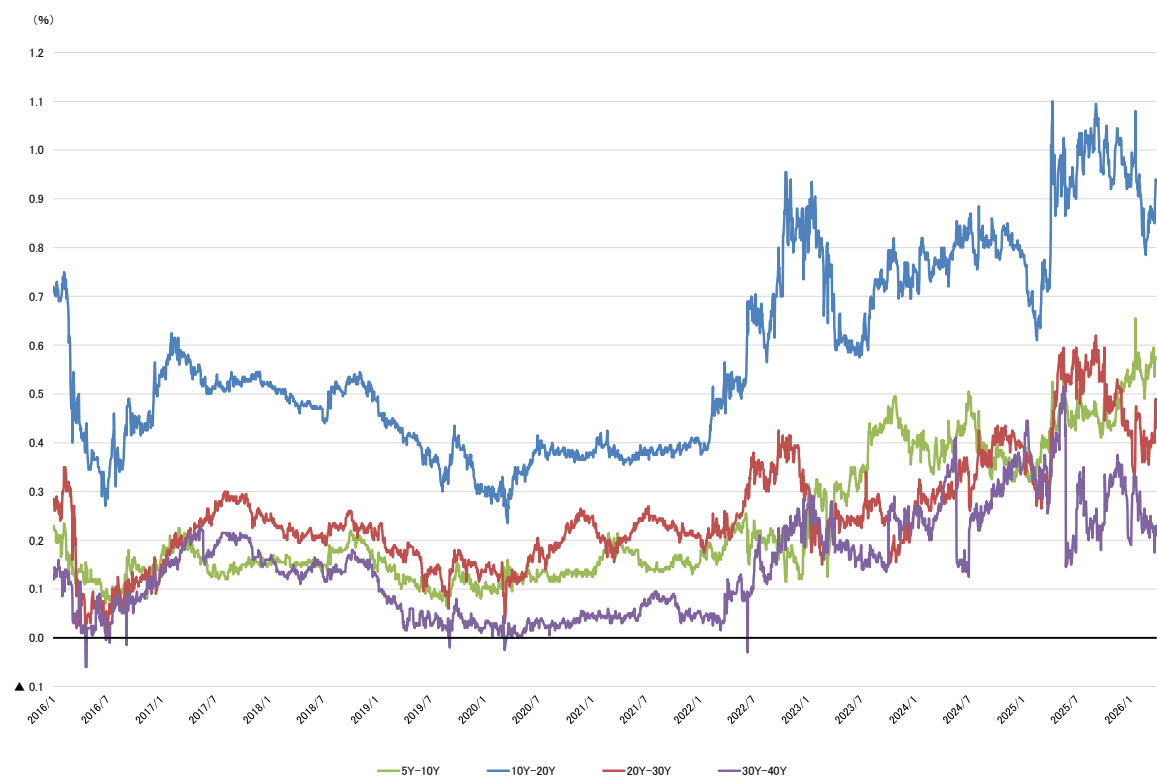
(出所) 10年新発債利回り (日本相互証券) を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2 : 国債のイールドカーブ



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

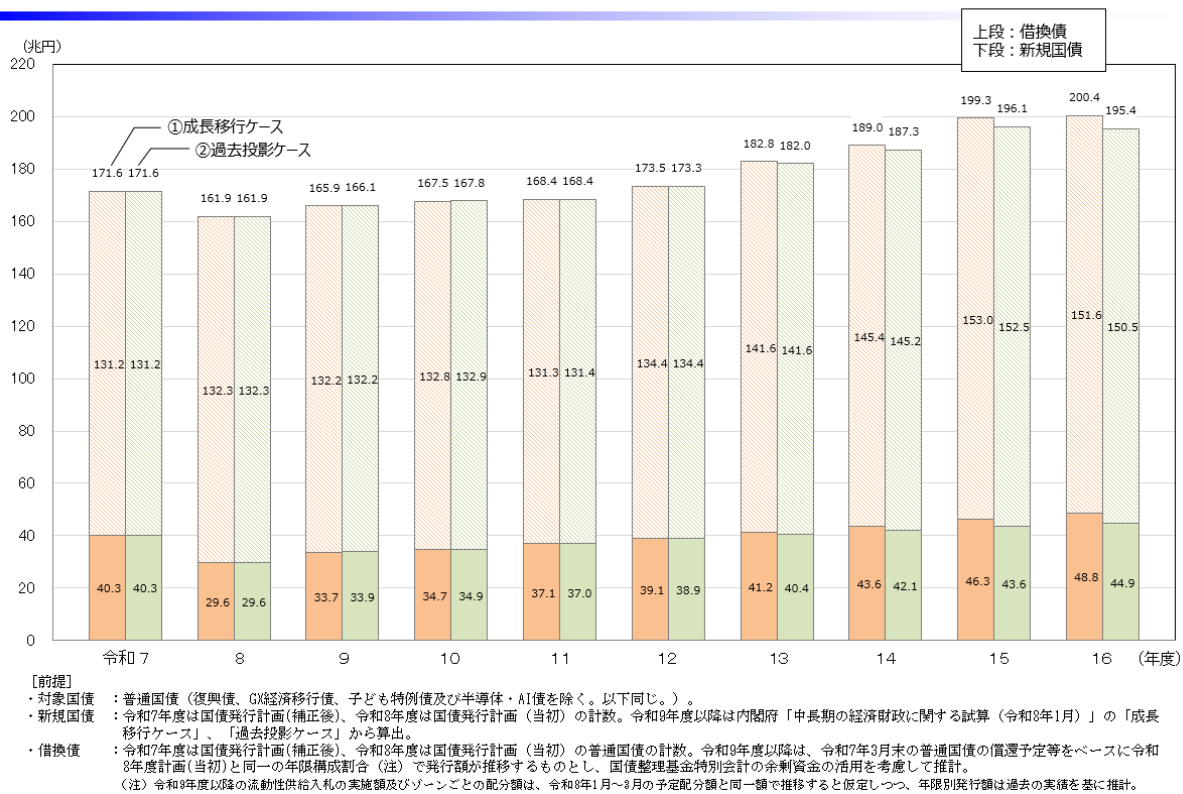
参考指標 3 : 国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 4 : 借換債発行額の将来推計

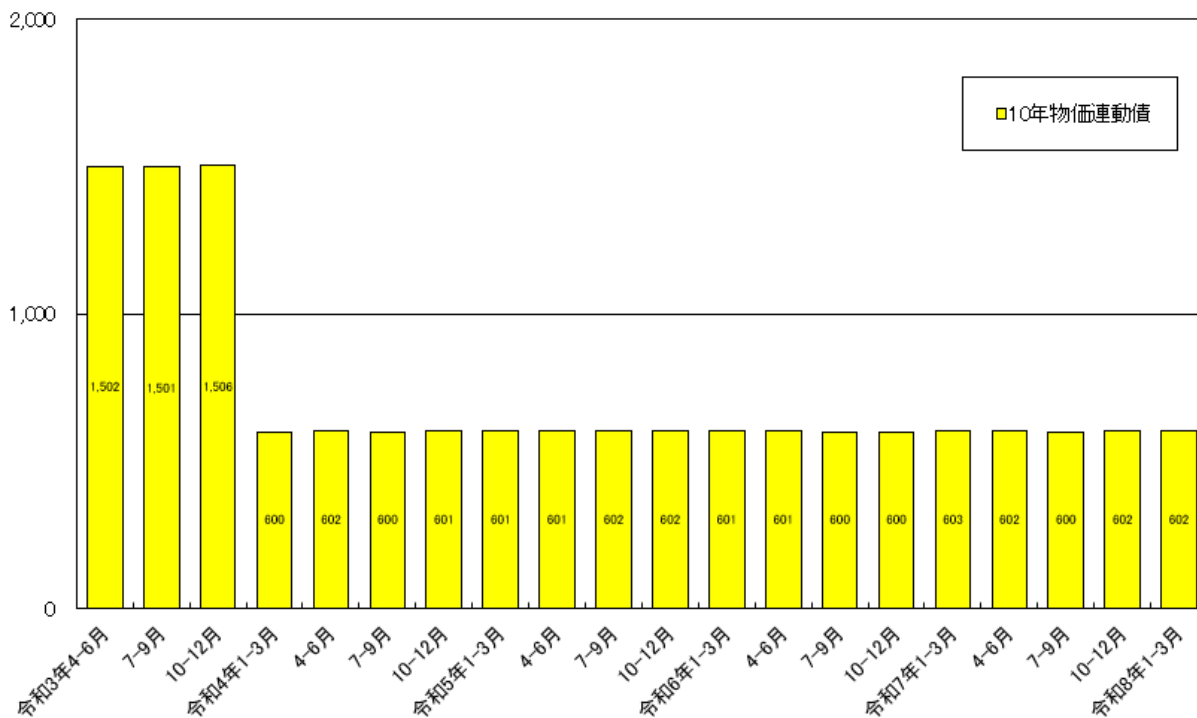
内閣府中長期試算に基づく国債発行額の将来推計



(出所) 理財局国債企画課で作成

参考指標 5 : 買入消却実施実績

(億円)



(出所) 理財局国債業務課調

(注) 金額は実績。

施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上
取組内容	国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。 このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、令和7年度国債発行計画では、13.5兆円の流動性供給入札（用語集参照）を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。

定性的な測定指標	
	[主要] 政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上 (目標の内容) 令和7年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。 具体的には、令和7年度国債発行計画では、13.5兆円の流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。 (目標の設定の根拠) 流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。

目標の達成度		○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和7年度国債発行計画に沿って、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、13.5兆円の流動性供給入札を実施するなど、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、四半期毎に「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取した結果、令和7年度は8月以降、残存15.5年超-39年未満ゾーンを減額し、残存1年超5年以下のゾーンを増額。10月以降、再度15.5年超-39年未満ゾーンを減額し、残存1年超5年以下のゾーンを増額しました。また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和7年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。 令和7年度リオープン方式について (https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20250325-01.htm) 令和8年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、13.5兆円（対前年度同額）の流動性供給入札を実施することとしました。市場関係者の意見やゾーン毎のバランスを踏まえ、令和8年4月-6月におけるゾーン区分について、これまで残存5-15.5年としていたゾーンは残存5-11年に、残存15.5-39年としていたゾーンは残存11-39年とし、ゾーンの区切りを11年とすることとしました。	

	上記実績のとおり、令和 7 年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上に取り組んだこと等から、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	令和 7 年度国債発行計画に沿って、13.5 兆円の流動性供給入札を実施したほか、令和 8 年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標 2 「流動性供給入札の結果」 ○参考指標 3 「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」 ○参考指標 4 「投資家の国債取引高と回転率」

政 3 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

(単位：億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
1 年超～5 年以下	23,936	29,940	29,917	29,939	36,918
5 年超～15.5 年以下	59,748	59,874	59,880	75,901	77,906
15.5 年超～39 年未満	29,926	29,950	29,925	25,946	19,955
合計	113,610	119,764	119,722	131,786	134,779

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 2：流動性供給入札の結果

入札日	R7. 4. 17	R7. 4. 22	R7. 5. 2	R7. 5. 26	R7. 6. 10	R7. 6. 12	R7. 7. 17	R7. 7. 25	R7. 8. 21	R7. 8. 26	R7. 9. 8	R7. 9. 12
対象ゾーン（残存、年）	5～15.5	15.5～39	1～5	5～15.5	5～15.5	15.5～39	5～15.5	1～5	5～15.5	15.5～39	1～5	5～15.5
応募額（億円）	15,547	12,896	23,485	19,910	15,377	8,978	22,770	18,126	20,129	9,551	26,957	18,299
募入決定額（億円）	6,493	4,494	4,995	6,498	6,496	4,498	6,494	4,986	6,490	3,492	5,990	6,492
募入平均利回格差（%）	▲ 0.001	0.025	▲ 0.028	▲ 0.028	▲ 0.010	▲ 0.007	▲ 0.008	▲ 0.009	▲ 0.009	0.005	▲ 0.019	0.005
募入最大利回格差（%）	0.020	0.029	▲ 0.028	▲ 0.028	0.004	0.030	▲ 0.008	▲ 0.006	▲ 0.003	0.014	▲ 0.015	0.014

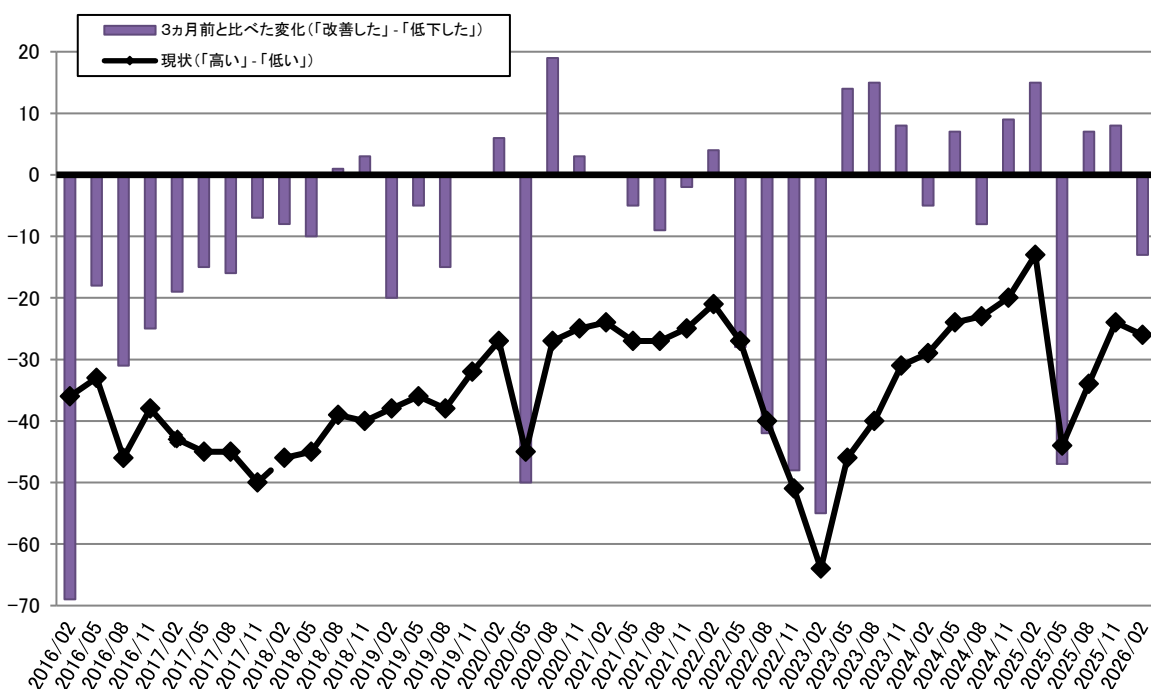
入札日	R7. 10. 17	R7. 10. 23	R7. 11. 7	R7. 11. 21	R7. 12. 16	R7. 12. 23	R8. 1. 16	R8. 1. 22	R8. 2. 13	R8. 2. 25	R8. 3. 9	R8. 3. 26
対象ゾーン（年）	5～15.5	15.5～39	5～15.5	1～5	5～15.5	15.5～39	5～15.5	1～5	5～15.5	15.5～39	5～15.5	1～5
応募額（億円）	21,825	9,021	21,099	24,040	20,129	8,283	16,735	19,391	19,161	7,917	19,351	27,292
募入決定額（億円）	6,488	2,481	6,489	6,991	6,487	2,498	6,490	6,984	6,495	2,492	6,494	6,972
募入平均利回格差（%）	▲ 0.034	▲ 0.024	▲ 0.012	▲ 0.022	▲ 0.004	▲ 0.050	0.013	▲ 0.006	▲ 0.017	0.006	0.040	0.013
募入最大利回格差（%）	▲ 0.031	▲ 0.023	▲ 0.007	▲ 0.018	▲ 0.001	▲ 0.037	0.018	▲ 0.002	▲ 0.014	0.010	0.046	0.014

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）

債券市場の機能度（市場関係者の見方）

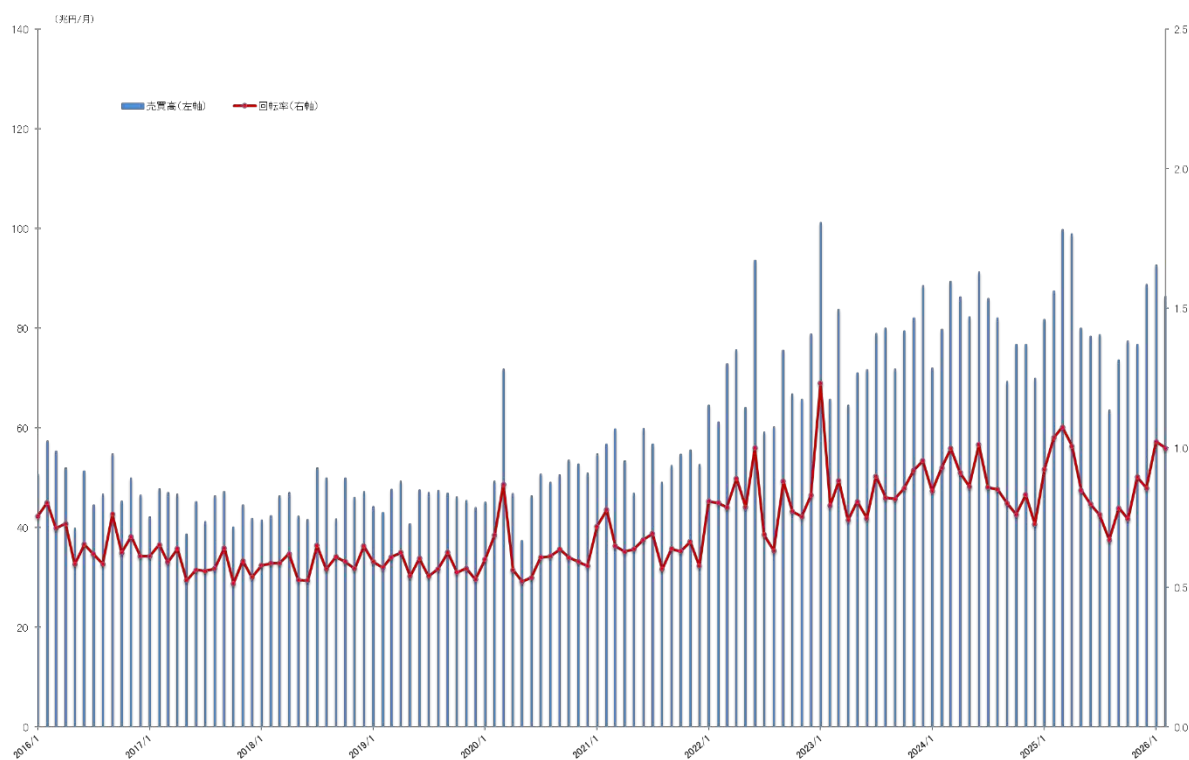
(%ポイント)



(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

(注) 2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家（生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等）が追加された

参考指標 4：投資家の国債取引高と回転率



(出所) 日本証券業協会「公社債店頭売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

施策	政3-1-3：保有者層の多様化
取組内容	国債の取引が様々な市場の見方や投資スタンスに基づいて行われることは、市場の状況が変化した場合に取引が一方に流れることを防ぎ、市場の安定化に寄与すると考えられることなどから、国債の保有者層の多様化を図ることは重要です。個人投資家の国債保有促進に向けた取組を進めるとともに、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、海外投資家の国債市場への参加や国債の保有促進に向けた取組を進めます。 個人投資家向けの販売については、令和 7 年度国債発行計画において、発行予定額を4.6兆円としているところです。 こうした中、個人向け国債の取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トップリテラー会議」の開催、個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html) 等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。 また、個人投資家向けの広告については、効果測定の結果等を踏まえ、効果的に国債広告を実施し、個人投資家の国債保有促進に努めます。 海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供等を実施していきます。具体的には、海外 I R（用語集参照）の実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外 I Rを実施し、海外投資家との親密なりレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。また、「日本国債ニュースレター」（英語版）をウェブサイト上で毎月公表すること等を通じて、海外投資家への定期的な情報提供を行うことにより、日本国債の認知・理解の向上を図ります。

定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-3-B-1：保有者層の多様化
	(目標の内容) 保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実や個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外 I Rや「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。
	(目標の設定の根拠) 国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNSを活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載、テレビCMの放映等により、広告の充実を図るなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。

海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様なニーズを持つ投資家が国債市場に参加することは、国債の売買がいずれか一方に偏ることを防ぎ、市場を安定させる効果が期待できること、また、海外投資家の中には中央銀行、年金積立金の運用機関、生命保険会社等、国債の安定的な保有を見込むことができる投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、継続的な投資や長期安定的な保有が見込める投資家を重視する観点から、オンライン形式も併用しつつ、基本的には対面での個別面談を中心に、きめ細かいニーズ等の把握、及び情報提供を行いました。加えて、これまで接触が乏しかった先についても、投資家層のさらなる拡大等の観点から、スモールミーティングの開催を通じてアプローチする等、より効果的かつ効率的な海外 I R を実施しました。さらに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を毎月公表すること等を通じて海外投資家へ定期的な情報提供を行いました。こうした取組を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築・強化し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。

国内においても、銀行や生命保険会社等に加え、学校法人や公益法人のような非営利法人等を含む幅広い国内投資家を対象にしたセミナーや個別面談等の I R の取組を強化し、今後の債務管理政策の方向性について情報発信を行いました。

このほか、令和 7 年度においても、クライメート・トランジション利付国債について、国内外の市場関係者を対象に、経済産業省、証券会社、評価機関と協力して、G X をテーマとしたセミナーや、個別訪問等の I R を実施しました。

（参考）令和 7 年度における海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：57 件

（参考指標 4 参照）

同年度における海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：160 件

（参考指標 5 参照）

日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数：12 回

（参考指標 6 参照）

上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I R を実施しており、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	個人投資家については、広告の充実を図るなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様なニーズに基づく取引は市場を安定させる効果が期待できること、海外投資家の中には国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外 I R を実施するとともに、「日本国債

	ニュースレター」(英語版)を公表すること等を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築・強化することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国債の保有者別内訳」 ○参考指標 2 「個人向け国債の発行額(実績)及び計画額」 ○参考指標 3 「個人向け国債の認知状況」 ○参考指標 4 「海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)」 ○参考指標 5 「海外投資家の海外拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)」 ○参考指標 6 「日本国債ニュースレター(英語版)の年間公表回数」

政 3 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債の保有者別内訳

(単位: 億円)

所 有 者	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年12月末	割 合
一般政府 (除く公的年金)	26, 413	26, 780	23, 575	191, 297	293, 475	2. 5%
公的年金	451, 029	467, 237	614, 769	625, 651	711, 737	6. 1%
財政融資資金	0	0	0	0	0	0. 0%
日本銀行	5, 305, 471	5, 815, 635	5, 802, 297	5, 473, 062	5, 030, 062	43. 1%
市中金融機関	4, 617, 156	4, 084, 736	3, 986, 335	3, 983, 235	3, 847, 140	33. 0%
海外	1, 623, 926	1, 672, 242	1, 594, 960	1, 381, 426	1, 489, 610	12. 8%
家計	125, 502	127, 705	135, 410	158, 606	183, 794	1. 6%
その他	97, 493	103, 284	84, 132	95, 558	110, 861	1. 0%
合 計	12, 246, 990	12, 297, 619	12, 241, 478	11, 908, 835	11, 666, 679	100. 0%

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

(注) 計数は、日銀による推計値。推計にあたり、評価額は時価ベースに換算されている(国庫短期証券については額面ベース)

参考指標 2 : 個人向け国債の発行額(実績)及び計画額

(単位: 億円)

年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
計画額	当初	41, 000	29, 000	35, 000	35, 000	46, 000
	補正後	28, 405	36, 200	35, 000	44, 396	53, 959
発行額（実績）		29, 728	34, 184	34, 035	44, 938	61, 526

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3 : 個人向け国債の認知状況

(単位 : %)

年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
認知度	91.6	91.3	90.8	90.7	88.4

(出所) 国債広告の効果測定に関する調査

参考指標 4 : 海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数 (オンラインによる面談含む) (単位 : 件)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
26	90	91	66	57

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 5 : 海外投資家の海外拠点訪問による面談数 (オンラインによる面談含む)

(単位 : 件)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
50	40	94	138	160

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 6 : 日本国債ニュースレター (英語版) の年間公表回数

(単位 : 回)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
12	12	12	12	12

(出所) 理財局国債企画課調

施策	政3-1-4 : 市場との対話等
取組内容	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場との緊密な意見交換を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズ・動向等を的確に把握することが重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する (オンライン開催等を含む) とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。 また、中長期的な視点から、今後の国の債務管理政策について、高い識見を有する方々から意見や助言を得るため、「国の債務管理に関する研究会」を引き続き開催することとし、技術的な側面を含め議論を行い、債務管理の枠組みの精緻化に努めます。 また、国債発行当局として、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。

定量的な測定指標

[主要] 政3-1-4-A-1 : 国債関係の懇談会等の開催状況	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	国の債務管理に関する研究会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	○	○	○	○	○

	国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	○	○	○	○	○

(注1) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。

(注2) 「国の債務管理に関する研究会」の前身である「国の債務管理の在り方に関する懇談会」は平成16年11月から令和3年6月まで計54回実施。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇談会等の開催を目標としました。

目標の達成度	・国の債務管理に関する研究会 ○ ・国債市場特別参加者会合 ○ ・国債投資家懇談会 ○
目標の達成度の判定理由	国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標							
[主要] 政3-1-4-A-2：入札結果の公表を当日所定の時刻に行った割合	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値（％）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	入札回数(a)	240	227	224	227	227
		うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b)	238	225	224	227	227
		割合(％)(b)／(a)	99.2	99.1	100.0	100.0	100.0
(出所) 理財局国債業務課調							
(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。							
(注2) 国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分を実施。							
(注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時30分を実施。							
(注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時を実施。							
(注5) 令和3年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。 ・同年9月9日の5年債入札の結果公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したもの。 ・同年9月28日の40年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻より約8分早く公表していたもの。							
(注6) 令和4年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。 ・令和5年1月10日の国庫短期証券（3ヶ月）入札において、日本銀行のシステムが一部利用できない状況にあったことから、入札日を翌日に延期したもの。 ・令和5年2月28日の2年債入札において、財務省のシステムの不具合により、財務省ホームページへの公表が予定時刻より約2時間遅れたもの。財務省のシステムの不具合については、既に原因が特定されており、							

	同様の不具合が生じないよう事務マニュアルに不具合が生じた原因や対処方法を記載するとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めている。 (注 7) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。 (目標値の設定の根拠) 入札結果の公表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が100.0%であるため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要] 政3-1-4-B-1：市場との対話等	
(目標の内容)	
国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリングを実施し、市場との緊密な意見交換を行います。	
(目標の設定の根拠)	
市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。 上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

政 3 - 1 - 4 に係る参考情報

令和 6 年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。(https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2025/index.html)

施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組
取組内容	投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図ることは、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるためにも重要であるため、我が国の国債市場や国債管理政策について、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理レポート」（日本語版、英語版）の年1回発行や債務残高の所定の時期における公表等を行うとともに、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うこととします。

定量的な測定指標							
[主要] 政3-1-5-A-1： 国債関係の定期的な資料の公表	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	債務管理レポート（日） 年1回作成	目標値	○	○	○	○	○
		実績値	○	○	○	○	○
	債務管理レポート（英） 年1回作成	目標値	○	○	○	○	○
		実績値	○	○	○	○	○
	国債統計年報 年1回作成	目標値	○	○	○	○	○
		実績値	○	○	○	○	○
	（注）年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載。 （出所）理財局国債企画課調 （目標値の設定の根拠） 定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標としました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	各定期的な公表資料をすべて当該年度内に公表しましたので、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○
		第1四半期分	○	○	○	○	○
		第2四半期分	○	○	○	○	○
		第3四半期分	○	○	○	○	○
		割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注1)「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。

(注2)各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。

(注3)補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-5-B-1: 国債に係る国民等の理解の向上

(目標の内容)

積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」(日本語版・英語版)では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。

(目標の設定の根拠)

投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、我が国の国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の迅速な公表等を行うとともに、「債務管理レポート」（日本語版・英語版）では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げるなど、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。 上記実績のとおり、国債市場や国債管理政策に関する情報発信を積極的に行うことにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上に努めたこと等から、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めることにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図りました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」

政 3 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計 (単位: 件)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計	740, 175	529, 814	573, 866	1, 021, 001

(出所) 大臣官房文書課広報室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。 国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めます。 個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対する I R（オンライン開催含む）に取り組んでいきます。G Xをテーマとした I Rについても、引き続き取り組んでいきます。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めます。 なお、令和 7 年度政策評価結果を踏まえ、令和 9 年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○ 日本国債の場合は、債務の供給残高と安定的な需要があり続けられるかどうか重要である。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「資金循環統計」（日本銀行） 等
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。 国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めました。 個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対する I R（オンライン開催含む）に取り組みました。G Xをテーマとした I Rについても、引き続き取り組みました。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動

に引き続き努めました。

なお、令和 6 年度政策評価結果を踏まえ、令和 8 年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	264,739,666,016 千円	252,173,465,875 千円	250,363,377,686 千円	256,162,917,017 千円	
	(項) 国債整理支出	234,768,307,880 千円	220,738,977,103 千円	217,937,472,459 千円	220,823,007,952 千円	
	(事項) 公債等償還に必要な経費	224,745,556,466 千円	209,233,972,215 千円	205,142,476,791 千円	204,363,205,200 千円	
	(事項) 公債利子等支払に必要な経費	10,022,751,414 千円	11,505,004,888 千円	12,794,995,668 千円	16,459,802,752 千円	
	その他	29,971,358,136 千円 (注 2)	31,434,488,772 千円 (注 2)	32,425,905,227 千円 (注 2)	35,339,909,065 千円 (注 2)	
	内 国債整理基金の経理	4,705,387,188 千円	4,400,010,088 千円	4,181,027,553 千円	4,005,559,114 千円	
	補正予算	△2,871,470,080 千円	△5,536,453,283 千円	△1,222,094,835 千円		
	繰越等	△7,177,990 千円	△19,454,914 千円	N. A.		
	合 計	261,861,017,946 千円	246,617,557,677 千円	N. A.		
執行額		257,102,751,143 千円	239,564,347,206 千円	N. A.		

(概要)

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

(注 1) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれる。

(注 2) 政府情報システム関連予算（国債関係システム（予算事業ID：020182）、スワップトレーディング等システム、国債債務分析システム、政府借入金入札システム）は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 3) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。

さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和 8 年 2 月 20 日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025（改訂版）」（令和 7 年 12 月 25 日経済財政諮問会議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和 5 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）

	問会議決定) ○「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年 9 月27日官民フ ァンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)

政策目標 3 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和 8 年度財政投融资計画編成や令和 7 年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。 令和 8 年度財政投融资計画については、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしています。また、令和 7 年度財政投融资計画補正においては、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和 7 年11 月21日閣議決定)を踏まえ、44,777億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、973億円、11,006億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。

施策	政3-2-1: 社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
取組内容	令和 8 年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。 各省庁・機関の財政投融资計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を令和 8 年度財政投融资計画に反映します。各省庁・機関においては、令和 8 年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が併せて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、

	審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。 また、財政投融资計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。 産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。 財政投融资は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、財政制度等審議会財政投融资分科会における審議も踏まえ、社会経済情勢等に応じた財政投融资計画の編成を行っていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

（目標の内容）

国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和8年度財政投融资計画を編成します。

（目標の設定の根拠）

国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和8年度財政投融资計画を編成することで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和8年度財政投融资計画の策定にあたっては、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしました。その結果、令和8年度財政投融资計画の規模は、190,180億円（7年度計画比56.1%増）となりました。 また、令和7年度財政投融资計画補正においては、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）を踏まえ、44,777億円の追加を行いました。 そのほか、同年度の財政融資資金運用計画において、医療需要の変化等に加え、物価高騰の影響も受けて厳しい状況に直面している医療・福祉事業者からの資金需要に対応するため、独立行政法人福祉医療機構に対する財政融資資金を973億円、令和7年度補正予算（第1号）の成立等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ11,006億円増額手当て（弾力追加）しました。 ・「令和8年度財政投融资計画（令和7年12月26日公表）」 https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2026/20251226.html

- ・「令和 8 年度予算編成等における E B P M の活用状況」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/85seihyoukon02.pdf)

上記実績のとおり、令和 8 年度財政投融资計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等について精査を行いつつ、必要な資金需要に的確に対応しました。加えて、要求の審査に当たっては、各省庁・機関から提出された政策評価を活用するとともに、E B P M の観点からデータを活用した定量的な評価を行い、その活用事例を財務省ウェブサイトに掲載したことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

(目標の内容)

令和 8 年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。

(目標の設定の根拠)

中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。

また、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、令和 7 年度目標で掲げる各取組を行うことが重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 8 年度財政投融资計画における産業投資については、対米投資のほか、天然ガス・レアメタルといった資源の安定供給確保等、重要分野への官民連携による積極的投資を促進するために必要なリスクマネー供給を行うこととしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。

その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、

	各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」等を踏まえつつ、投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、官民ファンドと地域金融機関等とのネットワーク構築及び案件組成の観点から、地域金融機関等を対象とした官民ファンド合同説明会を北海道財務局で開催し、また、地銀協及び第二地銀協と連携し、全国の地方銀行に対しても説明会を実施しました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由 令和 8 年度財政投融资計画については、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしています。また、令和 7 年度財政投融资計画補正においては、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）を踏まえ、44,777 億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、973 億円、11,006 億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 産業投資においては、対米投資のほか、天然ガス・レアメタルといった資源の安定供給確保等、重要分野への官民連携による積極的投資を促進するために必要なリスクマネー供給を行うこととしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標 ○参考指標 1 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」 ○参考指標 2 「財政投融资計画及び実績（機関別）」 ○参考指標 3 「財政融資資金の融通条件」	

政 3 - 2 - 1 に係る参考情報

- 令和 8 年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
- 8 年度財政投融资計画における施策の主な内容としては、まず、株式会社国際協力銀行において、日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行等に向け、海外に事業を展開する企業への出融資等を行うための必要な資金を供給するほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガス、レアメタル等の金属鉱物及び水素等の安定供給に取り組む企業に対して、資金を供給することとしています。
 - 加えて、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給のほか、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化、GX、スタートアップ・イノベーション創出や地域活性化等の実現に向けた資本性資金を供給することとしています。また、電力広域的運営推進機関において、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図るために、電気事業者が行う長期かつ大規模な電源及び系統整備に必要な資金を供給することとしています。このほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のスタートアップや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために、必要な資金

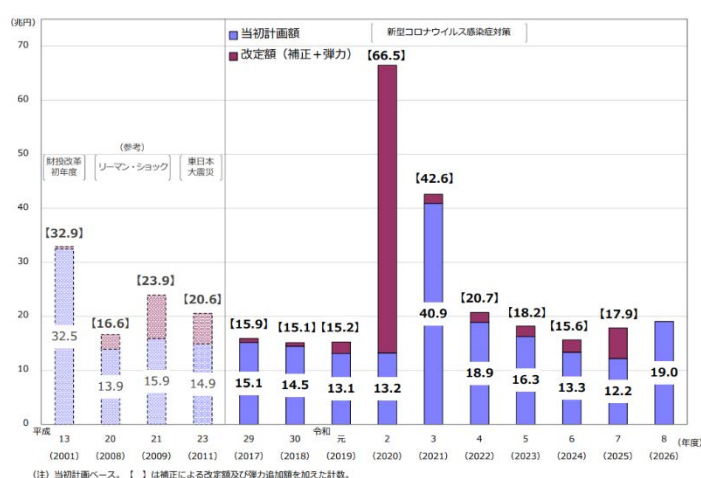
を供給することとしています。

- さらに、株式会社日本政策金融公庫において、米国関税や物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者や、農林水産業を展開する地域の担い手等に対して必要な資金を供給するほか、独立行政法人福祉医療機構において、物価高等の影響を受けた医療機関や福祉施設等の資金繰りを支援することとしています。
- 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしています。

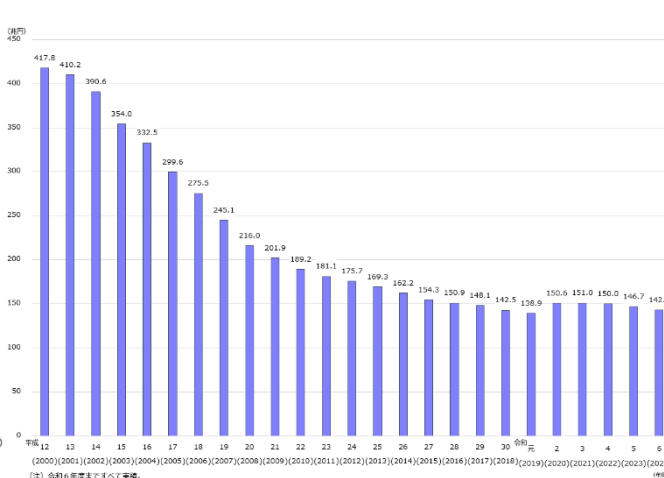
○ 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和 8 年度において、財投債130,000億円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券20,000億円の発行を予定しています。

参考指標 1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績 (機関別)」

(単位: 億円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	7	6	9	5
エネルギー対策特別会計	79	79	97	126
自動車安全特別会計	408	306	173	112
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	40,375	15,252	31,608	28,793
沖縄振興開発金融公庫	2,016	559	1,615	1,620
(株)国際協力銀行	12,040	5,738	55,530	85,827
(独)国際協力機構	20,810	16,290	18,825	16,216
(独立行政法人等)				
全国土地改良事業団体連合会	15	14	20	28
日本私立学校振興・共済事業団	287	287	294	288
(独)日本学生支援機構	5,256	5,161	5,147	5,305
(独)福祉医療機構	2,290	1,923	5,675	2,632
(独)国立病院機構	660	660	490	456
(国研)国立精神・神経医療研究センター	—	—	15	7
(国研)国立成育医療研究センター	10	9	12	12
(国研)国立長寿医療研究センター	2	2	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	875	817	348	266
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	961	706	725	445
電力広域的運営推進機関	—	—	—	540
(独)住宅金融支援機構	2,663	2,439	1,026	2,244
(独)都市再生機構	5,200	5,200	4,900	4,500
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,230	8,950	5,200	5,490
(独)水資源機構	5	5	5	5
(国研)森林研究・整備機構	43	43	42	41
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	852	851	1,121	1,048
(地方公共団体)				
地方公共団体	34,887	31,768	33,705	23,558
(特殊会社等)				
(株)脱炭素化支援機構	250	70	350	326
(株)日本政策投資銀行	10,450	10,399	8,200	7,150
(株)産業革新投資機構	905	905	800	1,200
成田国際空港(株)	1,544	1,544	—	—
(一財)民間都市開発推進機構	700	500	1,100	600
中部国際空港(株)	292	213	122	55
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	—	500	450
(株)海外需要開拓支援機構	90	90	100	—
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	925	87	197	258
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	600	250	620	575
合 計	156,227	111,120	178,573	190,180

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注 1) 令和 6 年度実績は、令和 6 年度の決算時の見込値である。

(注 2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa20251225/zaito20251225_04.pdf)

施策	政3-2-2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
取組内容	政策コスト分析とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したもので、財政投融资計画の編成過程において融資の償還確実性の審査等に活用しています。また、事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融资の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。 また、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融资計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。 これまで、財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/filp/index.html) や「財政投融资リポート」等について、内容の充実を図りつつ、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融资計画残高見込（財投機関別）、財政投融资計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融资の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融资の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標								
[主要] 政3-2-2-A-1 : 財政投融资関係 の定期的な資料 の公表及び内容 の充実		作成 頻度	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	財政投融资の概要	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	OVERVIEW OF FILP	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	政策コスト分析リポート	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政金融統計月報 (財政投融资特集)	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政融資資金現在高	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○

	産業投資現在高	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政融資資金預託金利・貸付金利	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	翌年度財政投融资計画要求	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资計画月別実行状況	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート等の内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）			新型コロナウイルス感染症対策としての財政投融资の活用について記載	新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融资の活用について記載	財政投融资の活用について記載を拡充するとともに、より分かりやすいものとなるよう、レイアウトを変更	6 年度の財投分科会報告書を踏まえつつ、財政投融资の活用について内容を更新するとともに、必要に応じて構成の見直しを実施	財政投融资をめぐる動き等を踏まえ、内容を見直すとともに、より分かりやすいものとなるよう充実を図った

(出所) 理財局財政投融资総括課調
(目標値の設定の根拠)
財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。

定性的な測定指標	
[主要] 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実	
(目標の内容)	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。
(目標の設定の根拠)	財政投融资に対する国民の信頼、市場からの信認を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、従来よりもポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。

	また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート」についても、機関別資料の説明内容の充実化を図るなど、ディスクロージャーの充実に努めました。 ・「政策コスト分析レポート2025・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和7年度）」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20250731/20250731g.pdf) 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政3-2-2-B-2：財政投融资計画編成に係る情報の公表
	(目標の内容) 令和8年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。
	(目標の設定の根拠) 財政投融资計画編成に対する国民の信頼、市場からの信認を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

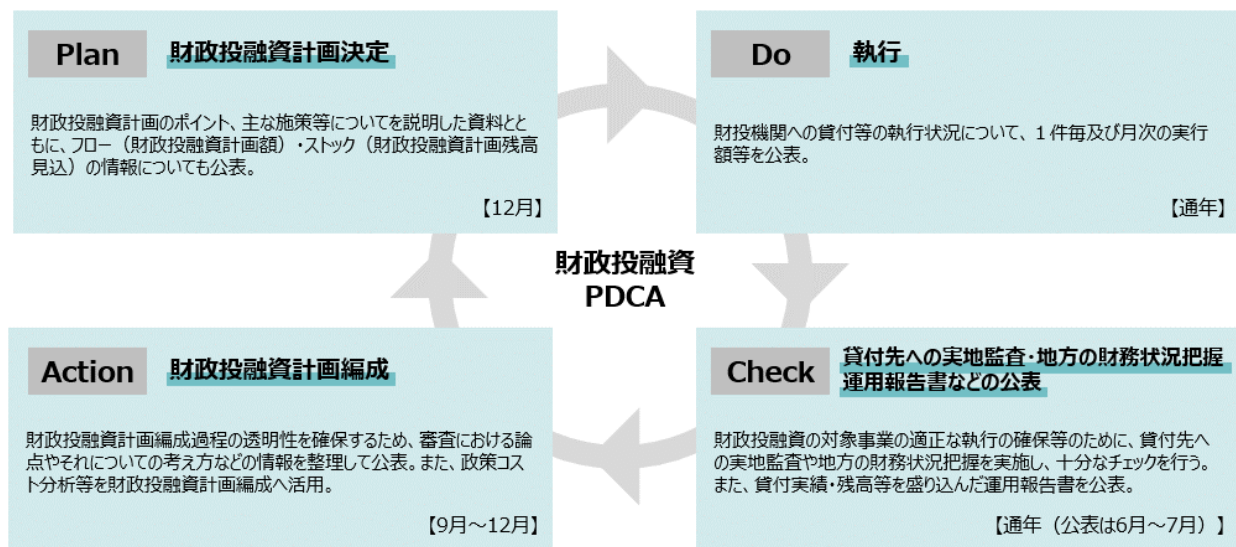
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 ・「財政制度等審議会 財政投融资分科会」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/index.html) 以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「各機関における政策コスト」 ○参考指標 2 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標 3 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標 4 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

政 3 - 2 - 2 に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 令和 7 年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（P l a n）、②財政投融资の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（D o）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの開催支援等、監査先の課題解決に向けた取組に資するアドバイス機能の充実（C h e c k）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（A c t i o n）、などに取り組みました。

また、「財政投融资の概要」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト

(<http://www.mof.go.jp/policy/filp/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位 : 億円)

機 関 名		政策コスト (7 年度)	① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト
融 機 関 系	(株) 日本政策金融公庫	16,904	52,589	△ 35,684
	(株) 国際協力銀行	1,992	10,242	△ 8,250
	(独) 国際協力機構	31,045	69,391	△ 38,346

	(独) 日本学生支援機構	1,026	0	1,026
	(独) 福祉医療機構	863	1,092	△ 229
	(独) 住宅金融支援機構	1,911	3,249	△ 1,338
	(株) 日本政策投資銀行	△ 9,613	8,718	△ 18,330
	(一財) 民間都市開発推進機構	△ 163	-	△ 163
	その他 5 機関	222	1,763	△ 1,541
事業系機関	自動車安全特別会計	△ 5,984	-	△ 5,984
	(独) 国立病院機構	2,579	1,064	1,515
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	5,426	-	5,426
	(独) 都市再生機構	1,831	6,223	△ 4,392
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	28,503	27,948	555
	(独) 水資源機構	1,262	30	1,232
	(国研) 森林研究・整備機構	7,715	7,259	456
	中部国際空港(株)	△ 291	123	△ 414
	その他 5 機関	169	129	39
合 計		85,397	189,820	△ 104,422

(出所) 理財局財政投融资総括課

「政策コスト分析レポート2025・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析(令和7年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20250731.html)

(注) マイナス(△)の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位: 億円)

損失			利益		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
諸支出金	1,562	1,681	資金運用収入	5,980	6,312
事務取扱費	56	70	雑収入	30	171
公債金利子等	4,717	5,123	本年度損失	324	391
合計	6,335	6,874	合計	6,335	6,874

■ 貸借対照表

(単位: 億円)

借方	貸方

科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
現金預金	67,016	16,622	預託金	378,683	342,540
有価証券	—	11,990	公債等	949,924	917,946
貸付金	1,267,470	1,236,296	金利変動準備金	10,494	10,170
未収収益等	4,291	5,358			
本年度損失	324	391			
合計	1,339,101	1,270,657	合計	1,339,101	1,270,657

(出所)「財政投融资リポート2025 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2025siryo/index.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 5 年度	令和 6 年度	科目	令和 5 年度	令和 6 年度
事務取扱費	2	5	貸付金利息	7	4
出資金償却損	—	254	預託金利子等	0	3
地方公共団体 金融機構納付 金収入交付税 及び譲与税配 付金特別会計 へ繰入	500	300	納付金	1,408	620
本年度利益	3,830	3,427	株式配当金	2,916	3,270
			株式処分益	—	88
合計	4,332	3,986	合計	4,332	3,986

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
現金預金	3,336	4,050	資本	33,212	33,212
未収収益	0	1	利益積立金	38,249	41,773
貸付金	431	206	本年度利益	3,830	3,427
土地等	0	0	固定資産評価差益	109,469	101,353
出資金	180,992	175,509			
合計	184,760	179,765	合計	184,760	179,765

(出所)「財政投融资リポート2025 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2025siryo/index.html)

参考指標 4 : 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」 (単位 : 件)

	令和 6 年度	令和 7 年度
財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数	74, 703	127, 341

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/policy/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

施策	政3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実
取組内容	財政投融资対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。 また、実地監査の結果を毎年度の財政投融资計画編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。

定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-3-A-1 : 実地監査結果	独立行政法人等		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
		目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	3	—	—	3	3
		実施件数	3	—	—	3	3
		実績 (%)	100.0	—	—	100.0	100.0
	地方公共団体等		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	貸付資金の 使用状況等 (団体数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	148	168	167	163	160
		実施件数	148	168	167	163	160
		実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	公営企業の 経営状況 (企業数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	311	273	259	248	249
		実施件数	311	273	259	248	249
		実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(注 1) 独立行政法人等については、事務年度 (7 月から翌年 6 月までの期間) ベースで計上しています。 (注 2) 計画件数については、災害等により当初の件数から変更されている場合があります。 (出所) 理財局管理課調						

	(目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	独立行政法人等実地監査については、政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行といった観点に加え、内部統制やリスクコントロールに焦点を当てた監査等を実施しました。 地方公共団体等実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。 このほか、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から地方公共団体の財務状況把握を実施しており、その結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。 ・「地方公共団体の財務状況把握」 (http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm) 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

取組内容	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。 また、財政投融资特別会計の財務の健全性を確保するため、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて、資産と負債のデュレーション・ギャップ（用語集参照）の調整等を行い、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。

定性的な測定指標	
[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保	
(目標の内容)	
財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。	
(目標の設定の根拠)	
財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。

	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	上記の政策評価を踏まえ、以下の政策を引き続き実施します。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された政策評価を活用しながら、政策的必要性、事業等の有効性等といった観点から審査を行います。また、その際はデータを活用した定量的な評価を行うなど、E B P M の推進にも取り組みます。 加えて、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。 また、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	財政政策の状況：令和 8 年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融资リポート 2025」、令和 6 年度財政融資資金運用報告書 等

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を踏まえて、引き続き以下の取組を実施しました。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された政策評価を活用しながら、政策的必要性、事業等の有効性等といった観点から審査を行いました。また、その際はデータを活用した定量的な評価を行うなど、E B P M の推進にも取り組みました。 加えて、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。 また、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理（A L M）に取り組ましました。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理に取り組むために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	24,127,074,047 千円	26,367,211,520 千円	22,113,734,667 千円	27,172,207,658 千円	
	財政投融资特別会計	23,697,265,243 千円	25,892,502,677 千円	21,633,718,355 千円	26,671,790,437 千円	
	財政融資資金勘定					
	（項）財政融資資金へ繰入	12,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	13,000,000,000 千円	
	（事項）財政融資資金へ繰入れに必要な経費	12,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	13,000,000,000 千円	
	（項）諸支出金	255,647,415 千円	435,553,876 千円	441,769,954 千円	592,907,029 千円	
	（事項）預託金利子支払等に必要な経費	255,647,415 千円	435,553,876 千円	441,769,954 千円	592,907,029 千円	
	（項）国債整理基金特別会計へ繰入	11,439,807,108 千円	15,453,960,228 千円	11,189,018,046 千円	13,075,998,169 千円	
	（事項）国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	11,439,807,108 千円	15,453,960,228 千円	11,189,018,046 千円	13,075,998,169 千円	
	その他	1,810,720 千円	2,988,573 千円	2,930,355 千円	2,885,239 千円	
	財政投融资特別会計投資勘定	429,808,804 千円	474,708,843 千円	480,016,312 千円	500,417,221 千円	
	（項）産業投資支出	429,800,000 千円	474,700,000 千円	479,900,000 千円	500,300,000 千円	
	（事項）産業投資に必要な経費	429,800,000 千円	474,700,000 千円	479,900,000 千円	500,300,000 千円	
	その他	8,804 千円	8,843 千円	116,312 千円	117,221 千円	
	補正予算	△8,565,876,617 千円	△2,783,275,588 千円	2,068,011,321 千円		
	繰越等	6,710,000 千円	△27,300,000 千円	N. A.		
	合 計	15,567,907,430 千円	23,556,635,932 千円	N. A.		
	執行額	13,311,310,858 千円	23,359,593,525 千円	N. A.		

(概要)

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（財政投融资総括課、計画官室、管理課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用に取り組んでいきます。

また、公文書の適切な管理の下、法令などを遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理に取り組めます。

国有財産監査については、個々の財産の特性に応じた有効活用を促進し国有財産の最適利用を図るため、毎年度監査方針・監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期での国会への報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1 : 国有財産の有効活用の推進

政3-3-2 : 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

政3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分

政3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

○「経済・財政新生計画改革実行プログラム2025」（令和7年12月25日経済財政諮問会議決定）

○「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」（令和6年12月26日経済財政諮問会議決定）

○「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）

○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

○「防災基本計画」（令和7年7月1日中央防災会議決定）

	○「防災基本計画」(令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定) ○「第 1 次国土強靱化実施中期計画」(令和 7 年 6 月 6 日閣議決定) ○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定) ○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年 12 月 11 日閣議決定) ○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和 2 年 12 月 8 日閣議決定) ○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) ○「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議取りまとめ)

政策目標 3 - 3 についての評価結果

政策目標についての評価		S 目標達成
評価の理由	地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた最適な形で有効活用を推進するため、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、国が所有権を留保することにより、定期借地権の活用による貸付けに向けて着実に取り組むほか、多様な形で国有財産の管理処分を実施しました。また、既存庁舎の効率的な活用、国有財産に関する様々な情報提供を積極的に実施しました。さらに、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。	
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国有財産の管理処分については、社会経済や国有財産を巡る環境変化及び個々の国有財産の状況を踏まえ、最適な形で有効活用に取り組むことが必要です。 令和 7 年度においては、介護・保育等、人々の安心・安全につながる分野等での活用に資する施策を実施したほか、令和元年 6 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、有用性が高く希少な国有地を留保財産として選定し、当該財産について利用方針を策定する等、国有財産の積極的な有効活用を推進しました。また、国有財産の適正な運営等の観点から、監査の充実に取り組むとともに、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告を適切に実施しました。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) ・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査(予算事業 ID : 001369) 「設定した定量的なアウトカムにより引き続き本事業の効果を測る。また、事業者の競争性が適正に保たれるよう、適正な調達に引き続き努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、時価倍率の算出が合理的かつ効率的に行われるよう一般競争契約(総合評価)を実施し、時価倍率の適正性を検証の上、各省各庁(財務局等を含む。)へ通知するなど適切に対応しました。また、執行に当たっては、引き続き適切に発注時期の設定を行いました。	

	・ 公務員宿舎の建設等及び維持管理に必要な経費（予算事業ID：001370） 「緊急参集要員用の宿舎（BCP用宿舎）等、真に必要な宿舎については、改修だけでなく、利用者のニーズや社会情勢の変化に沿った宿舎のあり方も踏まえ、必要な宿舎の確保に向けた検討を行う。また、引き続き、長寿命化によるトータルコストの軽減を図るとともに、競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後の宿舎のあり方の検討を行うとともに、宿舎の改修費等については、節減に引き続き取り組み、コスト縮減に努めました。 ・ 特定国有財産の整備（一般会計）（予算事業ID：001407） 「特定国有財産整備計画（用語集参照）の策定に当たっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討する。また、計画の実施に当たっては、引き続き、PFI（用語集参照）事業の活用などによるコスト削減に取り組み、情勢の変化に応じ計画を見直すとともに、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、特定国有財産整備計画の策定に当たっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討しました。また、計画の実施に当たっては、引き続き、PFI事業の活用などによるコスト削減、情勢の変化に応じた計画の見直し、一者応札の改善に努めました。 ・ 普通財産管理処分経費（予算事業ID：001372） 「引き続き、業務委託に当たっては、地域の実情も考慮し、競争性を高め、経費削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮した上で、単価の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。 ・ 特定国有財産の整備（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）（予算事業ID：001374） 「引き続き、未完了事業について事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き未完了事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に努めるとともに、PFI事業を積極的に活用したコスト削減に努めました。

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進
取組内容	国有財産については、介護や保育などの社会福祉、防災及びまちづくり等の分野での活用など、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた有効活用を進めます。 具体的には、介護や保育など人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地（用語集参照）の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行います。 また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」（以下「元年答申」といいます。）を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。 なお、留保財産の利用方針の策定に当たっては、民間へのヒアリングなどを通じて多様なニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体と活用方針について議論を行います。

あわせて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）、二段階一般競争入札（用語集参照）などの手法も活用します。

また、「防災基本計画」を踏まえ、災害に備えるとともに、災害応急対策等を迅速かつ円滑に行うため、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図ります。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。

さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に盛り込まれた国有財産関連施策について着実に取り組みます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

（目標の内容）

介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地権による貸付料を 5 割減額します。

また、元年答申を踏まえ、留保財産は定期借地権による貸付けを行うこととしつつ、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

なお、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮することに加え、国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進に取り組むとともに、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、公的施設の効率的な再編及び最適化を図り、国公有財産の最適利用を推進します。

さらに、5 G 基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備等の設置場所として、庁舎等を提供します。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育の受け皿の確保については「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていることなどを踏まえ、人々の安心につながる分野等で国有財産を活用することが重要であるためです。

また、元年答申において、有用性が高く希少な国有地については「将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、「防災基本計画」において、「避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされているためです。

加えて、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、地域のニーズを踏まえた国有地の活用等が盛り込まれていることなどから、これに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。さらに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」においては、庁舎等の国有財産を活用したカーボンニュートラルの実現に向けた取組促進が、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」においては、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5 G 通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。なお、「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」において、保育・介護等の分野で利用する財産について定期借地権による貸付けを行うなどの管理・処分の多様化の促進や国公有財産の最適利用プランの策定推進と進捗状況のフォローアップを行うこととされています。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。その結果、社会福祉分野等において、令和 7 年度末時点で定期借地契約については154 件、売却については215件の契約を締結しています。

特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を 5 割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。

また、元年答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定することとし、国有財産地方審議会において審議の上、令和 7 年度末時点で57件を選定しています。

留保財産も含めた国有地の資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、令和 7 年度においては、地方公共団体と連携の上、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討しました。

その結果、二段階一般競争入札を実施した財産 1 について貸付契約を締結しました。

災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進を図るため、平常時から地方公共団体へ未利用国有地等の情報提供に取り組みました。また、地方公共団体と貸付契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。

加えて、地方公共団体等と連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年11月19日閣議決定）を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組として、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みしました。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年12月 8 日閣議決定）を踏まえ、デジタル社会の基盤となる 5 G 基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5 G 基地局の設置場所としての国有財産の活用に取

	り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者による BOX 型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました。また、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）を踏まえ、遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。さらに、国公有財産の最適利用プランの策定推進と進捗状況のフォローアップを実施しました。 上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	未利用国有地については、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。 また、元年答申を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、国有財産地方審議会において審議の上、留保財産として選定しました。さらに、地方公共団体等と連携の上、二段階一般競争入札を実施したほか、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 加えて、地方公共団体へ未利用国有地等の情報提供や貸付契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。 遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。また、民間事業者による 5 G 基地局や BOX 型サテライトオフィスの設置場所として国有財産の活用に取り組みました。また、脱炭素社会の実現に向けた取組として、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国有地の定期借地件数の推移」 ○参考指標 2 「留保財産の取組状況」 ○参考指標 3 「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」 ○参考指標 4 「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況」

政 3 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国有地の定期借地件数の推移

(単位: 件)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
合 計	143	144	149	152	154

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 件数については、各年度末時点で貸付中の件数を記載している。

参考指標 2 : 留保財産の取組状況【再掲 (総 3 - 3 : 参考指標 2)】

参考指標 3 : 市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数

(単位: 件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
市区町村等との間で設置した協議会の設置件数	14	18	11	2	11
国公有財産の最適利用プランの策定件数	0	2	2	5	2

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産有効活用室調

参考指標 4 : 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況

(単位: 件)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備件数	4	5	5	7	8

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注 1) 本指標は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づき取組を進めているものである。ただし、整備件数については、令和 2 年度以前に整備していたものも含む。

(注 2) 令和 3 年度及び令和 4 年度政策評価書では、各年度の整備件数（フロー）を記載していたが、国土強靱化の状況を反映する観点から、令和 5 年度政策評価書からは、各年度末時点での整備件数（ストック）を記載することとしている。

(単位: 件)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
5 G 基地局の設置場所としての活用件数	25	42	71	89	109
BOX 型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数	5	7	7	7	7
電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数	-	5	6	9	12
太陽光発電設備の設置場所としての活用件数	-	-	-	-	1

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 「電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数」は、令和 4 年度以降の政策評価書に記載していることから、令和 4 年度以降の活用件数を記載している。「太陽光発電設備の設置場所としての活用件数」は、令和 7 年度以降の政策評価書に記載していることから、令和 7 年度以降の活用件数を記載している。

施策	政3-3-2 : 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進
取組内容	A 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した庁舎の効率的な整備にも取り組みます。 具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進

するとともに、入居官署に必要な耐震性能の確保にも取り組みます。また、地方公共団体との協議会等の場で情報共有を図り、国公有財産の最適利用を具体化した最適利用プランを策定するとともに、庁舎の効率的な整備にも取り組みます。なお、庁舎が不足している地域において一定規模の権利床（用語集参照）の取得が見込まれる場合には、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、庁舎として活用します。

老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。

B 宿舎については、元年答申や令和 3 年 11 月の「行政財産の未来像研究会報告書」を踏まえて、令和 4 年に発出・改正した通達に基づき、地域ごとの需要の把握や災害発生時における初動体制確保に資する業務継続計画（BCP）に基づく緊急参集要員のための宿舎（BCP 用宿舎）の確保、不足する独身用・単身者用宿舎の確保を図るほか、老朽化への対応を進めます。特に、合同宿舎（用語集参照）については、老朽度・立地条件・中長期的な需要など、個々の宿舎の状況に応じて、計画的かつ効率的な改修を推進します。

定量的な測定指標

[主要] 政3-3-2-A-1： 合同宿舎における改 修工事の実施状況 (単位：棟)	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	252	296	263	250	226
	実績値	364	301	259	309	338

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注 1) 改修工事を実施する際に生じる入札差額を活用し、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施している。

(注 2) 令和 5 年度においては、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなり、目標を達成できなかった。

(目標値の設定の根拠)

合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度 4 月 1 日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。改修工事を着実に実行するため、当該計画（令和 7 年 4 月 1 日時点）の改修工事の件数を目標値とします。

目標の達成度

○

目標の達成度の 判定理由

既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、個々の宿舎の状況に基づいて、宿舎ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。

令和 7 年度においては、当該計画に基づき、宿舎の長寿命化に資するべく必要な改修等工事を計画的に行うとともに、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施することで目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

	(目標の内容) 庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。
	(目標の設定の根拠) 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出（参考指標 2 参照）を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進するなど、省庁横断的な入替調整等（参考指標 1 参照）を積極的に実施しました。 上記のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	現下の厳しい財政事情を踏まえ、宿舍の適正な管理を実施するに当たっては、既存ストックの長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舍の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修を行いました。令和 7 年度においては、資材価格高騰等の影響をより適切に予定価格に反映した上で入札を実施するとともに、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施することで測定指標の目標値を達成しました。 庁舎については、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進しました。 また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」 ○参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」 ○参考指標 3 「宿舍戸数の推移」 ○参考指標 4 「合同宿舍のリノベーション工事の実施状況」

政 3 - 3 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位 : 件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
庁 舎 数	18	14	27	9	14
官 署 数	47	30	41	12	19

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 2 : 庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
借受費用縮減	(㎡)	5,300	1,320	—	955	—
	(億円)	4.7	0.3	—	0.8	—
売却可能財産	(㎡)	—	2,170	11,090	—	—

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 3 : 宿舍戸数の推移

(単位 : 万戸)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
16.2	16.2	16.1	16.0	15.9

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 各年 9 月 1 日現在の戸数

参考指標 4 : 合同宿舍のリノベーション工事の実施状況

(単位 : 戸)

	令和 4 年度まで	5 年度	6 年度	7 年度
実施戸数 (累計)	475	769	1,201	1,790

(出所) 理財局国有財産調整課調

施策	政3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分
取組内容	A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。売却や貸付け等を行うに当たっては、法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。 公共随意契約（以下「公共随契」といいます。）（用語集参照）による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格となるよう、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ（相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き）を実施します。さらに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性を確保します。 普通財産（用語集参照）の売却や貸付け等を行うに当たっては、国が自ら地下埋設物等の撤去や除去等に要する費用を見積もることはせず、民間精通者による客観的な見積額等を徴した上で不動産鑑定士に提供するものとし、地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

公共随契による売却等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します。

B 留保財産以外の未利用国有地で、地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。

C 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

D 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔（けいはん）・脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請に対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

E 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売残り財産等については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ることとします。

G 相続土地国庫帰属制度（用語集参照）については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。

H 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表、令和5年2月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-1：未利用 国有地（財務省所管一 般会計所属普通財産） の一般競争入札実施 状況 (単位：％)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100 (574)	100 (485)	100 (425)	100 (439)	100 (412)

(注1) ()内は入札件数

(注2) 処理率の算出方法については、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-2：旧里道・ 旧水路等の売却事務 処理状況 (単位：％)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	83.5以上	83.7以上	83.7以上	83.7以上	83.7以上
	実績値	83.5 (934)	83.7 (965)	83.8 (1,043)	83.7 (884)	83.8 (929)

(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内（閉庁日を除く）にできなかった場合を除いて算出しています。

(注2) 実績値の()内は、30日以内（閉庁日を除く）に売却価格を通知した件数。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）としているところです。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがありますが、期限内の処理を促進することとし、過去の実績値を参考にそれらを上回るよう目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。なお、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めています。

定性的な測定指標

【主要】 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

(目標の内容)

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地の売却や貸付け等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

売却や貸付け等を行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行いました。

なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。

また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。

公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。

また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。

売却や貸付けを行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行いました。

さらに、公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました。

以上のことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(目標の内容)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、隣接所有者等と交渉を行うなど、交換制度の活用に向けた取組を実施しました。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、79件の売買契約を締結しました。 以上のことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-3-B-3：暫定活用の実施	
(目標の内容)	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。
(目標の設定の根拠)	税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時貸付け等に係る要望を募り、暫定活用の実施に努めた結果、243件の財産について一時貸付け等の契約を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施	
(目標の内容)	地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。
(目標の設定の根拠)	地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-3-B-5：相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施	

	(目標の内容) 相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。 (目標の設定の根拠) 所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設されたことから、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められているためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第 7 条に基づく法務局からの協力依頼を受け、申請土地の実地調査に同行し、土地種目の判断や要件審査について意見表明を行うなど、関係機関と連携して適切に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標	
	政3-3-3-B-6：政府が保有する株式等の管理・処分 (目標の内容) 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年 5 月17日公表、令和 5 年 2 月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。 さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。 (目標の設定の根拠) 特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。 また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和 7 年 9 月に公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。具体的には、株式会社商工組合中央金庫株式については、令和 7 年 6 月の法定売却期限までに全株売却を行い、その結果、売却収入は約1,610億円となりました。また、日本郵政株式会

	社による自己株式の消却に伴い生じた同社株式の政府保有義務超過分について、令和 7 年 8 月に一部売却を行い、その結果、売却収入は約 1,255 億円となりました。 物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するに当たり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表しました。また、売却や貸付けを行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行い、透明性の確保に努めました。さらに、公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました。 なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。 旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、現地確認調査等を的確に行った結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理に当たり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。 売却困難事由のある財産や売残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。 東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に適切に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	○参考指標 1 「財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移」
	○参考指標 2 「未利用国有地の推移」
	○参考指標 3 「未利用国有地の状況」
	○参考指標 4 「一般競争入札における落札状況」
	○参考指標 5 「未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移」
	○参考指標 6 「土地等売却代の状況」
	○参考指標 7 「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」
	○参考指標 8 「土地等貸付料収入の状況」
	○参考指標 9 「第三者チェックの実施件数」

政 3 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

(単位 : 千㎡、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
面 積	785, 052	669, 544	669, 487	669, 372	N. A.
台帳価格	49, 598	49, 845	49, 558	51, 197	N. A.

(出所) 「国有財産増減及び現在額総計算書」 (理財局管理課国有財産情報室)

(注) 令和 7 年度については、8 年 11 月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

参考指標 2 : 未利用国有地の推移

(単位 : 件、千㎡、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件 数	2, 732	2, 695	2, 810	3, 154	N. A.
面 積	7, 231	9, 208	8, 415	7, 784	N. A.
台帳価格	4, 841	5, 283	4, 618	4, 662	N. A.

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和 7 年度については、8 年 11 月に確定後、8 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 3 : 未利用国有地の状況 (令和 6 年度末)

合計 3, 154 件 (4, 662 億円)					
地方公共団体等 が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共 団体等利用	入札未実施	売残 (注 1)	直困難 (注 2)	当分困難 (注 3)
163 件 (358 億円)	345 件 (2, 867 億円)	439 件 (156 億円)	689 件 (93 億円)	493 件 (434 億円)	1, 025 件 (751 億円)

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注 1) 「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注 2) 「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注 3) 「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

(注 4) 金額については、単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

参考指標 4 : 一般競争入札における落札状況

(単位 : 件、%)

		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
合 計	実施件数	574	485	425	439	412
	落札件数	204	138	142	157	128
	落札率	35. 5	28. 5	33. 4	35. 8	31. 1

	最低売却価格 公表物件	実施件数	574	484	425	438	412
		落札件数	204	138	142	156	128
		落札率	35.5	28.5	33.4	35.6	31.1
	最低売却価格 非公表物件	実施件数	0	1	0	1	0
		落札件数	0	0	0	1	0
		落札率	—	0.0	—	100.0	—

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 令和 7 年度実績は速報値。8 年度に確定後、8 年度実績評価書に掲載。

参考指標 5：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施件数	574	485	425	439	412
落札件数	204	138	142	157	128
契約件数	276	202	181	198	136
成 約 率	48.1	41.6	42.6	45.1	33.0
契約金額	96	41	162	171	50

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注 1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注 2) 令和 7 年度実績は速報値。8 年度に確定後、8 年度実績評価書に掲載。

(注 3) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

(注 4) 契約件数には、不落札物件を先着順の随意契約により売却した件数も含まれる。

参考指標 6：土地等売払代の状況

(単位：百万円)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
44,390	34,489	48,839	76,599	N. A.

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和 7 年度の実績値は 8 年度に確定後、8 年度実績評価書に掲載。

参考指標 7：一時貸付け及び管理委託の件数と面積

		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
一時貸付け	件数 (件)	199	217	227	273	243
	面積 (千㎡)	816	479	470	565	437
管理委託	件数 (件)	527	531	548	549	N. A.
	面積 (千㎡)	25,744	25,697	25,889	25,802	N. A.

(出所) 一時貸付けについては、財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

管理委託については、理財局国有財産業務課・管理課国有財産情報室調。

(注 1) 一時貸付けの件数及び面積については、該当年度に契約したものを集計している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。

(注 2) 管理委託の件数及び面積については、各年度末時点の件数及び面積を計上している（土地のみ。面積については単位未満四捨五入）。なお、令和 7 年度については、8 年11月に確定後、8 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 8 : 土地等貸付料収入の状況

(単位: 百万円)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
19, 261	18, 081	19, 227	22, 985	N. A.

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和 7 年度の実績値は 8 年度に確定後、8 年度実績評価書に掲載。

参考指標 9 : 第三者チェックの実施件数

(単位: 件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件 数	8	11	9	8	10

(出所) 理財局国有財産業務課国有財産審理室で集計。

施策	政3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実
取組内容	A 国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めており、主に以下の事項を中心に監査を実施します。 1 各省各庁が所管する庁舎及び宿舍の公用財産等を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率使用に対し、余剰スペースの状況や借受けの必要性を確認するなど、最適利用を図る観点から監査を実施。 2 各省各庁が所管する普通財産を対象に、未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分 of 適正化を図る観点から監査を実施。 こうした方針に基づき、策定した監査計画に対して100%実施するよう努めます。 B 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとされています。 国会への報告については、決算に関して、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。 C 国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、旧里道・旧水路等の売却等業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。 D 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。 具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、国有財産レポートにおいて、最新の国有財産行政に係る取組を紹介します。 また、国有財産の各種統計や、「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。 すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか台帳価格や処理方法など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定して

いる財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表し、国有財産物件情報メールマガジンの配信や全国版空き家・空き地バンクへの登録など、積極的な情報提供を行います。また、活用可能な行政財産（用語集参照）についても積極的に情報提供を行います。

定量的な測定指標

【主要】 政3-3-4-A-1：監査実施割合 (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	100.0 (476)	100.0 (426)	100.0 (424)	100.0 (422)	100.0 (403)
	実績値	99.1 (472)	102.3 (436)	100.9 (428)	101.1 (427)	101.4 (409)

(注1) 監査計画に対する実績の割合

目標値の()内は年度当初計画の件数

実績値の()内は実績の件数

(注2) 令和3年度は、緊急事態宣言の実施等により現地における確認が困難となった財産については、これを写真等に代えることや、相手方へのヒアリングをWEB等で行うことを可能とし、当初計画476件の監査を行うこととしました。その後計画変更により計画件数を480件へ変更しましたが、指摘の適否の判断に当たって写真等に代えることが困難で、現地における確認の必要がある財産のうち、まん延防止等重点措置の実施により現地確認を翌年度に延期した事案8件を除く472件の監査を実施しました。

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調

(目標値の設定の根拠)

国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の 判定理由

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-2：国有財産増減及び 現在額総計算書 等の会計検査院 への送付日	年度	令和3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 (5年度決算)	7年度 (6年度決算)
	目標値	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	6.9月初旬	7.9月初旬
	実績値	3.9.3	4.9.2	5.9.1	6.9.3	7.9.2

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由	令和 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、令和 7 年 9 月 2 日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の 11 月 20 日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-3: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	令和 3 年度 (2 年度決算)	4 年度 (3 年度決算)	5 年度 (4 年度決算)	6 年度 (5 年度決算)	7 年度 (6 年度決算)
目標値		3. 11. 20 前後	4. 11. 20 前後	5. 11. 20 前後	6. 11. 20 前後	7. 11. 20 前後
実績値		3. 12. 6	4. 11. 18	5. 11. 20	6. 11. 29	7. 11. 18

(注) 第207回臨時国会は令和 3 年 12 月 6 日、第216回臨時国会は令和 6 年 11 月 28 日に開会。

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成 15 年に参議院から会計年度翌年の 11 月 20 日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出（会計年度翌年の 11 月 20 日前後）の要請に応え、令和 7 年 11 月 18 日に国会に報告したことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-4: 国有財産物件情報メールマガジンの登録者数	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
目標値		増加	増加	増加	増加	増加
実績値		10, 044	10, 503	10, 930	11, 410	11, 752

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

より多くの国民の皆様には国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	昨年度の実績値と比較すると 342 人増加しているため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-5：全国版 空き家・空き地バンク への登録割合 (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100

(注) 一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合です。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等と併せて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。

より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実

(目標の内容)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました。

また、「国有財産一件別情報」について作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました（参考指標2）。

※国有財産情報公開システム

<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>

	「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等の処分等を予定している未利用国有地についての財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシ等により、未利用国有地の売却情報を発信しました。 また、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和7年度は161回の配信を行いました。 加えて、元年答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」（㈱LIFULL及びアットホーム㈱運営）へ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行い、国有財産の情報発信を強化しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託

（目標の内容）

国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。

（目標の設定の根拠）

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等及び宿舍の公用財産に対する監査」及び「各省各庁が所管する普通財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握した上で、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた最適利用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。

	令和 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、令和 7 年 11 月 18 日に国会に報告しました。 また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。 すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。 未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」 ○参考指標 2 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」 ○参考指標 3 「国有財産に関する公表資料」 ○参考指標 4 「全国版空き家・空き地バンクへの対象物件の掲載数」

政 3 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : 財務省所管普通財産の管理業務の状況

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
巡回箇所	3,437	3,052	3,382	3,694	4,178
草刈箇所	4,745	4,589	4,844	4,997	5,370
柵設置箇所	257	185	270	406	354
不法投棄物処理件	206	222	231	229	242
立木伐採・剪定箇所	558	594	749	903	910
立看板設置件	647	542	747	674	446
建物解体棟	49	38	42	29	26
合計 件、箇所、棟	9,899	9,222	10,265	10,932	11,526

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 2 : 国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位: 件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アクセス件数	44,102	76,134	87,558	85,374	64,890

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

参考指標 3 : 国有財産に関する公表資料

- ・ 国有財産増減及び現在額総計算書 (毎年更新)
- ・ 国有財産無償貸付状況総計算書 (毎年更新)

国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書（毎年更新）

(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm)

- ・ 国有財産レポート（毎年更新）

(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm)

- ・ 国有財産統計（毎年更新）

(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm)

（出所）理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

参考指標 4：全国版空き家・空き地バンクへの対象物件の掲載件数

（単位：件）

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
掲載件数	1, 078	1, 065	832	853	798

（出所）理財局国有財産業務課調

（注）一般競争入札及び先着順売却の空き家・空き地バンクへの登録件数。

評価結果の反映	以下のとおり、実施していきます。 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施するほか、宿舍や既存庁舎の効率的な活用、情報提供の充実等に努めます。また、令和 8 年度中の防災庁舎設置に伴う危機管理体制の確保に向けて、危機管理用宿舍の整備等を進めます。 なお、令和 7 年度政策評価の結果を踏まえ、令和 8 年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要経費等）の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。 なお、令和 6 年度政策評価の結果を踏まえ、令和 7 年度においても、国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	46,849,364千円	36,680,265千円	32,844,325千円	30,724,050千円	
	(項) 資産債務管理費	38,547千円	39,856千円	42,924千円	45,550千円	
	(事項) 国有財産の管理 及び処分に必要な経費 (注 1)	38,547千円 (注 1)	39,856千円 (注 1)	42,924千円 (注 1)	45,550千円 (注 1)	
	内 国有財産台帳価 格改定時価倍率調 査	4,476千円	4,702千円	4,560千円	5,462千円	001369
	(項) 公務員宿舍施設費	7,435,663千円	7,279,771千円	7,177,116千円	6,892,174千円	
	(事項) 公務員宿舍建設 等に必要な経費(公務員 宿舍建設等に必要な経 費(民間資金等を活用し た公務員宿舍の整備、維 持管理及び運営に必要 な経費を含む))	7,435,663千円	7,279,771千円	7,177,116千円	6,892,174千円	001370
	(項) 財務局業務費	11,905,520千円	12,030,072千円	12,312,694千円	12,851,174千円	
	(事項) 国有財産の管理 及び処分に必要な経費	8,253,232千円	8,222,209千円	8,402,572千円	8,608,713千円	
	内 普通財産管理処分 経費	5,913,700千円	5,868,621千円	5,908,454千円	5,950,014千円	001372
	(事項) 公務員宿舍の維 持管理に必要な経費(公 務員宿舍の維持管理に 必要な経費)	3,652,288千円	3,807,863千円	3,910,122千円	4,242,461千円	001370
	(項) 特定国有財産整備費 (一般会計)	8,274,918千円	9,169,059千円	9,220,157千円	6,327,136千円	
	(事項) 一般庁舎等に係 る特定施設整備に必要 な経費(特定国有財産の 整備(一般会計))	8,274,918千円	9,169,059千円	9,220,157千円	6,327,136千円	001407
	(項) 特定国有財産整備費 (財政投融资特別会計特 定国有財産整備勘定)	18,546,786千円	7,693,965千円	3,703,066千円	3,563,930千円	
	(事項) 特定施設整備に 必要な経費(特定国有財 産の整備(財政投融资特 別会計特定国有財産整 備勘定))	9,589,367千円	543,264千円	119,903千円	-	001374
	(事項) 民間資金等を活 用した特定施設整備に 必要な経費(特定国有財 産の整備(財政投融资特 別会計特定国有財産整 備勘定))	8,957,419千円	7,150,701千円	3,583,163千円	3,563,930千円	001374
	その他	647,930千円	467,542千円	388,368千円	1,044,086千円	行政事業レビュー の対象外
補正予算		△1,989,938千円	1,358,800千円	1,183,867千円		
繰越等		△1,737,402千円	△4,411,046千円	N. A.		
合 計		43,122,024千円	33,628,018千円	N. A.		
執行額		41,567,914千円	31,970,878千円	N. A.		

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注 1) 政府情報システム関連予算(国有財産総合情報管理システム(予算事業ID: 020164))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を効率的に行うとともに、出納の正確性を確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-4-1：国庫金の効率的な管理

政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保

政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 3 - 4 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿の金額が一致するよう努めました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおり公表しました。

すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。

また、国庫金の効率的な管理を図る上で、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。

さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。

施策

政3-4-1：国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫（用語集参照）全体として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等は無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-1-A-1：国内 指定預金（一般口） の平均残高 （単位：兆円）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	18.2 以下	19.9 以下	19.2 以下	19.0 以下	5.7以下
	実績値	19.4	20.4	19.4	4.1	2.6

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金のうち一般口（以下「一般口」といいます。）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことや、一般口の資金が不足する場合は、特別会計による政府短期証券の引受により、国庫内の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

これらの取組により、一般口残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を一般口の平均残高とし、目標値を過去の一般口残高の実績を踏まえて5.7兆円以下として設定しました（注）。

（注）令和5年度以前の、マイナス金利の期間を除く直近10年間に於いて、一般口残高の標準偏差（ σ ）を計算し、同期間の平均値から 1σ の範囲を目標値として設定。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制し、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。

国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。

国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。

なお、主要な測定指標である政3-4-1-A-1では、直近5年間の実績値の平均値を目標値としておりましたが、令和6年4月以降、プラス金利となり、余裕資金の運用が可能となったこ

	とから、令和 6 年度以降の国内指定預金（一般口）残高は、マイナス金利前の水準まで圧縮され、マイナス金利下と比較して、大幅に下回ることとなりました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」 ○参考指標 2 「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」 ○参考指標 3 「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」

政 3 - 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
4 月	242, 233	260, 867	203, 033	45, 067	4, 867
5 月	189, 645	168, 677	175, 516	—	—
6 月	136, 367	89, 933	148, 733	—	17, 733
7 月	123, 742	62, 548	109, 774	10, 194	—
8 月	109, 806	63, 806	95, 355	4, 452	35, 194
9 月	103, 567	86, 100	86, 367	15, 733	23, 733
10 月	123, 067	124, 226	122, 290	1, 806	8, 129
11 月	210, 333	131, 000	145, 367	8, 267	—
12 月	322, 355	135, 129	165, 968	27, 677	47, 645
1 月	368, 516	163, 194	180, 935	29, 710	62, 387
2 月	379, 857	200, 464	187, 414	67, 286	105, 786
3 月	335, 742	222, 226	181, 645	87, 903	145, 548
平均抑制額	219, 647	141, 874	150, 044	24, 575	37, 310

（出所）理財局国庫課調

（注）令和 6 年度以降は、国内指定預金（一般口）残高が前年度に比べて大きく減少したことにより、国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額は、マイナス金利下に比べて大きく減少した。

参考指標 2 : 政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

(単位 : 億円)

	令和 7 年度
4 月	31, 000
5 月	48, 161
6 月	11, 700
7 月	26, 968
8 月	3, 097
9 月	13, 967
10 月	28, 000
11 月	18, 933
12 月	7, 742
1 月	4, 645
2 月	—
3 月	—

(出所) 理財局国庫課調

(注) 国庫金が不足する場合には、財務省証券（用語集参照）の発行による資金調達を行う。

参考指標 3 : 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位 : %)

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
18. 9	12. 5	13. 8	12. 7	22. 1

(出所) 理財局国庫課調

施策	政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保
取組内容	国庫金の出納事務は、会計法第34条第 1 項及び日本銀行法第35条第 1 項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされています。そのため、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中され、日本銀行により総括的な計算整理がなされているところ、財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。 また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務の正確性を確保します。 (注) 財務省では、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各府省庁等からの指示どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-2-A-1: 一般会計歳入 歳出主計簿と 国庫原簿との 突合結果 ^(注1) (単位: 円)	年度	令和3年度 (令和2年度 分)	4年度 (3年度分)	5年度 (4年度分)	6年度 (5年度分)	7年度 (6年度分)
	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	0	289,486,551 (注2)	1,294,677,716 (注2)	47,494,486 (注2)	83,609,231 (注2)

(注1) 各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。

(注2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和4年度(3年度分)、令和5年度(4年度分)、令和6年度(5年度分)及び令和7年度(6年度分)の実績値は、公館所在国における金融規制等の影響により出納整理期間内に日本銀行への払い込みが行えなかったことから、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異が生じている。

(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果(一般会計歳入歳出主計簿)が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。

日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

令和7年度(令和6年度分)において、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿を突合し、両者の金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、令和6年度に発生した一省庁の歳入(83,609,231円)について、令和6年度の歳入歳出主計簿に計上されたものの、ミャンマー及びイエメン(以下「ミャンマー等」という。)における外貨の国外送金に対する金融規制等により、大使館からの歳入金(在ミャンマー大使館: 74,321,040円、在イエメン大使館: 9,288,191円)が令和6年度歳入金の受入期限である令和7年5月31日までに日本銀行への払い込みが行なわれず、歳入歳出主計簿とおりの受払いが行われなかったことによるものです。

財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各省庁からの指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。令和6年度分の収納の遅延は、ミャンマー等における外貨の国外送金に対する金融規制等という、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても連絡体制の整備等により、正確に原因及び金額を把握し、適切に対応していたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国庫金の出納事務の正確性の確保のため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿とを突合し、金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、ミャンマー等における外貨の国外送金に対する金融規制等によるもので、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われたことを確認しました。 以上のとおり、国庫金の出納事務が正確に行われたことを確認できたため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-4-3：国庫収支に関する情報提供
取組内容	国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html) A 国庫と民間との間における資金受払の収支(国庫対民間収支)に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月財務省ウェブサイトに掲載します(年12回)。 B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金(用語集参照)の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します(年4回)。 C 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します(年1回)。

定量的な測定指標						
[主要] 政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100
(出所) 理財局国庫課調 (目標値の設定の根拠) 国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。 ①「財政資金対民間収支」を毎月財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回) ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回) ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	引き続き、上記の定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。 なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡体制の整備を行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。 また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況

令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。
資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。

国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。

国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。

また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	5,729千円	5,934千円	6,222千円	6,506千円	
	(項) 資産債務管理費	5,729千円	5,934千円	6,222千円	6,506千円	
	(事項)) 国庫金の管理に必要な経費	5,729千円	5,934千円	6,222千円	6,506千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	33,925千円	120,247千円	N. A.		
	合 計	39,654千円	126,181千円	N. A.		
執行額		39,251千円	125,758千円	N. A.		
(概要) 国庫制度の調査及び効率的な国庫の資金繰りを行うために必要な経費です。 (注 1) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。 (注 2) 政府情報システム関連予算(国庫収支事務オンラインシステム)は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。						

担当部局名	理財局(国庫課)	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条第1項では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条第1項）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第2項、第3項）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1：通貨の円滑な供給

政4-1-2：偽造通貨対策の推進

政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4：貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金の適正な管理

政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 4 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。

すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」(財務省設置法第3条)を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。 (令和7年度行政事業レビューとの関係) - 通貨に関する調査・研究(予算事業 I D : 001376) 通貨に関する調査・研究は、行政事業レビュー推進チームの所見において、「C B D Cに関する調査については、将来的には制度設計の大枠の整理に資するような指標設定への可能性について検討する。また、調査結果については、引き続き、財務省HPで公開するなど省内外で有効に活用するよう努める。」とされたことを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、我が国の検討状況に応じて、制度設計の大枠の整理に資するような指標設定への可能性について検討を行うとともに、調査結果の財務省HP上での公開を引き続き行いました。 - 貨幣の製造に必要な経費(予算事業 I D : 001377) 貨幣の製造に必要な経費は、行政事業レビュー推進チームの所見において、「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、貨幣の安定した製造及び労働生産性の向上やライフサイクルコストの管理・低減を図るため、設備投資のあり方について検討し、積極的な設備投資に努めるとともに、偽造抵抗性等を確保しつつ、コスト削減に取り組む。貨幣の製造については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少など、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、発行の規模や枚数の検討を行うほか、リサイクルや偽造防止の観点も含めた適切な成果目標の設定を行う。」とされたことを踏まえ、当該事業の実施に当たり、積極的な設備投資に努めるとともに、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、市中における貨幣の流通状況等を勘案した貨幣製造計画を策定し、さらに、回収貨幣を再利用すること等により、原材料費等の要求額を縮減しました。

施策	政4-1-1：通貨の円滑な供給
取組内容	A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券の製造枚数を定める日本銀行券製造計画及び貨幣の製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。 (注1) 「日本銀行券の製造枚数」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/index.html (注2) 「貨幣の製造枚数」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/index.html B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目(重さ)が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験(用語集参照)を行います。 (注) 「製造貨幣大試験」

	財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/index.html

定性的な測定指標

[主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行

(目標の内容)

通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。

(目標の設定の根拠)

通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 7 年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中における通貨の流通状況等を踏まえた製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中で製造計画を改定しました。

日本銀行券及び貨幣の製造計画を、国立印刷局及び造幣局に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。

(注) 財務省ウェブサイト

「令和 7 年度日本銀行券製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2025ginnkoukennkeikaku.html>

「令和 7 年度貨幣製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2025kaheikeikaku.html>

「令和 7 年度貨幣製造計画<改定>」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2025kaheikeikaku-kaitei-2.html>

上記実績のとおり、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施

(目標の内容)

製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。

(目標の設定の根拠)

貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和 7 年 11 月 10 日に第 154 次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。 (注) 財務省ウェブサイト 「第 154 次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20251117.html 上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	通貨の製造計画の策定等については、市中における通貨の流通状況等を適切に踏まえた製造計画を策定したほか、貨幣製造計画の見直し等により年度途中の状況の変化に的確に対応することで、通貨を円滑に供給しました。 また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」 ○参考指標 2 「通貨の流通高」

政 4 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 発行・製造計画の達成割合

① 日本銀行券 (単位: 億枚、%)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
当初計画	30.0	29.0	30.3	29.5	28.5
改定後計画 (A)	30.0	29.0	30.3	29.5	28.5
実績 (B)	30.0	29.0	30.3	29.5	28.5
達成割合 (B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

② 貨幣

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
当初計画	8.2	8.1	5.9	6.0	6.0
改定後計画 (A)	8.2	6.3	5.8	6.0	6.0
実績 (B)	8.2	6.3	5.8	6.0	6.0
達成割合 (B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

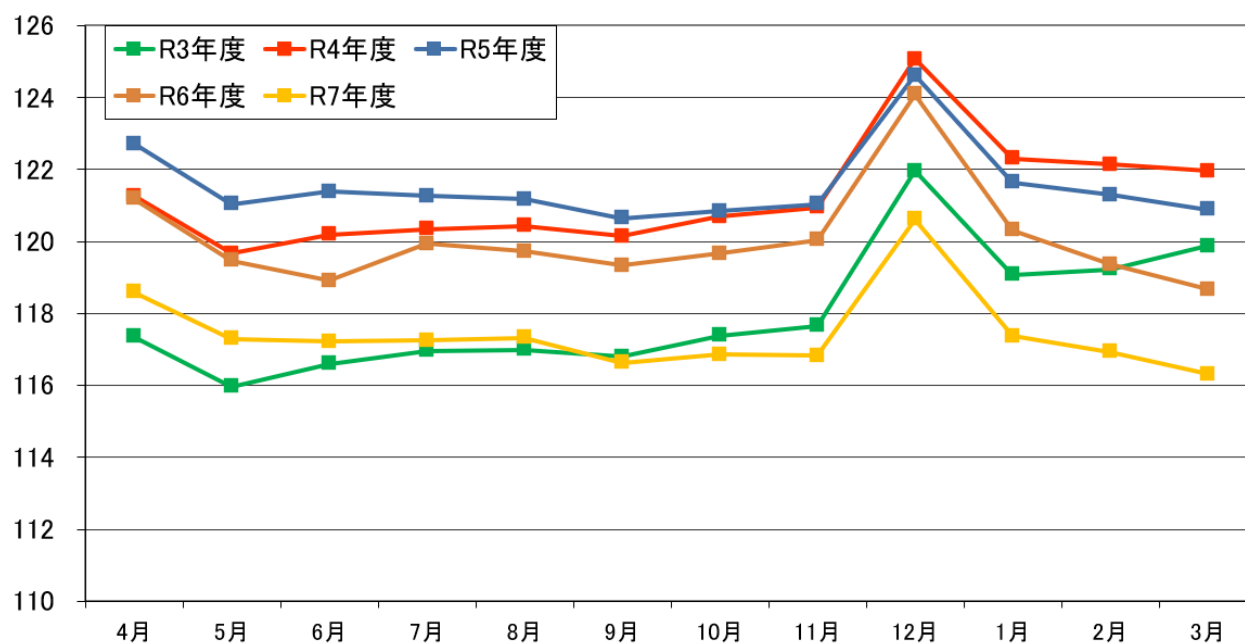
(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 記念貨幣を含む枚数。

参考指標 2 : 通貨の流通高

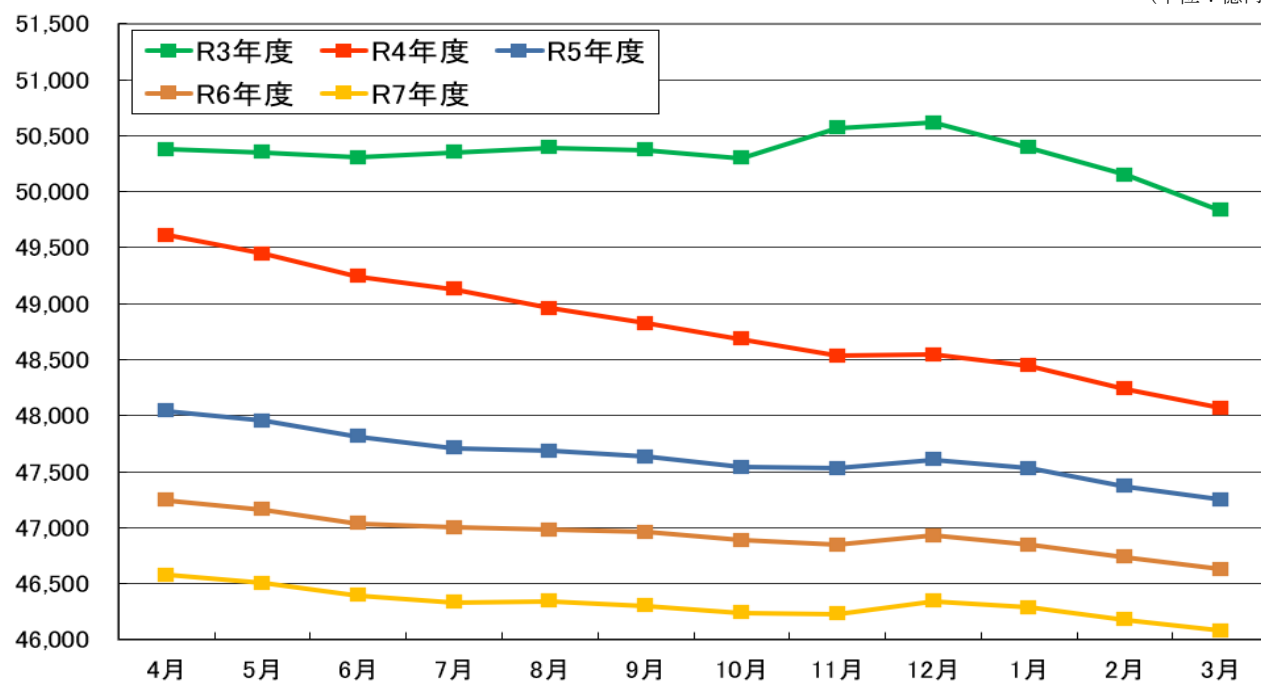
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

施策	政4-1-2：偽造通貨対策の推進
取組内容	通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。 具体的には、 A 国内外における最近の通貨偽造発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。 B 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。 C 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進 (目標の内容) 国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。 (目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

目標の達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	○
	各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、国内において偽造 1 万円銀貨が発見されたことを受け、当該偽造貨の特徴について金融機関等に対して情報提供を行い、注意喚起を実施しました。併せて報道発表を通じて国民に対しても広く注意喚起を行いました。さらに、貨幣のクリーン化（用語集参照）や偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行などを行いました。 これらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 こうした取組の結果として、令和 7 年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券 1,383 枚、五百円貨幣 497 枚と比較的低い水準でした（参考指標 1 参照）。 上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成

評価の理由	偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「偽造通貨の発見枚数」

政 4 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 偽造通貨の発見枚数

(1) 日本銀行券

(単位 : 枚)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
一万円札	1, 114	920	737	2, 405	1, 322
五千円札	14	18	19	166	22
二千円札	0	0	0	3	0
千円札	29	31	58	132	39
合 計	1, 157	969	814	2, 706	1, 383

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(2) 貨幣

(単位 : 枚)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
五百円貨幣	1, 227	795	271	250	497

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策	政4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
取組内容	記念貨幣については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第 5 条第 2 項において、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされています。 「2025 年日本国際博覧会記念貨幣」及び「国立公園制度 100 周年記念貨幣」のほか、今後新たに閣議の決定を経て発行することとなる記念貨幣がある場合は当該記念貨幣も含め、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。 また、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS への投稿及び関係機関との連携等により、記念貨幣に関する広報を行います。 (注 1) 「2025 年日本国際博覧会記念貨幣」は、2025 (令和 7) 年の日本国際博覧会の開催までに、3 回に分けて発行することとしています。 (注 2) 「国立公園制度 100 周年記念貨幣」は、令和 6 年から、国立公園法制定から 100 周年となる令和 13 年までの間、全国の国立公園ごとの図柄により、千円銀貨幣を順次発行することとしています。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-3-B-1 : 記念貨幣の適切な発行 (目標の内容) 記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。

	(目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 7 年度は、「2025 年日本国際博覧会記念貨幣の第三次分等」及び「国立公園制度100周年記念貨幣の令和 7 年度分」を発行し、造幣局を通じて販売したほか、令和 8 年度に発行する「国立公園制度100周年記念貨幣」、「第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会記念貨幣」及び「昭和100年記念貨幣」等の発行に向けて所要の準備を進めました。 なお、図柄等を定める政令改正にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS やポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。 (注 1) 財務省ウェブサイト 「2025 年日本国際博覧会記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/expo_2025/index.html 「国立公園制度100周年記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/park_100/index.html 「第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/20th_asian_5th_para/index.html 「昭和100年記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/showa100/index.html 上記のとおり、令和 7 年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行し、また令和 8 年度分の準備を着実に進めたため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和 7 年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	○参考指標 1 「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標 2 「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」

政 4 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : ウェブサイトへのアクセス数

	令和 7 年度
報道発表件数 (①)	3
ウェブサイトへの アクセス数 (②) (注 1)	131, 893
1 件当たりの平均アクセス数 (②/①) (注 2)	43, 964

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注 1) 理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。

(注 2) 計数は四捨五入による。

参考指標 2 : 記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

		令和 6 年度	7 年度
販売型 (注 1)	発行貨種数 (種類)	7	10
	発行枚数 (枚)	290, 000	405, 000
引換型 (注 2)	発行貨種数 (種類)	0	1
	発行枚数 (枚)	0	2, 208, 000

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注 1) 販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

(注 2) 引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

施策	政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
取組内容	磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金に関する法律」（平成14年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき売却しています。 必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。

定量的な測定指標							
[主要] 政4-1-4-A-1：地金の 売払い計画及び実績 (単位：t、%)	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
	目標値	500.0	1, 080.0	4, 150.0	4, 100.0	2, 994.0	
	実績値	494.0 (98.8)	1, 088.2 (100.8)	4, 165.9 (100.4)	4, 119.4 (100.5)	3, 010.5 (100.6)	

	(注 1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。 (出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調 (目標値の設定の根拠) 磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。 近年においては、市中から受け入れる貨幣の増加傾向も踏まえ、目標値を設定しています。

目標の達成度	
○	
目標の達成度の判定理由	磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。 具体的には、売払計画において2,994tの売払いを目標としていたアルミニウム地金、白銅地金、青銅地金、黄銅地金、洋白地金及びニッケル青銅地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約3,010tを市中に売却しました。 なお、目標値である 1 単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す 1 単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実績値は一致しません。 上記のとおり、貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	
s 目標達成	
評価の理由	新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

施策	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
取組内容	通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。

定性的な測定指標	
[主要] 政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応	
(目標の内容) 通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。	

	(目標の設定の根拠) 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS への投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。 また、寄せられた質問等（参考指標 1 参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。 (注) 財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 (令和 7 年) https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2025currency.html (令和 8 年) https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2026currency.html 上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「通貨に関する質問、照会等の受付件数」

政 4 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位 : 件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
質問・照会等件数	917	618	970	882	450

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数。

評価結果の反映

令和 7 年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和 8 年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。

このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
他の情報

該当なし

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

令和 6 年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和 7 年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。

このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	17,465,835 千円	
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	17,465,835 千円	
	(事項) 貨幣の製造等に必要な経費	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	17,465,835 千円	
	内 通貨に関する調査・研究	7,287 千円	11,801 千円	14,015 千円	12,950 千円	001376
	内 貨幣の製造に必要な経費	16,861,213 千円	17,272,299 千円	17,394,726 千円	17,439,110 千円	001377
	(項) 貨幣回収準備資金へ繰入	—	—	—	—	
	(事項) 貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費	—	—	—	—	
	補正予算	111,038,284 千円	79,196,503 千円	68,857,780 千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	127,924,649 千円	96,497,050 千円	N. A.		

執 行 額	90,274,041 千円	71,092,937 千円	N. A.		
(概要) 貨幣の製造等に必要な経費、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。					

担当部局名	理財局（国庫課通貨企画調整室）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

政策目標 4 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和 8 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。

以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
取組内容	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。 また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
	(目標の内容) 金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。
	(目標の設定の根拠) 金融システムの安定を確保するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成

評価の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」 ○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」【再掲（総4-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」【再掲（総4-1：参考指標 2）】

政 4 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
預金保険機構		72	72	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	15	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	—
(株) 地域経済活性化支援機構		2	3	3	3	3
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 2：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1：参考指標 1）】

参考指標 3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1：参考指標 2）】

施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。 仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。 預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。

	加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。 また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。 (参考) 大臣官房信用機構課所管法人 (1) 預金保険機構 (預金保険法) (2) 農水産業協同組合貯金保険機構 (農水産業協同組合貯金保険法) (3) 生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構 (保険業法) (4) 日本投資者保護基金 (金融商品取引法) (5) 銀行等保有株式取得機構 (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律) (6) 株式会社地域経済活性化支援機構 (株式会社地域経済活性化支援機構法) (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法)

定性的な測定指標

[主要] 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督

(目標の内容)

金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和8年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を行いました。また、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)に基づく国の資本参加の決定に同意しました。このほか、資本参加先からの返済を承認しました。

上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督

(目標の内容)

株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 8 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 7 年度において、地域金融機関等と連携しながら、1 件の事業再生支援決定、8 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、14 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

定性的な測定指標	
	【主要】 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
	（目標の内容） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。
	（目標の設定の根拠） 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和 8 年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和 7 年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など 253 件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	預金保険機構等について、令和 8 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和 8 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入等残高」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」

- 参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」
- 参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」
- 参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」

政 4 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位 : 件、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所) 「資金援助実績表 (年度別内訳)」 (預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標 2 : 預金保険機構等の借入等残高

(単位 : 億円)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
預金保険機構	15,055	10,860	7,240	3,370	3,220
(内訳)					
一般勘定	—	—	—	—	—
危機対応勘定	—	—	—	—	—
金融再生勘定	10,900	6,900	3,700	—	—
金融機能強化勘定	4,155	3,960	3,540	3,370	3,220
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	1,800	—	—	—	—
(株) 地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	339
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構	146	117	98	38	16

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3 : 預金保険機構の資本増強額の状況

(単位 : 億円)

根拠法	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	966	966	—
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	200	—
預金保険法 (102条 1 項 1 号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4,725	4,095	4,065	4,012	3,512
返済額 (年度ごと)	110	630	350	150	582

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4 : 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位 : 件、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5 : 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位: 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
株式等買取額	1,544	1,234	605	577	970

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6 : 株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
事業再生支援決定件数	2 (114)	5 (119)	3 (122)	2 (124)	1 (125)
特定専門家派遣決定件数	16 (230)	10 (240)	11 (251)	5 (256)	8 (264)
ファンド設立件数	0 (44)	0 (44)	1 (45)	0 (45)	0 (45)
特定支援決定件数	14 (158)	10 (168)	11 (179)	15 (194)	14 (208)

() 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
他の情報

預金保険機構等に対する政府保証枠等
預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移
預金保険機構等の借入等残高
預金保険機構の資本増強額の状況 (残高、返済額)
生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移
銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移
(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	
	(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	9,679千円	11,074千円	N. A.		
執行額		8,059千円	9,299千円	N. A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年12月27日閣議決定)
- 「令和 8 年度税制改正の大綱」(令和 7 年12月26日閣議決定)

政策目標 5 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。

全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ実施するものであり、国民経済の健全な発展等のため、重要な取組です。

- ・ 令和 8 年度関税改正の検討に当たっては、要望を受け付ける際には要望省庁の政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を考慮すること
 - ・ WTO 協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うこと
- など、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。

施策

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

取組内容

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正(関税改正)を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。

各年度における見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望等について、

	その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。 さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和 7 年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施
	(目標の内容) 適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。
	(目標の設定の根拠) 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 8 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税率法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。 ・ 暫定税率等の適用期限の延長等 暫定税率（404 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、適用期限を令和 8 年度末まで 1 年延長。 石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）、灯油及び軽油（8 品目）について、中長期的に、関税率の見直しを行う必要が認められないため、現行の暫定税率無税を基本税率として規定し、暫定税率を廃止。 ・ 越境 E C の拡大に伴う少額輸入貨物の急増への対応 国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たしている保税業者の適正な業務運営を確保するため、法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に係る規則の策定を義務付けるとともに、業務改善命令等を創設。 越境 E C サイトで国内消費者向けに商品を直送する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者の間での競争上の不均衡の是正を図るため、個人使用貨物の課税価格決定の特例を廃止。 ・ 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設 供給国や品目を変えて不当廉売関税の課税を免れる「迂回」に対し、迅速な救済及び抑止を可能とし、不当廉売関税制度の実効性を高めるため、迂回行為が行われる輸入貨物に対し、不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする制度を創設。 ・ 関税の犯則調査手続の見直し 刑事訴訟法の改正を踏まえ、関税法上の犯則調査手続のデジタル化のための規定を整備。

	上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。 ・ 令和 8 年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和 7 年12月19日) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20251216_toushin.html ・ 令和 8 年度税制改正の大綱 (令和 7 年12月26日 閣議決定) https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_mokuji.htm ・ 第221回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由 令和 8 年度関税改正に当たっては、関係省庁からの関税改正要望において、現状、政策の目的、政策の効果・影響、措置の必要性・合理性、現行制度の増減税規模、改正後減収額及び政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、当該要望を精査するにあたっては、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、検討を行いました。 関税・外国為替等審議会における「令和 8 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」で改正が適当であるとされた主要事項は、「令和 8 年度税制改正の大綱」に盛り込まれており、これらを踏まえて関税定率法等の一部を改正する法律案を策定しています。同法律案は、令和 8 年 2 月20日の通常国会提出後、同年 3 月31日に成立し、同日公布され、一部の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
取組内容 不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。 引き続き、これらの取組を着実に実施します。 （注）特殊関税制度とは、WTO 協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の	

総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用

(目標の内容)

特殊関税制度の適正な運用を行う。

(目標の設定の根拠)

グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

WTO協定及び国内関係法令に基づき、

- ・中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について賦課決定を行うとともに、
- ・中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税
- ・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税
- ・大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税
- ・大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長
- ・大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長

について調査を開始しました。

上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。

- ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対して不当廉売関税を課することについての答申（令和7年6月20日）
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20250620_toushin.html
- ・中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年7月22日）
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250722.html
- ・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年8月13日）
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250813.html

	・大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和 7 年 8 月 20 日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250820-1.html ・大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和 7 年 8 月 20 日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250820-2.html ・大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和 7 年 12 月 25 日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20251225.html

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	WTO 協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数」 ○参考指標 2 「調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数」

政 5 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2 か月以内の調査開始可否決定件数
令和 3 年度	2	1
令和 4 年度	1	1
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	1	1
令和 7 年度	5	5

(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は 2 か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から 2 か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2：調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1
令和 5 年度	1	1	1
令和 6 年度	0	0	0
令和 7 年度	1	1	0

(注) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長できるとされています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望省庁より提出された改正要望について、要望省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、検討していきます。 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。 令和9年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	(適切な関税改正の実施) 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望省庁より提出された改正要望について、要望省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、検討を行いました。 (特殊関税制度の適正な運用) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。 令和8年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	(事項) 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	補正予算	△323千円	△1,899千円	△453千円		
	繰越等	206,546千円	207,257千円	N. A.		
	合 計	328,369千円	326,655千円	N. A.		
執行額		276,947千円	300,699千円	N. A.		
(概要) 関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。 (注1) 政府情報システム関連予算(通関事務総合データ通信システム(予算事業ID: 020142)、通関情報総合判定システム(予算事業ID: 020144))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。 (注2) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和8年6月

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等では、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化すること、具体的には、高いスタンダードの経済連携協定（EPA：用語集参照）である環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）をより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般見直しを主導し、また地域的な包括的経済連携（RCEP：用語集参照）協定の透明性のある履行の確保、インド太平洋経済枠組み（IPEF：用語集参照）を通じたインド太平洋地域での経済連携の促進、世界貿易機関（WTO：用語集参照）体制の強化、EPAの拡大等に取り組むことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、世界税関機構（WCO：用語集参照）等の国際機関、アジア太平洋経済協力（APEC：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）○「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）

政策目標 5 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策 5 - 2 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 5 - 2 - 2 の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 我が国は、経済連携協定を通じ、アジア・太平洋及び欧米との戦略的関係を強化してきました。これらは、自由で高水準な貿易・投資ルールの下で市場アクセスを改善し、貿易・投資の拡大及びサプライチェーンの安定化・効率化を図るものであり、我が国経済と世界の成長を力強く結び付ける重要な基盤となります。 また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。 これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) 世界税関機構 (WCO) アジア・大洋州地域情報連絡事務所 (RILO・AP) に係る拠出 (予算事業 ID : 005636) 「効率的な密輸取締強化の実施に貢献するため、PDCA サイクルに従い適切に運用するとともに、日本に期待される役割を果たすための効果的な拠出に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、域内メンバー国のニーズに合った情報発信、密輸関連情報の提供を十分に行い、アジア大洋州における効果的な密輸対策の実施に貢献出来ているかどうかを継続してモニターするために、同事務所に派遣している職員から定期的に活動状況を聴取する機会を設け、効果的な拠出になるように努めました。

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
取組内容	財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。 A WTOにおける取組 WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

また、近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。その後、令和6年2月に開催されたWTO第13回閣僚会議においては、上級委員会を含む紛争解決手続の改革や、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について加盟国間で議論されたところです。

財務省としては、これらの議題について、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和6年12月末現在、24か国・地域との間で21のEPA等が署名又は発効済みです。また、令和6年12月末現在バングラデシュ、UAE等と交渉中です。

環太平洋パートナーシップ（TPP：用語集参照）については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が交渉を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にCPTPPとして発効しました。同月、6カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国（ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）について発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。以降、同議定書の発効に向けて各国が国内手続を進めていくことになり、我が国においては同年12月に同議定書が国会承認されました。令和6年12月には同議定書が10カ国（英国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、オーストラリア）について発効しました。また、同年11月末に開催されたTPP委員会において、コスタリカの加入作業部会の設置が決定されました。CPTPPは、市場アクセスの面でも、ルールの面でも高いレベルの内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。我が国としては、今後も高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導していくこととしています。

また、RCEP協定は、平成24年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。我が国としては、今後もRCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組むこととしています。

	財務省としては、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、E P A の交渉等に貢献するとともに、必要な関係法令の整備等を進めることとし、E P A 等の着実な実施や円滑な運用及び履行の確保に取り組むことで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 (参考) E P A 等交渉の状況 (令和 7 年 2 月現在) https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(目標の内容)

W T O や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	A W T O における取組 平成29年 2 月に発効した W T O 貿易円滑化協定 (用語集参照) について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が162か国 (令和 8 年 3 月末時点) (W T O 貿易円滑化協定ホームページ参照) に増加しました。 また、令和 8 年 3 月に開催された第14回 W T O 閣僚会議では、電子商取引に関する協定について、本協定の W T O 協定への組み込みが実現するまでの間、有志国の間で暫定的に実施する措置に合意しました。W T O 改革や電子的送信に対する関税不賦課モラトリアム等については、同会議で合意に至らず、閣僚会議に次ぐ W T O の意思決定機関である一般理事会において継続議論されることになりました。財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、関係省庁と連携し、こうした多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。 B 経済連携の推進に係る取組 C P T P P は、平成30年 3 月に11か国で署名に至り、同協定は同年12月に発効しました。エコノミーの新規加入については、令和 7 年11月にウルグアイの加入作業部会の設置が決定され、適切であれば令和 8 年に U A E、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされました。また、一般的な協定見直しに係る締約国間の議論を経て、令和 7 年11月には、電子商取引や税関当局・貿易円滑化、サプライチェーン強靱化等について、協定改正交渉の開始が決まりました。

	E P Aの新規締結については、バングラデシュとは令和 8 年 2 月に署名が行われたほか、アラブ首長国連邦（U A E）とは、令和 8 年 3 月に交渉妥結に至りました。 そのほか、発効済 E P Aである、日 E U・E P Aや R C E P 協定についても、本年も引き続き運用に関わる諸事項について議論を行いました。 また、事業者の E P A利用促進に向けた取組として、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った他（令和 7 年度における税関主催：計 24 回）、日本通関業連合会の「E P A 関税認定アドバイザー」制度への後方支援を実施しています。加えて、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。 加えて、財務省では、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P Aに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に関しては、日タイ E P Aについても令和 7 年 6 月（日本からの輸出は令和 7 年 11 月）から運用を実施しております。また、A S E A Nについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	
	s 目標達成
評価の理由	W T Oや E P A交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「F T A／E P A交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」（F T A：用語集参照）

政 5 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：F T A／E P A 等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

（参考）各国との経済連携の進捗状況（令和 8 年 3 月現在）

経済連携協定（EPA）等交渉の進捗状況 （2026年3月時点）

発効済

シンガポール（2002年 11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年 7月）、チリ（2007年 9月）、タイ（2007年 11月）、インドネシア（2008年 7月）、ブルネイ（2008年 7月）、ASEAN（2008年 12月（20年8月改正））、フィリピン（2008年 12月）、スイス（2009年 9月）、ベトナム（2009年 10月）、インド（2011年 8月）、ペルー（2012年 3月）、豪州（2015年 1月）、モンゴル（2016年 6月）、CPTPP（2018年 12月）、EU（2019年 2月）、米国（2020年 1月）、英国（2021年 1月）、RCEP（2022年 1月）

署名済

バングラデシュ（2026年 2月）TPP（2016年2月）※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、GCC、UAE

（注 1）TPP12（環太平洋パートナーシップ協定）：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国）。

（注 2）CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国（計12か国）。

（注 3）RCEP（地域的な包括的経済連携協定）：ASEAN加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド（計 15か国）。発効済国：カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国（2022年 2月）、マレーシア（2022年 3月）、インドネシア（2023年 1月）、フィリピン（2023年 6月）。

（注 4）GCC（湾岸協力理事会）：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

施策 政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。平成29年 2月に発効したWTO貿易円滑化協定の開発途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 開発途上国の税関行政近代化への取組

貿易の健全な発展と安全な社会を実現するためには、貿易相手国を含む国際社会の協力・協調が不可欠です。このため、財務省としては、開発途上国における税関行政の近代化及び執行能力の強化を図るべく、関税技術協力を行っています。実施にあたっては、「『自由で開かれたインド太平洋』（FOIP）のための新たなプラン」（令和 5 年 3 月）も踏まえ、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を最重要地域と位置付けながら、インド太平洋地域やアフリカ地域等に対する協力も実施しています。具体的には、日本に開発途上国税関の職員を招へいする受入研修や日本の税関職員を専門家として開発途上国に派遣する専門家派遣等による知的支援を実施するとともに、WCOに対して技術協力に特化した資金的貢献も行っています。

人員・予算が限られる中で、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ戦略的に効果的かつ効率的な関税技術協力を実施するために、中期的戦略を設けています。その中で、関税技術協力の目的を、各国の税関に共通する 3 つの使命（①安全・安心な社会の実現、②貿易円滑化の推進、③適正かつ公平な関税等の徴収）に基づいた施策を開発途上国自身が国際標準に則った形で自主的に導入・実施できるよう支援を行うことと定めています。例えば、①については、越境電子商取引（越境EC）の拡大により輸入貨物が世界的に急増していることを踏

まえ、各国が効果的・効率的に水際取締りが行えるよう、引き続き支援を実施していきます。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、支援対象国の税関が広域 E P A 等によって複雑化する原産地規則への理解を深め、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図り、税関管理の一層の効率化を図るために、原産地規則、A E O（認定事業者）制度（用語集参照）、リスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。さらに、③については、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保できるよう、輸入事後調査（用語集参照）に係る支援を引き続き実施します。また、開発途上国税関の自立性を一層向上させるため、W C O 及び国際協力機構（J I C A）と連携し、アフリカ地域、中央アジア・コーカサス地域及び太平洋島嶼国地域に対して「マスタートレーナープログラム」を実施し、教官養成や研修教材作成支援を通じ、持続的な研修能力の向上に貢献していきます。

開発途上国の多くは、商慣習の変化、重層的な E P A の導入による貿易関連規則の複雑化・高度化、技術の進歩等への対応に様々な課題を抱えており、技術支援への世界的なニーズが増々高まっています。これを踏まえ我が国は、開発途上国の状況やニーズを適切に汲みつつ、税関行政近代化に向けた支援を引き続き取り組んでいきます。

B W C O における取組

W C O では、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）」や W T O 貿易円滑化協定をはじめとする、税関分野における国際的な貿易円滑化のための国際標準の策定・実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みである A P E C では、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

D E P A 等における取組

我が国が締結した E P A においては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後の E P A 交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効している W T O の貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。また、I P E F においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとなっており、令和 4 年 9 月から交渉が継続しています。財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、引き続き積極的に議論に参加していきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するための情報交換等の相互支援や、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を他国の税関当局との間で実施することを定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、米国や、E U 及びその加盟国、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くの E P A には、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを 41 か国（地域）と構築しています。税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するた

	めの枠組みであり、交渉にあたっては各相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの充実等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域や分野も含め、各国との情報交換の枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。 また、令和 6 年 1 月から WCO アジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O ・ A P : 用語集参照）のホストを日本が務めています。アジア・大洋州地域内における安全・安心な社会の確保、適切な関税等の徴収、関税法違反に対する効率的な取締の実施に貢献するため、R I L O ・ A P と連携し、密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

（目標の内容）

税関分野における技術協力、WCO をはじめとする国際機関等での取組、EPA における税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

（目標の設定の根拠）

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	A 途上国の税関行政近代化への取組 令和 7 年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85 件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標 1 参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国・中央アジア・コーカサス地域の対象国については、各国での指導的役割を担う教官を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。 B WCO における取組 WCO では、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 30 年 9 月以降、改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和 7 年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。また、世界的に越境電子商取引が拡大する中、WCO では税関が取り組むべき基準をまとめた「E コマース基準の枠組み：用語集参照」が採択されており（平成 30 年 6 月）、その後も定期的に見直しが行われています。我が国は、現在行われている見直し作業を含む関連の議論に積極的に関与し、主導的な役割を果たしました。 C 地域協力の枠組みにおける取組

	A P E C では、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第 6 回日中韓 3 か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓 3 か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。 D E P A 等における取組 貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。E P A においては、政 5 - 2 - 1 に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。 E 税関当局間の情報交換等に関する取組 複数国と税関相互支援協定の締結に向けて政府間正式交渉を進めており、円滑な情報交換等に資する環境整備において着実な進展がありました。 また、令和 6 年 1 月からホストを務めている W C O アジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O ・ A P : 用語集参照）との関係では、同事務所が我が国を含むアジア・大洋州地域の密輸関連情報のハブとして機能することで、同地域内における安全・安心な社会の確保のための効率的な取締の実施や、適切な関税等の徴収に貢献できるよう、緊密に連携しその活動を支えてきました。 上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標 2 「改正京都規約に係る締約国・地域数」 ○参考指標 3 「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政 5 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受入研修	案件数	30	26	29
	受入人数	330	240	253
専門家派遣	案件数	55	63	56
	派遣人数	114	129	130

(出所) 関税局参事官室 (国際協力担当) 調

(注) 一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成 18 年 2 月発効) に係る締約国・地域数

令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
131 か国・地域	133 か国・地域	136 か国・地域	137 か国・地域	140 か国・地域

(出所) WCO ウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標 3 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位 : 国・地域)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
39	39	41	41	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO 貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々な WTO 上の取組にも貢献していきます。 経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。 また、WCO、APEC 等の地域協力の枠組み、EPA 及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。 さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革等に関する議論に積極的に参画し、様々なWTO上の取組にも貢献しました。

経済連携の推進については、RCEP協定をはじめとするEPAの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	121,228千円	158,785千円	217,644千円	144,043千円	005636
	内 国際刑事警察機構(ICPO)拠出に係る拠出	—	—	—	32,303千円	021467
	補正予算	△522千円	△10千円	△33,031千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	160,863千円	198,685千円	N. A.		
執行額		148,884千円	162,676千円	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室、調査課）	政策評価実施時期	令和8年6月

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

5 策目標の内容及び
目標設定の考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

近年、越境電子商取引の拡大に伴い大幅に増加する輸入申告等について、厳格な水際取締りと適正かつ迅速な通関を両立することが求められています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」や「知的財産推進計画2024」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「知的財産推進計画2024」（令和6年6月4日知的財産戦略本部決定）
- 「知的財産推進計画2025」（令和7年6月3日知的財産戦略本部決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）
- 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）

政策目標 5 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めております。そうした中、目標の達成に向けて設定した施策について、5 - 3 - 1 「関税等の適正な賦課及び徴収」については「a 相当程度進展あり」、それ以外については多くが「s 目標達成」となりました。5 - 3 - 5 「税関行政に関する情報提供の充実」については、「b 進展が大きくない」となったものの、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、その他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、本政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策目標 5 - 3 は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、輸入事後調査（用語集参照）を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。 加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) ・ 取締機器等調査研究経費（予算事業 I D : 001369） 「外部有識者の所見を踏まえ、取締機器等の実用化へのロードマップや完成時期を長期アウトカムにおいて明らかにすること及び配置計画の概要をアウトカム指標とすることを検討する。また、引き続き、効果的・効率的な研究開発に向けて、新技術の開発等に関する高いアンテナで、広い範囲での情報収集に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、取締機器等の実用化へのロードマップを作成のうえ長期アウトカムの成果目標欄に達成目標時期を記載することとし、配置計画の概要については、検討の結果、取締上の観点から掲載を控えることとしました。また、新技術については、国内・国外、大学・民間・関係機関等、多方面から情報収集を実施しました。 ・ 税関監視艇整備運航経費（予算事業 I D : 001380） 「より効果的な取締りを可能にするため、税関監視艇全体の望ましい配備・運航計画を作成し、それを E B P M の根拠として効果検証することを検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関監視艇全体の望ましい配備・運行計画を作成し、それを E B P M の根拠として効果検証することを検討したほか、配備計画に基づく監視艇の更新により見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。（反映額▲ 1 百万円） ・ X 線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001381）

「引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、X線検査装置等について、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努め、標準使用期間経過後、不具合の状況や稼働状況も踏まえ、更新を見送ることにより削減を図りました。(反映額▲431百万円)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001382）

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、コスト削減に努めつつ、検査の効果的・効率的な実施を進めることにより、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。また、短期アウトカムの設定にあたっては複数年度の平均値を成果指標とすることや、中長期アウトカムの評価にあたっては不断の検証を行い、その検証結果等を反映していけるよう検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、短期アウトカム及び中長期アウトカムの評価のあり方について、不断の検証を行い、引き続き検討したほか、再リースを活用することにより、機器借料の削減を図りました。(反映額▲189百万円)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費（予算事業 I D : 001383）

「税関の水際取締りの政策効果を、E B P Mの観点から、諸外国の様々な取組みも参考としつつ、政府全体の中での役割を踏まえ、税関としての最適な事業範囲について検討する。また、A I やドローンなど、デジタル技術の進歩を踏まえた効果的な取締手法を採り入れていく検討を行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関での政策効果については、諸外国の取組の把握に努めるとともに、行政事業レビューにおける税関としての最適な事業範囲のあり方については、行政事業レビューシートの予算編成過程における活用などにも影響することから、関係部署とも調整しつつ、検討を進めました。さらに、埠頭監視カメラの効果的・効率的な活用に向け、A I の導入やドローンと連携した取締手法の検討を進めました。このほか、耐用年数経過後の機器について、再リースを活用することにより機器借料の削減を図りました。(反映額▲353百万円)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費（予算事業 I D : 001384）

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理等の調達において、一者応札の改善を図ったところ、引き続き、周知方法の工夫等により一者応札の改善に努めました。

- ・ 円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）（観光庁）（予算事業 I D : 004252（国土交通省））

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き、先進性が高い事業に取り組むとともに、導入機器の最新技術の具体化や導入によって解消される改善点やその効果、導入意義を明確にし、効率的かつ効果的な導入等を進めるべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関・入管手続で必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」について、令和 7 年 4 月より関西空港（第 1 ターミナル、第 2 ターミナル）・羽田空港（第 2 ターミナル、第 3 ターミナル）・成田空港（第 3 ターミナル）、同年 12 月より福岡空港に配備して運用を開始しました。

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

取組内容
A 輸入（納税）申告の適正性の確保等

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において関税関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援や輸入申告に対する検査選定支援として引き続き活用していきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続を行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合等） （単位：％、日）	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.5	99.5	99.2	99.3	99.2
	平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み
		実績値	15.5	16.2	20.0	17.7	16.9
	口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（注）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。））以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。

(出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

目標の達成度	・文書による回答 △ ・平均処理日数 ○ ・口頭による回答 ○
目標の達成度の判定理由	各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、文書による回答における平均処理日数は目標値である前年度の実績値から短縮されたことから、達成度は「○」としました。また、口頭による回答における即日回答の割合についても、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。 なお、文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であることから達成度は引き続き「△」としました。 引き続き事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保 (目標の内容) 関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。 (目標の設定の根拠) 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。また、輸入許可後に輸入者に対し輸入事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査しました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。なお、上記の輸入事後調査に関する税関業務の効率化を図るため、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をA I で解析し、業務支援として活用しました。 また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な

	輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。 この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。 申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、「口頭による回答」及び「平均処理日数」は目標値を上回ったものの、「文書による回答」については目標値を僅差で下回りました。 一方で、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めたことから、達成度は「○」となっております。 以上のとおり、一部「△」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標 2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標 3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標 4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標 5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」

政 5 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
収入額	111,661	141,513	131,159	136,723	N. A.
国税全体に対する割合	15.5	18.5	16.9	16.9	N. A.

（出所）関税局業務課調

（注 1）収入額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注 2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収入額／租税及び印紙収入。

（注 3）令和 7 年度実績値は、令和 8 年 8 月以降にデータの集計が終了するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 2 : 審査・検査における非違発見件数

(単位: 件)

年 度	令和 3 年度 (平成29年～令和 3 年度平均)	4 年度 (平成30年～令和 4 年度平均)	5 年度 (令和元年～令和 5 年度平均)	6 年度 (令和 2 年～令和 6 年度平均)	7 年度 (令和 3 年～令和 7 年度平均)
実績値	99, 390	99, 976	98, 677	99, 016	101, 321

(出所) 関税局業務課調

(注) 審査・検査における申告内容の誤り等を発見した件数についての、当該年度を含めた過去 5 年間の平均値。

参考指標 3 : 輸入事後調査実績

(単位: 件、百万円、%)

事務年度 (7 ~ 6 月)	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施件数	1, 484	3, 312	3, 576	3, 609	N. A.
不足申告価格	59, 109	88, 493	120, 117	139, 072	N. A.
非違の割合	75. 3	73. 6	74. 9	74. 5	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 実施件数: 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注 2) 不足申告価格: 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注 3) 非違の割合: 非違発見件数 (実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注 4) 令和 7 年度 (事務年度) 実績値は、データの集計が未了のため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4 : 通関業者の業務の運営状況 (通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)

(単位: 件)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
許可件数	12	13	23	15	19
総数	974	982	996	988	997
処分件数	1	0	0	1	3

(出所) 関税局業務課調

(注 1) 許可件数: 年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注 2) 処分件数: 通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5 : 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位: 件)

事務年度 (7 ~ 6 月)	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
非違発見件数	53	53	49	50	N. A.
処分件数	0	2	0	1	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注 1) 非違発見件数: 保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為 (非違) を発見した件数。

(注 2) 処分件数: 非違のあったもののうち、その非違の程度 (回数、実行行為者等) によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注 3) 令和 7 年度 (事務年度) 実績値は、令和 8 年 11 月以降にデータの集計が終了するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

施策	政5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	A 有効な取締体制の整備 税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際取締りを行っています。また、令和 7 年には大阪・関西万博の開催が予定されています。こうした国際的な大規模イベントは世界的に大きな注目を集め、テロの格好の攻撃対象となり得るため、税関ではテロ関連物資の水際取締りの強化に取り組んでいます。 不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷や旅客の情報をできるだけ早く電子的に入手し、リスクの高い取締対象を効率的に絞り込み、重点的に検査を行うことが効果的かつ効率的です。出港前報告情報 (用語集参照) 及び乗客予約記録 (PNR) (用語集参照)

といった事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。特に PNR については、大宗を占める航空会社から電子的に取得し、分析・活用しているところ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進します。また、手荷物等を開封せずに隠匿物の有無等を的確かつ迅速に確認することができる X 線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による厳格な水際取締りを実施します。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、令和 4 年 10 月に改正商標法・意匠法・関税法が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となりました。この制度改正を踏まえて、越境電子商取引の進展に伴って増加する知的財産侵害物品の流入に対応するため、関係機関との連携や国際的な協力等を行いつつ、水際取締りを着実に実施してまいります。

金密輸の水際取締りについては、平成 29 年 11 月に「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定し、取締りの強化や金密輸の厳罰化等、総合的な金密輸対策に取り組みました。その結果、翌年には金密輸は急減し、その後も金密輸の摘発は極めて低位で推移してきましたが、コロナ禍後の訪日外国人旅行者数の急回復や金価格の高騰等を受け、足元で金密輸の摘発件数・押収量が急激に増加した状況に鑑み、令和 6 年 11 月に関税局・税関による臨時税関長会議を開催し、金密輸に対する水際取締りを一層強化することとしました。隠匿された金の摘発に効果が期待される検査機器を整備すること等により、旅客や輸入貨物に対して、より一層深度ある検査等を実施できるよう検討を進めるほか、金密輸に対して経済的不利益を与え、抑止効果を高める観点から、犯則調査を通じた更なる厳正な処分を実施することで、引き続き、厳格に対応してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関税関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネー・ローndリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、保安検査業務と連携した取締り等によるキャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。さらに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアに対する WTO 協定税率の適用の撤回に関し、輸入貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、ロシア等に対する外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置に関し、輸出入貨物に対する厳格な審査等を実施し、当該措置の実効性の確保に努めます。

加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を推進してまいります。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関と連携強化を図るとともに、民間団体からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関や世界税関機構（WCO：用語集参照）等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、税関相互支援協定（用語集参照）

	等の協力枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。さらに、民間団体からの密輸関連情報の収集にも引き続き取り組みます。 なお、国内外関係機関等から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

（目標の内容）

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。

（目標の設定の根拠）

税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	入国者数の増加や大阪・関西万博等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和7年度において、X線検査装置23台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）5台等を整備） 社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和7年度には、関係機関との合同訓練を246件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、複数国と税関相互支援協定（用語集参照）の締結に向けて政府間交渉を進めており、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。 さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。 このほか、出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。 また、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策として、引き続き保安検査業務と連携した取締りを行ったほか、多額の現金の海外への不正な持ち出しに対する水際措置として、令和6年より、紙幣探知犬を導入し、出国旅客の携帯品検査を強化しました。 取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和7年における不正薬物全体の押収量は、3,211kgと令和元年以来6年ぶりに3トンを超えました（参考指標1参照）。

	また、令和 7 年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は192件、押収量は425kgでした（参考指標 4 参照）。 加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。 上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	
	s 目標達成
評価の理由	主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」については、各種取締・検査機器や P N R 等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。 なお、定量的な測定指標である「不正薬物の水際押収量の割合」を廃止することとしたため、令和 6 年度以降定性的な測定指標をもって評価することとし、以上のとおり、主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」が「○」となることから、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	（廃止した指標） 政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 （廃止した理由） 当該指標は、国内全体の不正薬物取締りにおける税関の貢献度を測ることを目的として使用してきたもので、使用可能な統計資料を用いた指標としては、その貢献度を数値で把握することができ、一定程度の説得力を持つと考えていました。しかしながら、分母である不正薬物の国内全押収量と、分子である税関の水際押収量については、税関と警察等他機関で計上方法や計上が可能となる時期が異なることに加え、両者の計上方法等の違いは、調査・捜査のプロセスが大きく異なることに起因しており、税関と他機関の計上方法や計上時期を統一することはできないため、当該指標の数値を補正することもできないことから、指標としての正確性、適切性について再検討した結果、当該指標を廃止することといたしました。 なお、当該指標を廃止した場合であっても、定性的な測定指標や参考指標を総合的に判断することにより、本施策の効果を測ることは可能と考えています。
参考指標	○参考指標 1 「社会悪物品の摘発実績」 ○参考指標 2 「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標 3 「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 ○参考指標 4 「金密輸の摘発実績」 ○参考指標 5 「知的財産侵害物品の差止実績」 ○参考指標 6 「テロ関連物資の摘発実績」 ○参考指標 7 「テロ関連研修の開催実績」 ○参考指標 8 「輸出事後調査実績（実施件数）」 ○参考指標 9 「関係機関との連携・情報収集の実績」

	○参考指標10「出港前報告情報による検査の割合」
	○参考指標11「税関監視艇配備艇数」
	○参考指標12「税関監視艇総稼働時間」
	○参考指標13「X線検査装置設置台数」
	○参考指標14「不正薬物・爆発物探知装置設置台数」
	○参考指標15「大型X線検査装置設置台数」
	○参考指標16「埠頭監視カメラ設置台数」
	○参考指標17「埠頭監視カメラ視認範囲（バース数）」
	○参考指標18「麻薬探知犬配備頭数」

政 5 - 3 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：社会悪物品の摘発実績

年		令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
覚醒剤	件	95	301	297	140	126
	Kg	1,014	665	2,246	1,803	840
大 麻	件	199	138	135	381	316
	kg	153	473	171	444	1,531
	大麻草	件	94	57	76	236
		kg	22	315	88	270
	THC類製品	件	R6. 12. 12摘発分から 計上開始		4	235
		Kg			2	318
	大麻樹脂等	件	105	81	59	141
		kg	132	157	83	172
あへん	件	1	-	-	2	1
	kg	4	-	-	0	2
麻薬	件	233	237	240	321	311
	kg	61	188	312	537	798
	千錠	133	82	49	108	61
	ヘロイン	件	-	-	-	2
		kg	-	-	-	0
	コカイン	件	34	28	71	54
		kg	14	49	123	270
	MDMA等	件	81	98	61	90
		kg	30	94	117	184
		千錠	130	81	48	108
	その他麻薬	件	118	111	108	175
		kg	16	46	71	83
		千錠	3	0	0	0
						-

向精神薬	件	6	16	10	4	7
	kg	0	0	0	0	0
	千錠	1	2	1	1	0
指定薬物	件	302	354	143	164	239
	kg	19	19	13	11	41
合計	件	836	1,046	825	1,012	1,000
	kg	1,251	1,346	2,741	2,794	3,211
	千錠	134	84	49	108	62

年		令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
銃砲	件	1	6	1	27	34
	丁	1	7	1	28	37
	うち拳銃	件	6	1	27	34
		丁	7	1	28	37
拳銃部品	件	1	2	1	1	-
	点	1	4	1	1	-
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	324	363	374	342	298
盗難自動車等 (輸出申告時における発 見件数)	件	11	15	17	20	11
	点	12	23	32	35	23

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注 1) 令和 7 年は速報値である(以下、参考指標 2～4、6 についても同じ)。

(注 2) 数量の表記について、「0」とは 500 g または 500 錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す(以下、参考指標 3 についても同じ)。

(注 3) 端数処理のため数値が合わないことがある(以下、参考指標 3 についても同じ)。

(注 4) 「THC 類製品」は、令和 6 年 12 月 12 日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されている THC 類を含有する液体・菓子類をいう。同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。

(注 5) ①MDMA 等は、MDMA、MDA 及び MDE の合計を示す。

②その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬のうち、大麻、ヘロイン、コカイン、MDMA 等以外の薬種(ケタミン、LSD 等)の合計を示す。

(注 6) MDMA 等、その他麻薬及び向精神薬については、錠剤型のものとその他のものを、それぞれ錠数ベースと重量ベースで別々に計上。覚醒剤も錠剤型のものは存在するが、事案が僅少であるため、重量換算し合計して重量ベースとして計上。

(注 7) 盗難自動車等の令和 4 年以降の数値は、自動車等と輸出申告されていない貨物から盗難自動車等を発見した件数を含む。

参考指標 2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

年		令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
航空機旅客による密輸		24	93	271	287	370
国際郵便物を利用した密輸		689	728	385	550	428
商業貨物を利用した密輸		123	222	165	161	191
	航空貨物	108	205	156	152	183
	海上貨物	15	17	9	9	8
船員等による密輸		-	3	4	14	11
合 計		836	1,046	825	1,012	1,000

(出所) 関税局調査課調

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

参考指標 3 : 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
航空機旅客による密輸	5	43	89	60	73
	35	108	420	345	664
国際郵便物を利用した密輸	33	128	102	32	20
	62	154	140	52	18
商業貨物を利用した密輸	57	130	105	45	33
	917	402	1,686	1,406	158
	航空貨物	50	127	99	40
		266	375	737	401
	海上貨物	7	3	6	5
		650	28	949	1,005
船員等による密輸	-	-	1	3	-
	-	-	0	0	-
合 計	95	301	297	140	126
	1,014	665	2,246	1,803	840

(出所) 関税局調査課調

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
摘発件数	5	9	219	494	192
押収量	27	135	302	1,334	425

(出所) 関税局調査課調

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
輸入差止件数	28,270	26,942	31,666	33,019	31,760

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
実施件数	6	12	7	31	40

(出所) 関税局調査課調

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
実施件数	103	159	171	185	160

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数)

(単位 : 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
実施件数	105	276	446	492	483

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位: 件)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
国内関係機関からの情報入手件数	292	244	250	178	168
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	243	364	414	457	441
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	974	2, 151	3, 611	4, 074	3, 823

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注 2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注 3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位: 件)

年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
外国関係機関との情報交換件数	26, 391	54, 967	83, 310	91, 561	89, 178
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3, 947	4, 629	6, 689	8, 626	10, 117

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILO・AP等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注 2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標 10 : 出港前報告情報による検査の割合

(単位: %)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実績値	10. 3	9. 0	7. 4	7. 3	5. 4

(出所) 関税局監視課調

参考指標 11 : 税関監視艇配備艇数

(単位: 艇)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
配備艇数	29	29	29	28	28

(出所) 関税局監視課調

(注) 年度当初の配備艇数を計上している。

参考指標 12 : 税関監視艇総稼働時間

(単位: 時間)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
総稼働時間	19, 656	20, 904	19, 655	16, 419	17, 838

(出所) 関税局監視課調

参考指標 13 : X線検査装置設置台数

(単位: 台)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
設置台数	288	290	293	300	308

(出所) 関税局監視課調

参考指標 14 : 不正薬物・爆発物探知装置設置台数

(単位: 台)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
設置台数	156	176	187	199	200

(出所) 関税局監視課調

参考指標 15 : 大型 X線検査装置設置台数

(単位: 台)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
設置台数	16	16	15	15	15

(出所) 関税局監視課調

参考指標16：埠頭監視カメラ設置台数

(単位：台)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
設置台数	401	413	439	475	517

(出所) 関税局監視課調

参考指標17：埠頭監視カメラ視認範囲（バース数）

(単位：箇所)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
視認箇所	944	955	957	977	970

(出所) 関税局監視課調

参考指標18：麻薬探知犬配備頭数

(単位：頭)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
配備頭数	134	136	138	138	137

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上
取組内容	近年、税関における水際取り締まりの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められています。特に、越境電子商取引の拡大に伴う航空・海上貨物の輸入申告件数の大幅な増加などへの対応は、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献する上で、必須なものとなっています。 これを踏まえ、令和5年度関税改正では、全ての輸入貨物を対象として「通信販売貨物に該当するか否か」、「貨物の運送先」等を輸入申告項目に追加し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施することとし、令和7年10月から施行する予定です。また、検査工程のオートメーション化等を行いリスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査を実施します。加えて、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めてまいります。このほか、AEO（認定事業者）制度（用語集参照）の更なる普及のため、令和6年10月には、AEO制度における輸入者（特例輸入者）が特例申告の納期限延長を行う際に提供が必須であった担保について、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに提供を命じる取扱いへ緩和する制度の見直しを行いました。 また、産業界からの要望や費用対効果を踏まえ、原産地証明書の真正性を確保しつつ一層迅速なやり取りを可能とするために、貿易相手国との原産地証明書のデータ交換の取組を進めます。日インドネシアEPAについては令和5年6月から原産地証明書のデータ交換を開始したところであり、さらにASEANとの間においても、早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。 加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の携帯品に係る迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な運用に努めるとともに、入管・税関手続に必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」を羽田空港第2ターミナルに続いて他の空港にも順次導入してまいります。 さらに、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。

また、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

以上の取組を通じて、引き続き、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献してまいります。

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1：AEO事業者数 (単位：者)	年		令和3年	4年	5年	6年	7年
	AEO事業者数 (単位：者)	目標値	-	-	増加又は前年並み	増加又は前年並み	増加又は前年並み
		実績値	723	737	751	759	759

(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です

(参考) 令和7年末現在のAEO事業者数は、759者（うち輸出者227者、輸入者105者、倉庫業者151者、通関業者266者、運送者10者）です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、必要に応じた同制度の改正等を通じて制度の利便性を向上させることなどにより普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

AEO事業者数については、AEO制度の利便性の向上及びAEO事業者への情報提供の充実化の取組を通じて、AEO制度の利用拡大に努めた結果、前年並みであったことから、達成度を「○」としました。今回の結果も踏まえ、引き続きAEO事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

定量的な測定指標

[主要] 政 5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績値	97.7	98.8	100.0	98.1	99.5
	通関業者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績値	98.3	98.6	98.4	97.4	99.0

(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

目標の達成度	・輸出入者 ○ ・通関業者 ○
目標の達成度の判定理由	輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。具体的には、税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図ったことに加え、令和5年6月にはインドネシア、令和7年6月（日本からの輸出は同年11月）にはタイとの間で原産地証明書のデータ交換を開始する等、輸出入通関における利用者の利便性の向上に努めてまいりました。 一方、測定指標「AEO事業者数」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図っており、前年並みを維持しております。 加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	(廃止した指標) 政5-3-3-A-1：貿易額に占めるAEO事業者の割合 (廃止した理由) 当該指標は、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかを的確に把握することを目的として使用してきたものですが、我が国全体の輸出入総額は外部要因である為替や経済情勢などによって大きく変動することになります。 加えて、AEO事業者には様々な業態や規模があり、例えば、輸出入額の少ない複数の者がAEO事業者となることよりも、輸出入額の多い1者がAEO事業者になることの方が大きな影響を及ぼすことになり得るなど、現状の指標においては評価期間中のAEO事業者の新規承認数よりも輸出入額によって大きく左右されることとなります。このことから定量的な測定指標としての適切性について再検討した結果、その位置づけを見直すこととし、今後は、同指標を参考指標として活用しながら評価することといたします。
参考指標	○参考指標1「AEO事業者新規承認数」 ○参考指標2「旅具通関に対する利用者の評価」 ○参考指標3「貿易額に占めるAEO事業者の割合」

政 5 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : AEO事業者新規承認数

(単位: 件)

事務年度 (7~6月)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
承認数	17	23	19	4	8

(出所) 関税局業務課調

(注) 令和 7 事務年度の数値は令和 8 年 4 月 1 日時点の数値です。

参考指標 2 : 旅具通関に対する利用者の評価

(単位: %)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
評価 (上位 4 段階)	97.7	90.1	92.1	92.4	91.8

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国旅客に対し、旅具通関 (用語集参照) 手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の 7 段階評価で、アンケート調査したものです。

参考指標 3 : 貿易額に占める AEO事業者の割合

(単位: %)

年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
割合	79.0	74.2	74.5	75.3	76.9

(出所) 関税局業務課調

(注) 貿易額に占める AEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又は AEOA通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

施策	政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
取組内容	輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCS (用語集参照) を導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ (用語集参照) 化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター:NACCSの管理・運営会社)は、物流の迅速化、円滑化に取り組むとともに、より一層の利用者の利便性向上に努めてきました。 このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き努めるとともに、令和 7 年10月に予定している第 7 次NACCS 更改作業も含めて、NACCSセンターを適切に監督していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督

(目標の内容)

NACCSの機能拡充及び利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。

	(目標の設定の根拠) 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの機能拡充及び利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	NACCSの第7次更改の際に民間利用者が貨物の状況を把握できるような機能拡充が行われ利便性向上が図られました。 また、NACCSセンターの令和8年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題と位置づけ、更なるサイバーセキュリティ対策を実施する旨記載するとともに、港湾・空港における官民共同利用システムである「総合物流情報プラットフォーム」として、システムの機能向上に努めていく旨の記載があり、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも適切なものと考えられることから、当該事業計画について認可を行うとともに、併せて必要な指導を行うことで、適切な監督を行いました。 また、令和7年度においても、100%のシステム稼働率を維持しており、安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。(参考指標1参照)

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	定性的な測定指標である「NACCSセンターの監督」について、第7次更改により民間利用者の利便性向上が図られるとともに、NACCSセンターの事業計画認可等を通じて適切に監督したことから、目標を達成したと判断し測定指標を「○」としたため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	(廃止した指標) 政5-3-4-A-1: NACCSの利用状況(システム処理率) (廃止した理由) 小口輸入貨物の増加等に伴う輸入申告件数が増加する中、システムの安定稼働及びNACCSの利便性向上等に、より一層努めることが求められています。このため、引き続きNACCSセンターを適切に監督する必要があるところ、定量的指標であるNACCSの利用状況(システム処理率)は目標である99.9%を達成し続けており指標としての役割を終えていることも踏まえ、同指標を単独で評価するのではなく、「政5-3-4-B-1: NACCSセンターの監督」をより総合的かつ適切に評価するため、システム稼働率及びシステム処理率の両指標を、政5-3-4-B-1の中で参考指標として用いることがより適切であると考えられ、今後は、同指標を参考指標として活用しながら評価することといたします。
参考指標	○参考指標1「NACCSの運用状況(システム稼働率)」 ○参考指標2「NACCSの利用状況(システム処理率)」

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1: NACCSの運用状況(システム稼働率)

(単位: %)

年 度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
システム稼働率	99.99	100.00	100.00	100.00	100.00

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注 1) (システム実稼働時間) / (1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間)

(注 2) 年間稼働時間の 0.01% のシステム障害が発生するとシステム停止時間は 1 時間弱 (24 時間 (分換算) × 365 日 × 0.01% = 52.56 分) となる。

参考指標 2 : NACCS の利用状況 (システム処理率)

(単位 : %)

年 度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
システム処理率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) (NACCS により処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)

※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。

施策 政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実

取組内容

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO 制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、原産地規則 (用語集参照)、AEO 制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」 (令和 3 年 2 月リリース) の内容等について随時見直しを行います。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。さらに「税関 X」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの税関行政に関する情報については、講演会や税関見学も積極的に活用して、引き続き発信していきます。

また、税関相談官制度について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、当該制度を活用して、更なる業務の充実を図ります。

さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位 : 者)	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	4,400,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000	5,500,000
	実績値	4,849,856	5,251,413	5,876,089	6,578,833	9,043,619

(出所) 関税局総務課調

(注) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず 1 件として計上しています。

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため

指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の 判定理由

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-2：講演会 及び税関見学におけ る満足度（上位3段 階） （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	過去5年平均より増加	95.0	過去5年平均より増加	95.0	増加又は 前年度並み
	実績値	90.3	96.5	93.4	94.2	95.8

（注）講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。（出所）関税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が概ね90%を超え高い水準を維持していること、より多くの方から意見を聴取し満足度を計ることを目的としてアンケート調査期間を通年としており、講演会や税関見学等の機会も増加傾向にあることから、目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の 判定理由

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-3：輸出入 通関制度の認知度 （単位：％）	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	事前教示制度	目標値	維持	維持	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み
		実績値	76.5	79.0	80.9	83.0	83.6
	納期限延長制度	目標値	維持	維持	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み
		実績値	71.6	78.3	81.9	84.4	83.9
	AEO制度	目標値	維持	維持	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み
		実績値	87.4	91.7	90.6	93.6	93.7

(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

目標の達成度

- ・事前教示制度 ○
- ・納期限延長制度 △
- ・AEO制度 ○

目標の達成度の 判定理由

事前教示制度とAEO制度は、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。
納期限延長制度は、前年度の84.4%を0.5ポイント下回りましたが、前年度との差が僅差であったことから、達成度は「△」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
	実績値	70.5	95.2	87.7	86.2	83.6

(注) 輸出入者や海外渡航者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。

目標の達成度

×

目標の達成度の 判定理由

実績値が目標値(実績値の過去5年の平均)である86.3%を2.7ポイント下回ったことから、達成度は「×」としました。

税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、税関ホームページや公式SNSのほか、空港・ターミナル等におけるポスター掲示やデジタルサイネージの活用を通じて積極的に情報発信しておりますが、輸出入者や窓口来訪者と比較し、海外渡航者における認知度が低い傾向があります。今後は日本語に限らず多言語による発信にも努め、税関の水際対策についてより一層ご理解いただけるよう、積極的な広報活動に努めてまいります。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位4段階） (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
実績値		96.3	97.3	97.3	95.8	97.7

(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 (単位：件)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
実績値		2,469,882	1,850,610	1,915,890	2,382,911	3,456,183

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&A（カスタムアンサー）を掲載しています。カスタムスアンサーの利用状況（Q&Aの閲覧回数）を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。

令和7年度においては、「主な商品の関税率の目安」や「課税価格が1万円以下の物品の免税適用について」、「医薬品・化粧品等の個人輸入について」等の項目が昨年度から引き続き堅調なアクセス件数を記録しました。また、「日EU経済連携協定の概要」や「携帯品の簡易税率」、「スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードを利用した関税等の納付手続」「海上小口貨物に係る簡易通関について」等の項目がアクセス件数を大きく伸ばしており、越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の大幅な増加等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス件数に影響している可能性が考えられます。

この結果を踏まえ、利用者が関税局及びカスタムスアンサーで疑問を解消でき、関税局及び税関に問い合わせる負担の削減に資するよう、引き続き国際物流を取り巻く環境や利

	ユーザーのニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。

施策についての評価	b 進展が大きくない
評価の理由	測定指標「税関ホームページへのアクセス状況」、「講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）」、「輸出入通関制度の認知度」のうち事前教示制度とAEO制度、「税関相談官制度の運用状況」及び「カスタムスアンサー利用件数」については目標値を上回り達成度が「○」となったものの、測定指標「輸出入通関制度の認知度」のうち納期限延長制度については、目標値を下回り達成度が「△」となり、主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標値を下回り達成度が「×」となりました。以上のとおり、主要な測定指標は「×」となり、その他の測定指標については「○」又は「△」であることから、当該施策の評価は、「b 進展が大きくない」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標2「税関X、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況」

政 5 - 3 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） （単位：件）

年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
処理件数	166, 951	177, 053	187, 177	163, 716	158, 715

（出所）関税局業務課調

（注）税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標 2：税関X、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況

年 度	令和 7 年度
税関Xのフォロワー数（単位：者）	54, 359
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	241, 046
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	13, 353

（出所）関税局総務課調

（注）税関Xの数値は、令和7年度末におけるフォロワー数

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。 適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用や事前教示制度における迅速かつ適正な回答等に努めます。 また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的

	な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。 金密輸の水際取締については、令和 7 年11月に開催した臨時税関長会議において打ち出した総合的な対策を実施することにより、厳格な対応に努めます。具体的には、輸出時の審査・検査強化を含む水際対策の強化、無許可輸入に対する税関長の通告処分としての没収の実施や罰金相当額の引上げ、内外関係機関との連携強化等を実施していきます。 さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び同制度に参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。 税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。 加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供や海外渡航者に向けた多言語発信を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。 令和 9 年度予算概算要求及び定員要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止、国際物流の迅速化・円滑化並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費や定員の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	○ 最近金は価格が上がり、消費税の還付を目的とした犯罪なども増えている。金の密輸関係も含め税関業務は大変だと思うが是非努力してほしい。 ○ NACCSの指標廃止については問題が無いが、それに変わる指標があればよいと思う。
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等 社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等 税関手続状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACCSの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上及び通関業者への指導・監督の充実に努めました。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、同制度の積極的な広報活動に取り組むことにより、その利用拡大に努めました。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するといった取組、輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策の実施、さらにはNACCSの安定稼働にも努めました。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。

令和8年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	23,260,959 千円	22,492,744 千円	22,392,804 千円	21,653,163 千円	
	(項) 税関業務費	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	20,572,057 千円	
	(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	20,572,057 千円	
	内 税関監視艇整備運航経費	1,863,022 千円	1,580,316 千円	1,787,045 千円	1,998,020 千円	001380
	内 X線検査装置整備等経費	840,824 千円	621,953 千円	774,452 千円	1,386,296 千円	001381
	内 大型X線検査装置整備等経費	2,789,479 千円	2,649,398 千円	2,503,960 千円	2,524,723 千円	001382
	内 埠頭監視カメラ整備等経費	2,312,662 千円	2,156,614 千円	2,630,184 千円	2,450,967 千円	001383
	内 麻薬探知犬整備等経費	154,358 千円	153,559 千円	163,695 千円	164,731 千円	001384
	(項) 船舶建造費	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	356,390 千円	

		(事項) 船舶建造に必要な経費	965, 274 千円	1, 079, 276 千円	628, 511 千円	356, 390 千円	
		税関監視艇整備運航経費	965, 274 千円	1, 079, 276 千円	628, 511 千円	356, 390 千円	001380
		(項) 関税制度等企画立案費	732, 969 千円	759, 421 千円	721, 721 千円	724, 716 千円	
		(事項) 関税中央分析所に必要な経費	353, 495 千円	367, 332 千円	338, 179 千円	329, 018 千円	
		内 取締機器等調査研究経費	53, 154 千円	53, 768 千円	39, 406 千円	42, 000 千円	001379
		(事項) 税関研修所に必要な経費	379, 474 千円	392, 089 千円	383, 542 千円	395, 698 千円	
		補正予算	1, 914, 586 千円	3, 589, 445 千円	19, 675, 766 千円		
		繰越等	16, 262, 328 千円	15, 824, 806 千円	N. A.		
		合 計	41, 437, 873 千円	41, 906, 995 千円	N. A.		
		執行額	40, 388, 303 千円	40, 814, 456 千円	N. A.		

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注 1) 政府情報システム関連予算（通関事務総合データ通信システム（予算事業ID: 020142）、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）（予算事業ID: 020143）、通関情報総合判定システム（予算事業ID: 020144））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）に係る予算（予算事業ID: 004252）は、国土交通省所管（組織）観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されているため、国土交通省から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 3) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）

政策目標 6 - 1 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、またより厳しさをます国際情勢のなか、対内直接投資審査制度についても適切に見直しを行いました。その上で、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G 7、G 20等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 7 年度は、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、C M I M 等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 多国間にまたがる政策課題に関しては、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と連携して対応しています。

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
取組内容	為替レートは、経済のファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要です。通貨当局として、G 7 / G 20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けて取り組みます。 A 外国為替市場の安定化に向けた取組 引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。 また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、特に、有事の際には直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。 B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組 (目標の内容) G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定には、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともに G 7 や G 20 といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。令和 7 年 9 月に、これまでの為替政策に関する日米の共通認識等を明確に確認する「日米財務大臣共同声明」を発出しました。また、IMF や AMRO などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。

国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。

上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1 : 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 (単位：回)		作成 頻度	年度	令和3 年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベース)	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベース)	年4回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	4	4
	外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	1	1
	達成割合			100%	100%	100%	100%	100%
[主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状況 等の正確かつ 適時な情報の 提供 (単位：回)	国際収支 状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第6 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
		年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表

	本邦対外 資産負債 残高		実績値	1	1	1	1	1
	オフショ ア勘定残 高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	12	12
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第 6 営 業日まで公表
			実績値	12	12	12	12	12
	達成割合			100%	100%	100%	100%	100%

(注) 国際収支状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>
本邦対外資産負債残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>
外貨準備等の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>
外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html>
外国為替平衡操作実施状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html>
オフショア勘定残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>
対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

目標の達成度	政6-1-1-A-1: 外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○ 政6-1-1-A-2: 国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○
目標の達成度の 判定理由	外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

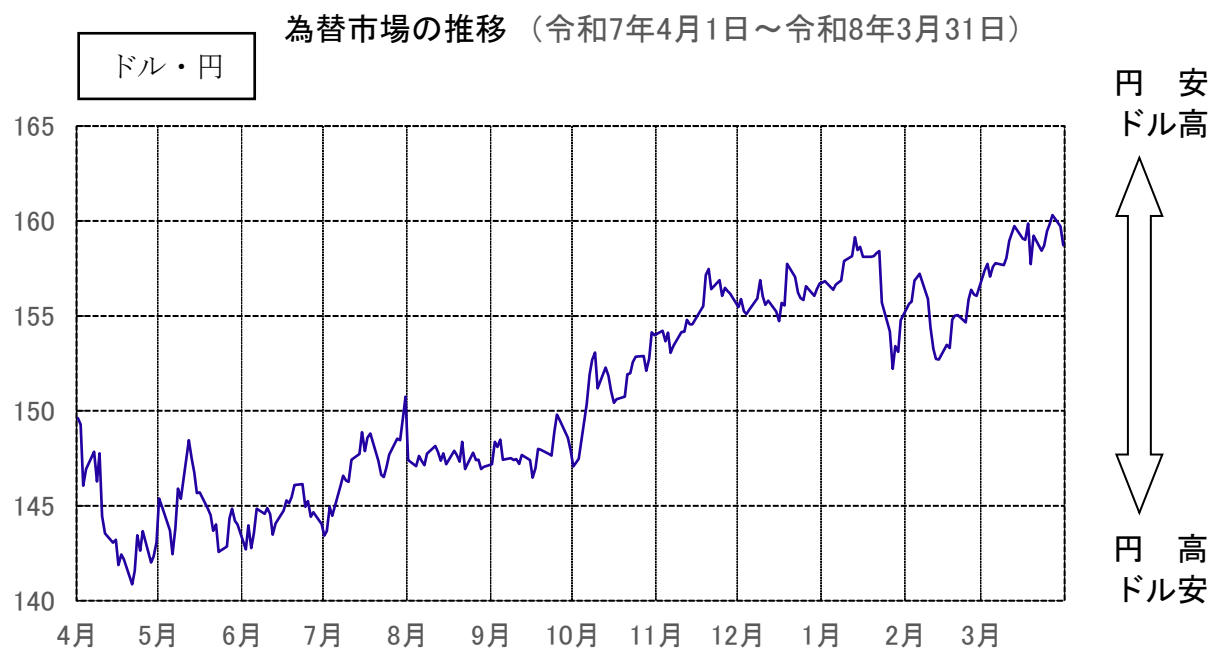
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実

	現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和 3 年 10 月より E S G 投資を開始しています。 国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成 26 年に移行した I M F 国際収支マニュアル第 6 版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標 ○参考指標 1 「為替相場の動向」 ○参考指標 2 「国際収支動向」 ○参考指標 3 「対外資産負債残高」 ○参考指標 4 「外貨準備動向」 ○参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」	

政 6 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 為替相場の動向

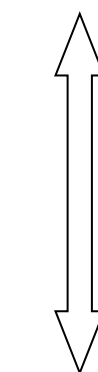


(出所) Bloomberg (日次、NY 終値) より財務省国際局為替市場課作成

	円の最高値	円の最安値	最高値と最安値の変化幅
令和 7 年度	160円44銭 (令和 8 年 3 月 30 日)	139円89銭 (令和 7 年 4 月 22 日)	20円55銭
令和 6 年度	161円94銭 (令和 6 年 7 月 3 日)	140円34銭 (令和 6 年 9 月 17 日)	21円60銭
令和 5 年度	151円97銭 (令和 6 年 3 月 27 日)	130円79銭 (令和 5 年 4 月 6 日)	21円18銭

(出所) 日本銀行 (日次、最高値、最安値) より財務省国際局為替市場課作成

ユーロ・円

円 安
ユーロ 高円 高
ユーロ 安

(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位: 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
経常収支	201, 220	91, 094	264, 211	300, 315	345, 218
貿易収支	-15, 043	-178, 716	-34, 825	-30, 309	13, 631
輸出	856, 497	997, 898	1, 023, 767	1, 078, 302	1, 113, 451
輸入	871, 541	1, 176, 615	1, 058, 592	1, 108, 611	1, 099, 820
サービス収支	-48, 936	-53, 964	-32, 401	-31, 365	-38, 777
第一次所得収支	289, 718	354, 124	375, 342	414, 084	422, 809
第二次所得収支	-24, 519	-30, 349	-43, 905	-52, 095	-52, 445
金融収支	180, 296	89, 816	228, 325	255, 309	312, 031
直接投資 (資産)	214, 578	232, 117	293, 492	317, 275	334, 680
" (負債)	38, 134	48, 596	19, 709	46, 117	89, 758
証券投資 (資産)	-48, 851	-68, 195	112, 657	33, 181	52, 041
" (負債)	111, 603	16, 903	27, 268	-212, 404	402, 482
金融派生商品	16, 875	37, 266	75, 729	60, 728	64, 307
その他投資 (ネット)	85, 420	18, 996	-250, 042	-221, 368	298, 964
外貨準備	62, 012	-64, 870	43, 465	-100, 794	54, 280

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 7 年度実績値は速報値。令和 8 年 7 月にデータが更新されるため、令和 8 年度実績評価書に確定値を掲載予定。なお、例年 4 月に過去 3 カ年分の値について年次改定が発生する。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位: 億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和 6 年度	317, 275	33, 181	46, 117	-212, 404
	令和 7 年度	334, 680	52, 041	89, 758	402, 482
米国	令和 6 年度	123, 301	135, 750	11, 964	-85, 543
	令和 7 年度	100, 824	34, 351	36, 885	-3, 635

	EU	令和 6 年度	58,902	-55,037	12,730	-609,429
		令和 7 年度	49,062	-721	11,208	-471,822
	アジア	令和 6 年度	57,289	7,971	17,596	-156,167
		令和 7 年度	57,567	-21,480	18,958	186

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 7 年度実績値は速報値。令和 8 年 7 月にデータが更新されるため、令和 8 年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3 : 対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高 (円ベース比較)

	対外純資産額
日本	561兆7,504億円 (令和 7 年末)
アメリカ	▲4,304兆 363億円 (令和 7 年末)
イギリス	▲42兆 227億円 (令和 7 年末)
ドイツ	675兆5,374億円 (令和 7 年末)
フランス	▲155兆4,977億円 (令和 7 年末)
イタリア	63兆9,960億円 (令和 7 年末)
カナダ	205兆3,937億円 (令和 7 年末)
中国	636兆3,391億円 (令和 7 年末)

(出所) 日本：財務省資料、その他：IMF 資料

(注) 日本以外の計数は、IMF で公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4 : 外貨準備動向

(単位：百万ドル)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
外貨準備高	1,356,071	1,257,061	1,290,606	1,272,511	1,374,731

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5 : 外国為替平衡操作の実施状況

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
金 額	0円	9兆1,881億円	0円	15兆3,233億円	0円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
取組内容	A G 7、G 20等の国際的な議論への参画 強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G 7、G 20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。 令和 2 年に発生した新型コロナパンデミックや、令和 4 年 2 月以降の国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略等によって世界経済が多くの困難に直面する中、G 7 及び G 20は、重要な役割を果たしています。ブラジルが議長を務めた令和 6 年の G 20では、国際保健の枠組強化、国際開発金融機関 (MDBs) (用語集参照) の改革や国際通貨

基金（IMF）（用語集参照）の強化を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への対応、国際課税の2本の柱の迅速な実施等を推進するとともに、気候変動等の課題に対応するための議論を行いました。

イタリアが議長を務めた令和6年のG7では、前年の日本議長下の成果も踏まえ、ウクライナ支援、サプライチェーンの強靱化、多様な価値を踏まえた経済政策の在り方、AIの活用等について議論を行いました。

我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、今後も、世界経済の成長や国際金融システムの安定化に向けて、国際経済協力に向けた取組を牽引していきます。

B 国際通貨基金（IMF）等による国際金融システム安定化の取組への参画

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対し資金支援を実施し、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしています。また、IMFには、危機予防目的の資金支援、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発に加え、G7、G20への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

近年、世界経済が複合的な危機に見舞われており、先行きの不確実性が一層高まっている中、加盟国が直面する課題の対応にIMFが一層貢献できるよう、IMFの融資能力を強化する必要があります。こうした観点から、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」が令和5年12月にIMFにて合意されました。これを受け、我が国では、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立しました。

今後も我が国は、IMFの第二の出資国として、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、引き続きその取組に積極的に関与していきます。特に、我が国が主要なドナーであるIMFによる低所得国支援や、加盟国の気候変動等に対する強靱性を高める支援、能力開発の強化に向けた議論に、引き続き積極的に参画していきます。

加えて、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフ増加のための努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政6-1-3参照）。

以上のような、G7、G20、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G 20・A S E A N + 3を始めとする国際的な枠組における議論や、I M F などの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。

【G 7・G 20等】

G 7では、カナダ議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るために協調して行動し、ロシアへの圧力強化に係る共同声明の発出等、G 7で連携を図りました。また、世界経済・金融市場の動向、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、国際課税、金融犯罪等の幅広い議題について、活発な議論を行い、G 7で協働し取組を進めました。令和 8 年 1 月以降は、フランス議長下において、グローバルインバランス等の世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画したほか、緊迫する中東情勢に対応して、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、G 7が緊密な連携を続けていくとのメッセージを迅速に発信しました。

G 20では、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中で、南アフリカ議長が優先テーマとした世界経済・金融市場の動向やアフリカの成長促進、I M F や M D B s を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、途上国の債務問題について、「共通枠組」の実施強化や債務透明性の向上など今後の更なる行動への決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」など、G 20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、令和 7 年 12 月以降の米議長下の G 20では「成長の阻害要因への対処」「グローバルインバランスの是正」等の議論に積極的に貢献しています。

令和 8 年 1 月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組を G 7 や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和 8 年 3 月には「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」を策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。

【I M F】

I M F は、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を担う国際機関です。

本年度も、令和 7 年 6 月及び令和 8 年 3 月の I M F 専務理事訪日や I M F 幹部との政策対話などの機会を通じて、現下の日本の経済政策及び世界経済、I M F 政策等について率

	直な意見交換を行いました。令和 8 年 3 月開催の財務省主催国際シンポジウムでは、IMF 専務理事から「変容する世界経済の下での IMF の役割と日本への期待」について講演する場を設け、IMF と日本が一層連携を強化して世界経済、国際金融に係る諸課題の解決に貢献していく旨のメッセージを発信いただきました。 また、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題の解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視点に立ち、IMF のガバナンス及び役割に係る議論に貢献しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMF における各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、将来のクォータ・ガバナンス改革に係る議論を導くための原則の令和 8 年春会合までの策定に向けた議論に、積極的かつ建設的に貢献しました。加えて、一般資金勘定の純益等を活用した貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金基盤強化に対して日本は自発的貢献を表明するなど、IMF の低所得国、脆弱国支援に関する議論に大きく貢献しました。 IMF の組織の在り方に関しては、IMF の能力を最大限に発揮するために、IMF スタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMF における日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 6 参照）。 【ASEAN+3 等】 また、アジア地域では、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、CIM における新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を始め、令和 8 年 1 月から、共同議長国として各種取組を主導しました（詳細は政6-1-3参照）。 上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	G 7、G20、IMF 等においては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国際的な議論・取組に積極的に参画し、国際金融システムの安定に向けた制度強化のための取組に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」 ○参考指標 2 「IMF の融資状況」 ○参考指標 3 「IMF に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「IMF のサーベイランス実施状況」

	○参考指標 6 「IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」 ○参考指標 7 「IMFのセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.42
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

(出所) IMF 公表統計等

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR = 約 1.36 米ドル (令和 8 年 3 月現在)。

参考指標 2：IMF の融資状況（令和 8 年 3 月末現在）

(単位：億SDR)

一般資金勘定融資残高（借入国：37か国）	918.4
譲許的融資残高（借入国：56か国）	234.4

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3：IMF に対する融資貢献の状況（令和 8 年 3 月末現在）

(単位：億SDR)

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	191

(出所) IMF 公表統計等

(注) バイ融資は、1 SDR = 約 1.36 米ドル (令和 8 年 3 月現在) で換算。

参考指標 4：IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位：百万ドル)

	2021財政年度	2022財政年度	2023財政年度	2024財政年度	2025財政年度
自己資金	131	101	148	163	163
外部資金	118	141	189	219	226

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5：IMF のサーベイランス実施状況

年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
二国間	126	126	117	134	N. A.
多国間	23	19	17	22	18

(出所) IMF Annual Report 等

(注) 二国間の数値は、当該年度の 5 月～4 月（IMF 財政年度上の次年度）の数値に基づく。

参考指標 6 : IMFにおける日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	令和 3 年 4 月	4 年 4 月	5 年 4 月	6 年 4 月	7 年 4 月
日本人職員数	66 (23)	70 (24)	70 (23)	68 (23)	70 (24)
日本人幹部職員数	5 (0)	7 (1)	11 (3)	11 (4)	11 (4)
日本人比率	2.73%	2.79%	2.68%	2.53%	2.54%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (B レベル) を指す。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模 (令和 8 年 3 月末現在)

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	302
NAB	280
バイ融資	105

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 8 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

			貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓			1, 920. 0		80. 00			1, 194. 0
中国	中国 (香港除く)	768. 0	684. 0	32. 00	28. 50	0. 5	342. 0	
	香港		84. 0		3. 50	2. 5	84. 0	
	日本		768. 0		32. 00		0. 5	384. 0
	韓国		384. 0		16. 00		1	384. 0
ASEAN			480. 0		20. 00			1262. 0
	インドネシア	91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
	タイ	91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
	マレーシア	91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
	シンガポール	91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
	フィリピン	91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
	ベトナム	20. 0		0. 833		5	100. 0	
	カンボジア	2. 4		0. 100		5	12. 0	
	ミャンマー	1. 2		0. 050		5	6. 0	
	ブルネイ	0. 6		0. 025		5	3. 0	
	ラオス	0. 6		0. 025		5	3. 0	
合計			2, 400. 0		100. 00			2, 456. 0

(出所) AMRO ウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進
取組内容	アジア地域では、ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー不安の高まりや、持続的なインフレ圧力による生活コストの上昇や金融環境のタイト化等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。アジア経済が不確実性の高い状況の中で持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところです。 日本は、A S E A N + 3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。 二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。 A 多国間の地域金融協力 アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるA S E A N + 3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。令和6年のA S E A N + 3財務大臣・中央銀行総裁会議においては、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に正式に合意しました。我が国は、A S E A N + 3財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。 また、A S E A N + 3域内の経済情勢の監視（サーベイランス）を行う役割を担う「A S E A N + 3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、サーベイランス業務の負担が増大しつつあることを踏まえて、令和6年7月に金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する次長級ポストを新設する等、ガバナンスの強化を進めています。日本は、引き続き、AMROによるサーベイランスやメンバー国向けの技術支援の強化等を支援していきます。 さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、A S E A N域内の現地通貨建て債券市場（注）の規模は約6.8倍に拡大しており、債券の発行体や債券の種類も多様化しています。新たな3年間の中期ロードマップの策定をはじめ、本イニシアティブに積極的に貢献していきます。また、平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（C G I F）（用語集参照）については、現地通貨建て債券への保証を通じて多くの現地通貨建て債券の発行を後押ししています（令和6年11月15日時点で累計87件、累積保証残高3,685百万米ドル）。これらの取組を通じて、引き続きアジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。 災害リスクファイナンス（DRF）イニシアティブ（用語集参照）については、A S E A N地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（S E A D R I F : Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）の枠組みにおいて、S E A D R I F 保険会社を設立、ラオスを対象とした災害保険を供与しているほか、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化

を進めています。令和 5 年 5 月にこうした DRF イニシアティブに係る取組が ASEAN + 3 財務トラックの定例議題に格上げされたことを受け、令和 6 年 7 月には本イニシアティブの議論を効果的にサポートするための事務局が設立されました。また、令和 6 年 9 月に発生した台風 11 号（ヤギ）のラオスへの被害に対して、SEADRIF より災害保険金が迅速に支払われました。引き続き SEADRIF の強化・拡大への貢献を通じて、DRF イニシアティブを積極的に支援していきます。

（注）令和 7 年度事前分析表から、現地通貨建て債券市場の債券残高は、日中韓を除く ASEAN 域内を対象として算出しています。

B 二国間の金融協力

多国間の地域協力の枠組みに加え、二国間の取組も重要です。特に、ASEAN、インド、太平洋島嶼国等のアジア・太平洋地域の国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

ASEAN + 3 諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国の 6 カ国との間で二国間通貨スワップ契約を締結しています（令和 6 年 12 月時点）。これらの契約を通じて、ASEAN + 3 地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和 2 年 8 月にインドネシア中央銀行との間で創設された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和 3 年 8 月に強化するなど、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとは、二国間通貨スワップ契約のほか、次官級の日印財務協議（直近令和 6 年 9 月に開催）等を通じて、資本市場の育成や金融規制について議論に加え、両国のマクロ経済情勢について情報交換を行っています。今後も継続的な協議を通じて二国間協力を推進していきます。

また、太平洋島嶼国との間では、令和 6 年 5 月に初の大規模の会議を開催するとともに、自然災害リスク保険を活用し、災害発生時の迅速な資金供与を支援しています。災害リスクファイナンスを含む適応分野を始めとする、同地域との国際協調を引き続き促進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

（目標の内容）

ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブや ASEAN + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）のサーベイランス等の強化、アジア債券市場育成イニシアティブ、DRF イニシアティブ等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、CMIMの強化や、AMROの能力強化、ABMI及びSEADRIFを含むDRF（災害リスクファイナンス）の推進等、令和8年1月からの共同議長国としての各種取組をはじめ、地域金融協力強化のための議論を主導しました。 【CMIM】 CMIMについては、令和7年5月のASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」のオペレーション開始に向けた契約書改訂に合意したほか、その資金構造の強化に向けた議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。また、共同議長国としては、CMIMの実効性の更なる向上に向けた議論を推進しています。 【AMRO】 AMROについては、地域の経済・金融の安定に向け、サーベイランス等、更なる機能強化に向けた議論に積極的に参画したほか、メンバー国向けの技術支援の強化にも取り組みました。また、共同議長国として、IMFを含む他の国際機関との連携を一層促進し、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進しています。 【ABMI】 ABMIについては、現行のロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。さらに、共同議長国として、取組の対象を金融市場にまで拡大した新たなロードマップ策定の議論を主導しています。 【DRF】 DRFについては、令和7年5月のASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブの新たなロードマップ策定に向けて、「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、共同議長国として議論を主導しました。加えて、令和8年8月以降のASEAN+3におけるDRFイニシアティブの恒久事務局としてのADBへの移管による実施体の強化に向けて、共同議長国として議論を主導しました。また、令和7年5～8月にかけて発生したラオス国内の洪水・豪雨被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。 このほか、共同議長国下において、クロスボーダー決済に取組を新たに優先議題として取り上げ、AMROと連携し、各国への政策提言を見据えたレポートの作成を主導しました。 上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

(目標の内容)

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域金融の安定・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

二国間金融協力について、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和7年12月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を更新しました。

韓国との間では、令和8年3月に10回目となる「日韓財務対話」を開催し、世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

また、インドとの間では、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

豪州との間では、レアアース供給の安定化等の共通の課題について当局との意見交換を行いました。また令和7年11月に第19回目となる「日豪経済対話」を開催し、対内直接投資審査制度や太平洋島嶼国支援等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

太平洋島嶼国との間では、令和7年5月に「第2回日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行い、本会議の定例化に合意したほか、パプアニューギニアを訪問し、当局との意見交換を行いました。併せて、世銀コルレス銀行関係のプロジェクトにおける集中決済機関の検討にあたって、日本主導で米国、豪州及びNZと議論を行いました。

上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEANにおける
現地通貨建て債券による資金調達
の状況（現地通貨建て債券市場の
債券残高の対前年比）

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	-	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
実績値	107.1%	104.8%	108.2%	107.4%	110.2%

	(注1) 年末時点及びその前年末時点のASEANにおける現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算し、対前年比を測定。 (注2) 過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高がAsian Bonds Online (ABO) 上で閲覧可能となったため、令和7年度事前分析表より上記3国を含め、対前年比を測定。 (注3) 令和7年度の実績値については、現在公表されている数値に基づく暫定値。 (出所) ABO (令和7年6月5日時点の公表値) (目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行を促進することが重要であるため、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	地域金融協力については、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、共同議長国としての役割も含め、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスを通じた地域セーフティネットの構築やアジア債券市場の育成等に積極的に取り組み、また、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標2「日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標3「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標4「サーベイランスの実施状況(ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスにおける実施回数(代理レベル含む))」

政 6-1-3 に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（政6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
11	13	13	10	10

(出所) 国際局地域協力課調 (令和8年3月時点)

参考指標 3 : アジア諸国との二国間通貨スワップ契約

	インド ネシア	フィリピン	シンガ ポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和 6 年 10月14日	令和 7 年 1 月 1 日	令和 6 年 5 月21日	令和 6 年 7 月23日	令和 5 年 9 月18日	令和 8 年 2 月28日	令和 5 年 12月 1 日
スワップ額	日→尼： 227.6億ドル 相当	日→比： 120億ドル 相当	日→星： 30億ドル 相当	日→泰： 30億ドル 相当	日→馬： 30億ドル 相当	日→印： 750億ドル 相当	日→韓： 100億ドル
	—	比→日： 5億ドル	星→日： 10億ドル	泰→日： 30億ドル	馬→日： 30億ドル	印→日： 750億ドル 相当	韓→日： 100億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和 8 年 3 月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
3	3	2	3	3

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。 このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和 3 年 6 月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から 24 時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じています。さらに、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。 また、F A T F (金融活動作業部会) (用語集参照) や G 20 等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策 (以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。) に関する F A T F 基準の履行等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(令和 4 年 5 月) に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

(目標の内容)

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」や、令和6年4月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F 基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

(目標の設定の根拠)

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【外為法に基づく措置等】

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等(以下「テロリスト等」といいます。)に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

- ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和7年度においては、4個人を追加、5個人・団体を措置の対象から削除し、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計540個人・団体となりました(参考指標1参照)。
- ・ 北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。
- ・ 令和7年9月には、国連安保理決議に基づきイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された個人・団体に対する資産凍結等の措置を

実施するとともに、イランの核活動等に関連する活動及び大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われる資金移転を防止する措置を実施しました。

- ・ 令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結の措置を累次に亘り実施しており、令和 7 年度も引き続き、令和 7 年 9 月に措置を実施しました。特に、G 7 を始めとする主要国と協調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための軍事協力に關与した者への資産凍結の措置を実施したほか、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ制度）の迂回に關与した第三国の団体に対する資産凍結の措置や、プライス・キャップ制度の下、ロシア産原油に係る上限価格の引下げを実施しました。

【F A T F 基準の履行等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担う F A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、F A T F 非加盟国の F A T F 基準の履行確保を担う F A T F 型地域体の支援等を行っており、特に共同議長を務めている（令和 6 年 9 月～）A P G が行う活動を支援しており、令和 7 年 8 月には A P G の年次総会を東京で開催（40 以上の国・地域や国際機関から約 450 名が参加）しました。
- ・ 国内では、令和 3 年 8 月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（令和 6 年 4 月）等に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和 4 年 12 月に成立した F A T F 勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和 6 年 3 月に作成し、F A T F が公表した拡散金融に関する報告書や安保理決議によるイラン制裁の再適用などを受け令和 7 年 12 月に更新しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行のため、「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、117 件の外国為替検査を行いました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計 294 の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより

	把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。 また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。 上記に関する事項も含め、令和7年度は、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行に係る説明会を15件実施しました。
	上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	3	2	1	2	1
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	3	2	1	2	1

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示 1 件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	オ フ サ イ ト ・ モ ニ タ リ ン グ の 実 施 件 数	目標値	238	226	223	220	213
		実績値	223	220	213	212	294
	外国為替検査の実施件数	目標値	90	110	104	100	114
		実績値	85	116	104	97	117

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和5年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

目標の達成度	・ オフサイト・モニタリングの実施件数 ○ ・ 外国為替検査の実施件数 ○
目標の達成度の判定理由	令和7年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和5年度の実績値を参考に設定した目標値(213件)を大きく上回りました。これは令和6年4月から外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインが適用され、資金移動業者及び暗号資産交換業者も同ガイドラインの対象とされたことを踏まえ、これらの業者をオフサイト・モニタリングの実施対象先に加えたことが主な要因であり、両業種を含む全ての実施対象先(294機関)に対して、オフサイト・モニタリングを実施したことから、達成度は「○」としました。 また、外国為替検査の実施件数について、令和7年度の目標値を114件としていましたが、実績値は117件となり、目標値を上回りましたので、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標						
政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	16	13	16	16	15
(目標値の設定の根拠) 外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が会合等を主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成

評価の理由	国際金融システムの濫用を通じた不正な行為・取引を防ぐために、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準の着実な履行等を実施しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 基準に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

政 6-1-4 に係る参考情報

参考指標 1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5-1：参考指標 3）】

参考指標 2：F A T F 関連会合への出席回数

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
出席回数	55	68	60	71	62	61

参考指標 3：F A T F 基準に係る研修等への参加状況

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
参加回数	2	2	3	2	9	6
参加人数	14	15	18	17	33	14

参考指標 4：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
開催回数	-	2	2	2	2	2

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。

昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。

また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組

（目標の内容）

迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。

（目標の設定の根拠）

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、対内直接投資審査制度が果たすべき役割は一層重要になっています。健全な対内直接投資の促進と経済安全保障の確保を両立させるため、実効性のある対内直接投資審査制度の整備・運用に取り組みました。

- ・ 対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に制度の見直しが行われ、国内外の行政機関との間で情報を交換・連携するための規定が整備されました。これを踏まえ、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。
- ・ また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限するための改正政省令を公布（令和 7 年 4 月 4 日）・施行（令和 7 年 5 月 19 日）しました。

	安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に対して適切に対応するため、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月 17 日に閣議決定し、国会に提出しました。本法案は、国の安全等に係るリスクを軽減するための措置を外国投資家の事前届出事項に追加するとともに、日本企業の株式を保有する外国法人を別の外国投資家が買収すること等を通じて、間接的に日本企業の株式を取得する行為を規制対象に加えるほか、いわゆる日本版 C F I U S 創設のため、審査等において必要な場合に、安全保障関連部局を含む関係省庁間での連携を義務付ける等の改正を行うものです。 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	
	s 目標達成
評価の理由	対内直接投資審査制度に関して、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うとともに、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出する等、対内直接投資審査制度の高度化に取り組みました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資審査制度にかかる説明会の回数」

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5 - 1：参考指標 4）】

参考指標 2：対内直接投資審査制度にかかる説明会の回数

	令和 7 年度
開催回数	15回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G 7 や G 20 等で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内

	で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起していきます。 ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及び ABMI、DRF を推進していきます。また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を実施していきます。 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画 (2024-2026 年度)」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連政省令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上に取り組みます。さらに業務効率化等の観点から、関係省庁と連携しつつ、一連の手続きをオンラインで完結できるよう新システムの導入に向けた検討を進めていきます。 また、令和 7 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関し

ては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起しました。

A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進しました。また、A S E A N 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画（2024-2026年度）」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施しました。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連法令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上を行いました。

また、令和 6 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	1,672,700,646 千円	
	(項) 事務取扱費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円	
	(事項) 外国為替 市場及び国際金融 システムの安定に 必要な経費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円	
	(項) 諸支出金	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円	
	(事項) 手数料等 に必要な経費	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円	

	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	749 千円	751 千円	848 千円	772 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	749 千円	751 千円	848 千円	772 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	△49,222千円	—	N. A.		
	合 計	918,280,321 千円	1,016,558,268 千円	N. A.		
執行額		160,266,824 千円	352,002,518 千円	N. A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和8年6月

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎによって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、民間資金動員や経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や、デジタル、グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。その上で、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、開発途上国のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力を努めています。 (令和7年度行政事業レビューとの関係) - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金(JFPR)への拠出他21事業(予算事業ID:001385~001387、001389~001404、001408、005638、021600) 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。 - 独立行政法人国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資(予算事業ID:001406) JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。

施策	政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用
取組内容	我が国は、SDGs(用語集参照)やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和5年6月9日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。 財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力(円借款(用語集参照)等)・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関(MDBs)及び諸外国との援助協調の推進、国別開発協力方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行(JBIC)の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与や計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等では、ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）に取り組んでいます。また、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を通じて、案件形成の促進に取り組んでいます。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法JICA法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、JICAが民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用したJICAとAfDBにおける協調出資等に取り組む旨発表しました。

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2 : 国際協力銀行（J B I C）を通じたその他の政府資金（O O F）の効率的・戦略的な活用

（目標の内容）

J B I Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I Cの実施するO O F（Other Official Flows）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I Cの機能強化も行いつつ、J B I Cの実施するO O Fを効率的・戦略的に活用しました。

【ファシリティ等を通じた支援】

J B I Cは、令和7年度において、地球環境保全業務（G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で計8件、約1,271億円の出融資等を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和7年10月末までに、計382件、約60,411億円の出融資等を承諾しています（経過措置案件を含む）。また、令和7年9月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和8年3月までに81件、約18,498億円の出融資等を承諾しました。

【法令改正を踏まえた機能強化】

さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。また、令和5年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。

上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新たな課題へ対応するための機能強化に向けた取組を推進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携や民間資金動員の促進も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、JBICについては、ファシリティ等による支援を通して、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 3 「海外投融資実施状況」 ○参考指標 4 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 5 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
ODA	13,660	15,765	16,747	18,662	15,246
ODA以外の政府資金（OOF）	4,898	591	-682	-1,539	6
民間資金（PF）	13,309	21,502	24,308	28,162	18,871
非営利団体による贈与	606	636	750	623	537
資金の流れ総計	32,472	38,496	41,123	45,908	34,660

(注) 支出純額（ネット）ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲（総 5 - 1：参考指標 5）】

参考指標 3：海外投融資実施状況

(承諾額ベース、単位：件、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件数	10	13	21	13	18
金額	734	1,167	1,267	3,385	4,149

(出所) 国際協力機構「有償資金協力勘定 業務報告書」

(https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/index.html)

参考指標 4：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html)

参考指標 5 : J I C A の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 7 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	53% (31 件)	37% (22 件)	8% (5 件)	2% (1 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	7% (4件)	93% (55件)	0% (0件)	0% (0件)
有効性・インパクト	2% (1件)	85% (50件)	14% (8件)	0% (0件)
持続性	7% (11件)	49% (28件)	34% (20件)	0% (0件)
効率性	8% (5件)	47% (28件)	37% (22件)	7% (4件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 7 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A) を通じた支援) 並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等
取組内容	財務省は、有償資金協力 (J I C A を通じた支援) や J B I C 業務、M D B s に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。 A 有償資金協力 (J I C A を通じた支援) 開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。 円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMF をはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする M D B s との連携を促進する等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別開発協力方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。海外投融資 (用語集参照) については、民間金融機関や国際金融機関、円借款などの他のスキームとの一体的な実施を通じて、一層効果的な開発効果の発現を実現できるよう取り組んでいきます。 また、令和 5 年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。 引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性和特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などの M D B s との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。 B J B I C を通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

令和 5 年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していきます。

C M D B s 等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のM D B s は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。M D B s は、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等の地球規模の課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、M D B s を重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20（用語集参照）の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応（PPR）の強化等について、M D B s の知見を活用して取組を進めるため、M D B s に設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、M D B s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をM D B s の政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にM D B s の経験・専門的知見を活用することで、我が国の支援の効果・効率を増大させていきます。令和 7 年度には、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）の第21次増資（IDA21）に、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）の第13次財源補充（ADF14）に、それぞれ合意するなど、我が国は主要出資国として積極的に貢献しています。引き続き、我が国が開発分野で重視するテーマがM D B s の重点政策として位置づけられ、M D B s を通じた効果的な支援が可能となるよう、交渉や議論に取り組んでいきます。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、民間資金動員の強化、新たな金融手法の開発を含む様々な取組を通じて、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るM D B 改革が進められる中、令和 6 年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、より大きく、より効果的なM D B s に向けたG20M D B ロードマップ」が承認されました。そうした中、特に我が国としては、令和 6 年10月に、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体

に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（P G P）」に対し、10億ドルの拠出を行うことに合意する等、各M D B s やG 7（用語集参照）・G 20等におけるM D B 改革の議論や取組を積極的に主導してきました。今後も、引き続きこうした取組に積極的に参画し、M D B s やG 7・G 20諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したU H C実現のための支援及びパンデミックへのP P Rの強化

U H Cは持続可能な開発目標（S D G s）のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるU H C推進に積極的に取り組んできました。また、G 7やG 20等の国際場裡におけるU H C推進やパンデミックへの予防・備え・対応（P P R）強化の議論を先導しています。令和6年のブラジル議長下のG 20においては、令和5年の日本議長下のG 7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びP P Rファイナンスに関するG 7共通理解」も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金の強化に向けた議論が継続され、日本も、積極的に議論に貢献しました。

また、令和4年9月に世界銀行に設立された、パンデミックP P Rに関する国際的な資金ギャップに対処するためのパンデミック基金（Pandemic Fund）について、財務省は、創設ドナーの一員として、令和6年10月に第2回目の支援案件決定等に貢献するとともに、同基金に対して5,000万ドルの追加貢献の意向を表明しました。

加えて、令和6年4月に、日本は、世銀及び世界保健機構（WHO）と連携し、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援するため、「U H Cナレッジハブ」を令和7年秋に日本に設立することを表明したところ、引き続き、同ハブの設立に向けた取組を進めています。

今後も、関係省庁・国際機関と連携し、財務・保健当局の連携のさらなる強化や、パンデミックP P Rを含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、U H Cナレッジハブを含むU H C実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）（用語集参照）、更には緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G 7、G 20及びC O P等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」（Just Energy Transition Partnership：J E T P）において、インド

ネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で同志国や世界銀行とともに立ち上げたR I S E（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）は現在、アフリカ南部地域等での取組を進めています。日本は主要ドナーとして、第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）も見据え、R I S Eの議論・取組に引き続き積極的に参画していきます。

また、日本が最大出資国であるアジア開発銀行（A D B）は、アジア・太平洋地域の気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。令和6年11月には、ドナーからの資金貢献をレバレッジとしてアジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大する革新的なメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P：Innovative Finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。我が国は、同ファシリティの設立ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っており、引き続き、A D Bにおける気候変動対策の取組を支援していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。

まず、G7をはじめとした多国間協力の枠組みを通じた支援について、日本を含めた各国のウクライナ支援の根幹となる同国向けIMF支援プログラムに関しては、我が国は令和5年のG7議長国として、同年3月のプログラム開始時から、同年12月の第2次レビューまでの議論の取りまとめを行いました。

特に、戦争が長期化・激化する中、引き続きG7が結束し、ウクライナを支援していくこと、なかでも、IMFプログラムに基づきウクライナが直面する財政ニーズを支えることが重要です。令和5年の日本のG7議長下から、「ロシアは、自らがウクライナにもたらしている損害を賠償しなければならない」との考えのもと、G7としてロシアの国家資産の活用について検討してきました。令和6年6月のG7首脳会合において、ロシアの国家資産の凍結から生じる特別な収益を返済原資として約500億ドルをウクライナに供与する「特別収益前倒し融資（E R A ローン）」の立ち上げが表明され、同年10月のG7財務大臣会議においては、各融資間の整合性と連携確保に必要な「融資に関する原則と技術的事項」の一致に至ったところです。日本は、同融資に関し、世界銀行に新設された基金を通じ、ウクライナに非軍事向けの使途に限定した財政支援等を実施する予定です。

次に、二国間の取組について、我が国は、ウクライナ及び周辺国に対し、令和6年12月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約120億ドル以上の支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援9.4億ドルと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和27年法律第191号）の一部改正法（令和5年4月成立）によって可能となった世界銀行融資への信用補完85億ドル等の財政支援に取り組んできており、引き続き着実に実施していきます。

	ウクライナの復旧・復興を見据えた支援として、財務省は、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）において、令和5年2月に設立されたウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金に対し、第1号ドナーとして貢献し、ウクライナの復旧・復興に向けた民間資金動員の促進を支援しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）において、日本は主要ドナーとして、令和5年12月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、世界銀行等のMDBsを通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。 また、JBICにおいても、令和6年9月、ウクライナの復興並びにウクライナ・周辺国の気候変動緩和を支援するものとして、黒海貿易開発銀行との間で、総額1.5億ドルを限度とするクレジットラインを設定しました。 財務省では、我が国の厳しい財政事情を踏まえながら、ウクライナの膨大な支援ニーズに応えるため、IMFやMDBsの知見を活用しつつ、財政支援や復旧・復興支援、JBIC等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

	【主要】 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画
	（目標の内容） 世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するためのMDB改革が進むように議論に貢献していきます。
	（目標の設定の根拠） MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 保健分野では、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関（WHO）と連携し、令和7年12月に東京に「UHCナレッジハブ」を立ち上げました。「UHCナレッジハブ」では、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の能力強化の支援等を進めていきます。

- ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金（PHRD）を通じ、「UHCナレッジハブ」による支援の実施に向けて300万ドルを拠出し、UHCの推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、UHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むために設立された「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」では、共同議長として基金の運営に係る議論をリードしました。
- ・ パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化については、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」の理事会において、ドナー国として令和7年11月の5億ドル規模の第3回支援案件の決定や、第4回支援案件募集に関する議論等に貢献しました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、中南米・カリブ地域では、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ガイアナ協同共和国向けの上水道整備などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関であるIDB InvestとJICAの協調枠組みである中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（通称：TADAC）を通じ、アルゼンチン共和国における再生可能エネルギー容量の拡大支援などを実施しました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和7年度にジャマイカで発生したハリケーンやスリランカで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。

- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IF-CAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始し、同地域の気候変動対策支援を行っております。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っております。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership: JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。
- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: 強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和7年11月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- ・ 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本－EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- ・ アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増

資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。

- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバーエコノミー、農業を優先分野として、令和 8 年 3 月に IDB の日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000 万ドルの貢献を行いました。

また、MDBs の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組 (G20 による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー (CAF レビュー) 」) の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図る MDB 改革が進められる中、令和 7 年度においても、各 MDB や G 7・G20 等における MDB 改革の議論や取組に参加しました。

その他、MDBs における日本人職員の採用も推進しています。

ADB 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (MIGA) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (IDA) 増資を含む) 等、日本人は様々な MDBs で幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBs において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 MDBs に対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和 7 年度には、世界銀行や EBRD がリクルートミッションを行ったほか、IDB が大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、AfDB もアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2 : UHC 実現・パンデミックへの PPR の強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(目標の内容)

我が国が国際的取組を先導している UHC の実現に向けた議論や、パンデミックへの PPR の強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHC の実現やパンデミックへの PPR の強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と UHC 実現・パンデミックへの PPR の強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。 UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。令和7年10月には、世銀及びWHOと共に「保健に関するリーダー連合」の初会合に共同議長として参加しました。さらに、令和7年12月には、財務省、厚生労働省、世銀及びWHOの共催により「UHCハイレベルフォーラム2025」を東京にて開催しました。同フォーラムにおける主催者の共同宣言では、「UHCナレッジハブ」による財務・保健当局の能力強化等を通じて、途上国のUHC達成に向けた取組を支援していくことを確認しました。 また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和7年の南アフリカ議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、財務・保健当局の連携に基づく取組の継続の重要性を主張するなど、日本も積極的に議論に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

（目標の内容）

G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：RISE）の運営、共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）に係る議論等に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	各基金の意思決定機関である評議会、運営委員会、理事会や、令和7年11月に開催されたCOP30での、GEF、GCF、ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。 GEFについては、第9次増資会合にも出席し、第9次増資期間（2026-2030）におけるGEF運営に関する議論を他のドナー国と連携しリードしました。 RISEについては、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域南部地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・

	日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和 7 年 11 月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。 また、JETP において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。 このほか、IF-CAP 等、ADB において進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

（目標の設定の根拠）

令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和 8 年 3 月までに 125 億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。 これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」について、令和 7 年 6 月、JICA とウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に 2,784.5 億円を供与済（令和 8 年 3 月末時点）であり、着実に支援を実施しています。 復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、EBRD のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として参画し、令和 7 年 9 月には第 2 回目の払込みを行いました。

	また、J B I Cにおいても、令和 7 年 5 月、ウクライナのキーウにおいて実施する 3 D プリント義足などの製造・販売事業に必要な資金を提供するため、融資金額 1,800 万円を限度とする貸付契約を締結しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	M D B s 等を通じた支援に関しては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを M D B s の政策に反映させることにより、主要出資国として M D B s の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と M D B s の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 M D B において行われた地球規模課題への対応強化のための M D B 改革の議論にも参画しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（M D B s）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（M D B s）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総 5-1：参考指標 5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5-1：参考指標 6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資 (単位：%)

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日本	7.4% (2 位)	16.6% (2 位)	7.5% (2 位)	5.1% (2 位)
1 位	米 16.7	米 19.6	米 18.1	米 18.4
2 位	日 7.4	日 16.6	日 7.5	日 5.1
3 位	中 6.2	英 12.1	独 5.3	独 5.0
4 位	独 4.4	独 9.8	英・仏 4.9	英・仏 4.8
5 位	英・仏 4.0	仏 7.0	-	-

	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日本	15.6% (1位)		38.3% (1位)	
1位	日・米	15.6	日	38.8
2位	-	-	米	12.8
3位	中	6.4	豪	8.4
4位	印	6.3	加	5.8
5位	豪	5.8	独	5.5

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（I I C）	
	米州開発銀行（I D B）		多数国間投資資金（M I F）			
日本	5. 0%（域外国中 1 位）		33. 1%（1 位）		4. 0%（域外国中 4 位）	
1 位	米	30. 7	日	33. 1	アルゼンチン	14. 0
2 位	ブラジル	11. 2	米	31. 6	米	12. 7
3 位	アルゼンチン	11. 2	スペイン	6. 9	ブラジル	12. 1
4 位	メキシコ	7. 2	韓	3. 5	メキシコ	6. 8
5 位	日	5. 0	中	3. 0	中	5. 1

	アフリカ開発銀行グループ			
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)	
日本	4.9%（域外国中3位）		10.0%（域外国中5位）	
1位	ナイジェリア	8.4	米	10.9
2位	モロッコ	6.8	英	10.7
3位	独	5.9	独	10.7
4位	米	5.7	仏	10.1
5位	エジプト	4.9	日	10.0

	欧州復興開発銀行		
日本	8.6%（2位）		
1位	米	10.1	
2位	日・英・独・仏・伊	8.6	
3位	露	3.6	

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 7 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金

(単位 : 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
MDBs	440.1	824.7	1032.3	488.7	477.4
世界銀行グループ	270.5	710.0	883.0	344.1	295.1
アジア開発銀行	132.9	69.1	94.2	94.9	105.7
米州開発銀行	20.5	18.4	20.6	15.4	30.5
アフリカ開発銀行	6.2	8.3	25.8	23.5	25.5
欧州復興開発銀行	9.9	18.9	8.8	10.7	20.7
IMF 拠出金	112.1	178.7	43.7	60.3	50.6
合計	552.2	1003.5	1076.0	549.0	528.0

(出所) 国際局開発政策課、開発機関課及び国際機構課調

(注 1) 各年度の決算額を記載。

(注 2) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・漁業・林業	41.7	76.2	83.5	45.0	165.8
教育	56.0	34.3	37.0	43.8	44.4
エネルギー・採取産業	61.8	67.7	102.6	119.3	116.0
金融セクター	57.4	32.2	54.6	48.7	64.1
保健	64.5	105.2	53.9	69.7	63.4
産業・貿易・サービス	52.0	42.3	46.1	36.8	37.8
情報通信技術	19.2	17.5	23.2	28.9	12.6
行政	112.4	126.8	172.4	123.9	165.8
社会的保護	111.5	82.4	73.5	77.9	79.1
運輸	46.4	82.0	35.5	55.1	120.8
水・衛生・廃棄物処理	42.6	41.4	46.1	38.6	36.1
社会的持続可能性・社会的包摂	-	-	-	-	12.0
合計	665.5	708.0	728.2	687.6	807.5

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

(注 3) 2025 世銀年度の年次報告書より「社会的持続可能性・社会的包摂」が追加されたため、令和 8 年政策評価書より追記。

アジア開発銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・天然資源	14.9	22.2	32.3	26.4	22.5
エネルギー	18.4	14.5	22.3	38.3	35.1
金融	41.2	56.9	36.1	58.9	72.6
産業・貿易	7.2	2.4	6.6	1.0	4.7
教育	9.8	8.0	13.9	5.4	19.1
保健・社会保障	58.8	8.2	22.8	11.5	15.3
給水・衛生・廃棄物処理	19.9	11.0	19.2	33.5	21.1
運輸・通信	34.5	44.3	48.7	35.8	56.9
公共政策	22.9	37.3	33.5	32.2	43.9
多目的	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
合計	227.6	204.7	235.4	243.0	291.5

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注 1) アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

(注 2) アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 6 年度)	256 (134)	136 (46)	20 (8)	11 (2)	22 (14)
	(令和 7 年度)	267 (131)	144 (52)	19 (7)	12 (3)	20 (12)
日本人幹部職員数 (令和 7 年度)		4 (1)	30 (9)	3 (1)	3 (1)	1 (0)
日本人比率 (令和 7 年度)		2.7%	9.5%	0.7%	0.7%	0.7%

(出所) 各機関資料、理事室調

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICA と MDBs の協調融資の枠組み

我が国は、MDBs の専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICA の円借款と MDBs の協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 6 フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA 6)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」(Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion : CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 7 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 27,520 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 7 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ポーランド開発銀行	473
保証	コートジボワール共和国政府	500

施策	政 6-2-3 : 債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMF や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。

財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。

G20及びパリクラブは、令和2年11月、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」（以下「共通枠組」といいます。）に合意しました。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要していますが、令和5年10月にはザンビア、令和6年6月にはガーナの覚書について合意に至り、エチオピアの議論も進展しています。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しています。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長を担う等、我が国が主導してプロセスを進め、令和5年11月には同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編にかかる基本合意に至り、令和6年6月に債権国会合とスリランカが基本合意に沿った債務再編の詳細を規定する覚書に合意し、同意書への署名も完了しました。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。

今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

（目標の内容）

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権データの国際機関への共有を債権国に働きかけること等を通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいます。

（目標の設定の根拠）

新興援助国や民間からの資金流入の変動等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、債務者及び公的・民間の債権者を含む幅広い関係者の協働が必要との認識の下、IMF、世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・ 債務透明性の向上に向けて、G7等有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組の重要性について、G20などの国際会議の場で積極的な発言を行いました。 ・ 途上国の債務持続可能性確保に向け、日本が拠出するIMF・世界銀行の信託基金（「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」）のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の強化を目指す技術支援等の取組に貢献しました。 ・ パリクラブやG20等途上国の債務問題の解決を目指した議論を行う会議に際して情報収集に努めるとともに、会議での積極的な発言を行いました。 【「共通枠組」等の債務再編の進展及びG20「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択】 ・ 令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）の下での債務再編について、令和7年7月にエチオピア政府と公的債権者委員会の間で覚書の合意に至る等の進展がありました。「共通枠組」外の債務再編については、令和7年1月にキューバ共和国がキューバ債権国グループとの協議において到達した結論に基づき、同年7月にキューバ共和国と日本国政府の間で債務救済措置に関する書簡の交換を行いました。 ・ 令和7年10月には、「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」が採択されたG20の議論に貢献しました。更に、IMF・世界銀行・G20議長国が主催するグローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル（GSDR）に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨む中、議論に貢献する役割を果たしました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	我が国は、債務透明性・債務持続可能性確保に向けたIMF・世界銀行、G7・G20、パリクラブ及びGSDR等の国際的枠組における議論や技術支援の取組に積極的に参画するとともに、G7及び有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組について、継続実施に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の債務問題へ対処するため、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」等の債務再編の進展に貢献するとともに、G20において「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択にも貢献を果たしました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
取組内容	開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。 この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、開発途上国の税関当局に対しても、世界税関機構（WCO）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を行えるよう支援に取り組んでいきます。 同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標						
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.6	99.1	99.8	99.4	99.0
（出所）関税局参事官室（国際協力担当）、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成

評定の理由	関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。 財務総合政策研究所では、令和 7 年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されている JICA 専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	令和 7 年度の実施状況	
受入 研修	財政経済セミナー	令和 7 年 9 月～10 月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
専門家 派遣	カンボジア中小企業金融支援	令和 7 年 5 月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PRI-UMOE F-BFA 合同セミナー	令和 8 年 3 月、ウズベキスタン経済財務省（UMOE F）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーを対面方式で開催し、財務総研から、UMOE F 職員及び BFA 学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

	令和 7 年度の実施状況	
受入 研修	二国間援助経費	ASEAN や太平洋島嶼国、アフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、リスク管理や品目分類等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICA プログラム	JICA と協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の税関行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修等を実施しました。
	WCO プログラム	- WCO に加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO 事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 - WCO 事務局と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。

専門家派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標 1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	2	4	5	2	2
	関税局	9	21	30	26	29
	合計	11	25	35	28	31
受入人数	財務総研	17	416	180	34	24
	関税局	182	218	330	240	253
	合計	199	634	510	274	277

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	0	2	3	2	2
	関税局	51	46	55	63	56
	合計	51	48	58	65	58
派遣人数	財務総研	0	9	16	9	14
	関税局	133	111	114	129	130
	合計	133	120	130	138	144

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。 JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

	MDBs に関しては、引き続き主要出資国としてMDBs の業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。 国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立された「UHCナレッジハブ」を通じ、途上国の財務・保健当局者の能力強化支援等に取り組んでいきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。 また、令和7年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和9年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和5～7年度一般会計補正予算書（財務省）、令和8年度一般会計予算書（財務省）、令和5～6年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、改正JICA法に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進した。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（P P R）やU H Cの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G 20等の国際的な議論に積極的に参画した他、令和 7 年12月に「U H Cナレッジハブ」を立ち上げた。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、G E FやC I F及びG C Fの運営に係る議論に、積極的に参画しました。また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しました。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、I M F、世界銀行、G 20やパリクラブ及びG S D R等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画しました。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。

また、令和 6 年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和 8 年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	（項）経済協力費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	（事項）経済協力に必要な経費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	36,222,480 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 021600
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	50,280,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	-	27,800 千円	-	16,688 千円	005638
	その他	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	437,193 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	76,544,732 千円	56,524,418 千円	30,753,478 千円		
	繰越等	-	-	N. A.		

	合 計	159,357,975 千円	139,960,110 千円	N. A.		
	執 行 額	159,269,180 千円	139,880,000 千円	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

令和 6 年 12 月、インフラ需要の一層の高まり、新興国企業との競争の激化、グローバルサウス諸国の成長、経済安全保障強化の必要性の高まり等を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定し、令和 12 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。

財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援
推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略 2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)

政策目標 6 - 3 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、また、サプライチェーン強靱化の観点を含め国の経済安全保障の確保を通じて我が国経済の健全な発展に貢献します。JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
取組内容	国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまで JICA による有償資金協力や JBIC 等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あがって一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICA による有償資金協力や JBIC の出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。 A JICA による有償資金協力等を通じた支援 JICA による有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月）等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件（STEP）（用語集参照）による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、令和5年12月に JICA が立ち上げたアジア開発銀行（ADB）に出資する信託基金の第2フェーズ（LEAP2）において、エネルギー、運輸交通、情報通信技術、保健医療、農業、上下水等の都市インフラを対象として、7年間で15億ドルの投融資枠を設定したところです。 これらを通じて、民間セクターによる大型案件を含む質の高いインフラ案件の実現を促進していきます。また、こうした制度改善等を踏まえた有償資金協力の活用や国際機関との連携を通じ、日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。 B JBIC を通じた支援 「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまで JBIC の機能強化を図ってきました。令和4年7月には、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援すると共に、サプライチェーン強靱化や質の高いインフラの海外展開、海外における新たな市場創出を支援しています。令和5年10月には、株式会社国際

	協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（以下「改正法」といいます。）が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しが可能となりました。今後とも、J B I C が有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、J B I C の機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構（J I C A）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、J I C A による有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、J I C A による有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

J I C A については、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、J I C A 海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、令和7年8月に「J I C A 海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和7年度においては、計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。

円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（S T E P）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。

また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、J I C A の機能強化を行いました。また、T I C A D 9 では、J I C A が民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用した J I C A と A f D B における協調出資等に取り組む旨発表しました。

なお、財務省は、M D B s とも連携し、様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援してい

ます。例えば、令和 7 年 11 月には、日本企業のアフリカ進出を促進するため、A f D B 主催「2025 年アフリカ投資フォーラム (Africa Investment Forum : A I F 2025)」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催し、スタートアップを含む日本企業等の約 100 名が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。

上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政 6-3-1-B-2 : 国際協力銀行 (J B I C) を通じた効率的・戦略的な支援の取組

(目標の内容)

J B I C においては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。

(目標の設定の根拠)

日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきている J B I C による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

J B I C を通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。

- ・ 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略 2025」等（令和 6 年 12 月に「インフラシステム海外展開戦略 2030」に改訂）を踏まえ、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 10 月までに、計 382 件、約 60,411 億円の出融資等を承諾しています（経過措置案件含む）。また、令和 7 年 9 月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和 8 年 3 月までに 81 件、約 18,498 億円の出融資等を承諾しました。なお、令和 8 年 2 月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における 3 つのプロジェクを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3 月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・国家安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。
- ・ さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバルサウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を

	盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月に国会に提出しました。また、令和 5 年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I C を通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、J I C A については、民間資金動員の促進に向けて、これまでに実施してきた制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきました。また、J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用にも努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 J B I C については、ファシリティ等を通じて、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押ししました。さらに、経済安全保障上重要な海外事業を支援するため機能強化を推進してきました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 円借款実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】

参考指標 2 : 国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進しました。

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイトを参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針	○「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定) ○「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評定 A 相当程度進展あり

評定の理由	物価高や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策 7-1-1 の評定は「s 目標達成」、施策 7-1-2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、物価高への対応や災害対応等において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施するなどの必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) ・ 国民一般向け業務(日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)(予算事業 I D : 001413) 「行政事業レビュー推進チームの所見」: 事業内容の一部改善 事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」: 執行等改善 外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であ

	るが、各種貸付制度が事業者実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。 令和 8 年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。 ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（予算事業 I D：001409） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。 令和 8 年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し、適切な事業規模（令和 8 年度の保険引受見込額）等を検討した。 ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（予算事業 I D：001410） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
取組内容	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づき、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により依然として厳しい状況にある中小企業等に対し、日本政策金融公庫等における資本性劣後ローンや、賃上げに取り組む場合の金利低減措置等を通じて資金繰り支援等を実施していきます。 また、当該経済対策等に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。加えて、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調について情報の収集・分析を行い、引き続き、創業や事

業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」に則した政府関係金融機関の取組を通じて、民間金融機関も含めた経営者保証に依存しない融資慣行の確立を一層進めていきます。

日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和2年度から「グリーン投資促進」を重点分野として、グリーン社会実現に向けた取組を支援するとともに、令和4年度から、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションの取組といった「スタートアップ・イノベーション」分野も重点的に支援しています。また、令和5年度から「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援しています。令和6年12月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」も踏まえ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図っていきます。

そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。また、令和6年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを今後とも支援していきます。さらに、その他激甚災害等における被災企業へも、引き続き資金繰りを支援していきます。

(参考) 株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標 6-2（施策6-2-2）で記載。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

(目標の内容)

中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時等に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。

(目標の設定の根拠)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和6年度から引き続き実施しました。

また、日本政策金融公庫等において、資本金劣後ローンの活用を引き続き促進しました。さらに、事業者の資金繰りに万全を期すため、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）等に基づき、米国関税措置の影響により売上高又は利益率

が 5%以上減少した事業者に対する「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを新たに実施するとともに、過年度より措置している、物価高等の影響を受けている事業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げも引き続き措置しました。

上記の施策を講じた結果、令和 7 年度における創業企業（創業前及び創業後 1 年以内）への融資実績が 1,681 億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が 473 億円、「資本性劣後ローン（※）」775 億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が 3,580 億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は 2,133 億円になりました。

また、令和 7 年度は危機対応業務の認定事案がなく、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保しました。

上記実績のほか、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。

具体的には東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成 23 年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施しました。

また、令和 6 年能登半島地震については、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の 100%を保証する「セーフティネット保証 4 号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。

上記の施策を講じた結果、令和 7 年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が 1 億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が 710 億円になるとともに、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」の実績が 36 億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証 4 号」等に係る保険引受額が 336 億円になりました。

上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。

※新型コロナ対策資本性劣後ローンと通常の資本性劣後ローンの合計値。

定性的な測定指標

[主要] 政 7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化

(目標の内容)

成長資金の供給業務の実施を確保します。

(目標の設定の根拠)

「株式会社日本政策投資銀行法」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資分野が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務について、令和 6 年12月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」を踏まえ、令和 7 年 5 月に「株式会社日本政策投資銀行法」を改正し、同業務の投資決定期限等を延長しました。また、グリーン社会実現に向けた取組を支援する「グリーン投資促進」、スタートアップの創出・育成への取組等を支援する「スタートアップ・イノベーション」、重要物資等の供給力強化や物流インフラ等の強靱化・高度化等の取組等を支援する「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、これまでも成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 具体的には、特定投資業務を通じて、令和 7 年度に30件1,854億円の投融資決定（重点分野別の令和 7 年度投融資実績は、スタートアップ・イノベーション：8 件157億円、グリーン投資促進：8 件40億円、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化：5 件227億円）を行い、それに伴い民間から誘発された資金額（いわゆる呼び水効果）は 2 兆8,122億円と、引き続き、成長資金の供給を促進しました（令和 7 年度末時点の累計投融資実績：288件 1 兆 5,627億円、呼び水効果：10兆8,102億円）。また、民間だけでは対応が難しい、リスクの高い成長分野に対して積極的に資金供給を行う中、令和 7 年度末時点における累積損益は 1,245億円の黒字となりました。 地域経済の活性化の観点では、令和 7 年度に地方創生向けに12件322億円の投融資決定を行い、それに伴い民間から誘発された資金額は4,157億円（令和 7 年度末時点の累計投融資実績：82件1,959億円）となっており、地域金融機関との間で設立した共同ファンドを通じて出資を行う中で、地域金融機関への投資ノウハウの提供・人材育成を行うなど、地域における成長資金の供給を促進しました。 上記のとおり成長資金供給業務について令和 7 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記のとおり、物価高や災害の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したこと、また、成長資金供給業務について実施を確保し、令和 7 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標 6 「危機対応業務の実施状況」

政 7 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関の出融資計画額 (補正後) の推移 (単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	130,510	58,960	47,490	27,660	24,620
	農林水産事業	7,910	7,168	8,190	7,740	6,910
	中小企業事業	62,850	34,150	27,900	21,100	18,140
沖縄振興開発金融公庫		5,640	2,951	2,332	2,087	1,827
株式会社国際協力銀行		27,000	26,000	29,500	29,600	97,100

(出所) 政府関係機関予算書、各機関資料

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 2 : 政府関係金融機関の融資実績・残高の推移 (参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績 (創業・事業承継・再生支援)」を含む。)

① 融資実績の推移 (単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	24,115	18,570	15,972	14,221	14,947
	農林水産事業	5,008	5,579	4,693	3,998	3,741
	中小企業事業	16,874	13,551	11,820	10,948	11,674
沖縄振興開発金融公庫		1,263	1,376	862	874	1,027
株式会社国際協力銀行		20,385	17,927	12,576	17,770	20,980

② 融資残高の推移 (単位 : 億円)

		令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	126,963	121,564	112,120	104,268	98,376
	農林水産事業	35,517	36,709	36,853	36,091	35,072
	中小企業事業	84,327	83,657	78,864	76,855	75,768
沖縄振興開発金融公庫		10,428	10,667	10,197	9,827	9,641
株式会社国際協力銀行		148,344	156,739	165,071	154,963	158,173

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 3 : 政府関係金融機関の金利の推移

(単位 : %)

			R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R7. 3. 31	R8. 3. 31
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 82	1. 95	1. 95	2. 60	3. 10
		特利	0. 92	1. 05	1. 05	1. 70	2. 20
		①～③	～1. 42	～1. 55	～1. 55	～2. 20	～2. 70
	農林水産事業	農業基盤整備	0. 65	1. 15	1. 25	1. 85	2. 65
	中小企業事業	基準利率	1. 07	1. 20	1. 30	1. 95	2. 40
		特利	～1. 15	～1. 40	～1. 50	～2. 15	～2. 70
①～③		0. 30	0. 55	0. 60	1. 05	1. 65	
		～0. 75	～1. 00	～1. 10	～1. 75	～2. 30	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 60	0. 80	0. 90	1. 60	2. 10
			～2. 20	～2. 65	～2. 75	～3. 30	～4. 20
株式会社国際協力銀行		輸出	1. 07	1. 40	1. 72	2. 36	3. 20

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4 : 政府関係金融機関の平均貸付期間 (新規貸出し)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	9 年 8 か月	9 年 0 か月	8 年 4 か月	7 年 6 か月	7 年 2 か月
	(生活衛生分)	10 年 9 か月	10 年 0 か月	9 年 7 か月	9 年 3 か月	9 年 4 か月
	農林水産事業	13 年 1 か月	12 年 8 か月	12 年 11 か月	12 年 6 か月	12 年 6 か月
	中小企業事業	10 年 5 か月	9 年 11 か月	9 年 5 か月	9 年 3 か月	9 年 3 か月
沖縄振興開発金融公庫		13 年 11 か月	16 年 5 か月	13 年 5 か月	14 年 0 か月	13 年 11 か月
株式会社国際協力銀行		8 年 7 か月	10 年 2 か月	12 年 7 か月	10 年 2 か月	11 年 10 か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 貸付金額による加重平均。

(注 3) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 6 : 危機対応業務の実施状況 (中堅・大企業向け)

(単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付額 (計)		2, 801	308	—	—	—
	商工組合中央金庫	255	71	—	—	—
	日本政策投資銀行	2, 546	237	—	—	—
損害担保 (計)		1, 999	157	—	—	—
	商工組合中央金庫	252	71	—	—	—
	日本政策投資銀行	1, 747	86	—	—	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注 2) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注 3) 損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。

施策	政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。 そのため、主務大臣において、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、また、業務の状況等について報告を求め、必要かつ適切な監督を行います。

	政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングを活用しながら、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、リスク管理分野に関する検査を平成15年度から金融庁に委任しています。 また、法令等遵守態勢等及びリスク管理分野に関する検査結果を踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ることとし、これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。 なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(目標の内容)

「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を求めていく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和7年度は、2機関に対して、「令和7事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。 なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。 さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。 また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。

	上記のとおり、「令和 7 事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	2 機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後もオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政 7 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位: 件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	1	1	3	2	2

参考指標 2 : 政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位: 億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収益	1,358	1,218	1,108	1,321	1,433
経常費用	2,904	1,729	2,283	3,490	3,033
経常利益	△1,545	△511	△1,175	△2,169	△1,600
特別損益	△1	△1	1	△0	△1
当期純利益	△1,546	△512	△1,174	△2,169	△1,601
農林水産事業					
経常収益	499	477	473	490	527
経常費用	499	476	472	508	495
経常利益	0	1	1	△18	31
特別損益	△0	△1	△1	△0	0
当期純利益	—	—	—	△18	31
中小企業事業					
経常収益	2,831	2,551	2,474	5,575	4,222
経常費用	11,540	5,686	3,673	3,916	4,423
経常利益	△8,709	△3,135	△1,198	1,659	△201
特別損益	△1	△1	△0	△0	0
当期純利益	△8,710	△3,136	△1,199	1,659	△201

沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△91	△84	△80	△90	△89
業務費用②	124	138	156	133	99
業務費用合計（①+②）=③	34	55	75	44	9
機会費用④	1	3	6	12	24
行政コスト（③+④）=⑤	35	58	81	55	33
株式会社国際協力銀行					
経常収益	2,837	3,099	6,572	11,240	10,232
経常費用	2,395	2,952	4,973	10,601	9,395
経常利益	442	148	1,599	638	837
特別損益	0	0	0	△9	0
当期純利益	442	148	1,599	629	837

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）単位未満四捨五入。

（注 2）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年 6 月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注 3）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標 3：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	0.75	1.04	1.81	2.46	3.14
	農林水産事業	0.48	0.58	0.43	0.67	0.92
	中小企業事業	0.77	0.86	1.00	1.31	1.53
沖縄振興開発金融公庫		0.26	0.38	0.58	0.69	0.93
株式会社国際協力銀行		1.74	1.64	1.46	1.54	2.50

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）単位未満四捨五入。

（注 2）延滞率＝（弁済期限を 6 か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年11月21日閣議決定）等に基づき、米国関税措置の影響を受けた事業者に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、中東情勢の緊迫化に伴う事業者への影響等にも注視しつつ、適切な対応を行います。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を迅速かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正

	な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和 9 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 また、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）等に基づき、物価高や人手不足等の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」等を継続しました。危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。 令和 8 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	60,022,546 千円	
	(項) 政策金融費	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	60,022,546 千円	
	(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	60,405,000 千円	60,261,000 千円	59,977,000 千円	59,939,000 千円	
	国民一般向け業務	13,705,000 千円	13,661,000 千円	13,877,000 千円	15,239,000 千円	001413
	中小企業信用保険事業	46,700,000 千円	46,600,000 千円	46,100,000 千円	44,700,000 千円	001409
	(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	83,546 千円	
	危機対応円滑化業務	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	83,546 千円	001410
	補正予算	5,098,696 千円	△2,731 千円	8,097,140 千円		
	繰越等	20,000 千円	50,000 千円	N. A.		
	合 計	65,603,348 千円	60,390,789 千円	N. A.		
執行額		62,022,434 千円	57,051,009 千円	N. A.		
(概要) 株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 8 - 1 : 地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。

地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。

このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

政策目標 8 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

施策 8 - 1 - 1 について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。

また、施策 8 - 1 - 2 については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。

さらに、施策 8 - 1 - 3 の地震保険検査実施先数については、実績として5社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。

以上のとおり、全ての施策について評定が「S 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 地震保険法第 1 条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNS を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。
	(令和 7 年度行政事業レビューとの関係) 地震再保険事業（予算事業 I D : 001411） 「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との、令和 3 年度における外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトや SNS の活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。

施策	政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営
取組内容	被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています。 また、近年の地震災害による保険金支払により、民間危険準備金残高が減少する中、今後も首都直下地震、南海トラフ地震等の発生が懸念され、地震保険制度の安定的な運営が求められています。 このため、保険金の迅速な支払に加え、令和 2 年度から行っている民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

定性的な測定指標	
	【主要】 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保
	(目標の内容) 大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

	(目標の設定の根拠) 地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。 また、今後も継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標に努めていくことが必要です。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年 8 月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高」 ○参考指標 2 「過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）」 ○参考指標 3 「日本地震再保険株式会社からの再保険金支払請求に対して、請求日から 2 週間以内に政府が支払う再保険金の額の割合」 ○参考指標 4 「毎月の請求期限日までに請求のあったものについて、その請求期限日から 14 営業日以内に日本地震再保険株式会社が損害保険会社に支払う再保険金の額の割合」

政 8 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高 (単位：億円)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
政府	19,909	19,645	19,957	20,961	22,058
民間	2,555	2,467	3,422	4,394	5,990

(出所) 財務省ウェブサイト「令和 8 年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2026/sankoushiryoutokkai2026.pdf

参考指標 2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額） (令和 6 年度末)

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日	826,474	1,289,681
2	平成 28 年熊本地震	平成 28 年 4 月 14 日	215,883	391,345

3	福島県沖を震源とする地震	令和 4 年 3 月 16 日	339, 169	278, 274
4	福島県沖を震源とする地震	令和 3 年 2 月 13 日	246, 788	251, 424
5	大阪府北部を震源とする地震	平成30年 6 月 18 日	159, 968	125, 161
6	令和 6 年能登半島地震	令和 6 年 1 月 1 日	113, 575	104, 208
7	平成 7 年兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	65, 427	78, 346
8	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年 9 月 6 日	74, 372	53, 866
9	宮城県沖を震源とする地震	平成23年 4 月 7 日	31, 019	32, 415
10	宮城県沖を震源とする地震	令和 3 年 3 月 20 日	23, 600	18, 975

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 3 : 日本地震再保険株式会社からの再保険金支払請求に対して、請求日から 2 週間以内に政府が支払う再保険金の額の割合

(単位 : %)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当初見込み／目標値	100	100	100	100	100
活動実績／成果実績	100	100	100	100	100

(出所) 大臣官房信用機構課調

参考指標 4 : 毎月の請求期限日までに請求のあったものについて、その請求期限日から 14 営業日以内に日本地震再保険株式会社が損害保険会社に支払う再保険金の額の割合

(単位 : %)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当初見込み／目標値	100	100	100	100	100
活動実績／成果実績	100	100	100	100	100
達成率	100	100	100	100	100

(出所) 日本地震再保険株式会社からのデータを基に信用機構課算出

施策	政8-1-2 : 地震保険の普及
取組内容	広く国民の目に留まるよう更なる広報活動に努めるとともに、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していきます。 具体的な広報活動については、例えば、 ・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、 ・ 地震による被災後の生活再建に寄与するといった地震保険の意義を認識してもらうこと、 ・ 政府が再保険を行うことにより、ノーロス・ノープロフィットの原則（用語集参照）の下、できる限り低廉な保険料率で大規模な地震にも対応しうる保険であること、 ・ 地震保険料控除による税制上のメリットがあること、 といった内容について、財務省ウェブサイトで紹介を行うほか、財務省公式 SNS においておおよそ月に 1 回程度の定期的な投稿を実施します。 また、損害保険業界の取組への支援や意見交換などの普及促進に向けた取組を行っていきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組
	(目標の内容) 財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。
	(目標の設定の根拠) 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和2事務年度）」や、第46回行政改革推進会議（令和3年12月9日）の「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。さらに、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「地震保険の普及率等の推移」

政 8 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
普及率(注1)	34.6	35.0	35.1	35.4	35.5
付帯率(注2)	69.0	69.4	69.7	70.4	70.7

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したものの。なお、令和7年度については令和8年1月における暫定値であり、確定値については、令和8年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したものの。なお、令和7年度については、令和7年2月から令和8年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和8年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施
取組内容	地震保険を取り扱う保険会社等に対して、地震保険に関する法律第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、保険金の支払にあたり損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係書類の検査を実施します。 また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います。

定量的な測定指標						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の推移	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	4社	4社	5社	5社	5社
	実績値	4社	4社	5社	5社	5社
(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。 (出所) 大臣官房信用機構課調 (目標値の設定の根拠) 地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和7年7月時点:27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、令和7年度は5社を目標値とします。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和7年度は、令和4年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、引き受けている保険契約の内容に関する確認状況等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、地震保険におけるデジタル化に対応した検査を進め、効果的・効率的な検査を実施しました。 実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	5社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地震保険普及率等の状況:「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」(日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構)
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	108,893,095 千円	113,243,292 千円	117,335,058 千円	126,240,363 千円	
	(項) 再保険費	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	126,238,147 千円	
	(事項) 地震再保険金支払に必要な経費	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	126,238,147 千円	
	地震再保険事業	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	126,238,147 千円	001411
	(項) 事務取扱費	2,180 千円	2,196 千円	2,202 千円	2,216 千円	
	(事項) 地震再保険事業に必要な経費	2,180 千円	2,196 千円	2,202 千円	2,216 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	△59 千円	N. A.		
	合 計	108,893,095 千円	113,243,233 千円	N. A.		
執行額		9,229,253 千円	4,299,008 千円	N. A.		

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

(注 1) 令和 2 年度から、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料分配を変更しています。

(注 2) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 9 - 1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員等）と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。

上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。

（注）国家公務員共済組合制度の事業内容

（1）短期給付事業

- ① 保健給付：病気、負傷、出産又は死亡に係る給付
- ② 休業給付：育児、介護等による休業に係る給付
- ③ 災害給付：災害による死亡又は損害に係る給付

（2）長期給付事業

- ① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金
- ② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金

（3）福祉事業

健康診査等の保健事業、病院、宿泊施設等の経営、臨時支出に対する貸付け等

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

政9-1-2：共済手続の効率化・適正化

政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月24日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）

政策目標 9 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由	(年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応) 国家公務員共済組合連合会の「令和 6 年度業務概況書 (厚生年金保険給付積立金)」について、令和 7 年 11 月 17 日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。 また、国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 (共済手続の効率化・適正化) 行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに対応するため、関係省庁と連携を図り、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結に向けた対応を行いました。 (国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、施策 9 - 1 - 1、9 - 1 - 2 及び 9 - 1 - 3 の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。 上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) 国家公務員共済組合連合会等助成費 (予算事業 I D : 001412) 「概算交付については、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努める。また、特定健康診査等交付事業については、受診率が向上した取組を共済組合間で共有することにより、更なる受診率の向上に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、概算交付について、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努め、特定健康診査等について受診率向上に向けた取組を実施しました。

施策	政9-1-1 : 年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
取組内容	財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。国家公務員共済組合連合会から厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書の送付を受けた後、評価を行い、その結果を公表します。評価を行うにあたって、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部から専門的な意見を伺います。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ

	効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。また、資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を実施すべく所要の対応を行います。 さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革や、日本と諸外国との間で締結される社会保障協定について、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係省庁とも連携を図って、引き続き検討を進めます。

定性的な測定指標

[主要] 政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

(目標の内容)

国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。

(目標の設定の根拠)

財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況（「令和6年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」）について、令和7年11月17日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2024.html)

以上から、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政9-1-1-B-2：諸外国との社会保障協定への対応

(目標の内容)

社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

新たにオーストリア共和国との社会保障協定実施のための行政取決めが署名され、令和7年12月に当該社会保障協定が発効されました（参考指標6参照）。

したがって、関係省庁と連携を図り、社会保障協定への適切な対応を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記それぞれの測定指標における「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行い、また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」 ○参考指標 2 「年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移」 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」 ○参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」 ○参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」 ○参考指標 6 「社会保障協定の締結状況」

政 9 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 男女別組合員数の年次推移

参考指標 2 : 年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標 3 : 厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標 4 : 短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標 5 : 短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

参考指標 6 : 社会保障協定の締結状況

(出所) 財務省ウェブサイト

参考指標 1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/index.htm)

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標 3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

厚生労働省ウェブサイト

参考指標 6 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政9-1-2：共済手続の効率化・適正化
取組内容	「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。

定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化
	(目標の内容) 内部手続も含めた共済手続のデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。
	(目標の設定の根拠) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に盛り込まれた行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進に適切に対応するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-G o v 審査支援サービスを活用する方針のもと、令和7年度においては、当初予定をしていた共済手続の標準化等の取組のほか、 ・申請届出に係るシステムの導入の検討が進んでいない共済組合に対して当該サービスの翌年度からの導入のための関係各所との調整等を行ったこと ・20共済組合を集めた共済手続のデジタル完結に関する意見交換会を開催してデジタル完結のボトルネックとなる点の抽出を図り解決策・処理案を提示したこと ・上記意見交換会の実施に伴い、共済事務方に係る関係者間でパイプをつなぎデジタル完結に向けた意思疎通を行いやすくしたこと など、共済手続のデジタル完結へ向けた様々な取組を行いました。 この点、令和6年度においては、20共済組合における様々な手続の事務フローに係る個別事情の聴取やシステム改修に係るベンダー等との調整に一定の時間を要したことから達成度を「△」とした一方で、令和7年度においては、当初予定していた取組のほか様々な取組を実施したことから、それらの実績を踏まえ達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、関係機関等と連携を図り、共済手続のデジタル完結に向けて、当初予定をしていた共済手続の標準化等の取組のほか様々な取組の実施を行ってきました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「行政手続等の棚卸結果」

政 9 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：行政手続等の棚卸結果

(出所) 財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html)

施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
取組内容	厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保 (目標の内容) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。 (目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」【再掲 (9-1-1：参考指標 1)】 ○参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲 (9-1-1：参考指標 2)】 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲 (9-1-1：参考指標 3)】

政 9 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1：男女別組合員数の年次推移【再掲 (9 - 1 - 1：参考指標 1)】

参考指標 2：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲 (9 - 1 - 1：参考指標 2)】

参考指標 3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲 (9 - 1 - 1：参考指標 3)】

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。 各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。 申請届出手続のオンライン化や共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」（財務省）、「社会保障協定」（厚生労働省）
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。 また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結については、引き続き推進し、共済手続の全面オンライン化については、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、体制強化や関係省庁と連携を図って、適切な対応を行いました。 さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	84,373,495千円	84,599,850千円	85,092,980千円	84,498,074千円	
	(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	84,373,495千円	84,599,850千円	85,092,980千円	84,498,074千円	
	(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要経費	6,308,645千円	6,189,769千円	6,225,451千円	6,283,945千円	001412
	(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	127,453千円	135,479千円	132,502千円	130,282千円	
	(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	77,937,397千円	78,274,602千円	78,735,027千円	78,083,847千円	
	補正予算	△88,198千円	△34,781千円	△45,564千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	84,285,297千円	84,565,069千円	N. A.		
執行額		74,624,905千円	72,534,124千円	N. A.		
(概要) 国家公務員共済組合連合会等助成費 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

○ 政策目標 10－1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政10-1-1：経費予算の認可
	政10-1-2：財務諸表の承認

関連する内閣の基本方針	該当なし

政策目標10－1についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。 財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

施策	政10-1-1：経費予算の認可
取組内容	日本銀行の予算については、日本銀行法第51条第1項において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標	
[主要] 政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保	
(目標の内容) 日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査します。	
(目標の設定の根拠) 財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条第1項において、日本銀行は、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。	
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和8年度経費予算については、令和8年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。 令和8年度経費予算では、経費効率化の取組が引き続きなされていることが確認できたものの、業務の遂行上必要な経費を確保するに当たり、幅広い科目が、物価や労務単価の影響を受けたほか、システムの大規模更改等を背景に一般事務費が増加した結果、その合計額は、2,317.0億円（対7年度比+114.7億円）となっています（参考指標1参照）。 上記のとおり、令和8年度経費予算については、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和8年度経費予算については、令和8年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。その合計額は、全体で2,317.0億円（対7年度比+114.7億円）となっているものの、前記のとおり、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「認可対象経費の予算」

政10-1-1に係る参考情報参考指標 1：認可対象経費の予算

(単位：百万円、%)

科 目		令和4年度 予算	5年度予算	6年度予算	7年度予算	8年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	54,882	61,925	62,647	63,947	65,774	2.9
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,332	21,326	21,468	21,756	22,075	1.5
給与等	役員給与	429	432	438	437	498	13.8
	職員給与	41,579	42,989	44,243	46,244	48,165	4.2
	退職手当	10,356	10,547	8,719	10,002	8,443	▲15.6
	小 計	52,364	53,968	53,400	56,683	57,105	0.7
交通通信費	旅費交通費	1,978	2,524	2,556	2,440	2,503	2.6
	通信費	2,240	2,066	2,232	2,201	2,375	7.9
	小 計	4,218	4,590	4,788	4,641	4,878	5.1
修繕費	修繕費	2,277	2,187	3,275	2,426	3,319	36.8
一般事務費	消耗品費	1,170	1,309	1,160	1,143	1,236	8.1
	光熱水道費	2,020	4,039	2,923	2,511	2,194	▲12.6
	建物機械等賃借料	5,737	6,839	6,660	5,970	6,878	15.2
	建物機械等保守料	11,669	11,701	12,023	11,224	13,557	20.8
	事務費	37,149	36,176	37,806	41,972	47,100	12.2
	小 計	57,745	60,064	60,571	62,820	70,965	13.0
固定資産取得費	固定資産取得費	2,871	3,753	2,088	6,949	6,582	▲5.3
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		196,689	208,814	209,237	220,223	231,697	5.2

(出所) 日本銀行ウェブサイト

(https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm)

(注) 計数については、単位未満を四捨五入して表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

施策	政10-1-2：財務諸表の承認
取組内容	日本銀行の決算については、日本銀行法第52条第1項において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標

[主要] 政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保

(目標の内容)

日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査します。

(目標の設定の根拠)

財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条第1項において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 6 年度決算及び令和 7 年度上半期決算に係る財務諸表については、令和 7 年 5 月及び同年 11 月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。特に、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金については、関係法令や日本銀行の会計規程等を踏まえて、適切に算定されていることを確認しました。 上記のとおり、令和 6 年度決算及び令和 7 年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 6 年度決算及び令和 7 年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和 7 年 5 月及び同年 11 月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務諸表の主要な計数」

政10－1－2に係る参考情報

「令和 7 年度政策評価書」の評価対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日であることから、令和 7 年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1：財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位：億円)

科目	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
(資産の部)					
金地金	4, 412	4, 412	4, 412	4, 412	4, 412
現金	1, 991	2, 983	4, 166	4, 593	4, 783
国債	5, 321, 652	5, 261, 736	5, 817, 206	5, 896, 634	5, 759, 308
（うち長期国債）	4, 957, 770	5, 112, 312	5, 762, 197	5, 856, 168	5, 742, 275
コマーシャル・ペーパー等	28, 764	25, 143	21, 232	22, 109	10, 402
社債	74, 984	85, 830	80, 089	60, 727	48, 537
金銭の信託（信託財産株式）	5, 810	4, 575	3, 047	1, 707	369
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	358, 796	365, 657	370, 459	371, 861	371, 861
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	6, 668	6, 661	6, 665	6, 659	6, 657
貸出金	1, 258, 402	1, 515, 328	944, 397	1, 079, 079	968, 126
外国為替	76, 787	83, 064	91, 105	107, 361	111, 835
代理店勘定	181	47	97	100	128
その他資産	4, 884	4, 767	5, 868	6, 532	8, 819
有形固定資産	2, 227	2, 320	2, 410	2, 447	2, 421
無形固定資産	1	4	4	4	4
資産の部合計	7, 145, 566	7, 362, 535	7, 351, 165	7, 564, 231	7, 297, 669
(負債の部)					
発行銀行券	1, 160, 116	1, 198, 707	1, 219, 550	1, 208, 798	1, 186, 685
預金	5, 493, 727	5, 897, 473	5, 779, 806	5, 990, 253	5, 774, 500
（うち当座預金）	5, 225, 703	5, 631, 784	5, 490, 781	5, 611, 820	5, 304, 326
政府預金	369, 179	130, 325	155, 979	157, 103	39, 380
売現先勘定	5, 947	9, 199	53, 709	42, 585	128, 331
その他負債	1, 890	2, 799	1, 420	5, 993	3, 635
退職給付引当金	2, 050	2, 070	2, 091	2, 110	2, 106
債券取引損失引当金	51, 980	56, 010	60, 622	69, 849	74, 577
外国為替等取引損失引当金	15, 314	18, 924	22, 669	29, 180	29, 180
負債の部合計	7, 100, 206	7, 315, 511	7, 295, 849	7, 505, 874	7, 238, 398
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	33, 167	33, 777	34, 439	35, 483	36, 626
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	12, 191	13, 246	20, 875	22, 872	22, 642
純資産の部合計	45, 360	47, 024	55, 316	58, 356	59, 270
負債および純資産の部合計	7, 145, 566	7, 362, 535	7, 351, 165	7, 564, 231	7, 297, 669

(注 1) 計数については、円単位での計算後、単位未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない（損益計算書も同様）。

(注 2) < 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す（損益計算書も同様）。

【損益計算書】

(単位：億円)

科目	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
経常収益	24, 191	30, 507	37, 602	50, 858	45, 757
貸出金利息	0	0	7	93	578
買現先利息	—	▲1	—	▲1	0
国債利息	10, 866	11, 233	13, 319	17, 124	20, 774
コマーシャル・ペーパー等利息	▲3	▲4	2	6	39
社債利息	8	21	34	71	111
国債売却益	—	—	158	—	—
外国為替収益	3, 012	7, 299	8, 897	16, 757	5, 189
その他	10, 307	11, 958	15, 181	16, 806	19, 064
経常費用	4, 427	6, 322	5, 295	4, 458	17, 835
売現先利息	▲55	▲0	▲126	▲140	294
国債売却損	—	—	228	10	718
社債売却損	—	—	0	—	—
外国為替費用	—	1, 037	309	—	908
経費	1, 990	2, 018	2, 106	2, 191	2, 215
その他	2, 493	3, 267	2, 776	2, 397	13, 698
経常利益	19, 764	24, 185	32, 307	46, 399	27, 922
経常収入	11, 646	11, 598	15, 207	21, 088	25, 583
長期国債関係損益	—	—	▲70	▲10	▲718
外国為替関係損益	2, 478	7, 220	7, 490	13, 021	▲908
経費	▲1, 990	▲2, 018	▲2, 106	▲2, 191	▲2, 215
その他	7, 629	7, 385	11, 785	14, 491	6, 181
うち金銭の信託（信託財産株式）運用損益	2, 505	2, 973	3, 541	3, 881	4, 670
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用損益	7, 275	8, 426	11, 044	12, 356	13, 826
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）運用損益	292	315	306	312	327
補完当座預金制度利息	▲2, 179	▲1, 802	▲1, 766	▲1, 887	▲12, 517
貸出促進付利制度利息	—	▲806	▲372	▲22	—
特別利益	—	100	170	40	19
特別損失	5, 234	7, 643	8, 360	15, 739	4, 729
特別損益	▲5, 234	▲7, 542	▲8, 190	▲15, 698	▲4, 709
うち債券取引損失引当金	▲3, 987	▲4, 029	▲4, 612	▲9, 227	▲4, 727
外国為替等取引損失引当金	▲1, 239	▲3, 610	▲3, 745	▲6, 510	—
税引前当期剰余金	14, 529	16, 643	24, 116	30, 701	23, 213
法人税、住民税及び事業税	2, 338	3, 396	3, 241	7, 828	570
当期剰余金	12, 191	13, 246	20, 875	22, 872	22, 642

(出所) 日本銀行ウェブサイト

(https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm)

(注) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示す。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。				
政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	理財局総務課調査室		政策評価実施時期	令和 8 年 6 月	

○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、日本たばこ産業株式会社（以下「J T」といいます。）による製造独占や国産葉たばこの全量買取りについて定めるとともに、たばこの小売販売業については許可制、小売定価については認可制とすること等を通じて、流通秩序の維持等を図っており、同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図る必要があります。J Tについては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の目的に沿った経営が確保されるよう、事業計画の認可等を行うなど、適切に監督を行っていく必要があります。

また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、喫煙と健康に関する意識の高まりや科学的知見の蓄積、たばこ産業の状況の変化等を踏まえ、たばこパッケージの注意表示やたばこ広告について、適切に規制していく必要があるほか、関係省庁とも連携しつつ、20歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙対策など、たばこに係る様々な課題に対応する必要があります。

塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し、国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保及び我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等や、塩需給見通しの策定・公表等を行うこととされています。同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図ることを通じて、引き続き、良質な塩の安定的な供給等が確保されるよう、塩事業の適切な運営の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由	たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意表示規制等の見直しを行うため令和元年6月に改正した省令等を踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、20歳未満の者の喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。 塩事業については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理に適切に対応しました。 その結果、すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の状況の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や20歳未満の者の喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。 塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。

施策	政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督
取組内容	A たばこ事業法に基づき、製造たばこの小売定価の認可、小売販売業の許可、特定販売業及び卸売販売業の登録等を行っているほか、日本たばこ産業株式会社法に基づき、J Tの事業計画の認可等を行っています。また、たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応も行っています。 製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。 これらの事務について、各財務（支）局等及び税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。 B たばこ事業法においては、消費者に対し、製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す等の観点から、たばこパッケージへの注意文言の表示を義務付けているほか、たばこ広告の制限を行っています。これら注意表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、直近では令和元年6月に省令等の改正を行っており、これらの措置を円滑に実施しています。 C 20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20年7月から全国稼働している年齢識別機能付たばこ自動販売機（以下「年齢識別自販機」といいます。）の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反が

	あった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。また、年齢識別自販機が全国稼働して以降、20歳未満の者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。 これらの事務について、引き続き、関係省庁等と連携しながら、20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。 D 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます。

定量的な測定指標						
[主要] 政11-1-1-A-1：製造 たばこ小売販売業の 許可に係る標準処理 期間達成率 （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	99.5以上	99.8以上	99.8以上	99.8以上	99.8以上
	実績値	99.1	99.9	99.9	100.0	99.8
（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 （目標値の設定の根拠） 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和4年度から目標値を99.8%に引き上げており、令和7年度においても同水準の目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和7年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.8%となりました。そのため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組
	（目標の内容） 注意表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。

	(目標の設定の根拠) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制に基づく注意表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年6月に省令等を改正しました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組
	(目標の内容) 20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。
	(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,438の小売店に条件を付与しました（参考指標1参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、433の小売店に条件を付与しました。 このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底するよう要請しました。 このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理
	(目標の内容) 日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。

	(目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。 製造たばこの小売定価の認可について、消費者の利益を不当に害さないかどうか等の観点から審査を行い、令和 7 年度においては、1,658 品目（変更認可品目を含む。）の認可を行いました。 小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、1 件の処理を行いました。 このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法等に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	たばこに関する規制については、令和元年 6 月に改正を行った省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。 20 歳未満の者の喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体主催の 20 歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して 20 歳未満の者の喫煙防止を徹底するよう要請するなど、必要な取組等を行いました。 たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法等に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

政 11－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
申請件数	5,153	4,471	3,857	3,786	3,813
許可件数	2,717	2,347	2,254	2,350	2,438

(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保
取組内容	A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保等のため、塩事業法において、塩製造業、塩特定販売業、塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等を行うこととされており、引き続き、法律の趣旨・目的を踏まえた運用等に努めます。塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。 B 塩事業者等に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給等の安定を図る観点から、塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を策定し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。 また、「塩需給見通し」を補完するとともに、塩事業者等に対し必要な情報を提供する観点から、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を策定し、財務省ウェブサイトに掲載します。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html) C 災害の発生等の緊急時においても、塩事業法第31条に基づき、塩事業センターが保有する備蓄塩を供給するなど、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点から対応を行います。

定量的な測定指標

[主要] 政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値		100.0	100.0	96.2	100.0	100.0

(注) 令和5年度において、塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかったものは、税関において事故があり事務処理手続に時間を要したものの。

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。なお、令和5年度において、塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかった事例が2件生じたことから、各税関の文書取扱規則の見直しを行い、事故があった場合の手続を明確化したとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めています。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

令和7年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

【主要】 政11-1-2-A-2: 塩需給 見通し及び塩需給実 績の定期的な公表状 況		年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	塩需給見通し (年 1 回)	目標値	○	○	○	○	○
		実測値	○	○	○	○	○
	塩需給実績 (年 1 回)	目標値	○	○	○	○	○
		実測値	○	○	○	○	○
(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 (出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調 (目標値の設定の根拠) 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。							

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

令和 7 年度は、「令和 6 年度塩需給実績（令和 7 年 6 月 30 日公表）」及び「令和 8 年度塩需給見通し（令和 8 年 3 月 31 日公表）」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要]政11-1-2-B-1: 塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

(目標の内容)

塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務（支）局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録申請・届出に対する処理を行います。

(目標の設定の根拠)

上記の取組を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

塩事業センターの令和 8 年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、塩に関する調査研究等に係る事業（調査研究、情報等の提供等）及び生活用塩供給等に係る事業（円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄）の内容や事業実施のための費用の状況等について審査を行い、認可しました。

塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務（支）局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、令和 6 年能登半島地震によって被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。このほか、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があるため、国内産塩の競争力を高

	め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。 このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	塩製造業者等の登録について、測定指標の目標値を達成し、令和6年度塩需給実績及び令和8年度塩需給見通しについては、適切な時期に公表しました。また、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。 このように、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「塩製造業者等登録件数」

政11-1-2に係る参考情報

参考指標1：塩製造業者等登録件数

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
登録件数	46	58	53	47	56

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	(たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。 (塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20 歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。 (塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	理財局総務課たばこ塩事業室	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見 (全体に通じるもの)

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

- 丁寧分析されており、全体の評価について異論はない。

- 政策評価のシステムは、関わっている職員にとってよりよい方向に仕事を変えていくというインセンティブになるものでなければならない。

○ 規制の政策評価書

規制の政策評価

1. 財務省における規制の政策評価の実施方針について

規制の新設・改廃を目的とする政策を決定しようとする際は、規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資することを目的として、政策評価を行うこととされています。

規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事前評価を行っています。

また、事前評価を行った規制については、事後評価を行うものとし、その実施時期については、法令に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては当該条項に定められた時期、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後としております。

2. 令和7年度に実施した規制の政策評価について

令和7年度に実施した規制の政策評価の概要は、以下のとおりです。

事前評価

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
リスク軽減措置に係る規定の整備、間接的な投資に係る規定の整備、外国投資家のみなし規定の整備、事前届出対象外の対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴求等の規定の整備	令和8年3月	別添1のとおり	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和8年3月提出）。 また、上記法案の審議、評価結果及びパブリックコメントの結果を踏まえて、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）」を公布予定。

事後評価

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
対内直接投資等に係る 事前届出対象等の見直し	令和８年３月	別添２の とおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用しつつ、事前届出対象の見直しにより、対内直接投資等のうち一部の行為類型に係る届出件数が大幅に増加していることを踏まえ、審査の効率化・実効性の確保のために事前届出対象の見直しを検討することとした。
国立印刷局債券発行規定	令和８年３月	別添３の とおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
造幣局債券発行規定	令和８年３月	別添４の とおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

規制の事前評価書

法令案の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案、対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）

規制の名称：リスク軽減措置に係る規定の整備、間接的な投資に係る規定の整備、外国投資家のみなし規定の整備、事前届出対象外の対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴求等の規定の整備

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する観点から、対内直接投資等に係る事前届出の法律に規定する届出事項として国の安全等を損なうおそれに対応するための措置（以下「リスク軽減措置」という。）を追加するとともに、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を規制対象に加えるほか、特にリスクの高い外国投資家¹の支配・影響下において投資活動を行う者について外国投資家とみなして事前届出を義務付け、特にリスクの高い投資家による非指定業種への投資について国の安全に係るリスクが生じた場合の対応を整備する等の措置を講じる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 事前届出の審査の過程において事実関係等の確認を行う中で、外国投資家が国の安全等に係るリスク軽減措置を記載の上、改めて届出を提出するケースが存在。投資の実行は認めつつ、国の安全等に係るリスクに対応するための方策として、事前届出におけるリスク軽減措置の重要性が増している。一方で、リスク軽減措置は実務上「経営関与の方法」等の届出項目に記載されており、記載項目としての位置付けが明確でないことや、投資実行後に、記載した内容に事情変更等が生じた場合の手続等について明確に位置付けられていないといった課題が存在。
- 現行の事前届出書において、届出者に自身の最終親会社等の記載を求めるなど、審査の過程では本邦企業への間接的な影響力の行使に高い関心が払われているものの、本邦企業に投資している外国投資家が別の外国投資家に買収される場合等、事後的な資本関係の変化による間接的な影響力行使を捕捉することができないといった課題が存在。
- 安全保障を巡る環境が厳しさを増す中、外国政府等の類型的に特にリスクの高い外国投資家の支配・影響下において、外国投資家以外の者が外国投資家のために投資活動を行うような場合には規制の対象となっていないところ、対内直接投資審査制度の潜脱につながりかねないといった課題が存在。
- 類型的に特にリスクの高い外国投資家が事前届出の対象でない非指定業種に対して行う一定の対内直接

¹ 非居住者である個人、外国法令に基づき設立された法人・団体（外国政府を含む。）、これらの者から 50%以上出資を受けている本邦の会社等であって、対内直接投資等又は特定取得を行うもの。

投資等及び特定取得について、投資実行後に安全保障上のリスクが顕在化することが懸念されているが、リスクが顕在化した場合の対応策が規定されていないといった課題が存在。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 事前届出における届出事項にリスク軽減措置を追加し、外国投資家が当該措置を講ずる必要がある場合には、届け出なければならないこととする。また、届け出たリスク軽減措置の内容の変更をしようとする場合に、あらかじめ当該変更を届け出なければならないこととする。併せて、対内直接投資等又は特定取得が国の安全等を損なうおそれがあると認められる場合には、事前届出等を行った外国投資家に対し、届出書に記載するリスク軽減措置等の内容の修正を勧告・命令することができることとする。届け出たリスク軽減措置を実施していない外国投資家に対し、対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分等を命じることができることとする。(①)
- ・ 本邦企業への間接的な影響力行使を捕捉する観点から、外国投資家が本邦企業に対して一定の投資をしている海外法人等の議決権を50%以上取得する行為等について、対内直接投資等の定義に加えることにより、事前届出の対象とすることとする。これにより、当該行為等は審査の結果によって事前届出に係る勧告・命令の対象となる。(②)
- ・ 外国投資家以外の者が、外国投資家との契約等に基づき、当該外国投資家のために対内直接投資等及び特定取得を行う場合等に、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、外国投資家に係る規定を適用することとする。その際、規制の潜脱防止という目的に鑑み、類型的に審査の必要性が高く事前届出免除制度の利用ができない外国投資家の支配・影響下にあるものに限って事前届出の対象とする。(③)
- ・ 類型的に特にリスクの高い投資家が、事前届出の対象でない非指定業種に対して行う一定の対内直接投資等又は特定取得のうち、将来において国際情勢の変化その他の事由により、国の安全を損なうおそれが大きい対内直接投資等又は特定取得に該当するおそれが大きいものについて、特に必要がある場合には報告を求めることができることとし、これらに該当すると認められる場合には、株式等の処分等の勧告・命令ができることとする。(④)

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 対内直接投資審査制度の見直しに当たっては、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応することが重要である。①～④の規制は、施行状況等を踏まえた現行制度の実効性確保や、安全保障等の環境変化を踏まえたリスクに応じた対応を通じて、上記目的の達成に資するものである。その他の規制手段としては、指定業種か否かに関わらず、当局が必要と認める場合に事前届出を求めることができるようにすることや、投資実行後であっても審査を行うことができるようにすること等が考えられるが、投資家の法定的安定性・予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資の促進を妨げるおそれが高いことから具体的な検討には至らなかった。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ ①～④の規制は、安全保障を巡る環境が厳しさを増す中で、国の安全等を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に適切に対応するために必要かつ最小限のものであり、非規制手段による代替は困難であるため、検討を行わなかった。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ ①により、外国投資家としては、投資実行後にリスク軽減措置の内容を変更すべき事情が生じた場合に變更に必要な手続を行うことが可能となる一方で、当局としても變更の届出を国の安全等の観点から審査することで事後モニタリングが容易になることが期待される。
- ・ ②により、本邦企業の株式・議決権等を保有する外国法人等（直接保有者）を、別の外国投資家（間接取得者）が支配することを通じて、本邦企業の株式・議決権等を間接取得者が間接的に取得するようなケースについて、事前審査が可能となることで、国の安全等に係るリスクを有する対内直接投資等について必要な措置を講ずることが可能となる。
- ・ ③により、外国政府等の類型的に特にリスクの高い外国投資家の支配・影響下において、外国投資家以外の者が外国投資家のために投資活動を行うような場合に、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなした上で事前届出の対象とすることで、対内直接投資審査制度の潜脱を防ぐことが期待される。
- ・ ④により、類型的に特にリスクの高い投資家が事前届出の対象でない非指定業種に対して行う一定の対内直接投資等又は特定取得について、将来において国際情勢の変化その他の事由により、安全保障上のリスクが顕在化した場合に対応策を講ずることが可能となる。
- ・ なお、本改正により規制の対象となる外国投資家による事前届出件数等について現時点で把握し、それに基づいて効果の定量化を行うことは困難であるが、規制導入後の事前届出の件数等を把握することにより、事後評価書の作成時には可能な限り効果の定量的な確認を行うこととする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ ①による事前届出書における記載事項の追加等により、1件当たりの届出書作成時間は増加する可能性があるものの、これまでも審査の過程でリスク軽減措置の記載が必要と認められるケースにおいては、外国投資家がリスク軽減措置を記載の上、改めて届出を行っていたことも考慮すると負担の増加は限定的と考えられる。また、外国投資家にとっては関連手続の予見可能性の向上にも資する。
- ・ ②により、新たに事前届出の義務が課せられる間接取得者については、事前届出に係る遵守費用が生じるが、事前届出の対象となる投資の範囲については、健全な投資促進に配慮しつつ、間接取得者のリスク属性に応じて設定されることから、一般投資家への影響は必要最小限にとどまる見込み。
- ・ ③により、新たに外国投資家とみなされ事前届出の義務を負うことになる外国投資家以外の者については、事前届出に係る遵守費用が生じるが、規制の潜脱防止を主たる目的とするもので、対象となる投資家の範囲は限定されていることから、最小限の影響にとどまる見込み。
- ・ ④により、非指定業種への対内直接投資等について、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全に係る対内直接投資等に該当するおそれがあると当局が認めた場合、新たに報告等に係る遵守費用が発生するが、制度の対象は、外国政府等による非指定業種を営む本邦企業の株式・議決権の10%以上の取得等に限定されていることから、最小限の影響にとどまる見込み。
- ・ いずれの遵守費用についても、事前届出等の事務負担に係るものであり、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なることから、金銭価値化は困難であるが、規制導入後の事前届出の件数の把握等により、事後評価書の作成時には可能な限り定量的な確認を行うこととする。

＜行政費用＞

- ・ ①による事前届出書における記載事項の追加等により、1件当たりの審査処理時間は増加する可能性があるものの、これまでも審査の過程でリスク軽減措置の記載が必要と認められるケースにおいては、外国投資家がリスク軽減措置を記載の上、改めて届出を行っていたことも考慮すると処理時間の増加は限定的と考えられる。
- ・ ②、③により、新たに事前届出が必要となる投資に対して、財務省及び事業所管省庁等が実施する審査に係る行政費用が発生することが見込まれるものの、事前届出の対象となる投資の範囲は、投資家のリスク属性に応じた取扱いとしていること等に鑑み、必要最小限の増加となる見込み。
- ・ ④により、類型的に特にリスクの高い投資家による非指定業種への投資について、国際情勢の変化その他の事由により、安全保障上のリスクが顕在化した場合には報告の徴収等を行うために行政費用が発生するものと考えられる。
- ・ いずれの行政費用についても、事前届出等の事務負担に係るものであり、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なることから、金銭価値化は困難であるが、規制導入後の事前届出の件数の把握等により、事後評価書の作成時には可能な限り定量的な確認を行うこととする。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている
- ☐ その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 規制の内容について異存ない。
- ・ 透明性の確保と、制度周知を徹底すること。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 関税・外国為替等審議会 第63回外国為替等分科会 (2025年9月30日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第64回外国為替等分科会 (2025年10月31日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第65回外国為替等分科会 (2025年11月20日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第66回外国為替等分科会 (2025年12月12日開催)
- ・ 関税・外国為替等審議会 第67回外国為替等分科会 (2026年1月7日開催)

＜関連する会合の議事録の公表＞

財務省HP「関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会 (議事要旨等)」

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

本法律案の施行後 5 年を経過した時点において、本法律・政令の施行の状況を検証し、事後評価を行う予定。

規制の事後評価書

法令の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）
対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百五十四号）
 規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し
 規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止
 担当部局：財務省 国際局 調査課
 評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）、及び対内直接投資等に関する政令（昭和 55 年政令第 261 号）において、事前の届出義務を課す対内直接投資等に該当する上場企業の株式取得について、発行済株式総数の「10%以上」の取得から、会社法の規定により議題提案権の行使が可能となる「1%以上」の取得に閾値の引き下げを行ったと共に、上場企業の総議決権数の 1%以上の議決権保有となるものを事前の届出義務を課す対内直接投資等に該当する類型に追加した。併せて、事前の届出義務を課す対内直接投資等に該当する類型として、会社の経営に重要な影響を与える行為（外国投資家自ら又は関係者を取締役又は監査役に選任する議案に同意する行為や、指定業種に関する事業の全部又は一部の譲渡・廃止に関する提案・同意）を対内直接投資等の類型として加えた。（①）
- ・ 国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに該当しない投資（国の安全等の観点から特に重要な業種への対内直接投資等や外国政府から出資を受けている者が行う対内直接投資等に該当しないものを想定）については、外国投資家に、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の遵守を義務付け（基準遵守により、国の安全等を損なうおそれがない対内直接投資等となる）、事前届出を不要とする事前届出免除制度の新設を行った。（②）

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☒拡充して継続 ☒緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

- ☐おおむね想定どおり
☐想定を下回るが、対応の変更は不要
☐想定を下回り、対応の変更が必要
☐想定を設定していないが、対応の変更は不要
☒想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- ☐おおむね想定どおり
☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①事前届出対象の見直しによる対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展	事前評価時	—
	事後評価時	本規制拡充により、株式総数の10%未満の取得であっても投資を通じた経営関与を意図した投資家に対して適切な対応が可能となったことは、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果として認められる。 なお、規制拡充の前後で年間事前届出数を比較すると以下のとおり増加している。事前届出件数は様々な要因による影響を受けるものであることに加え、事前評価実施後の本規制拡充以外の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等^(注1)を行っていることから、本規制拡充による直接の増加分を定量的に算出することは困難であるが、2024年度においては、本規制拡充により新たに事前届出が義務付けられた、上場会社等の株式総数の10%未満の取得に係る届出件数は34件、新たに対内直接投資等に追加された行為に係る届出件数は1,058件であった。 一方で、本規制拡充は技術流出の防止等を図り我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。 (参考) 2019年（規制導入前）の事前届出件数：1,946件 2024年度の事前届出件数：2,903件^(注1)
②事前届出免除制度の導入による外国投資家の負担軽減	事前評価時	—
	事後評価時	どの程度負担が軽減されたかは、個々の事案の内容によって異なることから、定量的に測ることは困難であるが、事前届出免除制度導入以降の免除制度利用時の事後報告総数^(注2)は3,900件であり、これらの報告を行った全ての者について、一定の負担軽減の効果があったと考えられる。

(注1) 本規制拡充以外の法令改正として、事前届出の対象となる指定業種の追加等（サイバーセキュリティ関連（2019年）、感染症医薬品等関連（2020年）、重要鉱物資源関連（2021年）、経済安全保障推進法上の特定重要物資等関連（2023年、2024年））を行っており、これら効果による事前届出件数の増を含む。

(注2) 「事前届出免除制度の導入以降の免除利用時の事後報告総数」は、本規制緩和後5年間（2020～2024年度）の免除制度利用時の事後報告件数の総数。なお、外国金融機関による上場会社等への投資のうち、10%未満の株式取得については、事後報告も不要としているところ、実際には、事後報告件数以上の免除制度利用者が存在。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①事前届出対象の見直しにより新たに事前届出が必要となる事案の届出費用	事前評価時	—
	事後評価時	遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた遵守費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事前届出1件につき、1人で作業した場合に1時間を要するとの仮定を置いた上で、2024年度の上場会社等の株式総数の10%未満の取得に係る届出件数及び会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数に

		基づいて見積った場合、年間の遵守費用の増加額は以下のとおりと推計される。 (上場会社等の株式総数の 10%未満の取得に係る届出件数 34 件 + 会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数 1,058 件) × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,200 円^(注1) = 3,494,400 円 なお、②事前届出免除制度の導入により、事前届出が一部不要となっており、一定の遵守費用は軽減されていることに留意が必要である。

(注) 時給単価は、令和 6 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) 等を参考に仮定。

■行政費用

		算出方法と数値
①事前届出対象の見直しにより新たに事前届出が必要となる事案の審査費用	事前評価時	—
	事後評価時	新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた審査費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事前届出 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いた上で、2024 年度の上場会社等の株式総数の 10%未満の取得に係る届出件数及び会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数に基づいて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。 (上場会社等の株式総数の 10%未満の取得に係る届出件数 34 件 + 会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数 1,058 件) × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,200 円^(注1) = 3,494,400 円 なお、②事前届出免除制度の導入により、事前届出が一部不要となっており、一定の審査費用は軽減されていることに留意が必要である。
②事前届出免除制度の導入により新たに発生するモニタリング費用	事前評価時	—
	事後評価時	事前届出免除制度の導入によるモニタリングに要する事業所管省庁等の費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、免除制度利用可能対象の見直し^(注3)を行っていることから、本規制拡充により新たに生じたモニタリング費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事案 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いた上で、2024 年度の免除利用者による事後報告件数に基づいて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。 事前届出免除制度の事後報告件数 702 件 × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,200 円^(注1) = 2,246,400 円

		なお、外国金融機関による上場会社等への投資のうち、10%未満の株式取得については、事後報告も不要としているところ、実際には、事後報告件数以上のモニタリング対象が存在することに留意が必要である。
(注1) 時給単価は、令和7年国家公務員給与等実態調査等を参考に仮定。 (注2) 令和7年5月に施行した政省令改正において、典型的に国の安全等の観点から審査を行う必要性が高い外国政府・国営企業等と同様のリスクを有する投資家類型について、事前届出免除制度の利用を制限することとした。		
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）		
		算出方法と数値
②により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	特になし
■その他の負担 ・特になし		

3

考察

- 事前評価書に対しては、遵守費用、行政費用及び効果（便益）に係る定量的な評価について対応するよう指摘を受けているところ、本評価書で対応を試みた。 ①の規制導入により、株式総数の10%未満の取得であっても投資を通じた経営関与を意図した投資家に対して適切な対応が可能となったことは、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果として認められる。 - また、②の規制緩和により、一部の者には事前届出が不要となった結果、①の規制導入に伴う届出件数は全体の一部にとどまり、相当の負担軽減効果が認められ、メリハリある形で国の安全確保に必要な対応が可能となったことから、②の規制緩和の対応の変更は不要である。 - 一方、①の規制導入以降、会社の経営に重要な影響を与える行為（特に、外国投資家自ら或いは関係者の役員への就任に係る提案・同意）に係る届出件数が大幅に増加していることを踏まえ、審査の効率化・実効性の確保のために事前届出対象の見直し（規制の拡充・緩和）を検討する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年 10 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

現行制度では、外国投資家による一定の業種に対する対内直接投資は国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資も含めて一律に事前届出の対象とされている。これは、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。

一方で、現行制度では上場会社の株式取得が10%以上の場合等にのみ事前届出の義務がある。しかし、より少数の株式取得や株式取得後の行為により、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

現行制度では、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資についても事前届出の対象とされており、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である10%未満の場合であ

っても、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし、国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

〔課題解決手段の検討〕

我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれのある投資には適切に対応していく観点から、以下の見直しを行う。

- ① 国の安全等を損なうおそれが大きいもの以外については、一定の基準を遵守することを条件に、事前届出を要しないこととする。
- ② 上場企業の株式取得について、事前届出が必要となる閾値（現行では 10%）を引き下げる等の見直しを行う。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。本法律案によって拡充・追加される事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

しかし、今回、事前届出の対象の見直しと合わせて、新たに事前届出の免除制度を導入することから、将来の届出件数の正確な予測は困難であるものの、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。これにより、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなるが、一方で、免除の基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。但し、モニタリングに必要な事後報告は、その法目的に照らし、その頻度・内容等を極力簡素化する方針である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

財務省及び事業所管省庁が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することが可能となる。具体的には、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年度末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本法律案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。但し、上記⑤記載の通り、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年度末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。この緩和により、現行法で事前届出の対象となっていた案件はその大半で事前届出が免除されるため、届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした事前届出の免除に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等について、行政庁（財務省及び事業所管省庁）による審査の結果、変更又は中止の勧告・命令がなされた場合には、当該対内直接投資等は当初の予定通り行われないこととなる。また、事前届出の免除対象業種において、免除基準が守られず、事後に勧告・命令がなされた場合は、事後的に対内直接投資等の中止・変更等もあり得る。しかし、これらの効果は、国の安全の維持等、外為法の目的を達成するため、本法律案が企図するところである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生し得る。一方、新たに事前届出の免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた条件の大宗は事前届出が免除され、届出に要する費用が軽減される（但し、実際の費用負担は将来の事案の件数及び個々の事案の内容によって異なる）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、今回の制度改正は適切かつ合理的なものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

（代替案：事後介入制度の導入）

代替案として、事前届出制度に加えて、或いは事前届出制度に代えて、新たに事後介入の制度（投資家が投資を実施した後に、国の安全等の観点から必要があると認めれば株式の売却命令等を行う等）を導入することが考えられる。

[費用・効果]

事後介入制度は、投資家の予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資までも抑止するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的や、現行制度との継続性の観点に照らし、本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和元年 10 月 8 日に関税・外国為替等審議会 第 43 回外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案の施行後 5 年を経過した時点において、本法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本法律案の施行後の事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、☒改正 ☐（拡充、☐緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和2年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本政令案は、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「改正外為法」という。）の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。

昨年11月に成立した改正外為法は、経済の健全な発展につながる投資を一層促進するため、事前届出免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出対象の見直し等を行うもの。本政令案は、事前届出免除制度の詳細についての規定や、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加、事前届出が必要となる株式取得の閾値（1%）の設定を行う。

本政令の改正が行われない場合、事前届出免除制度の詳細が規定されないことから、外国投資家は免除を利用できず、改正外為法の目的である経済の健全な発展につながる投資を促進することの妨げとなる。同様に、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加や、事前届出が必要となる株式取得の閾値の1%への引下げが行われず、国の安全等への懸念に適切に対応することが困難となる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

現行制度では、閾値を超える対内直接投資等で指定業種に係る投資については一律に事前届出の対象とされており、経済の健全な発展に寄与する投資を行う投資家にとって過重な事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である 10%未満の場合であっても、投資先の会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失により、国の安全等が損なわれるおそれがある。

〔課題解決手段の検討〕

経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある投資には適切に対応していく観点から、改正外為法において、事前届出免除制度を導入するとともに、事前届出対象の見直し等を行うこととされている。既に改正外為法が公布されており、法の委任に基づき、施行期限である令和 2 年 5 月 29 日までに政令の規定の整備を行う必要がある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

なお、今回、閾値引下げに伴い、事前届出の対象となりうる投資案件の数は増加するが、新たに事前届出の免除制度を導入する。これまで事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は事前届出免除の対象となると想定されることから、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本政令案で導入される事前届出免除制度により、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなる。一方で、免除基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本政令案で規定する制度の運用により、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することで、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することにつながるものである。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

改正外為法の目的は、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することであるが、この目的を達成することについては、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

事前届出免除制度を導入することにより、これまで事前届出の対象となっていた案件はその大半が免除されることが見込まれるため、外国投資家の届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした軽減される遵守費用を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

対内直接投資の事前届出審査制度が強化されることで、日本企業が他国に投資する際に、安全保障上の観点から懸念の対象となる可能性が抑制されうる。また、今回導入する事前届出免除制度について、外国投資家への理解の浸透のため、海外での説明会の開催等の対応が必要である。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

事前届出の対象となる対内直接投資等については、行政庁による審査費用や外国投資家による遵守費用が発生し得る。一方で、事前届出免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は届出が免除されることが見込まれ、外国投資家による遵守費用は軽減される（但し、実際の費用負担は個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難。）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、適切かつ合理的なものと評価可能である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

（代替案：事前届出が必要となる株式取得の閾値を緩和的に設定する）

本案では、上場会社の株式取得について、事前届出が必要となる閾値を1%に引き下げることとしているが、投資促進の観点から、より緩和的な値（例えば5%）に設定することが考えられる。

〔費用・効果〕

会社法上、株主は1%以上の株式取得から議題提案権を有する。1%を超える緩和的な閾値を設定する場合、株主による一定の影響力の行使を通じ、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することが困難となる。他方、1%の閾値であっても、事前届出免除制度の導入により、十分な投資促進効果が見込まれる。

〔本案と代替案の比較〕

経済の健全な発展につながる投資を一層促進することと、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することの2つの法目的にバランスよく対応していくためには、本政令案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本政令案を検討するに当たっては、令和元年12月26日に関税・外国為替等審議会第44回外国為替等分科会を開催し、有識者から意見を聴取したほか、外国投資家をはじめとした市場関係者や投資先である発行体企業等から幅広く意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案は、改正外為法の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。改正外為法では、法律の施行後5年を経過した時点において施行の状況を検証し、必要があると認めるときは改正法の規定に検討を加えることとしている。改正法の施行状況と併せて本政令の施行の状況も検証し、必要があると認めるときは政令の規定について検討を加えることとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行後の事前届出の提出状況等を検証することにより、費用対効果や間接的影響を確認することとする。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：独立行政法人国立印刷局法施行令

規制の名称：国立印刷局債券発行規定

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：理財局国庫課通貨企画調整室

評価実施時期：令和 8 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。

独立行政法人国立印刷局法施行令（平成 14 年政令第 382 号）については、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在したことから、「規制改革実施計画」を踏まえ見直しを行った結果、当該規定を削除したもの。

また、オンライン化による利便性の向上のため、書面の交付に加え、電磁的方法による提供を可能とした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 署名及び押印の廃止による効果	事前評価時	—
	事後評価時	—

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 署名及び押印の廃止に要する費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	—

3 考察

- ・ 当該債券の募集及び申込の実績は無いことから、本規制緩和による効果は見受けられず、また、行政費用は発生していない。
（参考）
 - ・ 規制緩和前（令和2年）の年間の債券申込件数：0件
 - ・ 規制緩和後（令和3年から7年まで）の年間の債券申込件数：0件
- ・ 本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- ・ 本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、継続する事が妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：独立行政法人国立印刷局法施行令

規制の名称：国立印刷局債券発行規定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局国庫課通貨企画調整室

評価実施時期：令和2年12月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件： ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

独立行政法人国立印刷局法施行令については、第７条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在することから、「規制改革実施計画」を踏まえ、見直しが必要となっている。

本改正を行わなかった場合、行政手続きの見直しの課題は、今後も継続することとなる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

独立行政法人国立印刷局法施行令第７条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は記名押印が義務付けられている。

これまでは本人確認の一助として署名又は記名押印を求める規定となっていたが、検討した結果、債券申込者に対しては、署名及び押印を廃止する。また、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を可能とすることで、オンライン化による利便性の向上にも繋がる。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

特段発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

特段発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

特段想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

—

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

施行5年後

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

年間の債券申込件数

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：独立行政法人造幣局法施行令

規制の名称：造幣局債券発行規定

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：理財局国庫課通貨企画調整室

評価実施時期：令和 8 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。

独立行政法人造幣局法施行令（平成 14 年政令第 380 号）については、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在したことから、「規制改革実施計画」を踏まえ見直しを行った結果、当該規定を削除したものの。

また、オンライン化による利便性の向上のため、書面の交付に加え、電磁的方法による提供を可能とした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 署名及び押印の廃止による効果	事前評価時	—
	事後評価時	—

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 署名及び押印の廃止に要する費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	—

3 考察

- ・ 当該債券の募集及び申込の実績は無いことから、本規制緩和による効果は見受けられず、また、行政費用は発生していない。
（参考）
 - ・ 規制緩和前（令和2年）の年間の債券申込件数：0件
 - ・ 規制緩和後（令和3年から7年まで）の年間の債券申込件数：0件
- ・ 本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- ・ 本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、継続する事が妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：独立行政法人造幣局法施行令

規制の名称：造幣局債券発行規定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局国庫課通貨企画調整室

評価実施時期：令和2年12月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件： ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

独立行政法人造幣局法施行令については、第７条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在することから、「規制改革実施計画」を踏まえ、見直しが必要となっている。

本改正を行わなかった場合、行政手続きの見直しの課題は、今後も継続することとなる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

独立行政法人造幣局法施行令第７条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は記名押印が義務付けられている。

これまでは本人確認の一助として署名又は記名押印を求める規定となっていたが、検討した結果、債券申込者に対しては、署名及び押印を廃止する。また、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を可能とすることで、オンライン化による利便性の向上にも繋がる。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

特段発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

特段発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

特段想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

—

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

施行5年後

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

年間の債券申込件数

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るものについて、新設、拡充又は延長の要望を行う際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を実施することとしています。

租税特別措置等に係る政策評価を実施した場合は、政策評価書を作成・公表し、総務省に送付しています。また、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

2. 令和7年度に実施した租税特別措置等に係る政策評価について

令和7年度に実施した租税特別措置等に係る政策評価の概要は、以下のとおりです。

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	令和8年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、令和8年度税制改正要望を行い、特例措置の廃止及び経過措置が税制改正大綱に盛り込まれた。
銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長	令和8年8月	別添2の通り	評価結果を踏まえ、令和8年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた。

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税4）
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。			
《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項			
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：平成16年度～
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の

			株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には、一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい(令和8年度要望において新規設定)。
10	有効性等	① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 【算定根拠】 —
		② 適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例適用後課税標準(10 億円))である。 【算定根拠】 資本金等の額 = 一般勘定の当初拠出金(107.0 億円) + 特別勘定の売却時拠出金(177.8 億円) = 284.8 億円 (出典: 銀行等保有株式取得機構「令和6事業年度決算に関する報告」)
		③ 減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和7年度まで各年度 144 百万円 ○減収見込額 令和8年度以降、144 百万円 【算定根拠】 本特例措置の適用総額 × 法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(～平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度～令和元年度) = 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降)

			(出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
	④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取りの申し入れがあった場合には、一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展が阻害されるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
	⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置を講ずることにより、令和8年度以降の各年度において法人事業税144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。 その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮される必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出（国民負担）ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：外（国税7）																
		② 上記以外の税目	—																
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし （令和14年3月末まで措置）</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）</td> <td>所得金額の50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり （令和8年3月末まで措置）</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 令和8年3月末で日切れとなる③欠損金の繰戻しによる還付について、延長すること。 《関係条項》 ・租税特別措置法第66条の12			機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和14年3月末まで措置）	10年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）	所得金額の50%	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和8年3月末まで措置）	なし
		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い																
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和14年3月末まで措置）	10年間																
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）	所得金額の50%																
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和8年3月末まで措置）	なし																
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和4年度～																
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度 創設 令和6年度 2年間の延長																
8	適用又は延長期間		租税特別措置法第66条の12第1項の不適用期限までの延長とする。																
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸																

			情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
10	有効性等	① 適用数	適用数の実績はない。 適用見込みは機構のみである。
			【算定根拠】 —
		② 適用額	適用額の実績はない。 適用見込額は要望内容の性格上明示することが困難である。
			【算定根拠】 —
		③ 減収額	減収額の実績はない。 減収見込額は要望内容の性格上明示することが困難である。
			【算定根拠】 —
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 機構は、その設立から令和6年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 銀行等保有株式取得機構「銀行等保有株式取得機構の買取実績」

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		⑤ 税込減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保する必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月

○ 参考資料

参考 1 令和 7 年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価 (内容の分かりやすさ)】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和7年4月～ 令和8年3月予定	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 (分かりやすかった、まあまあ分かりやすかった、どちらともいえない、やや分かりにくかった、分かりにくかった) ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政 3-1-3 に係る参考指標: 個人向け国債の認知状況】	○実施場所 インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者 (20歳以上) ・金融商品の購入未経験者 (20歳以上)	令和7年8月	電子メールで通知し インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、名前だけは知っている、知らない 等) ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 615 ・通関業者 327 ・輸出入者 288	令和8年2月～ 令和8年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標: 旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 308	令和8年2月～ 令和8年3月	URL及びQRコードを掲載した紙を各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数 25727 ・税関見学者 5023 ・講演会参加者 20704	通年	見学会場、講演会場で配布	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、どちらともいえない、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-3:輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 615 ・通関業者 327 ・輸出入者 288	令和8年2月～ 令和8年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 (事前教示制度、認定事業者制度等)
7	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・全国の税関本関・支署・出張所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・海外渡航者 ○回収数 994 ・通関業者 327 ・輸出入者 288 ・窓口来訪者 71 ・海外渡航者 308	令和8年2月～ 令和8年3月	(通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (海外渡航者) 各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○複数選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-5:税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数 686 ・通関業者 327 ・輸出入者 288 ・窓口来訪者 71	令和8年2月～ 令和8年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【《定量的》測定指標政6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 研修所・セミナー会場・オンライン ○実施対象者 研修生・セミナー受講者 ○回収数 306	令和7年4月～ 令和8年3月の間 (各研修・セミナー時)	研修・セミナー中に配付若しくはURL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布 研修・セミナー終了時又はインターネット画面上で回収	○5段階評価 (とても有意義、有意義、どちらでもない、あまり有意義ではない、全く有意義ではない) ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用 語 集

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（JICA）が担当。

か 買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

海外IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第83条第1項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和48年のWCO総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。

平成11年6月のWCO総会で採択され、平成18年2月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第1条及び第3条）。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取るによって民間投

資を喚起する(呼び水効果)ためのファンドのこと。

き 危機管理用宿舎

非常災害等が発生した場合において、正規の勤務時間外でも官邸等へ駆けつけ、国民の生命や財産を保護するための初動対応に従事する危機管理要員に当たる職員が居住することとなっている、官邸等から概ね2km圏内に所在している国家公務員宿舎。

気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される多国間基金。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費(政策的経費)を、税収等で賄えているかを示す指標のこと(内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)においては、復旧・復興対策、GX対策及びAI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースでその動向について言及している。)

基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、庁舎、国家公務員宿舎)
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、公園、道路、海浜地)
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓)
- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

予想されなかった事情の変化による輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。)に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権(貸出金のほか支払承諾見返などを含む)を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

く 国・地方の公債等残高

普通国債、地方債及び交付税特会借入金の合計。(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 8 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出)

け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国(原産地)を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO 協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

権利床

市街地再開発事業(都市再開発法第 2 条第 1 号に規定する事業)及び市街地再開発事業以外の市街地整備に係る事業において、権利者が取得することとなる再開発建物の一部。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

合同宿舎

国家公務員宿舎のうち財務大臣が維持管理を実施する宿舎であり、全ての省庁の職員が貸与の対象となる。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度(地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等)に基づいて、国有土地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも登載されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある(広義の国有財産)が、本事前分析表における国有財産とは、国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定されている財産(狭義の国有財産)をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

なお、国公有財産とは、国有財産のほか、地方自治法第 238 条に規定されている公有財産を含めた財産をいう。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債等により現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入(租税受入等)や支払(年金支払等)がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障な

く執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金(国庫余裕金)が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債(国債)の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金などの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資(地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資)、②産業投資(投資(主として出資)により長期リスクマネーを供給)、③政府保証(政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う)の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と

合わせて行われるが、財投債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、調達された資金が一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系(SNA)上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 資産負債管理(ALM)

金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産(資金運用)と負債(資金調達)のバランスを総合的に管理すること。ALMとは、Asset Liability Managementの略称。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分(税番)、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会に

については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

指定金融機関

申請により指定され、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金融公庫法上、「指定金融機関」とみなされている。

社会保障・税一体改革（社会保障と税の一体改革）

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

（PNR：Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、必要な手続を同時に行えるようにするもの。

税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、6か月・1年のものもある。FB（Financing Bill）とも言う。

政府保証枠

預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区

分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

相続土地国庫帰属制度

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地について、一定の要件を満たした場合に、土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度。

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らし、人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち 地球環境ファシリティ

（GEF:Global Environment Facility）

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む

一定の区域を対象に、地方公共団体が地区計画等の都市計画決定をした上で行う一般競争入札。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。（関税法第69条の2及び第69条の11）

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国

の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条)。

特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者(主債務者)の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの第4回WT O閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉(正式名称はドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda: 略称DDA))。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス(NAMA)」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権(TRIPs)」「環境」等。

に 二国間通貨スワップ契約

(BSA: Bilateral Swap Arrangement)

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する契約。

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関

する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に行う一般競争入札。

日EU・EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。平成25年3月に交渉が開始され平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

日英EPA

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和2年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、令和3年1月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の物品貿易協定。平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備しデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて日米両国が主導的な役割を果たすもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

の ノーロス・ノープロフィットの原則

ある保険の保険料率を算出する際、利潤も損失も生じないようにする原則のこと。地震保険に関する法律第5条第1項は、「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。」と規定している。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（反ダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

フューチャー・デザイン

将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等で賄っているかを示す指標のこと（内閣府の「中長期の経済財政

に関する試算」（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）においては、復旧・復興対策、GX対策及びAI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースでその動向について言及している。）。

プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP:Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

（GCF:Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16

回締約国会議（COP16）で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。

輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問するなどして、輸出貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（UHC：Universal Health Coverage）すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問するなどして、輸入貨物に関する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

留保財産

国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしている。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A ABMI

アジア債券市場育成イニシアティブ。
平成15年8月のASEAN+3（日中韓）
財務大臣会議で合意された、域内の民間
貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニ
ーズに結び付けることを目的とし、域内
の債券発行体の多様化、市場インフラの
整備等を通じて債券市場の育成を図って
いくイニシアティブ。

AE O（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。
国際貿易における安全確保と円滑化の両
立を図るため、貨物のセキュリティ管理を
含む法令遵守の体制が整備された事業者
に対して、税関長があらかじめ承認又は認
定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化さ
れた税関手続を利用することを認める制
度。

AMRO

ASEAN+3 マクロ経済リサーチオ
フィス。2011年4月にシンガポールに設
置された常設機関で、ASEAN+3 地
域経済の監視・分析を行う。平時において
は、経済サーベイランスの実施を行い、危
機時においてはチェンマイ・イニシアテ
ィブの迅速な意思決定の支援等を行う。

2013年5月には、AMROの国際機関
化に合意し、2014年10月には、その設立協
定への署名が完了。2015年5月に設立協
定が国会承認され、同年6月に受諾書を
ASEAN事務局へ寄託し、2016年2月
にAMROは国際機関となった。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific
Economic Cooperationの略称。アジア太
平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的

とし、域内の21の国と地域（エコノミー）
が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資
の自由化と円滑化を通じた地域経済統合
の推進、質の高い成長の実現、経済・技術
協力等の活動を実施。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of
South East Asian Nationsの略称。イン
ドネシア、カンボジア、シンガポール、タ
イ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、
ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラ
オスの11カ国が加盟。（東ティモールは令
和7年10月に新たに加盟。）

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日
本、中国、韓国の3カ国。

C CBDC

中央銀行デジタル通貨。Central Bank
Digital Currencyの略称。民間銀行が中
央銀行に保有する当座預金とは異なる、
新たな形態の電子的な中央銀行マネー。
中央銀行の負債であり、決済の手段とし
て用いられる。

CGIF

信用保証・投資ファシリティ。Credit
Guarantee and Investment Facilityの
略称。ASEAN+3 域内の企業が発行
する債券に保証を供与することで、現地
通貨建て債券の発行を支援し、域内債券
市場の育成に貢献することを目指してA
DBに設置された信託基金。

CMIM

チェンマイ・イニシアティブ。アジア通
貨危機を教訓として、急激な資本流出に
より外貨支払いに支障をきたすような危

機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備(ドル)から融通するASEAN+3の枠組み。

D DRFイニシアティブ

ASEAN+3金融協力の柱の一つである災害リスクファイナンス・イニシアティブの略称。域内の自然災害リスクに対する財務強靱性の向上を目的としたイニシアティブ。

E Eコマース基準の枠組み

平成30年のWCO総会で採択されたガイドラインであり、各国税関当局が、国家の安全・安心の確保と正当な貿易の円滑化を図りながら、Eコマースの成長を支援するために取り組むべき16項目の基準を定めたもの。この効果的な実施を確保するため、その解説(技術仕様書)を含む補助的文書が設けられている。

EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素(モノ・サービスの貿易の自由化)に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

FILP

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Programの略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける(「財政投融资」参照)。

FTA

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、1999年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G7

7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加の7か国及び欧州連合(EU)が参加。

I IMF

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。主な業務は、危機対応・予防目的の融資、

経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発。

I P E F

インド太平洋経済枠組み。Indo-Pacific Economic Frameworkの略称。令和4年5月のバイデン大統領訪日時に、米国が枠組みの立上げを発表し、同年9月に交渉を開始した。貿易（柱1）、サプライチェーン（柱2）、クリーン経済（柱3）、公正な経済（柱4）の4つの分野において、インド太平洋における持続可能で包摂的な経済成長を実現するための協力枠組み。令和5年5月、米国・デトロイトにて閣僚級会合が開催され、柱2の実質妥結が発表された。同年11月、米国・サンフランシスコにて首脳会合及び閣僚級会合が開催され、柱2についてはI P E F サプライチェーン協定として署名が行われ、柱3・4については、それぞれI P E F クリーン経済協定、I P E F 公正な経済協定として実質妥結が発表された。また、I P E F 評議会及び合同委員会を設立するI P E F 協定の交渉の実質妥結が発表された。令和6年2月、I P E F サプライチェーン協定が発効。同年6月、I P E F クリーン経済協定、I P E F 公正な経済協定、I P E F 協定の署名が行われ、同年10月に各協定が発効した。柱1は議論を継続している。参加国は日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド（柱1は交渉不参加）、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの計14カ国。

M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral

Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P P F I

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

R R C E P

地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。参加国は、ASEAN10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月1日に発効した。

R I L O ・ A P

WCOのアジア・大洋州地域情報連絡事務所（Regional Intelligence Liaison Office）の略称。域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進することを目的としており、2024年1月から日本がホストを務めている。

S SDGs

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継となるもの。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが定められている。MDGsで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもので、先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサリティが最大の特徴。

SEADRIF

東南アジア災害リスク保険ファシリテイ。Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facilityの略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対する保険ソリューションを供給することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T TPP/CPTPP

TPPは、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われたが、その後、平成29年1月に米国が離脱を表明した。

CPTPPは、環太平洋パートナーシ

ップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の略称。TPPから米国が離脱を表明後、平成30年3月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日に発効。令和5年7月までに、全ての原署名国11か国で発効している。また、令和5年7月にCPTPPへの英国の加入に関する議定書が署名され、令和6年12月に同議定書が英国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、オーストラリアについて発効した。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Co-operation Council）で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に貿易円滑化交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 (輸出入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/
政策金融・地震保険・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省

Ministry of Finance, JAPAN